

「アラブの春」の将来

平成25年3月



公益財団法人日本国際問題研究所
The Japan Institute of International Affairs

は し が き

本報告書は、外務省より平成24年度国際問題調査研究・提言事業費補助金を受けて、『アラブの春』の将来」というテーマのもとで、1年間当研究所が行ってきた研究活動の成果をまとめたものです。

2011年1月から2月にかけて、長期間にわたって続いてきたアラブ諸国の権威主義体制が大規模な民衆デモによって打倒しようとする運動、いわゆる「アラブの春」は、チュニジアとエジプトの独裁的な大統領を短期間のうちに退陣に追い込みました。その後、同様の現象がリビア、シリア、イエメンへと広がりましたが、これらの国々では短期間で権威主義体制が倒されることはありませんでした。リビアは一時的に内戦状態に陥り、国際部隊の軍事介入の果てにカザーフィーを殺害するに至ったものの、国内の安定の回復と民主的な新体制の構築は未だ完了していません。イエメンにおいては、反体制派と政権の衝突が長く続き、湾岸協力会議（GCC）の調停案を受けて騒乱は一応の終息を見ましたが、混乱の火種は消えていません。シリアにおいては、反体制デモとアサド政権の抗争が泥沼の内戦となり、約2年にわたって大量の犠牲者と難民を出してきました。

一方、権威主義体制の打倒に成功したチュニジアとエジプトにおいては、選挙によって政権に就いた穏健イスラーム主義勢力に対して、世俗派と厳格なイスラーム主義勢力の双方が批判を強めており、安定した民主的政権の樹立や社会改革・経済再建が順調に進んでいるとは言えません。潤沢な原油収入を持つ湾岸諸国は、バハレーンとオマーンで発生したデモを協力して抑え込み、表面的には平穏を保っていますが、国内に様々な矛盾や不満を抱え、君主・首長体制に対する反対運動が起こる可能性は否定できません。

カリスマ的指導者に従うのではなく、衛星メディアやインターネットを活用して普通の人々の共感が広く結びつくことで独裁者を打倒しようとする運動は、確かに、民意を無視した抑圧的な権威主義体制の存続を不可能、あるいは、困難にしました。その一方で、様々な主義主張と利害をとりまとめ、安定的な民主的体制を築くことも容易ではありません。民衆デモによる権威主義体制排除の動きは、中東地域に民主主義と安定を両立させ、多くの人々が公正と感じられる社会の構築に向けた長い道のりの出発点に過ぎなかったのです。

本研究プロジェクトは、上述の問題意識に基づいて、「アラブの春」と呼ばれる一連の政治変動が中東地域にどのような影響を与え、なお進行中の変動がどのような現状をもたらしたか、加えてその将来を展望することを目指して実施されたものです。その中では、「アラブの春」の舞台となっている諸国の中から、エジプト、シリア、イエメンの現状と背景を分析するだけでなく、これらの諸国に様々に関与しているトルコと湾岸諸国の動向

や、中東地域における最大の懸案であるパレスチナとイスラエルの和平問題に及ぼす影響もあわせて考察しました。さらに、アラブ諸国と同様に住民の大半がイスラーム教徒であり、1990年代にやはり民衆運動によって民主化を成し遂げたインドネシアの事例にも目を向け、比較政治学的な観点からの分析も試みました。その成果は、「アラブの春」と一括されながら、実は非常に複雑な内情を持つ諸状況を実証的・総合的に描き出し、世界と日本の安定と経済的繁栄にも大きな影響を及ぼす中東地域が向かう方向を示すことで、日本の中東地域に対する外交政策の策定に有益な知見を提供するものになったと言えます。

なお、ここに表明されている見解は全て各執筆者のものであり、当研究所の意見を代表するものではありません。しかし、この研究成果が日本の外交政策を考える上で意義ある一助となることを心から期待します。

最後に、本研究に終始積極的に取り組まれ、本報告書の作成にご尽力頂いた執筆者各位、その過程でご協力頂いた関係各位に対し、改めて深甚なる謝意を表します。

平成 25 年 3 月

公益財団法人 日本国際問題研究所
理事長 野上 義二

研究体制

主査：	立山 良司	防衛大学校教授
委員：	池田 明史	東洋英和女学院大学教授
	今井 宏平	中央大学大学院法学研究科
	鈴木 恵美	早稲田大学准教授
	辻上 奈美江	東京大学大学院特任准教授
	松本 弘	大東文化大学教授
	見市 建	岩手県立大学准教授
委員兼幹事：	浅利 秀樹	日本国際問題研究所副所長兼主任研究員
	森山 央朗	日本国際問題研究所研究員
担当助手：	鈴木 涼子	日本国際問題研究所研究助手

(敬称略、五十音順)

目 次

報告書要旨	1
「アラブの春」の将来：政策提言	7
序 章 「アラブの春」2年目の動向	立山 良司……15
第1章 エジプト社会の二極化にみる移行プロセスの考察 —憲法宣言を中心に—	鈴木 恵美……27
第2章 シリア「内戦」とイスラーム主義	森山 央朗……41
第3章 湾岸諸国の「アラブの春」：デモの波及、外交 そしてビジネスチャンス	辻上 奈美江……73
第4章 イエメンとオマーン —「アラブの春」のなかの位置づけ—	松本 弘……89
第5章 アラブ諸国の政治変動に対するトルコの影響	今井 宏平……103
第6章 インドネシアにおける民主化の経験とイスラームと 政治の現在	見市 建……123
第7章 「アラブの春」と中東国際関係 —原理的問いと現実的展望—	池田 明史……135
第8章 体制移行期における内戦と「保護する責任」：リビアと シリアの比較	立山 良司……147

報告書要旨

本報告書は、2011年から続くアラブ諸国における政治変動、すなわち、民衆運動によって権威主義的独裁体制を打倒しようとする「アラブの春」と呼ばれる運動が、その始まりから2年あまりが過ぎる中でたどった経緯と、中東地域全体と国際社会に投げかけてきた問題を分析することで、「アラブの春」の現状と背景を考察し、その将来を展望するものである。

具体的には、実際に民衆運動による政治変動を経験してきたエジプト、シリア、イエメン、オマーンにおける事態の進展を追い、湾岸協力会議（GCC）諸国の動向を分析する。GCC諸国は、これまでのところ大規模な政治変動を被っていないものの、国内に様々な不安定要因を抱え、同時に上記各国の政治変動に深く関与してきた。また、アラブ諸国には含まれないが、中東地域にあって同地域への関与を強め、「アラブの春」にも様々に関わるトルコの対応も取り上げる。こうした中東地域内部からの視点に加えて、比較政治学的な視点としてインドネシアを取り上げる。インドネシアは、中東・アラブ諸国と同様に、ムスリム（イスラーム教徒）が国民の大半を占め、1990年代に民衆運動によって権威主義体制から民主体制へと移行した経験を持つ。これらの国単位の分析とともに、「アラブの春」が中東地域全体の国際関係に及ぼす影響と、国際社会に投げかける問題として「保護する責任」について考察する。各分析・考察項目に関する議論の概要は以下の通りである。

まず、序章において2011年以降のアラブ主要国の動向を概観する。この概観の中で重点を置くのは、「アラブの春」の舞台となった国々の中で、本報告書が章を立てて取り上げない国々、すなわち、チュニジアとリビアである。また、GCC諸国と同じ君主制体制下にありながら、非産油国であることで経済的により困難な問題を抱えているヨルダンとモロッコにも言及する。ヨルダンについては、シリア危機とパレスチナ問題との関係においても難しい立場に立たされている。

「アラブの春」の2年間を概観することから浮かび上がる問題は、(1) イスラーム主義勢力の台頭、(2) 中東地域内部の各アクター間の関係の変化、(3) より良い暮らしを求める民衆の大きな期待と経済の低迷のギャップ、の3点である。(1) イスラーム主義勢力の台頭については、チュニジアやエジプトにおいて、権威主義体制崩壊後にムスリム同胞団系のイスラーム主義政党が選挙を通して政権与党となったことに象徴される。しかし、それらのイスラーム主義政党が安定した民主的政体を実現するかは不透明である。イスラーム主義政党の政権運営に対して世俗派から強い反発があり、同時に、イスラーム主義の中でも国民国家体制の解体や武装闘争を前面に押し出した過激な勢力の活動を抑えることが

困難な課題となっているからである。(2) 中東地域内部のアクター間関係については、シリア危機をめぐる GCC 諸国、エジプト、トルコ、イランの間の駆け引きがもたらす変化と、エジプトの同胞団系政権がパレスチナーイスラエル和平やイランの核問題に及ぼす影響が指摘される。(3) 民衆の期待と経済の低迷のギャップとは、権威主義体制を打倒し、民主化への移行プロセスに入ることができたチュニジアやエジプトにおいて、多くの国民が経済の好転を期待している一方で、実際の経済は革命の混乱から立ち直る見通しが未だに立っていないことである。アラブ諸国に安定して民主的な政治体制が定着するか否かは、チュニジアやエジプトの新政権が国民の高い期待にどこまで応えられるかに大きく左右されるのである。

以上の序章で示される問題意識のもとに、各章では以下の分析と考察がなされる。第 1 章では、ムバーラク政権崩壊後のエジプトにおいて、政治的な混乱が続き、社会がイスラーム主義勢力支持とリベラル勢力（青年勢力、左派、リベラル）支持の間で二極化する方向に向かっていることを論ずる。1952 年のクーデター（7 月革命）で権力を掌握したナセルを中心とする自由将校団は、王制下の憲法を停止するために「憲法宣言」という超憲法的な宣言を発表した。2011 年に民衆デモの高まりを受けてムバーラク大統領を退陣させた軍最高評議会（SCAF）も、この「憲法宣言」によって憲法を停止して実権を掌握した。SCAF とムルシー新大統領は、その後も、重要な局面で憲法宣言を公布してきたが、法的な根拠を持たない憲法宣言を権力闘争の道具として用いることで、民衆運動を担ったリベラル勢力を政治過程から排除し、イスラーム主義勢力の影響力の増大と軍の影響力の温存が図られた。このことが、イスラーム主義勢力支持とリベラル勢力支持にエジプトの社会が二極化される原因となったと指摘する。

第 2 章では、混迷と暴力の応酬が激しさを増すシリア情勢を取り上げ、トルコで活動するシリア人反体制活動家への面会調査の成果などを基に、2012 年のシリア「内戦」を通じた反体制諸派の変質と、反体制諸派の内部におけるスンナ派イスラーム主義勢力の存在感の増大を分析する。そして、シリア情勢の現状と背景を考察するとともに、「アラブの春」の全体を通して重要な政治的・社会的変数となっているイスラーム主義について論じる。これらの分析と考察を通して、シリアの反体制運動が意思と組織の統合に苦慮し、民衆デモから武装闘争へと重点を移していくなかで、反体制運動が地元性を強めることで、民主化などの理想が背景化し、宗派や民族といったシリア在地の複雑な統合と分断の原理が前景化していることを描く。スンナ派イスラーム主義については、独裁体制の打倒という目標のみで様々な主義主張を持つ人々が結びつき、明確なビジョンや強力な指導者を持たない「アラブの春」において、現行の国民国家体制を受容する穏健なイスラーム主義が宗派

的多数派を占めるスンナ派ムスリムの宗教感情に訴えることで、当面は支持を広げていくであろうことを指摘する。同時に、政権との激しい戦闘が続くシリアにおいては、国民国家体制の解体を訴えるような過激なイスラーム主義武装勢力が、その果敢な戦いぶりによって人々の人気を集めていることも指摘する。

第3章では、GCC 諸国を取り上げる。GCC 諸国に対する「アラブの春」の影響は一様ではない。オマーンでは、国内で大規模な反体制運動が発生し、12名の閣僚を解任するに至った。バハレーンでは、半島の盾軍の派遣を受けてデモを鎮圧しなければならなかった。サウジアラビアは、デモの危機に晒されたものの、大規模な経済対策と部分的な政治宗教改革によって当面の危機を乗り切った。以前から政治的論争が激しいクウェートについては、どこからが「アラブの春」の影響かを見極めるのが難しい。そして、カタールとアラブ首長国連邦では、デモや抗議行動がほとんど起きていない。こうした違いは、政府による石油収入の国民に対する配分の適切さと、その結果としての国民の総体的な豊かさの違いによって、ある程度説明できると考えられる。他方、「アラブの春」を経験している他のアラブ諸国への関与については、GCC 域内の安定、君主制の正統性の確保、スンナ派支持の3点で一定の方向性を有しているように見られるが、サウジやカタールは、体制転換が起きたアラブ諸国において経済的利益をつかもうという意欲も看取される。GCC 諸国は、「アラブの春」によってイスラーム主義勢力が勢力を拡大していることに警戒感を抱きつつ、「アラブの春」をビジネスチャンスとも捉えていると考えられるのである。

第4章では、GCC 諸国の中で大きな政治変動を被ったオマーンと、GCC 諸国の南隣にあって国家統合に様々な問題を抱えてきたイエメンの政治変動を概観する。その上で、オマーンを他の GCC 諸国と、イエメンをチュニジア、エジプト、リビアと比較することで、両国の政治変動に対する考察を深め、「アラブの春」全体に関わる問題点を指摘する。イエメンにおいては、首都のサナアでサーレハ大統領の退陣を求めるデモが発生し、部族勢力も巻き込んでサーレハ支持派との衝突に発展した。一方、南部では AQAP（アラビア半島のアルカーイダ）とサーレハ政権の戦闘が起こった。こうした事態を受け、AQAP の勢力伸長を警戒するアメリカと難民の流入を恐れるサウジの主導によって GCC の調停案が示され、サーレハが訴追免除と与党党首の地位を保証されたまま副大統領のハーディーに権力を委譲するという「中途半端な」幕引きが図られた。チュニジア、エジプト、リビアと比べて「中途半端な」事態の経緯の背景には、「サウジアラビアの隣国」というイエメンの位置とともに、イエメンにおいては、1990年代までイスラーム主義勢力が存在しなかったという事情が指摘される。イエメンのイスラーム主義勢力は、ここ20年あまりに外部から入り込み、アメリカとの直接対決を志向する「国際派」であった。それが、「アラブの春」

によってイエメン国内に地盤を得たことで、イエメンのイスラーム国家化を主張するようになった。こうしたイスラーム主義勢力の「在地化」は、「アラブの春」によってイスラーム主義勢力の勢力伸長が見られるチュニジア、エジプト、リビアなどにおいても、今後起こりうると考えられる。

オマーンについては、汚職を非難し生活改善を訴えるデモが発生し、政府は国民に経済的利益を供与する「ばらまき」によって対処した。こうした「ばらまき」は GCC 諸国で共通して行われてきたが、オマーンの場合は、国王側近の大物政治家の退場や諮問評議会への立法権の付与が行われた。大物政治家の退場は、国王による人事の刷新と捉えられる。また、諮問評議会への立法権の付与は、国王や首長に権力が集中する GCC 諸国内にあっては画期的なことである。それは、国王の権力委譲というより、様々な新規立法が必要な状況を、行政府の立法能力だけでは処理できないという現実的な判断である。GCC 諸国は、いずれも同様の問題を抱えており、オマーンをさきがけに、そうした現実的判断から立法権の分散という形での民主化が進む可能性も指摘される。

第1章から第4章にかけて、アラブ諸国内部の視点から「アラブの春」を論じてきたのに対して、第5章と第6章は、非アラブ諸国の事例から「アラブの春」を考察する。第5章においては、「アラブの春」と様々に関与してきたトルコを取り上げ、同国のチュニジア、エジプト、リビア、シリアに対する対応を概観し、トルコをアラブ諸国の民主化のモデルとしようという「トルコ・モデル」の有効性と、「アラブの春」が公正発展党の外交政策に与える影響を考察する。まず、トルコの「アラブの春」に対する対応としては、チュニジア、エジプト、リビアに対する対応が限定的であったのに対して、隣国シリアに対しては深く関与し、アサド政権と反体制諸派の交渉仲介から反体制諸派の積極的支援に切り替えた経緯を分析する。「トルコ・モデル」の有効性については、トルコの公正発展党は、親イスラーム政党であるものの世俗主義を国是として堅持している点で、チュニジアやエジプトのイスラーム主義政党とは大きく異なり、経済や政治環境も異なることから直接的な有効性はないと考えなければならない。ただし、大衆政党の組織や宗教的規範の保守的価値観への読み替え、福祉政策と親自由主義的経済政策のバランスといった点で示唆を与えることはできるとも考えられる。公正発展党の外交政策は、人権重視や善隣外交、地域の安定への貢献を謳ってきた。しかし、「アラブの春」によって、権威主義体制と良好な関係を維持してきたことの倫理的問題が浮き彫りにされ、シリアの反体制諸派への積極的支援が地域の安定化に結びついていないことで、地域の安定に向けて具体的な政策が展開できない状況になっている。この状況を打開するためには、イスラエル、イラン、イラク中央政府などの、これまでの外交政策によって関係が悪化した諸国・アクターとの交渉を続けて

いくことが重要であると考えられる。

第6章では、中東地域を離れて、インドネシアにおける民主化の経験とイスラームと政治の現在を分析し、エジプトの政治変動プロセスとの比較と、中東のイスラーム主義／親イスラーム政党、特にトルコの公正発展党とインドネシアのイスラーム系政党の比較を行うことで、中東・アラブ諸国の現状を見返す視座を提供する。また、「イスラームらしさ」をめぐる争点を分析することで、現代のインドネシアにおけるイスラームと政治の関係を論じ、イスラーム主義に関する考察を深める材料を提供する。ここで指摘されることは、インドネシアとエジプトでは、権威主義体制下における権力と富の大統領一族への集中や経済状況などに類似性が見られるものの、大統領と与党と軍の関係の違いが収束局面での差異を生んだことである。また、インドネシアにおける民主主義体制は、表向きの民主主義の裏側で植民地期以来のオリガーキー（寡頭制）が維持されている点で、新興ブルジョアジーなどを取り込んで大衆政党として成功したトルコの公正発展党や凝集力を持つムスリム同胞のような組織によって支えられているわけではない。さらに、世俗系政党もイスラーム的なキャンペーンを行うようになったことで、イスラーム系政党の独自性が薄れ、イスラーム系政党の支持が低下し、トルコやエジプトのように世俗系とイスラーム系の上に大きなイデオロギーや社会階層間の亀裂がないことも指摘される。その一方で「イスラームらしさ」のイメージの演出は重要な政治的動員手法となっており、メディアにおけるイスラーム性という点で中東地域との有効な比較研究の素材を提供している。

ここまでの国ごとの分析を踏まえて、第7章と第8章では、「アラブの春」が中東地域全域に及ぼす影響と、国際社会に投げかける問題を論ずる。第7章では、権威主義体制への異議申し立てというアラブ諸国を横断するベクトルが、各国の事情に由来する垂直的ベクトルによって遮断されてきた状況を概観し、明確な組織や指導者を持たない大衆運動によって旧体制が打倒された後、組織力を持つイスラーム主義勢力などの旧来の政治勢力が、組織や指導理念を持たない新世代の大衆運動にどのように向き合っていくかという問題を提起する。こうした新しい状況が中東全体にどのような影響を及ぼすかをイスラエルの視点からアプローチし、イスラエルをはじめとする中東地域の現状維持を望む勢力と、イランなどの現状打破を望む勢力が、アメリカの中東地域からの「撤退」などと絡めて、ともに国民国家的な権益の維持拡張をアラブやイスラームといった越境的な回路によって達成しようとしている状況を分析する。そして、越境的な性質を持つ宗派や民族に基づくアイデンティティ政治が各国内部で前景化することで各国内部の軋轢を噴出させるだけでなく、国家の領域を超えた越境的な混乱を創出させつつある事実に着目する必要性を指摘する。

第8章においては、中東における混乱の二つの深刻な事例、すなわち、リビアとシリア

の内戦状況に対する国際社会の対応の違いから、「保護する責任」をめぐるジレンマを議論する。リビアとシリアにおいては、大規模な民衆蜂起に直面した政権が、本来保護すべき国民に対して凄惨な暴力を加えるという点で共通している。しかし、この深刻な人道危機に対して、国際社会は全く異なった対応をとった。すなわち、リビアにおいては「保護する責任」を掲げて NATO を中心とする軍事介入を行い、結果的にカザーフィー政権を転覆させて体制転換を引き起こした。他方シリアにおいては、国際的なコンセンサスを形成することができず、シリア国内の暴力を停止させシリア国民を保護するために有効な手段を講ずる目処が立っていない。この背景には、リビアへの介入が体制転換をもたらしたことに対して、ロシアや中国、BRICS 諸国の強い警戒感が指摘される。ここに、内政不干渉を原則とする「保護する責任」論において、国家自体が国民に暴力を加える場合、国家体制を転覆させることなく国際社会が「保護する責任」を果たすことができるのかというジレンマが突きつけられるのである。また、シリアへの軍事介入に関しては、混迷を深める同国に軍を派遣するだけの積極的な意思と能力を備えた国家、あるいは、国家連合を見いだすことが難しいという問題もあって、「保護する責任」をめぐるジレンマはより深いものとなるのである。

以上が、本報告書の要約である。これらの分析と考察を基にした政策提言については、この要約の後ろに付されている。分析と考察の詳細については、政策提言に続く序章以下の本論を参照されたい。

「アラブの春」の将来：政策提言

1. 現在の状況

1-1 チュニジア、エジプト、リビア

- ① 旧体制が崩壊したこの3カ国は現在、体制移行期にあり、民主化への道を歩み始めたばかりだが、その先行きは極めて不透明である。
- ② エジプトではムスリム同胞団を中核とするイスラーム主義勢力、革命の原動力となったリベラル勢力、それに軍がそれぞれの主張実現や利益擁護のために、三つ巴の対立を繰り返している。しかし、これまでの経緯を見ると、ムスリム同胞団（自由公正党）と軍の間には一定の協力関係があるように見え、リベラル勢力が疎外された状態が続いている。
- ③ チュニジアでも同様にイスラーム主義勢力とリベラル勢力の対立が顕著だ。しかし、軍は主要なアクターでなく、イスラーム主義勢力内では、政権を握っているアンナハダと暴力的なサラフィー主義勢力とが対立関係にある。エジプトとは異なるこの三つ巴の状況は、2013年2月初めの野党党首暗殺事件を契機にいつそう混迷している。
- ④ リビアでは、イスラーム主義勢力は移行体制で中心的なアクターになっていない。しかし、武器の蔓延や国民国家としての凝集性が希薄であることから、国内各地で武装グループが活動している。その一部は過激なイスラーム主義勢力と見られるが、地域的・地縁的な色彩が濃い集団の存在も指摘されている。
- ⑤ 上記のように同じ移行過程にあるといっても、これら3カ国はそれぞれ異なった状況にあり、非産油国であるチュニジアとエジプトは経済・財政面でも問題を抱えている。いずれにしてもこの3カ国は今後、長い移行過程を歩まなければならない。それだけに長期にわたる民主化支援を必要としている。

1-2 シリア

- ① ほぼ丸2年に及ぶ武力対立の結果、死者は2013年2月中旬現在、7万人台に迫っていると見られている（国連人権高等弁務官）。内戦状態を長引かせている要因は、アサド政権側も反体制側も相手を圧倒するまでの十分な軍事力を有さず、かつ反体制勢力が統一を欠いているからである。さらに外部勢力がさまざまなかたちで介入していることも、内戦をより複雑にしている。その結果、国連などによる政治解決の試みはまったく功を奏していない。

- ② 暴力の応酬が激化、長期化する中で、宗派間対立の様相も強まっており、国外から流入したスンナ派ジハード主義武装集団の存在も宗派对立を煽る要因となっている。また、シリア国内のクルド人問題も顕在化しつつある。これら宗派・民族問題がイラクとレバノン両隣国における同種の問題と連動する恐れも危惧されている。
- ③ 2012年11月に発足した反体制派の連合組織「シリア国民連合」は、依然として内部統一がとれていないという問題を抱えている。それでもスンナ派内の現実主義的な勢力を中核としており、2012年12月に開催された第4回シリア・フレンズ会合で同連合を「シリア国民を代表する正統な組織」と認める議長総括が出された。
- ④ 我が国もシリア・フレンズ会合の参加国であり、また2012年11月には第5回シリア制裁ワーキング・グループ会合を東京で開催した。
- ⑤ 内戦がさらに激化した場合、シリアの国家としての現在の枠組みそのものが揺らぐ恐れがある。加えて大量破壊兵器や高度な兵器が周辺国や非国家主体に流出する危険が高まっており¹、難民のさらなる流出も懸念されている。

1-3 その他アラブ諸国

- ① イエメンでは大統領ポストのいわば「禅譲」が行われ、ハーディー新大統領が権力基盤を徐々に固めつつある。しかし「アラブの春」に伴う治安維持能力の低下もあり、「アラビア半島のアル・カーイダ（AQAP）」、北部のザイド派、南部分離運動が活動をいつそう活発化させている。
- ② バハレーンでは議会の権限拡大などの政治改革要求と宗派对立とが連動し、一部は反体制運動にまで発展した。政府は「湾岸の盾」軍の協力も得ながらこうした動きを力で抑え込んでいるが、デモが散発的に続き、治安部隊との衝突が絶えない。
- ③ モロッコ、ヨルダン、サウジアラビア、オマーンの王制諸国は、いずれも部分的な政治改革やばら撒きにより事態を鎮静化させることに成功した。しかし、各国とも政治参加は限定的で、若者の失業率が高いなどの構造的な問題を抱えており、いずれまた同じような政治改革要求運動が火を噴く可能性は十分に考えられる。

1-4 地域全体の問題：不安定さの拡大

- ① リビアとシリアの内戦や、その他諸国での治安維持能力の減退を反映し、イスラーム過激派の活動や武器の蔓延などの問題が顕在化している。これらの問題の背景となっているのは、国家の統治能力の揺らぎに加え、国境を越えた伝統的な人の移動（北アフリカからサヘル地域にかけてのトゥアレグ人など）や、イスラーム過激派

の相互触発や移動といったトランスナショナルな動きである。同様にシナイ半島の治安悪化もガザ地区の情勢と連動している。

- ② 非産油アラブ諸国はいずれも厳しい経済状態に置かれており、「アラブの春」の結果、経常収支の赤字や若者を中心とした失業問題はいつそう悪化傾向にある。他方、産油国は高い水準で推移する原油価格の恩恵を受け、経済の見通しは明るい。しかし、サウジアラビアやオマーンなどでは依然として、非産油国と同様に若者のための雇用創出問題が解決されていない。
- ③ イランの核開発問題は元来、「アラブの春」とは無関係である。しかし、イスラエルによる対イラン武力攻撃の可能性は必ずしも排除できず、もし実行された場合、ペルシャ湾周辺のみならず中東全域をさらに不安定化させることは必至である。
- ④ 中東和平交渉は全く行われておらず、イスラエル、パレスチナ双方の相互不信感はさらに深まりつつある。そうした中、「アラブの春」の影響を受け、ガザ地区を拠点とするハマースは存在感をさらに強めている。
- ⑤ エネルギー資源、交通の要衝など中東が有する地政学上の重要性から見て、中東は依然として米国にとって死活的利益が存する地域であり、米国の対中東関与が近い将来、大幅に減退することは考えられない。しかし、国内でのシェール・ガスの開発やアフガニスタンからの2014年までの米軍の撤退完了の動き、国防費の大幅削減、アジアへの関心の高まりなどによって、結果として中東への関与が相対的に減少する可能性は高い。

2. 政策提言

2-1 安定的な民主化移行プロセスに向けて

- ① 中東の主権国家体制の安定が我が国にとって極めて重要なことはいうまでもない。特にすでに体制移行過程にあるチュニジア、リビア、エジプトの3カ国における民主化定着の試みが一定の成功を収めるか否かは、中東の安定にとって重大な意味を持っている。他方、我が国をはじめ先進各国は厳しい経済・財政問題に直面しており、大規模な経済援助は望むべくもない。
- ② よって我が国としては専門家派遣や日本国内での研修などの取り組みを通じ、我が国の経験に基づいた民主化定着、「良い統治（グッド・ガバナンス）」の確立、インスティテューション・ビルディングに向けたきめ細かい支援を幅広く行うべきである。例えば以下のような分野を含む支援の必要がある。

- ・選挙制度整備

- ・警察・司法制度改革（裁判・法執行実務の改善、法曹の人材育成など）
 - ・各種法制度の整備（経済や地域開発、公害防止など）
 - ・財政制度の確立（税法体系の整備、徴税制度の改善など）
 - ・初・中等教育の普及・改善（識字率の向上、教員の養成、教育内容の充実など）
 - ・人権教育の普及
 - ・報道の自由確立と質向上
 - ・社会的セイフティーネットの確立（社会保障制度の充実など）
- ③ 上記②に示した民主化定着などの支援は体制移行期にすでに入った3カ国以外でも、対象国のニーズを勘案しながら適宜実行する必要がある。特にオマーンやモロッコ、ヨルダンが議会を重視する方向に動き始めており、こうした動きを後押しする支援の可能性を検討すべきである。
- ④ 加えて民主化定着などの支援を行うに当たっては、すでに始められているが、ムスリム国であるインドネシアなど東南アジア諸国の民主化プロセスの経験を踏まえ、三角協力による支援の取り組みを拡大すべきである。

2-2 シリア内戦への取り組み

- ① シリア内戦を早期に収拾させるとともに、周辺諸国への飛び火を防ぐことは喫緊の課題である。そのために「シリア・フレンズ会合」へのいっそうの積極的参加などを通じ、シリア問題の政治的な解決に向けた国際的協力体制作りにも貢献する必要がある。
- ② シリア周辺諸国との連携を強化するとともに、周辺諸国におけるシリアからの難民支援を拡大する。エジプト、トルコ、サウジアラビア、イランからなるシリア問題に関するコンタクト・グループは今のところまったく成果を出していない²。しかし、シリア問題に直接影響力を持つ地域主要アクターの意見調整の場として今後、重要性を持つ可能性もある。我が国としては同グループの取り組みを注視し、必要に応じて協力できる体制を作っておくべきであろう。
- ③ アラブ・中東地域におけるシリアの重要性を考慮すれば、内戦収束後のシリアの復興に向けた我が国の支援の可能性を今から検討しておく意義は大きい。その際、対シリア支援も民主化移行プロセス支援と同様、財政的理由から大規模復興支援を行うことの困難さを勘案すれば、例えば以下のようなきめ細かな支援の可能性を検討しておくことが望まれる。
- ・ 戦災復興都市計画の策定：戦災の被害を受けた都市の復興計画の速やかな策定

を支援する。この目的で世界遺産地域を含むダマスカスやアレppoの市街地の戦災状況についての情報収集の取り組みが、日本の都市計画専門家の手ですで行われていることは注目に値する³。この取り組みは、1960年代以降現代まで我が国がシリアの都市計画を支援してきた歴史と経験を踏まえたものであり、かつ内戦勃発前に築かれたシリア人との人的なネットワークを活用して行われている。現在はまだ試験的な作業であるが、本格的な取り組みとすることが期待される。

- ・ 紛争後の国民和解支援：シリア反体制運動関係者の間には、シリアをはじめ中東との歴史的なしがらみがない日本が、紛争終結後の国民和解のための仲介や、内戦中の犯罪を裁くための法廷の組織・運営で主導的な役割を期待する声がある⁴。紛争後の国民和解は必須であり、そのために我が国としても専門家派遣などの支援を行うことは十分に検討・実行されてよい。
- ・ 上記の他、DDR（Disarmament, Demobilization, Reintegration：武装解除・社会復帰）やSSR（Security Sector Reform：治安分野改革）などの分野における支援の可能性を検討する。

2-3 中東不安定化への対応

- ① 今後ともより広範な地域で活動を活発化させるとされるイスラーム過激派など越境的勢力に関する情報の収集・分析の体制を構築・強化するとともに、欧米および中東諸国との間で情報共有に向けた体制を作る必要がある。
- ② 特に北アフリカからサヘル地域におけるイスラーム過激派の活動や武器の蔓延にどう対処するかは、優れて国際的な問題であり、関係国と十分な協力体制を築くことが望まれる。
- ③ 現時点において二国家解決案に基づくパレスチナ問題の解決はきわめて困難であるが、和平プロセスへの積極的な取り組みを続けていくことは、ヨルダン内政を含め中東の安定を確保するために不可欠である。停滞状態にある中東和平プロセスを活性化するために、アラブ諸国と連携して「アラブ和平構想」の実現を改めて我が国が呼びかけることも一案である。また、すでに6年にわたりガザを実効支配しているハマースの存在を無視することは出来ず、同組織との何らかの関係構築の可能性を探る必要がある。
- ④ イランの核問題の政治的解決もまた、中東の安定に必須であり、国連やIAEA（国際原子力機関）、P5+1（国連安全保障理事会常任理事国5カ国+ドイツ）などによる政

治的な解決に向けた取り組みに積極的に協力するとともに、イスラエルに対し武力行使の危険を絶えず伝達する必要がある。

- ⑤ 中東地域の重要なアクターであるトルコとの連携は、シリア内戦やイラン核問題の政治的解決の努力にとっても有益である。「トルコ・モデル」については議論があるものの、トルコ自身は近年、積極的な地域外交を展開するとともに、日本国際協力機構（JICA）と協力関係にあるトルコ国際協力調整庁（TIKA）を通じた対アラブ諸国支援により、外交の幅を拡大している。我が国とトルコとの歴史的に良好な関係を踏まえ、両国が手を携えてアラブ諸国における民主化移行を支援することは、トルコ自身の民主化定着にも資するであろう。

2-4 イスラーム主義に関する知見の拡大

- ① 「アラブの春」以降、イスラーム主義勢力の台頭は著しい。しかし、我が国のみならず欧米でもイスラーム主義に関する知見は決して十分とはいえない。加えてイスラーム主義といってもきわめて多様であり、文脈や地域により異なった思想や活動が見られる。
- ② それ故、長期的な視点に立ち、イスラーム主義の思想や組織、活動状況に関する知識や情報を収集・蓄積する必要がある。そのためにはアラブ諸国でのイスラーム主義運動はもとより、アジア諸国などにおけるイスラーム主義運動についての研究を活発化させる。また、さまざまなイスラーム主義組織関係者の我が国への招聘など、人的交流を活発化させることが望ましい。
- ③ 加えてイスラーム主義のみならず、中東におけるさまざまな思想潮流や政治・社会動向についての知見を深めることは危機管理面からも望ましく、研究者と外交実務者、さらに民間事業者を含めた幅広い意見・情報交換の場を作る必要がある。
- ④ 以上のような問題意識から、学術交流や情報交換・蓄積を促進する場として、以下のような「日本中東学術交流会」（仮称、以下「交流会」）を設立することも一案である。
- ・ 交流会は各国の情勢について語れる現地の知識人と恒常的に連絡を取り合える場の創出を目的とする。
 - ・ 当面の活動としては研究者（大学、シンクタンク、政府系研究所）、活動家／NGO 関係者、メディア、ウラマー等に関するデータベースの構築を目指す。

- ・ また、現地知識人との間で定期・不定期の意見交換の機会を設け、「アラブの春」が提起した政治・社会問題などについて意見の聴取を行い、我が国中東外交の立案・展開に資する。

—注—

- ¹ 2013年1月末にイスラエルはシリア領内を空爆したとされるが、事実であれば兵器流出に関するイスラエルの強い懸念の帰結である。
- ² サウジアラビアはこれまでのところ協議に参加していない。
- ³ この取り組みは筑波大学システム情報系社会工学域の関係者によりなされている。
- ⁴ 2012年12月にトルコで行ったシリア反体制運動関係者の聞き取り調査で。

序章 「アラブの春」2年目の動向

立山 良司

はじめに

いわゆる「アラブの春」が始まってから2年以上が過ぎた。体制転換が起きたチュニジア、エジプト、リビアの3カ国では新体制移行への取り組みが続けられている。その中で一つの焦点となっているのは、あるべき体制の姿をめぐる各国で生じている深刻な亀裂をどう乗り越えるかだ。特に台頭するイスラーム主義の影響を受け、イスラームと政治や社会との関係をどのように規定するかで意見対立が激化している。また、リビア内戦の影響もあり、北アフリカでは相当量の重火器が出回っていると見られ、イスラーム過激派の活動活発化とあいまって治安情勢をいっそう不安定にしている。

一方、シリアの内戦はいっこうに収まる気配を見せず、国連人権高等弁務官は2013年1月初め、死者が6万人を超えたと発表した。内戦の激化はシリアという国家の枠組みそのものを崩壊させるのではないかという強い懸念を引き起こすとともに、外部からの介入を拡大させ中東の域内関係に重大な影響を及ぼしつつある。2012年11月にイスラエルとガザ地区を拠点とするハマースなどパレスチナ勢力との間で発生した武力衝突も、「アラブの春」以降の中東域内情勢の変化を反映している。

本報告書の構成は目次に示したとおりである。以下ではまず「アラブの春」以降のアラブ主要国の動向を、本報告書の各章で取り上げない国に力点を置いて概観する。その上で、地域横断的な問題として過激主義を含むイスラーム主義勢力の台頭、中東域内関係をめぐる主要アクターの動向、さらに経済問題と国民の期待値とのずれの拡大を取り上げる。

1. 全体の概況

(1) エジプト、チュニジア、リビア

中東の変動の中で、最も台頭が著しい政治潮流はイスラーム主義である。2011年末から2012年初めにかけて行われたエジプト人民議会選挙では、ムスリム同胞団の政党自由公正党、およびサラフィー主義政党が合計で全体の3分の2以上の議席を得た。さらに2012年5～6月の大統領選挙でも自由公正党候補のムハンマド・ムルシーが当選し、ムスリム同胞団は立法と行政の両府を握ることとなった。同国では2012年末に新しい憲法が発効したが、解釈によってはイスラーム主義勢力の主張が過度に重視される可能性があるとの懸念も強く、国論は必ずしもまとまっていない。イスラーム主義勢力主導の政治運営にリベラ

ル派が反発を強める中、2013年1月下旬にはカイロなど各地でデモ隊と治安部隊とが衝突するなど、ムルシー大統領にとって厳しい情勢が続いている。

チュニジアでも2011年10月の制憲議会選挙で、イスラーム主義政党アンナハダが40%強の議席を獲得し、第2党の「共和制会議（CPR）」と第4党の「エタカトル（労働と自由のための民主フォーラム）」と暫定連立政権を発足させた。制憲議会は当初、2012年10月までに新憲法を制定するとしていた。しかし制定作業は遅れ、2012年9月には暫定政府が憲法草案作成期限を2013年年2月まで延期すると発表した。制定作業が遅れている要因は、司法の役割、大統領と議会との権力配分、女性の権利、言論や信教の自由などをめぐり、なかなか合意が得られないためである¹。

他の非産油アラブ諸国と同様、経済的にもチュニジアはきわめて厳しい状況にあり、政治プロセスの遅れとあいまって暫定政権と制憲議会への国民の不満が高まっている。制憲議会選挙実施1周年の2012年10月23日にはチュニジア各地でデモがあり、「国民は政権交代を望む」「雇用、自由、尊厳」など、革命時のスローガンが叫ばれた。また2012年11月末から12月初めにかけては、経済状態が特に悪い内陸部のシリアナなどいくつかの都市で暴徒化したデモ隊と治安警察が衝突する事件が相次いだ。さらにチュニジア労働総同盟（UGTT）が全国規模のゼネストを呼びかけ、首都チュニスでUGTT関係者とアンナハダ支持者が衝突する事件も発生した。結局、ゼネストそのものは回避されたものの、観光客や投資の減少の結果、失業率はベンアリ体制が崩壊した2011年初めの13%から2012年後半には18%にまで上昇したといわれ²、暫定政権、さらに2013年中には発足する予定の本格政権にとって経済の立て直しは非常に重たい課題となっている。

一方、約半年間にわたる内戦を経て新体制への移行プロセスを歩み始めたリビアでは、2011年11月に発足した国家暫定評議会の下、2012年7月に国民議会（制憲議会）選挙が行われた。大きな混乱はなかったものの、チュニジアなどと同様、投票率は約60%とそれほど高くなかった。選挙という行為そのものに国民がまだ慣れていないためかもしれない。政党間で争われた比例区（200議席中80議席）では暫定政権の前首相マフムード・ジャブリル率いるリベラル派の国民勢力連合が39議席と第1党となり、同胞団系の正義発展党は17議席にとどまった。正義発展党がそれほど伸びなかった理由について、カッターフィ政権下で徹底的に弾圧された同胞団は国内に十分な下部組織を持っていなかったため、今後はリビアでも同胞団系が支持基盤を拡大するとの指摘もある³。

2012年8月に国家暫定評議会から権力の移譲を受けた制憲議会は9月にムスタファ・アブーシャグルを新首相に選出した。しかし、アブーシャグルは組閣することができず、10月に改めてアリー・ジダンが首相に選出され新内閣を発足させた。ジダンはカッターフィ

政権で外交官を務めていたが、1980年に亡命し反体制グループの一員として活動していた。

リビアにおける最大の問題は各地で武装グループ跋扈^{ばつこ}して、武装勢力同士による対立や治安部隊責任者に対する暗殺などが続いていることだ。これに対し中央政府の関係機関は手を打つことができないまま傍観者の状態にあり、部族間対立の調停も中央政府ではなく地域の名望家が行っているといわれる⁴。これらリビア国内で活動している勢力が暴力的なイスラーム過激派か、内戦の最中にリビア各地に生まれた武装集団であるかは見方が分かれている⁵。なお、チュニジアとリビアでは2012年9月に、それぞれ米大使館（チュニス）と米領事館（ベンガジ）が襲撃される事件が発生したが、これについては第2節で述べる。

（2）その他のアラブ諸国

モロッコでは、2011年7月、政治改革を求める動きに対し国王ムハンマド6世が国民投票により憲法改正を行い、議会による首相選出が成文化された。改正憲法に基づいて行われた11月の下院選挙で、イスラーム政党で野党だった公正発展党が第1党となり、2012年1月には同党を中核とする連立政権が発足した。公正発展党は自らの役割を「第三の道」と呼び、王室と公正発展党とのパートナーシップによってより大きな改革を実現していると見ている⁶。このように「アラブの春」へのモロッコの対応は成功しているかに見える。しかし、王室が依然として絶対的な権力を握り、基本的人権が十分に保障されておらず、経済状態が改善しないことなどから、国民の不満はかなり高いとの見方も多い⁷。

モロッコと同様、王制で非産油国のヨルダンでも難しい状況が続いている。同国でも2011年春以降、政治改革を求めるデモなどが相次ぎ、アブドゥラー国王は改革に取り組む姿勢を示し、首相を繰り返し更迭することで対応してきた。さらに同国王は2012年10月に国会を解散し、選挙を2013年1月下旬に前倒し実施した。新議会には初めて首相を選出する権限が与えられた。しかし、最大野党であるムスリム同胞団系のイスラーム行動戦線は、改正された選挙法に基づく議席の割り当てが、王室支持が多い部族出身候補に偏重しすぎているとして選挙への参加をボイコットした⁸。

第4節でみるように、ヨルダンを含むアラブ非産油国はいずれも厳しい経済状態に置かれている。ヨルダンの場合、厳しさにさらに拍車をかけているのが、シリアからの難民の流入である。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、2013年1月25日現在、ヨルダンに流入したシリア難民はUNHCRに登録している者だけで20万人に達しているが、ヨルダン政府は非登録を含めると30万人以上の難民がいると推定している⁹。そうした中、アンマンやその他の主要都市で2012年秋以降、燃料代値上げなどに抗議するデモが拡大し、

一部では王制反対のスローガンが公然と叫ばれたと報じられている。なお、ヨルダンを含む周辺諸国におけるシリアからの難民数は表1のとおりである。

表1 周辺諸国における UNHCR 登録シリア難民数 (2013年1月25日現在)

	難民数	備考
トルコ	162,329	都市部の7万人(推定)を含む
レバノン	223,231	登録待ちの難民を含む
イラク	77,415	
ヨルダン	204,303	登録待ちの難民を含む
エジプト	14,156	

(出所) UNHCR

湾岸アラブ王制・首長制諸国の中では、依然としてバハレーンで不安定な状況が続いている。バハレーン政府は反政府運動の動きを力で抑え込んでいるが、デモが散発的に続き、治安部隊との衝突が絶えない。サウジアラビアは2011年以来、多額の補助金を出すなどして、改革要求運動の鎮静化にほぼ成功した。しかし、2011年10月と2012年6月に立て続けに皇太子が死亡した結果、後継者問題がいっそう重要性を増した。また、サウジ国内にも立憲君主制など政治改革を求める動きがある。

このほかクウェートでも2012年12月1日に国民議会選挙が行われたが、選挙方法をめぐるとの対立から野党が選挙をボイコットし、政府との対立が続いた。クウェートの政府と国民議会との対立は歴史的なものであり、「アラブの春」を契機に始まったわけではない。しかし、「アラブの春」を背景に地域全体で高まっている政治改革を求める要求が、クウェートにも影響していることは否定できない。オマーンでも2011年春から高まった政治改革の要求を受け、オマーン議会に立法権を付与するなどの改革が行われた。湾岸協力会議(GCC)加盟国で議会に立法権が付与されたのはクウェート、バハレーンに次いで3カ国目である。ただ、オマーンの改革はきわめて漸進的であり、オマーン議会はクウェートやバハレーンの議会ほど重要な役割を果たしていないとの見方もある¹⁰。

いずれにしてもアラブの王制8カ国は「アラブの春」が引き起こした困難な状況にある程度、乗り切りつつあるのかもしれない。特に産油国の場合、高めに推移している原油価格の恩恵を受け、ばら撒きと部分的な政治改革によって事態の鎮静化に成功したかに見える。しかし、「アラブの春」の背景となった政治・社会的な構造要因に変化はなく、とりあ

えず「時間稼ぎをしている」だけの状況かもしれない¹¹。

2. イスラーム主義勢力の台頭

2011年以降の政治変動の中で明確なことの一つは、イスラーム主義勢力が各地で台頭してきていることである。イスラーム主義とは一般的に政治や社会が直面している問題の解決をイスラームに求め、イスラームの教えや規範を現実に適用すべきだとのイデオロギーや運動を指している。ただ、イスラーム主義といってもさまざまな流れがあり、一括りに論ずることはできない。

「アラブの春」以降、最も注目を集めているのはエジプトのムスリム同胞団とその政党の自由公正党に代表される潮流である。チュニジアのアンナハダやモロッコの公正発展党も同様の潮流である。彼らは政治や社会の漸進的な改革を目指すという立場をとっているため、穏健派と呼ばれることが多い。

同様に注目を集めているのがムスリム同胞団などよりイスラーム的原理を重視するサラフィー主義勢力である。ただ、同じようにサラフィー主義と呼ばれる潮流でも、エジプトの場合は政党を結成し選挙に参加することで自分たちの主張を政治に反映させようとしているが、チュニジアのサラフィー主義者は選挙を通じた政治参加を否定しているとの指摘もある¹²。実際、2012年9月14日にチュニスの米大使館とアメリカン・スクールが暴徒に襲われた事件はサラフィー主義者の仕業との見方が支配的だ。例えばチュニジアのモンセフ・マルズーキ大統領は、大使館襲撃事件の犯人はサラフィー主義者であり、彼らは極めて少数派で実際的な脅威ではないが、連立与党の中核政党アンナハダにとって最悪の敵であると断じている¹³。

K. デラクーラはイスラーム主義者を①暴力に訴える過激派、②サラフィー主義勢力（イスラーム的原理の重視）、③穏健イスラーム主義勢力に3分類しているが¹⁴、上記のようにサラフィー主義者もまた文脈によって使われ方が違うことは留意する必要がある。

このようにイスラーム主義にはさまざまな潮流がある上、イスラーム主義に反対する勢力もいる。この点でG・ゴーズは、「アラブの春」により政治体制の移行期に入ったアラブ諸国が冷戦終結後の東欧諸国と大きく異なる点は、イスラームと政治や社会との関係をいかに規定するかをめぐり、イデオロギー上のコンセンサスが存在しない点にあると指摘している¹⁵。アラブ諸国の多くの国民は「イスラームが解決」というスローガンに代表されるイスラーム主義を支持しているが、その一方で少数派ながらイスラーム主義の流れに強く抵抗している勢力も存在しており、二つの立場の対立が深まっているというのだ。確かにエジプトでもチュニジアでも憲法制定過程において、両派の対立が深刻化している。

A・ステパンはチュニジアにおいて、「双子の宗教的寛容性 (twin tolerations)」が機能している故に、民主化への移行を成功裏に進めていると論評している¹⁶。彼が言う二つの寛容とは、宗教の政治に対する寛容（宗教に基づいた主張で国家の権威を否定しない）、および政治の宗教に対する寛容（国民の宗教的な権利を国家が制限しない）の双方向の寛容である。しかし、チュニジアにおいてもサラフィー主義者による暴力事件が相次ぐ中、世俗的な勢力からアンナハダを中核とする連立暫定政権は彼らの暴力をきちんと取り締まっていけないとの批判が強まるなど、イスラームをめぐる国民の間の亀裂は簡単には埋めることができないようだ。

イスラームと政治や社会との関係をめぐっては「トルコ・モデル」が一時、盛んに言及された。この場合のトルコ・モデルとは、イスラーム政党と軍が対立していた時期を経て、すでに10年以上にわたり公正発展党が政権を握っているトルコでは、イスラームと政治との調和が実現しているとの評価に立つものだ。しかし、公正発展党自身は自らをイスラーム政党とは規定しておらず、実際に非イスラーム主義者を傘下に擁している。かつトルコの国是である世俗主義¹⁷を受け入れた上で行動している。その点でアラブ諸国におけるイスラーム主義政治勢力とは前提が異なっており、「トルコ・モデル」の有効性にも疑問が提示され始めている。

「アラブの春」が高揚する中、トルコとともにインドネシアのケースも注目された。人口面で世界最大のムスリム国である同国では1998年の政変以降、民主化が定着している。イスラーム系政党は存続しているが、いずれも民主主義制度の枠内で行動しており、移行期における一つのモデルを提示していると考えられたからである。ただエジプトやチュニジアとの決定的な違いは、インドネシアにおけるイスラーム系政党はその勢力を拡大することができず、少数派にとどまっていることである。ここにも現在の国家とイスラームとの関係の多様性を見ることができる。

ジハード主義者のような暴力に訴える過激派の拡大も、「アラブの春」の移行期における混乱がもたらした負の側面である。2011年にリビアのカッターフィ体制が崩壊する過程で大量の武器が流出し、それを手にしたイスラーム過激派がマリ北部を拠点に活動を活発化させているとの報道は多かった。さらに2012年9月11日には、リビアのベンガジの米領事館が襲撃され、滞在中の駐リビア米国大使ら4人が殺害される事件が発生した。この直後にチュニスでも米大使館などが襲われた。この前後、預言者ムハンマドを侮辱したとされる米国製の映画に対する抗議活動がアラブ諸国などで発生し、各地の米国大使館前で抗議デモが行われていた。

しかし、前述したチュニジアのケースと同様、リビアのケースも単に激高したデモ隊が

大使館内に乱入したのではなく、イスラーム過激派による計画的な犯行とみられ見られている。例えば米上院の国土安全保障・政府問題委員会は2012年12月末、ベンガジ領事館襲撃事件に関する調査結果を出した。それによると、ウサマ・ビンラーディンの死亡を受けてアル・カーイダの中核グループが弱体化する一方で、アル・カーイダと直接のつながりはなくてもジハード主義という共通のイデオロギーを持つ暴力的なイスラーム主義過激組織が過去2,3年の間に出現しつつあり、それが事件の背景になっていると指摘している¹⁸。

また2012年2月の大統領交代以降も政情不安定が続くイエメンや、さまざまな武装勢力が流入しているシリアでも、イスラーム過激派が活動を活発化させている。エジプトのシナイ半島においても、イスラーム過激派が繰り返しテロ事件を引き起こしており、ガザ地区の動向との関連も指摘されている。さらに2013年1月、アルジェリアで天然ガス・プラントがテロリスト集団により襲撃され、人質となった日本人を含む多数が犠牲者となる不幸な事件が発生した。

3. 中東の域内関係の変化

(1) シリア情勢をめぐる駆け引き

シリアのアサド体制が崩壊の危機に瀕していることで最も警戒感を強めているのはイランであろう。このことを端的に示しているのは、イランの国家安全保障最高評議会書記サイド・ジャリリの2012年夏の発言である。彼は「シリアで起きていることはシリア国内問題にとどまらず、抵抗の枢軸とそれに敵対する中東域内および国際的な勢力との闘いだ」「シリアは抵抗の枢軸の不可分の要素であり、イランはこの枢軸が破られることを容認しない」と述べ、イランとシリアが「抵抗の枢軸」を形成していることを強調した。「抵抗の枢軸」とはイスラエル、さらに米国に対抗する枢軸との意味である。2013年1月にはハーメネイ最高指導者の外交顧問で元外相のアリー・ベラヤティが「アサド大統領（体制）が崩壊すれば、イスラエルに対する抵抗ラインが破られてしまう」と同趣旨の発言をしている。

イラン自身は否定しているが、イランがシリアに対し武器を供与していることは確かなようだ。イランに対する国連制裁監視委員会専門家パネルは2012年5月、イランが過去1年にわたりシリアに不法に武器を送っているとの報告書をまとめ、同監視委員会は12月に武器を輸送したとしてイランの2企業を制裁対象に加えた。また、イラン革命防衛隊司令官のムハンマド・ジャアファリは同年9月、初めて公式に革命防衛隊アル・クドゥス部隊メンバーがシリアに駐留していることを認めた。ただ同司令官は「知識や助言」面での支援を行っているだけで、「軍事的なプレゼンスには当たらない」と述べている。

こうしたイランの動向に対し、周辺諸国は警戒心を強めている。ただ、トルコやエジプト、サウジアラビアなどのスンナ派諸国が一致してイランと対決しているとの見方はあまりにも一面的に過ぎるだろう。シリア問題などを協議するため、サウジアラビアのアブドゥッラー国王の呼びかけで2012年8月にメッカで開催されたイスラーム協力機構(OIC)臨時首脳会議にはイランも招待され、アフマディネジャード大統領が出席した¹⁹。また同会議でエジプトのムルシー大統領が呼びかけたシリア問題協議のための地域主要国によるコンタクト・グループ会合はエジプト、サウジアラビア、トルコとイランからなっており、その後も協議を続けている²⁰。ムルシー大統領は9月下旬のエジプト国営テレビとのインタビューで、イランを協議に加えた理由について「イランは地域の主要なプレーヤーであり、シリア問題の解決のために活発で有効な役割を果たし得る」と説明している。さらに2013年2月にはアフマディネジャード大統領がカイロを訪問した。OIC首脳会議出席のためだったが、イラン大統領のエジプト訪問は1979年の革命以来、初めてだった。

だが、これらの取り組みはシリア問題の解決に向けた統一的な対策を打ち出せていない。それは同問題に対するイランと他の諸国との立場が大きくかけ離れているからだ。8月末にテヘランで開催された非同盟諸国首脳会議で、ムルシー大統領がシリアのアサド政権を「正当性なし」と非難し、反体制派支持を訴える演説をして、開催国イランを慌てさせたことは、両国の立場の相違を如実に示している。さらに同大統領は9月のコンタクト・グループ会合でイランのアリー・アクバル・サーレヒ外相に対し、イランのアサド政権支援がエジプトにとってイランとの関係改善の阻害要因になっていると述べたと報じられている。

シリア問題への対応の違いは、トルコとイラン関係にも影響を及ぼしている。2012年12月にはアフマディネジャード大統領がトルコ訪問を突然キャンセルした。キャンセルの明確な理由は説明されていないが、その直前にはイラン軍司令官がトルコのシリア国境地帯におけるパトリオット・ミサイル配備計画を「脅威」と非難する発言をしており、シリア問題に対する両国の立場の相違が両国関係を難しいものになっている。

(2) エジプトの外交的役割の拡大とガザ孤立策の崩壊

前節で述べたシリア問題への対応でも見たように、エジプトのムルシー大統領は外交活動で活発な動きを見せている。特に国際的な評価を受けたのは、2012年11月に発生したイスラエルとハマースなどパレスチナ勢力との武力衝突の仲介工作だった。ムルシーは衝突が始まった直後から、イスラエル、ハマース、米国などと連絡をとり、8日目に停戦合意を発効させることに成功した。エジプトが停戦合意成立に重大な役割を果たしたことは、

停戦合意にエジプトは合意の「スポンサー」であり、各当事者から合意順守状況についての報告を受けると明記されていることにも示されている。オバマ米大統領も停戦発効直後のムルシー大統領との電話会談で、仲介努力に対する謝辞を述べたという。さらにエジプトはその後、ガザの封鎖緩和など停戦合意の履行に関するイスラエルとパレスチナ双方の協議の仲介役を務めている。

ムバーラク政権時代のエジプトも、パレスチナ問題では仲介者の役割を果たした。しかし、ガザ封鎖政策に全面的に協力するなど明らかにイスラエル寄りの姿勢をとっており、ハマースはエジプトの「中立性」に強い疑問を抱いていた。その意味でムルシー政権下のエジプトは、パレスチナ問題で新たな役割を果たす可能性を示したといえる。

いずれにしてもムバーラク体制崩壊以降、ガザ封鎖政策の基盤は失われつつある。2012年10月にはカタールのハマド・ビン・ハリファ・アル・サーニー首長がガザを訪問し、復興のための4億ドルの援助をプレッジした。国家元首によるガザ訪問は2007年のガザ封鎖開始以来、初めてだった。また12月には、ハマースのハーリド・メシャル政治局長がガザを初訪問した。停戦合意ではイスラエルによるパレスチナ側指導者個人を狙った標的殺害攻撃の停止も盛り込まれており、同政治局長のガザ訪問もこの停戦合意によって可能になったといえる。

他方で、ムスリム同胞団が率いるエジプトがアラブ外交の表舞台に登場したことに、サウジアラビアなどGCC諸国は警戒を強めているとの指摘もある²¹。それによれば、GCC諸国はエジプトが持っている戦略的な重要性、特にシリア問題やイランの核開発問題での重要性を十分に認識している一方で、ムスリム同胞団のイデオロギーが自国に波及することを懸念しているという。

4. 非産油国における経済の低迷：期待値をどう埋めるか

第1節でも触れたが、アラブの非産油国は経済や財政で極めて厳しい状態に置かれている。国際通貨基金（IMF）のデータによれば²²、エジプトのGDP実質成長率（年率）は2010年には5.1%だったが、2011年には1.8%に落ち込み、2012年も2%にとどまると予想されている。チュニジアも同様で、2011年はマイナス1.8%となっている。また、観光客の減少などから経常収支の赤字も急速に拡大しており、2012年予測でエジプトが87億ドル（2010年43億ドル）、チュニジア36億ドル（同21億ドル）、ヨルダン44億ドル（同19億ドル）、モロッコ76億ドル（同39億ドル）と、2年間で1.5～2倍になっている。

この結果、エジプトの2012年末の外貨準備高は156億ドルと、2010年末の半分以下に落ち込む見込みだ。エジプトは2012年11月、IMFから48億ドルを借り入れることに原則

合意している。しかし、IMF が求める財政健全化策導入などの問題があり、最終合意には達していない。

財政や経常収支の赤字とともに、雇用も各国政府にとってきわめて重大な課題だ。国際労働機関（ILO）によれば²³、北アフリカ諸国の全体の失業率は2011年で10.9%と2010年の9.6%を1ポイント以上増加した。特に失業率が高いのは若年層（15～24歳）の27.1%、女性の19%で、若年女性に至っては41%にも達している。背景にあるのはいうまでもなく人口の増加で、北アフリカの2011年現在の労働力人口は7240万人と20年前の1.7倍にも増えている。

一方で、「アラブの春」により体制が転換した4カ国では、将来に対する国民の期待はきわめて高い。表2はギャラップ社が2012年2月から5月にかけて北アフリカ5カ国とヨルダン、イラク、イエメン、およびパレスチナにおいて行った意識調査の結果である。この表で明らかのように、体制が変わったチュニジア、リビア、エジプト、イエメンの4カ国では治安・安全面、経済、さらに統治の3分野に関し、「良くなる」との回答がいずれも70～80%超もあり、「悪くなる」を大きく上回っている。他方、体制に変化がなかった5カ国・地域では、いずれの分野でも「良くなる」と「悪くなる」がほぼ拮抗しているか、国によっては「悪くなる」と悲観的な見方が多い。結局、政治変動があった4カ国ではいずれも国民が楽観的で、将来に対する期待度が非常に高いことを意味している。

表2 「アラブの春」と各国国民の期待度

	治安・安全		経済		統治	
	良くなる	悪くなる	良くなる	悪くなる	良くなる	悪くなる
チュニジア	80	13	67	21	69	17
リビア	78	12	87	3	84	3
エジプト	74	20	76	16	81	13
イエメン	77	11	77	8	79	6
モロッコ	31	38	30	32	34	29
アルジェリア	41	43	41	41	42	38
ヨルダン	19	68	23	59	23	60
イラク	45	26	41	26	46	20
パレスチナ	38	47	39	45	44	41

(出所) Dalia Mogahed, "Opinion Briefing: Arab Nations Differ on Uprisings' Upside," *U.S. Foreign Policy Opinion Briefings*, Gallup, 2012.9.12

その分、エクスペクテーション・ギャップは相当大きい。まだ混乱が続き、経済の立ち直りに時間を要する移行プロセスにあって、新体制が国民の高い期待にどこまで応えられるかは、移行プロセスを左右する根本的な課題である。

むすび

「アラブの春」が始まった 2011 年の後半ごろには早くも、体制移行に伴う混乱やイスラーム主義者の台頭を目の当たりにして、「アラブの春は終わった」、さらに「アラブの冬」「イスラームの冬」が到来したとの論評がマスコミを中心にかなり流布した。現在もその状況に変わりはなく、多くの論評は悲観的な見方であふれている。

本稿もその点では例外ではなく、体制移行期にあるアラブ諸国が直面している多くの障害を指摘している。ただ本稿、さらに本報告書の基本的な視点は、これほど構造的な変化を伴う政治変動が1年や2年で終息するはずもなく、成功したか否かの評価を現時点で下すことはあまりにも拙速すぎるというものである。体制移行期を経て民主主義が定着したか否かを評価するには少なくとも10年ほどの時間が必要だろう。このことは本報告書第6章で扱っているインドネシアの例からもうかがえる。また、2000年にミロシェビッチ体制を倒したセルビアでは現在も、欧州安全保障協力機構（OSCE）などヨーロッパの地域機構が民主化支援を行っている。

問題は本稿でも概観したように、移行期にある各国は実に多くの課題や障害を抱えていることだ。あるべき政治や社会のあり方に関しさまざまな議論があり、特にイスラームをどう位置づけるかについてイデオロギー的な対立がある。政軍関係や武器の流出といった問題も克服しなければならない。加えて国民の期待は高いが、パイは限られている。このような多くの障害に直面する中で、中央アジアやコーカサス地域の旧ソ連のイスラーム諸国が権威主義体制に逆戻りしてしまった事例は、決して遠い過去の歴史ではない。さらに中東では、シリア内戦の周辺諸国への拡大、イランの核開発問題への対応、シナイ半島の治安の悪化とガザ情勢など軍事・安全保障上の問題が3年目を迎えた「アラブの春」の今後に暗い影を投げかけている。

このような状況を踏まえれば、「アラブの春」の将来が決して楽観できるものでないことはいまでもない。だからこそ移行プロセスという長期的な視点に立った上で、個々の国および地域全体の動向を注視する必要がある。さらに中東の安定は日本を含めた国際政治や経済に重大な影響を及ぼす。日本も拙速な評価を戒めるとともに、移行期にあるアラブ諸国で民主主義をどのように定着させるかに関し、長期的なビジョンを持って取り組んでいく必要がある。

—注—

- ¹ Isobel Coleman, “Tunisia’s Transition Continues,” *Democracy in Development*, October 23, 2012 <<http://blogs.cfr.org/coleman/2012/10/23/tunisias-transition-continues/>>, accessed on January 11, 2013.
- ² “Economic Frustration Simmers Again in Tunisia,” *The New York Times*, December 1, 2012.
- ³ Dirk Vandewalle, “After Qaddafi: The Surprising Success of the New Libya,” *Foreign Affairs*, 91(6), November/December 2012, p.13.
- ⁴ リビアの武装勢力の問題については以下を参照。International Crisis Group, “Divided We Stand: Libya’s Enduring Conflicts,” *Middle East/North Africa Report*, No.130, 14 September 2012.
- ⁵ “Libya’s New Crisis: A Wave of Assassinations Targeting Its Top Cops,” *Time*, November 26, 2012.
- ⁶ 「第三の道」とは、国王による上からの限定的な改革でも、体制に対する革命運動でもない道を歩むとの意味で、公正発展党自身が提示した。
- ⁷ 例えば Marina Ottaway, “Morocco: Can the Third Way Succeed?” Carnegie Endowment, July 31, 2012 <<http://carnegieendowment.org/2012/07/31/morocco-can-third-way-succeed/d3op>>, accessed on January 26, 2013.
- ⁸ ヨルダンの新選挙法では、有権者は選挙区ごと、および全国一区の比例区での投票という2票を持っている。しかし、部族出身候補に有利といわれる選挙区への議席配分が150のうち123で、政党が競合する比例区への割り当ては27しかない。
- ⁹ UNHCR はシリア情勢の悪化に伴い、ヨルダンに流入するシリア難民は2013年末には43万人に達すると推定している。ヨルダンには加えて、198万人（2012年1月現在）と周辺諸国では最大のパレスチナ難民が在住しているほか、2003年のイラク戦争以来、避難してきたイラク難民も45万人住んでいる（2013年1月現在）。
- ¹⁰ Greg Power, *The Difficult Development of Parliamentary Politics in the Gulf: Parliaments and the Process of Managed Reform in Kuwait, Bahrain and Oman*, The London School of Economics and Political Science, October 2012, p.25.
- ¹¹ Hicham Ben Abdallah El Alaoui, “Are the Arab monarchies next?” *Le Monde Diplomatique* (English Edition), January 2013 <<http://mondediplo.com/2013/01/02arab>>, accessed on January 18, 2013.
- ¹² F. Gregory Gause, III, “The Year the Arab Spring Went Bad,” The Brookings Institute, December 31, 2012 <<http://www.brookings.edu/research/opinions/2012/12/31-arab-spring-failure-gause>>, accessed on January 10, 2013.
- ¹³ Alan Philips, “Moncef Marzouki on Tunisia and the struggles of drafting a new constitution,” *The World Today*, 68(11), December 2012 <<http://www.chathamhouse.org/publications/twt/archive/view/187901>>, accessed on January 5, 2013.
- ¹⁴ Katerina Dalacoura, “The Arab Uprisings Two Years On: Ideology, Sectarianism and the Changing Balance of Power in the Middle East,” *Insight Turkey*, 15(1), 2013 Winter, p.81.
- ¹⁵ Gause, op.cit.
- ¹⁶ Alfred Stepan, “Tunisia’s Transition and the Twin Tolerations,” *Journal of Democracy*, 23(2), April 2012, pp.89-90.
- ¹⁷ トルコ憲法は前文で世俗主義を基本原則の一つに掲げ、宗教の自由を認める一方で、政治などで宗教または宗教的感情を乱用、悪用することを禁じている。
- ¹⁸ Joseph I. Lieberman and Susan M. Collins, *Flashing Red: A Special Report On The Terrorist Attack At Benghazi*, US Senate Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, December 30, 2012.
- ¹⁹ OICはこの首脳会議で、シリアの加盟停止を決定した。
- ²⁰ サウジアラビアは発足直後にコンタクト・グループを離脱している。
- ²¹ Eman Ragab, “A Formative Stage: Relations between GCC and North African Countries after the Arab Spring,” *Mediterranean Paper Series 2012: The GCC in the Mediterranean in Light of the Arab Spring*, Istituto Affari Internazionali, December 2012, pp.9-20.
- ²² International Monetary Fund, *Regional Economic Outlook: Middle East and Central Asia*, November 2012, pp.88, 107, 109.
- ²³ International Labour Office, *Global Employment Trends 2012: Preventing a deeper jobs crisis*, 2012, pp.71-76.

第1章 エジプト社会の二極化にみる移行プロセスの考察 —憲法宣言を中心に—

鈴木 恵美

はじめに

2011年に始まるアラブ地域における政変で、長期政権が崩壊したチュニジア、エジプト、リビアでは、明確なモデルのないまま新体制への移行が始まった¹。これらの国の移行パターンはそれぞれ異なるが、エジプトでは軍最高評議会（以下 SCAF）が「全権」を掌握して上からの民主化が進められた。1年半にわたった SCAF の指導する民主化では、議会選挙や大統領選挙が公正に実施されるなど、プロセスそのものは進行した。しかしその過程では、ムスリム同胞団（以下同胞団）やサラフィー主義者などイスラームを基盤とした勢力と、青年勢力、左派、リベラル（これらを総称してリベラル勢力といわれる）との間に大きな亀裂が生じた。都市部を中心に両者の間では大規模な衝突が頻発し、民政移管の後、社会は二極化する方向に向かった。

この混乱の背景には、ムバーラク政権の崩壊の形、つまり大衆による大規模な抗議運動が体制を瀬戸際に追い詰めたが、ムバーラクの治世に終止符を打ったのは SCAF であったことが影響していると思われる。国民民主党による事実上の一党支配は崩壊したが、移行プロセスはやがて SCAF と同胞団の権力抗争の場と化し、自らが血を流して政権を倒したという意識を持っているリベラル勢力が公式の制度から排除されたことが、社会を二極化させた要因の一つになっているのである²。そして、SCAF が表面的には政治から撤退した現在、権力の掌握を進める同胞団と、革命の正当な継承者を自負する革命勢力の対立が、政治を混乱させ、経済の回復も遅らせている。

本稿では、ムバーラクの辞任から新憲法制定までの約2年の間に社会が二極化する方向に向かった背景を、移行プロセスにおける憲法宣言に着目して考察する。なお、本稿では、ムルシー大統領は同胞団の支援と意向を受けて行動しているとみなして考察する。大統領就任後のムルシーは、少なくとも表向きには政治アクター間のバランスを取りながら政権運営に努める姿勢を見せているが、個人としてはイスラーム的価値観を重視し、反イスラエルの傾向が強いなど、両者は同じ理念を共有しているように思われる。また、新憲法の制定過程からも、ムルシーは同胞団の強い影響を受けているように思われ、同胞団の政策と矛盾する点は見られないからである。

本稿の構成は以下の通りである。第一節では、エジプトの歴史的な文脈の中に憲法宣言を

位置づけ、それが1月25日革命以降、権力闘争に利用されるようになった経緯を考察する。第二節では、SCAF と同胞団がお互いに対して用いた二つの憲法宣言を検証する。そして第三節では、憲法制定過程に見るムルシーの司法掌握の試みについて考察する。

1. 憲法宣言を巡る考察

エジプトの民主化は、ムバーラク大統領が法的な手続きを経ずに SCAF に「国務の運営」を託すという超憲法的な形で始まった。そして、移行プロセスにおいては、新たに制定した法律や決定に対して各方面から相次いで訴訟が起こされるなど、法の解釈を巡って社会や政治が大きく混乱した。その中で最も注目を浴びたのが、SCAF が発表した「憲法宣言」である。

(1) 憲法宣言の歴史的背景と法的根拠

憲法宣言は、1952年のクーデター（7月革命）でファールーク国王を追放した革命評議会によって発表されたのが最初である³。SCAF によって発表された憲法宣言と比較すると多くの共通点がある。第一は、最初の憲法宣言は、クーデター時に憲法を停止するために公布されたという点である。1952年の7月革命は、ナセルを中心とする青年将校が王制を廃止した紛れもないクーデターであったし、1月25日革命についても、大衆による大規模な抗議デモの末に SCAF が全権を掌握したという、クーデター的な側面がある⁴。第二は、憲法宣言を公布できる期間を、憲法が停止されている間（すなわち新憲法が制定されるまで）に限定していることである。このような歴史的な背景を見ても、第一共和制の支配エリートの根幹であった軍事エリートである SCAF が、ナセル期と同様に憲法宣言により新たな国家体制を構築しようとしたのは自然なことであったかもしれない。

憲法宣言の法的な根拠については、そもそも宣言はクーデターによって実権を掌握した主体が憲法を停止するために宣言したものであるため、法的な裏付けはない。SCAF によって出された最初の憲法宣言の事例を見てみよう。最初の憲法宣言は、ムバーラクが辞任して二日後、2011年2月13日に出された。内容を見ると、第1条において1971年にサダトが制定したいわゆる恒久憲法の停止が宣言され、第5条において移行期間の間は SCAF が法令を出すことができると定めている。この時 SCAF によって停止された憲法では、SCAF についての規定や、軍部が大統領権限を掌握することができることを定めていない。つまり、SCAF は憲法や法律に沿った規定なしに憲法宣言という名の超憲法的宣言によって憲法を停止し、同時に自身に法令を出す権限を与えたのである。以上のことから明らかな通り、SCAF が発表した憲法宣言には法的な根拠はないといえる。

では、国民はこの憲法宣言をどの程度受容しているのだろうか。エジプト人の共通認識として、憲法宣言は憲法が不在の時のみ、当時の最高指導者が他の機関との協議を経ずに出すことができると理解されている。実は、憲法宣言のような超憲法的な宣言であっても、国家としての危機など特定の状況においては、国民はある程度受け入れる傾向があることを指摘できる。また、これにはイスラームに起因する理由も考えられる。預言者の言行を集めたスナナでは、政治が混乱に陥ることを諫めているが、これは SCAF が憲法宣言を発表する理由とも合致している。イスラームを重んじる社会であれば、特に国家の混乱期には国民から信頼を得た者による宣言であれば、超憲法的であっても受け入れる土壌があることは否定できない。しかし、たとえ暫定的であっても、法律の専門家などは憲法宣言に批判的であった。とはいえ、この宣言を発表したのがムバーラクに引導を渡して政変を終わらせた SCAF であったため、その法的根拠の不在を公の場で指摘するものは多くはなかった。

なお、SCAF は民政移管するまでの約 1 年半の間に憲法宣言を合計 5 回出しているが、大統領の代行として行う通常の業務は、SCAF 議長令 (Qarār Ra'īs al-Majlis al-A'la lil-Quwwat al-Musallaha) の枠内で行っていた。移行プロセスの中で制定した法律を改正する必要が生じた場合や、以下に述べる特殊な場合に限定して、憲法宣言を発表したようである。

(2) 移行プロセスと憲法宣言の関係

憲法宣言は、混乱を最小限に留め確実に移行プロセスを進めるためというのが表向きの理由であるが、実際は必ずしもこの通りではなかった。憲法不在時に最高権力者が一方的に発表するものであるため、恣意的に利用されやすいことは明らかである。表 1 は、ムバーラク辞任後の体制移行期に出された憲法宣言の一覧である。「*」で示したものは、宣言が明らかに権力闘争のために利用されたものである。特に 2012 年に発表された憲法宣言は、すべてが為政者による抵抗勢力の抑圧のために利用されていた。

表1 ムバーラク辞任後の体制移行期に出された憲法宣言

【2011年】				
		発令日	発令者	宣言の概要
	憲法宣言	2月13日	SCAF	移行プロセスの概要（憲法停止、議会選挙、大統領選挙など）
*	憲法宣言	3月30日	SCAF	63条から成る暫定的な憲法
	憲法宣言	9月25日	SCAF	選挙法の改正
	憲法宣言	11月19日	SCAF	大使館員による在外投票の監視
【2012年】				
*	追加条項	6月17日	SCAF	SCAFによる立法権と憲法起草委員会の人事権の掌握など
*	憲法宣言	8月12日	ムルシー大統領	6月17日にSCAFが発令した追加条項の無効化
*	憲法宣言	11月22日	ムルシー大統領	大統領令と憲法宣言の司法に対する優位の確保

*は為政者が特定の組織や勢力に対する権力闘争に勝利するための手段として発表したと思われる憲法宣言。

出所：筆者作成。

当初は新しい政治体制を構築するためのものであった憲法宣言が権力闘争に用いられるようになったのは、新憲法の草案を巡るSCAFと同胞団の思惑と、民主体制への移行プロセスが内包する問題が背景にあると思われる。当初SCAFはどのようなプロセスを思い描いていたのか、SCAFの発表した声明を整理してみよう。ムバーラク時代を通して政治に介入することのなかったSCAFは、ムバーラク辞任目前の2月10日になると独自にSCAF声明を発表し、政治へ介入する姿勢を明確にした。ムバーラクが辞任する直前の2月11日に出された声明第二号では、第1項において、“改正憲法のもとで自由で公正な大統領選挙を実施する”と述べられている。この時点では、SCAFは新たに憲法を制定せず、改正憲法で民主化を進めようとしていたといえる。そして翌日の13日には最初の憲法宣言が発表されたが、この中でも新憲法の制定については何も触れられていない。移行プロセスに係る条項は、第2条のSCAFは今後6カ月以内に人民議会選挙、諮問評議会選挙、大統領選挙を実施するまで国事を司ると、第6条の憲法改正を審議する委員会を立ち上げ、憲法の改正について国民投票にかける、のみであった。

声明第一号と最初の憲法宣言では、取り組むべき作業の手順は言及されていないが、これら二つの宣言を見ても、当初は新しい憲法を制定することは予定していなかったと思われる。というのも、SCAFは移行期間を6カ月と設定しており、この間に憲法改正、両議会選挙、大統領選挙に加えて、草案の起草に時間を要する新憲法の制定を行う時間は全くない⁵。また政権を引き継いで以来SCAFは要求を出し続ける各勢力をなだめるのに苦慮しており、当時のSCAFメンバーの発言と態度には、早期に民政移管しようという姿勢が明

確に表れていた。さらに、自らを誇り高き集団と認識している SCAF にとって、移行プロセスの不手際から国民に批判され貶められることは耐えがたいからである。長期に軍政を敷く意図のない SCAF にとって、大統領に関する権限のみを改正する部分改正であれば、文民統制の否定など前憲法で保障されていた利権を確実に温存することができ、望ましいと考えるのは当然といえよう。

しかし、このような SCAF の思惑がある一方で、移行プロセスの手順を巡っては当初から二つの勢力が異なる主張を展開していた。一つはムスリム同胞団やサラフィー主義者らの主張で、選挙で確実に第一党あるいは第二党を確保できる宗教を基盤とする勢力は、最初に議会選挙を実施したうえで、その議員を中心に構成される憲法起草委員会を組織することで自らに有利な体制を築こうとしていた⁶。一方、1月25日革命で中心的な役割を果たした青年勢力、リベラルや左派などの勢力は、まずは民主主義国家のあるべき姿として、新しく憲法を制定したうえで、議会選挙や大統領選挙を実施すべきと主張した。青年勢力は、部分改正ではなく、革命の精神を全面に反映させた新憲法を制定すべきだと強く主張した。同胞団の台頭を警戒する者は、民主化プロセスの性急な進展はすでに全国に組織基盤を持っている同胞団とサラフィー主義勢力にのみ有利であり、青年勢力が政党を結成するまで時間を稼ぐべきと主張した。このような意見を持つ者たちは、ムバーラクの辞任直後に「憲法が最初」運動を結成し、憲法改正国民投票に反対票を投じるキャンペーンを実施した。

表2 各勢力の主張する移行プロセスの順序

ムスリム同胞団・サラフィー主義勢力	青年勢力・リベラル・左派
人民議会選挙、諮問評議会選挙 ↓ 国会議員を中心に構成される憲法起草委員会の結成 ↓ 新憲法の制定 ↓ 大統領選挙	各方面の代表者で構成される憲法起草委員会の結成 ↓ 新憲法の制定 ↓ 人民議会・諮問評議会選挙 ↓ 大統領選挙

出典：筆者作成

民主体制に向けたプロセスは異なるものの、この二つの勢力はともに一時的な部分改正ではなく新憲法の制定を主張していた。このような流れになったのは、改正条項の検討が具体化する過程においてであった。2月13日に憲法を停止したSCAFは、マフムード・マレイ司法長官、ファールーク・スルターン最高憲法裁判所長官、中央銀行総裁などと協議したうえで、ムバーラクの辞任からわずか4日後の15日には、自ら発表した憲法宣言に従って「エジプト憲法検証委員会」を設置した。この委員会の人選はエジプト国民を驚かせた。この委員会は、著名な学者でイスラーム主義勢力に理解のあるターリク・ビシュリー判事を委員長に、憲法学者、裁判所判事、法律家計8名で構成されていたのだが、この中に同胞団の主要なメンバーで、2005年に同胞団員でありながら無所属で国会議員に当選した法律家、スブヒー・サーリフが含まれていたのである。サーリフは、与党と同胞団で熾烈な選挙戦が展開されることで知られるアレキサンドリア県ラムル地区選出で、政治的に躍進するムスリム同胞団の象徴的存在でもあった。これらのことから、SCAFが非常に同胞団に配慮して憲法改正を行おうとしていたことがわかる。ところが、国民の期待を背負ったビシュリーは、憲法改正は暫定的なもので、議会選挙の後に憲法の起草委員会が組織されるだろうと発言した。また、青年勢力などを中心とする新憲法制定派が連日タハリール広場に陣取り、憲法改正反対運動を展開するなど、世論は部分改正ではなく新憲法の制定へと向かっていった。このように両勢力や世論の圧力に屈する形で、SCAFは新憲法の制定へ修正を余儀なくされていった。

(3) 2011年3月30日憲法宣言

ここで重要になるのが、新憲法をいつ制定するのかという問題であった。先述の通り、2月13日の憲法宣言ではSCAFは6カ月以内あるいは議会選挙と大統領選挙の後に民政移管すると述べていた。また、軍政の長期化を懸念する国民の声に対しては、国防大臣補佐で憲法・法律問題担当のママドゥーフ・シャーヒーン少将をはじめとするSCAFのメンバーが、できる限り早期の民政移管を繰り返し強調してきた。つまり、宣言を修正しない限り、時間を要する新憲法の起草にSCAFが関与するのは難しいことは明らかであった。

SCAFにとって回避したい事態は、民政移管後に自由公正党の国会議員が主体となった起草委員会によって、軍の利権が保障されない新憲法が起草されることである。このような問題を抱えながら、3月19日には予定通り大統領の権限を大幅に縮小した憲法改正の是非を問う国民投票が実施され、約77%の賛成票を得て改正憲法が成立することとなった。

ところが、国民投票から10日ほど経った3月30日、SCAFは改正された憲法条項を含む63条からなる2回目の憲法宣言を発表し、それを暫定的な憲法とするという驚くべき行

動に出た。SCAF のこの行為はさまざまな議論を呼んだが、第一共和制以来の軍に有利な体制の維持を望む SCAF にとって、他の選択肢は残されていなかったと思われる。タンターウィー議長が改正憲法に署名して憲法が発効すると、SCAF は憲法宣言を出すことができなくなり、憲法より下位に置かれる SCAF の発表する法令（省令に該当する）では、民主的な手続きを経て権力を掌握するであろう同胞団に対峙することは困難だからである。

この憲法宣言以降、SCAF は同胞団との権力闘争に露骨に憲法宣言を利用するようになっていった。新憲法の制定を議会選挙の後としたことで、その後の国家運営に好ましくない影響を及ぼす事態を引き起こしたといえよう。イサーム・シャラフ内閣で副首相を務めたワフド党出身のアリー・スィルミーは副首相を辞任して 1 年後に出版した著書『アリー・スィルミー：民主的移行と憲法原則文書の曖昧さ』の中で、エジプト国民が二派に分かれて争うようになったのは、最初に新憲法を制定せずに議会選挙と大統領選挙を優先したこと、つまり SCAF が進めた民主化プロセスの手順に問題があったと述べている。そして、SCAF が憲法を停止した 2011 年 2 月 13 日を、「歴史的過ち」の日であると断じた⁷。

新憲法の起草を最後にしたことで、移行プロセスが SCAF と同胞団の権力争いの場と化し、1 月 25 日革命の立役者を自認するリベラルな青年勢力が街頭の政治に留まり続けるなど、国民が二分される結果を招いた。この勢力は、憲法改正を巡る国民投票を機に民主化の行程表を書いた SCAF と激しく対立するようになり、民政移管後は同胞団と対立を深めた。

2. 権力闘争の道具としての憲法宣言

SCAF と同胞団は、自身に有利な体制づくりを巡って争っていたが、自由公正党が人民議会と諮問評議会で第一党となり、大統領選挙への立候補者の擁立を表明してからは、両者の水面下の権力争いは一層激しさを増した。そして、ムルシーが大統領に当選する直前の 6 月 14 日から、SCAF に奪われた大統領としての権限を回復した 8 月 12 日の約 2 カ月で頂点に達した。

(1) 2012 年 6 月 17 日憲法宣言追加条項

大統領選挙の決選投票が、ムルシーとムバーラクに任命された最後の首相で空軍出身のアフマド・シャフィークの間で争われることが決定し、ムルシーの当選が目前となると、SCAF は憲法の起草で同胞団に主導権を握られないための最終手段に出た。

決選投票直前の 6 月 14 日、突如最高憲法裁判所は選挙法の中で総議席の三分の一の選出を定めた小選挙区制が違憲であるとの判決を下した。そして SCAF はこの判決を受け、

この選挙法によって選出された人民議会に解散命令を下した。この選挙法は2011年9月に同胞団を中心とする政党の連合体とSCAF副議長サーミー・アナーンが交渉を重ねた末に合意して制定されたもので、総議席数の三分の二を比例代表制、残りの三分の一を小選挙区制で選出すると定めたが、交渉の最終段階で、SCAFが同胞団の主張に譲歩する形で政党所属者でも小選挙区から立候補できるよう決定された。しかし、当初から政党所属者が政党に所属した身分で小選挙区に立候補できることは、立候補できるのが小選挙区に限られる無所属にとって不当に不利になるという批判があり、訴訟が起こされていた。有力政党に所属するものが有利な選挙法であることは明らかであるため、判決そのものが不当でSCAFの圧力があったとは言えないものの、判決が下された時期についてはSCAFの意向が強く働いたと思われる。

SCAFが議会を解散させた理由として考えられるのは以下の二点である。一つは、立法府が存在していると、SCAFが憲法宣言あるいはその追加条項を発表することが難しくなるからである。ムバーラクの辞任によって軍は行政権と立法権を掌握したが、議会選挙後は立法権を人民議会へ、そして大統領選挙後には完全に行政権を大統領に移譲することを表明していた。SCAFは同胞団出身の大統領の誕生という事態を前に、憲法宣言を出す条件を整えようとしたといえよう。二つ目はムルシーが党首を務めていた自由公正党が4割以上を占める人民議会を解散させて、立法という手段を用いた同胞団の権力固めを阻止しようとしたというものである。

憲法宣言を発表するための障害を取り除いたSCAFは、決選投票の最終日である6月17日の深夜に憲法宣言への追加条項を発表した。これは、2011年3月30日にSCAFにより発表された63条から成る憲法宣言を一部改正し、新たな規定を付加したものである⁸。新たに加えられた内容をまとめると、1) 新大統領は最高憲法裁判所の総会で宣誓する、2) SCAFが立法権を握り、憲法起草委員会が新憲法案を起草するまでは新たな議会選挙を実施しない、3) 憲法起草委員会が機能不全に陥った場合、SCAFが1週間以内に新たな委員会のメンバーを任命する権利を持つ、4) 大統領はSCAFの承認なくして戦争を宣言することができない、などである。つまり、SCAFは形式的には民政移管を行いながら、憲法の起草においては自らの利権を確保するための主導権を握るという意思が強く表れた内容であった。

(2) 2012年8月12日憲法宣言

ムルシーは、SCAFに権限を奪われた状態で大統領に就任したが、奪われた権限を取り戻す機会はまもなくやってきた。8月5日、ムルシーはイスラエルとエジプトの国境付近

で、イスラーム武装主義者の掃討作戦中にエジプト軍兵士 16 名が死亡すると、その責任を取らせる形で、8 月 8 日にはムバーラクに任命されたムラード・ムワーフィー諜報庁長官を解任して引退させ、同庁でイスラエル・パレスチナ交渉を担当してきたムハンマド・シャハータ少将を新長官に任命した⁹。そして 8 月 12 日、今度はムルシーが憲法宣言を発表し、ムルシーが大統領に当選する直前に発表された追加条項を無効とした。ムルシーが追加条項を無効とすることができると主張した根拠は、追加条項は法的には軍の省令に当たり、大統領令により無効とすることが可能というものであった。これにより、タンターウィー議長とサーミー・アナン副議長を解任することが可能となり、タンターウィーの後任には、SCAF のメンバーであるが軍によるデモ隊への人権侵害に批判的であるといわれていたアブドゥルファッターフ・アル・スィーサー准将、アナンの後任にはスィドキー・スブヒー少将が任命された。また、タンターウィーとアナンの解任が名誉ある退任であることを示すため、両名を大統領顧問とし、タンターウィーにはエジプトの最高位の勲章であるナイル勲章が与えられることとなった¹⁰。軍の情報筋は、この解任がムルシー大統領と SCAF が事前に話し合いを持った結果であるとしたが、ムルシーが軍内部の権力闘争を利用したなどの指摘も多く聞かれた。事実は明らかにされていないが、いずれにしても、SCAF に立法権を認めた憲法宣言の追加条項を無効としてタンターウィーとアナンを排除したことは、ムルシーや同胞団が SCAF との権力争いに勝利したことを意味するものではない。この宣言が出される前後に SCAF とムルシーの間で、憲法草案を含む新体制における軍の位置づけについて、何らかの合意が成立していたと思われる。それは、8 月 12 日以降の憲法草案の起草過程と、新憲法の内容からも明らかである。新憲法に関する議論の争点は、憲法におけるイスラームの位置づけであり、文民統制の問題はほとんど議論にはならなかった。草案は 9 月以降段階的に公表されたが、当初軍に関して議論された内容は、軍に危害を及ぼした場合を除いて民間人を軍事法廷で裁くことが禁止されるという条項のみであった。そして軍そのものに関する条項は、起草委員会が裁決を実施する直前に盛り込まれたのだった。このような、軍に特別に配慮した状況は、事前に SCAF と同胞団との間に合意がなければ成立し得ない¹¹。軍に関する規定は憲法の第 193 条から 198 条に記載され、中には旧憲法にはない規定も盛り込まれたが、全体として軍の権益が確保された内容であった¹²。たとえば、第 197 条では大統領が委員長を務め、首相や両院議長も参加する国民軍事委員会が創設され、安全保障や軍事予算に関して軍幹部と話し合いを持つこととなったが、軍事予算が議会で審議されることは定めていない。解釈によっては、話し合いが持たれる以外には何も規定していないともいえる。むしろ、旧憲法と同様に、元帥が国防大臣（軍事産業大臣兼務）を兼ね、国防予算も議会では審議されないなど文民統制の

否定が宣言されており、軍が望む形の憲法となったといえるだろう。

また、8月12日の憲法宣言の際にSCAFと同胞団の間でどのような合意があったかを示唆するものに、憲法草案が起草委員会で可決された後に全土で発生した暴力的な抗議運動に際してのスィーサー国防相の行動がある。激しい抗議運動が長期化すると、スィーサーは軍のフェイスブック上で、具体的な日時と場所を指定したうえで大統領や野党指導者、判事らが一堂に会して対話をすることを呼び掛けた。この呼びかけはムルシーが応じなかったことで実現しなかったが、軍が大統領と国民の間を仲裁する姿勢を見せるなど、政治への介入とも取れる行動であった。以上のことから、8月12日の憲法宣言による軍の政治からの退場は、軍がムルシー（あるいは同胞団）に対して優位な状態を維持したまま行われたことを示していると思われる。

3. 憲法制定過程にみるムルシーと司法の関係

エジプトの司法は、行政府や立法府に対して比較的自律を保っているといわれてきた。国民もまた、時折権威主義政権に都合の悪い判決を出す司法に対して、篤い信頼を寄せてきた¹³。2000年代になり民主化運動が活発化すると、判事クラブを中心に議会選挙の不正を告発するなど、司法は民主化運動の一翼を担うようになった。ムバーラクの辞任以降は、SCAFは民主化プロセスにおいて司法を尊重するという趣旨の発言を繰り返した。エジプトの司法の最上部に位置づけられる最高憲法裁判所、全国の行政裁判所、それを統括する国家評議会など、司法の果たす役割が大きくなり、司法の政治機関化が顕著となった。SCAFから大統領としての権限を取り戻した後のムルシーにとって、たびたび同胞団に都合の悪い判決を下す司法の掌握が直近の課題であった。

(1) ムルシーによる司法への挑戦

ムルシーが大統領に就任した2012年6月30日から新憲法が制定された同年12月26日までの約半年間に、ムルシーあるいは同胞団が司法に挑戦する姿勢を見せたのは、少なくとも3回確認することができる。

第一は、ムルシーの大統領就任時である。通常、新たに大統領が選出された場合や新たな任期を迎える場合は、立法議会において就任の宣誓を行うが、前述の通り人民議会は6月14日の最高憲法裁判所による選挙法違憲判決により解散させられていた。ムルシーの当選が確定する直前の6月17日にSCAFが発表した憲法宣言の追加条項では、議会が解散状態にある場合、大統領は最高憲法裁判所の総会において宣誓すると規定していた（2011年3月30日憲法宣言第30条の部分改正）。しかし、当初ムルシーの出身母体である同胞団は、

SCAF の影響下にあると思われる最高憲法裁判所で宣誓を行うことは、後の行動に支障が出ることを警戒してか消極的な姿勢を見せた。しかし、司法との関係の悪化を懸念したためか、まもなく同胞団は最高憲法裁判所における宣誓を受け入れた。

第二は、ムルシーの大統領就任後まもなくの7月8日である。ムルシーは大統領令第11号を発令して人民議会の再開を宣言し、SCAF が命じた議会解散命令を無効とした。最高憲法裁判所の判決ではなく、それを根拠としたSCAF の議会解散命令を無効としたことは、最高憲法裁判所との真正面からの対決を避ける意図があったと思われる。しかし、この大統領令は実質的には司法の判断に異議を唱えたものであり、法曹界を上げての批判が巻き起こる結果となった。そして7月10日には、今度は最高憲法裁判所がムルシーの大統領令は無効であるという判断を下した。最高憲法裁判所だけでなく法曹界全体の激しい抵抗にムルシー大統領は発言を撤回し、裁判所の判断に従うことを表明した。三番目は2012年11月22日に、今度はムルシー大統領が突如発表した憲法宣言である。これについては以下で述べる。

(2) 11月22日憲法宣言

SCAF が民政移管して以降、憲法宣言を出すことができるのは大統領に限定された。ムルシーが11月22日に発表した憲法宣言は、憲法草案を同胞団の強い影響下にある起草委員会の採決で可決し、国民投票にまで持ち込むことを目的に出されたものであった。この憲法宣言の中で国民から激しい批判にさらされた条文は二つある。一つ目は第2条で、2012年6月30日の大統領就任から新憲法が発効し、新たに人民議会が招集されるまでの期間のすべての憲法宣言、大統領令や決定は最終的なもので、如何なる手段を用いても覆すことはできない、というものである。二つ目は第5条で、如何なる裁判所も諮問評議会あるいは憲法起草委員会を解散することはできない、である。

憲法宣言の発表は唐突であった印象を周囲に与えたが、実はこれまでの起草委員会の経緯を見れば、十分に予測が可能であった。ムルシー政権下で憲法を起草していたのは、6月7日に再結成された委員会であり、最初の起草委員会は3月26日に結成され、その後まもなく裁判所命令により解散させられていた。最初の起草委員会が解散となった経緯は以下の通りである。起草委員会のメンバーは、2011年3月30日の憲法宣言第60条に従って100名、うち半数の50名は国会議員であった。しかし、2012年に実施された議会選挙では、自由公正党とサラフィー主義政党であるヌール党が議席の約7割を占めたため、必然的に起草委員会のメンバーとなった議員の大半(50名中38名)が両政党に所属する議員となった。すると、リベラルな志向の委員は同胞団が強い影響力を持つ委員会に抗議して、辞任

あるいは出席を拒否するなどし、四分の一近いメンバーが不在となっていた。このような事態に対し、4月10日にはカイロ行政裁判所によって委員会の無効判決が下され、最初の起草委員会は解散させられた。

その後は喧々諤々の議論の末、ようやく6月7日に起草委員会が再結成されたが、現実的な範囲での国家体制のイスラーム化を主張するムスリム同胞団系委員と、更なるイスラーム化を主張するサラフィー主義系の委員が協調しながら委員会を主導したため、再びリベラル志向の委員の離脱が相次いでいた。起草委員会は6カ月以内に草案をまとめることが規定されており、その期限が12月上旬に迫っていたが、それを前に行政裁判所により再び解散命令が出される可能性が高い状態となっていた。仮に、起草委員会に対し再び解散命令が出されれば、再度委員を選定し、さらにもう6カ月間、草案作成に取り組まなくてはならない。国内の混乱は必至であり、経済もさらに低迷することが予測された。そのため、ムルシー大統領は委員会の設置期限が終了する直前に、同胞団の影響が強く反映された新憲法を制定し、民主化プロセスを推し進めようとしたのだった。

この宣言に対し、激しい批判と抗議運動が発生した。ムルシーが発表した憲法宣言では、起草委員会の設置機関を延長して8カ月、すなわち2013年1月末とするとしていたが、11月29日に審議を打ち切る形で、連続19時間にわたる最終会合の末、草案の裁決を強行した。

その後、カイロやアレキサンドリアなど都市部を中心に、この憲法宣言に対する激しいデモや武力衝突が発生した。そして、これまで議会選挙や国民投票など投票に立ち会ってきた判事らが立ち会いをボイコットすることを宣言する事態となった。ムルシーの憲法宣言には、国民からの批判を予期してか、第1条においてムバーラク退陣デモの最中に発生した「駱駝戦争」を含む政変時の殺害行為やデモ参加者に対する殺傷行為などの究明と裁判のやり直しという「餌」が盛り込まれていたが、その効果は見られなかった。国内を二分した激しい抗議に、ムルシー大統領は12月8日には憲法宣言を撤回したが、国民投票の実施は撤回せず、12月15日には新憲法の是非を問う国民投票が実施され、賛成票63.8%、反対票36.2%で新憲法の成立が決定し、12月26日に発効した。

おわりに

ムルシー大統領や同胞団は、革命の正当な後継者を自認するリベラル勢力や、権力を温存したSCAFと、今後もあらゆる局面で対峙することになるだろう。街頭の政治を繰り広げるリベラル勢力に対しては、政府は2013年2月に入ってデモ規制法の制定に着手するなどして本格的な取り締まりに乗り出した。軍が国家の屋台骨となる体制は、新憲法の制定

により第二共和制にも受け継がれただけでなく、むしろムバーラク期よりも積極的に政治に関与する姿勢を見せている。

ムルシーや同胞団は、SCAF やそれを財政的に支えるアメリカも含めて、長期的な国家像をどのように描いているのか。それを判断する十分な材料はないが、それをうかがわせるインタビューが報道された。インタビューが収録されたのは、2012年9月にムルシーが国連総会で演説するために大統領就任後初めて渡米する直前である。この中でムルシーは、「(エジプトが) 国家の自立と安全を維持し、大国であることを証明するため、以下のものを自前で調達できる国になることを目指す。それは、食糧、医薬品、武器である」と述べている。ムルシーは就任以来、強いエジプトを強調しており、経済的にも政治的にも特定の国や組織に依存しない、真の自立した国家を理想とすることを述べている。上記のムルシーの言葉の中にある、武器を自前で調達するというのは、毎年13億ドルもの軍事援助を提供しSCAFを経済的に支えているアメリカと軍の関係を断つことで、アメリカにもエジプト軍にも依存しない、本当の意味での文民体制の樹立を意味しているのではないだろうか。しかし、現実はその簡単ではない。暴力的なデモによって不安定化する治安と長期化する経済の低迷で悪化する一方の雇用状況の改善に助け船を出したのは、他ならぬエジプト軍であった¹⁴。

また、イスラーム色の濃い憲法の起草という共通の目的のもとでこれまで協調関係にあった同胞団とサラフィー主義者は、今度は具体的な政策を巡って対立する兆しもある。議会第一党と第二党の対立は、更なる政治の混乱を招きかねないだろう。同胞団政権は理想と現実の乖離に対し、イスラーム法に合致した国家運営をどのように模索するのか。第二共和制の行く先は、依然不透明である。

—注—

- ¹ トルコの政治体制が、アラブ諸国のモデルになるかについてはさまざまな議論がある。チュニジアのナハダ党の幹事長ハマディー・アル・ジバーリーはトルコの政治体制はチュニジアのモデルになりうると述べているが、エジプトはチュニジアのように言明はしていない。
- ² リベラル勢力が周辺化した経緯については以下の文献を参照。鈴木恵美「エジプト革命はいかに宗教勢力に奪われたか—革命青年勢力の周辺化と宗教勢力の台頭」『中東政治変動の研究—「アラブの春」の現状と課題』財団法人国際問題研究所、2012年3月。
- ³ 7月革命時の憲法宣言は、1952年から53年にかけて、少なくとも4回出された。
- ⁴ 鈴木恵美「エジプト革命」『現代エジプトを知るための60章』明石書店、2012年、pp.140-145。
- ⁵ 当初、15日かけて改正案を完成させ、その後2カ月以内には憲法を改正すると発表していた。
- ⁶ 新たに制定する選挙法についてSCAFと諸政党の交渉が重ねられていた2012年8月から9月にかけて、当時自由公正党の党首を務めていたムルシーは、起草委員会のメンバーは新たに選出される人民議会が中心となることを主張していたという。Al-Silmī, 'Alī, 'Alī al-Silmī al-Tahawwul al-Dīmqurāfī wa Ishkālīya wathīqa al-Mabādī' al-Dustūrīya, al-Qāhira, Dār al-Kutub al-Miṣrīya, 2012, p 60.

- ⁷ Al-Silmī, ‘Alī, *op. cit.*, p55.
- ⁸ 元諜報庁の少将で軍最高評議会の非公式な報道官ともいわれるサミーフ・セイフルヤザールによると、この追加条項は SCAF が最高憲法裁判所の判事 5 名と事前に合法性を確認したうえで作成されたものであるという。その際、最高憲法裁判所の判事らは、憲法宣言の追加条項を作成することは、裁判所の役割ではないという理由で拒否したという。<http://english.alarabiya.net/articles/2012/06/19/221580.html>
- ⁹ シャハータの宣誓は初めてテレビ中継された。また宣誓の際にコーランの上に手を置いて宣誓を行ったことも議論となった。
- ¹⁰ 敵対する人物を大統領アドバイザーなどの名誉職に「格上げ」して実権を奪うのは歴代の政権が行ってきた政敵を排除する常套手段であり、ムバーラク政権下の 80 年代に長く元帥兼国防大臣を務めたアブー・ガザーラもまた、1989 年にムバーラクにより大統領顧問に任命され更迭されている。
- ¹¹ 起草委員のメンバーには軍人代表として、SCAF のメンバーで憲法・法律問題担当のママドゥーフ・シャーヒーオン少将が加わった。
- ¹² *Mashrū‘ Dustūr Jumhūrīya Miṣr al-‘Arabīya*, 2012.
- ¹³ ナセル期に司法の体制翼賛化が進んだが、サダトがインフィターフ（経済の一部開放）政策を導入した際に、国際資本を呼び込む目的で司法の自律を促進したと言われている。Moustafa, Tamir, *The Struggle for Constitutional Power: Law, Politics, and Economic Development in Egypt*, Cambridge University Press, 2007.
- ¹⁴ 2012 年 12 月 29 日付けのドゥストゥール紙は、軍がカイロ郊外のシッタ・オクトーバル市において、民間企業 40 社と軍が合同で 3000 居住単位の都市建設を行うと報じた。*Al-Dustūr*, 2012 年 12 月 29 日。

第2章 シリア「内戦」とイスラーム主義

森山 央朗

1. 本章の目的と情報源をめぐる問題

シリアにおける、アサド政権と反対制諸派の衝突は、2012年を通して激しさを増していった。また、反対制諸派は、スンナ派やドゥルーズ派という宗派、あるいは、クルド人やトゥルクマーン人といった民族など、様々な要素を統合原理とする数多くの集団から成り立ち、非常に錯綜した状況を呈している。本章では、混迷と激しさを増していく2012年のシリア「内戦」を通じた反対制諸派の変化と、その中で存在感を増しているスンナ派イスラーム主義を分析する。それを通して、シリア情勢の現状と背景を考察するとともに、エジプトやチュニジアをはじめ、他の中東・アラブ諸国でも政治や社会における重要な変数となっているイスラーム主義について論じることとする。

シリア情勢を分析する上で、無視できない問題に情報源の偏りがある。今回の研究プロジェクトの一環として行ったトルコにおけるインタビュー調査の中で、中東工科大学のメリハ・アルトゥンウシュク Meliha Altunışık 教授は、現在のシリアについては、誰の話聞くかによって全く異なる状況が描き出されてしまうと指摘した。2011年3月から本格的に始まったアサド政権と反対制諸派の衝突に関して、ジャズィーラ (Al-Jazīra) やアラビーヤ (Al-‘Arabīya) といった国際メディアは、当初から反体制派の立場で報道を続けてきた。一方、アサド政権のメディアは、民衆デモの広がりや否定的な報道を外国から侵入した「武装テロ集団の犯罪」に帰してきた。こうした対照的な報道を相互に批判的に検証し、シリア国内の現状を実証的に描くことは容易ではない。2011年3月から9月頃までの、非武装を標榜する民衆デモとアサド政権の治安機関・軍、および、政権支持派との衝突が全土に拡大していった時期においては、アサド政権が外国の報道関係者や国際機関の調査員の活動を厳しく制限していた。2011年10月頃からは、政権の弾圧に対してシリア国内の反体制活動が武装闘争を中心とするようになり、政権と反対制諸派の暴力の応酬が激化して「内戦」と評される状況が現在まで続いている。こうした状況の中で、外国の報道関係者や国際機関の関係者、あるいは研究者といった人々が、中立的立場から自由に取材・調査することは難しい。シリアに入国し、ある程度の安全を確保するためには、どうしても、政権か反体制諸派のいずれかの集団・組織の庇護を得なければならないからである。

とはいえ、シリア国内でアサド政権と反体制諸派の間で激しい暴力が続き、多数の死傷者と難民を出し続けていることは事実であるし、様々なスンナ派イスラーム主義勢力が支

持を拡大していることも看取される。本章では、報道¹とイスタンブルを拠点に活動しているシリアの反体制運動関係者とのインタビューを主要な情報源として²、反体制運動の変化とイスラーム主義勢力の伸張を追う。したがって、本章で描かれるシリア情勢と反体制運動の現状と展望が、反体制運動に参加している人々、その中でも、イスタンブルを拠点とする「穏健な」³スンナ派イスラーム主義的思潮を持つ人々の言説に強く規定されたものであることには留意しなければならない。しかし、それでもなお、それがシリア情勢の一面であることは間違いない。また、チュニジアやエジプトにおいて「穏健な」スンナ派イスラーム主義勢力が政権を担い、より「過激な」イスラーム主義勢力や世俗派との間に様々な軋轢を生じていることが大きな問題になっている状況を考えれば、シリア危機におけるイスラーム主義勢力の存在感の増大とその背景を分析することは、そもそもイスラーム主義とは何かという問題の考察を通して、「アラブの春」と呼ばれるアラブ諸国における一連の政治変動を見通すことにも貢献すると言えよう。

2. シリアの2012年

シリアにおけるアサド政権と反体制運動の衝突は、2011年3月に南部の都市、ダルアーで本格的に始まったとされる。その2カ月前の2011年1月に、チュニジアとエジプトにおいて、権威主義的独裁政権が大規模な民衆デモによって短期間のうちに打倒された。2代約40年間にわたって権威主義的統治を続けてきたアサド政権は、同様の事態がシリアに及ぶことを警戒して、警察と治安機関に住民とのトラブルを避けるように指示していたという。しかし、ダルアーの治安当局が反政権的なスローガンを落書きしていた少年を逮捕・拷問し、これに抗議するデモを激しく弾圧した。このデモと弾圧の様相が、ネットや国際メディアを通して広く配信されたことで、シリアの各地にダルアーとの連帯を叫ぶデモが拡散し、国外においても、アサド政権の人権侵害や圧政に対する非難が拡大していった。

こうして始まったアサド政権と反体制運動の衝突は、当初、国内におけるデモと弾圧と、国外のメディアとヴァーチャル空間における宣伝戦という二つの側面で進行した。このうち、メディア・ヴァーチャル戦においては、国際メディアが反体制運動の側に立ってアサド政権を非難し、欧米に暮らす移民シリア人若年層を中心とした様々なグループが、ネット上で反政権キャンペーンを効果的に繰り広げた結果、反体制側の圧勝となった。一方、国内のデモと弾圧においては、「モグラ叩き」的状況が持続することとなった。すなわち、ある地域でデモが発生すると、アサド政権側は、その地域を封鎖してライフラインを遮断し、軍と治安部隊に加えて、シャッピーハ (shabbīḥa) と呼ばれる政権支持派の非正規武装組織を投入して、暴力によってデモを鎮圧する。そうするうちに、また別の地域でデモ

が発生し、アサド政権はその地域に軍・治安部隊・シャッビーハを転戦させるという状況が、数カ月わたって続いたのである⁴。

明確な指導者や組織が存在しない中で、それぞれの思惑・不満を持つ多様な人々が、政権打倒を共通の目標として結びつき、「民主化」を大義名分に掲げつつ、メディアと連動して反体制デモを起こすという構図は、チュニジアとエジプトと同様の状況であったと言える。それが、シリアにおいては一気に政権打倒へと至らなかった要因については、上述の経緯自体の検証も含めて、今後の詳細な研究を待たなければならない。現時点で言えることは、シリアにおける反体制デモは、ダルアー、ダイル・アッ=ザウル（日本のメディアでは「デリゾール」と表記されることが多い）、ハマーといった地方都市で点々と発生し、面的な広がりを持てなかったことと、首都のダマスカス都心部において大規模なデモを組織することができなかったことである。その背景についても、今後検討しなければならない要素が多いものの、シリア国民の間にアサド政権への支持が意外に強かったことは指摘されなければならないであろう。

もちろん、アサド政権は、自由な選挙などを通じた国民の自発的な支持に基づいて統治を行ってきた政権ではない。前大統領のハーフィズ・アル=アサド *Hāfiẓ al-Asad*（在任 1971-2000 年）と、その次男で現大統領のバッシヤール・アル=アサド *Bashshār al-Asad*（在任 2000 年-）が、軍と治安機関の幹部へ利権を配分することで暴力装置の忠誠を私的に確保し、それに基づいて、国民の監視と反体制派への弾圧を行う強権的支配を行ってきた。この利権と忠誠の私的な交換は、大統領と軍・治安機関の幹部の間にとどまるものでなく、地縁、血縁、宗派などの様々なチャンネルを通して、あるいは、それらのチャンネルを横断して、社会の隅々にまで行き渡っていた。例えば、末端の警察官や軍人は、公務員としての給料の他に、軍や警察のコネを通して、雑貨屋のような小さな商店の経営権や不動産などの権益を獲得し、それらの収入によって家族の生活費や子供の教育費をまかなっていた。特に、農村部や都市下層民の出身者で、そうしたコネによってより良い生活を手にしてきた人々は、宗派や出身地に関わりなく、アサド政権への強い支持感情を持ってきた。あまり多くの利権配分に預かれず、それほど積極的にはアサド政権を支持しない人々の間にも、同政権に対する消極的な支持は根強かったという。この消極的な支持とは、40年以上続いてきた警察国家に慣らされ、また、警察国家であることで維持されてきた非常に良好な治安の恩恵もあって、アサド政権の抑圧的な統治に様々な不満を抱いていても、アサド政権がなくなった場合の治安の悪化や混乱をそれ以上に恐れ、アサド政権以外にシリアを安定的に統治できる政権を想像できないということである⁵。

アサド政権に対する消極的な支持がシリア国民の間に広く浸透していたことを筆者に

指摘したのは、1982年のハマー事件の際に家族とともに逮捕され、釈放後にトルコに出国して反アサド政権の運動を続けてきた人物である。彼は、その長い反体制運動の経験に基づいて、シリアの人々は、アサド政権打倒の呼びかけに呼応するよりも、むしろ、混乱を恐れてそうした呼びかけを忌避する傾向が強かったと語った。そして、2011年のチュニジアとエジプトにおける革命の後でも、政権打倒の呼びかけへの反応は鈍く、もし、ダルアアの治安当局が少年を逮捕・拷問することがなければ、大規模な反体制デモが発生することもなく、ダルアアの事件が発生した後でも、政権が治安当局の関係者を厳正に処罰していれば、ダルアアでのデモも早期に終息したであろうと述べた。しかし実際には、アサド政権は、治安当局の関係者を処罰することもなく、民衆デモに対して放水や催涙弾で解散を図ることも少なく、実弾を以て応じた。こうした穏当さを欠いた対応が、国民の激しい反発を引き起こし、デモが全土に拡大していくことになったという。

民衆デモがシリア全土に波及していった直接の原因として、アサド政権に対する国民の不満や民主化要求ではなく、ダルアアでの事件に対する政権の「愚かな」対応を指摘したのは、上述の反体制活動家ばかりではない。別の反体制活動家や筆者と意見交換を行ったイギリスの専門家も同様の指摘をした。それでは、なぜ、アサド政権は、ダルアアでの事件に対して、「愚か」と評される対応を取ったのであろうか。この問題については、ダルアア事件の経緯の検証と、アサド政権の支配構造の実態や秘密警察をはじめとした治安機関関係者の心性などを検討しなければならず、やはり、今後の研究を待たなければならない。

いずれにしても、ダルアアでのデモと弾圧に続いて、各地で反体制デモが発生し、軍・治安機関・シャッビーハ、および、政権支持派のカウンター・デモとの間で激しい衝突が「モグラ叩き」的に続いていった。それらの衝突の中で、非武装民衆デモを標榜していた反体制運動は武装闘争へと重点を移し、政権側も反体制活動に対する弾圧を強めるとともに、潜在的な反体制派と目される人々を明確な根拠を示さずに逮捕したり、暴行を加えることを頻繁に行うようになった。また、政権の弾圧に抗議して政権の指揮下から離反した軍人たちが「自由シリア軍 (Al-Jaysh al-Sūrī al-Ḥurr)」と称する武装集団を各地で結成し、政権側の軍・治安部隊・シャッビーハと交戦を繰り返すようになっていった。暴力の応酬によって反体制側と体制側の双方に多数の死傷者が発生し、双方の復讐心と憎悪が増幅されることで、さらに暴力の応酬が激しくなり、犠牲者の数と憎悪がさらに増大するという悪循環が現在まで続いている。

シリア国内における暴力の応酬が激化し、治安が極度に悪化していく中で、アサド政権の支配力は徐々に減じていると思われる。2012年12月の時点で、北部のトルコとの国境地帯はほぼ反体制諸派の支配下にあり、イスタンブルを拠点とする反体制活動家たちも、

トルコの出国スタンプと「自由シリア軍」の入国スタンプによって、比較的容易にシリア北部とトルコの間を往復していると説明した。また、イスタンブルでインタビューを行ったある反体制活動家は、2012年前半までしばしば行われたアサド政権支持の「官製デモ」も、同年後半にはあまり行われておらず、政権の動員力が衰えているとの観測を語った。

この活動家は、反体制運動に参加するようになった経緯を、ダマスカス新市街中心部の病院に勤務する医師であったが、勤務中に秘密警察によって突然逮捕され、3カ月ほど投獄された後に釈放されて、トルコに脱出してイスタンブルで反体制運動に加わったと語った。投獄中に、妻と娘も逮捕され、彼女たちの消息は未だに知れないという。彼によれば、ダマスカスに残っている元同僚などとも連絡を保持しているとのことで、アサド政権の支配地域に留まっている公務員や軍人なども、その多くが、家族の安全が確保でき次第、反体制諸派の支配地域や国外に脱出する機会をうかがっている由である。この話からは、シリア国内でもアサド政権の崩壊が予見され、追い詰められた政権と心中を余儀なくされる前に政権から離れたいという考えが広まっていることが看取される。もちろん、反体制活動家によるこの話をそのまま事実と即断することはできないし、どの程度のシリア国民がアサド政権を支持しているのかを確実に評価することもできないものの、政権の支配力が徐々に衰えていることは想定される。装備と練度で勝る政権軍が「自由シリア軍」などの反体制武装集団を掃討できない背景にも、優先的に利権を配分され、アサド家と強固に利害を共有するエリート部隊を除いて、軍人の相次ぐ離反を止められないことがあると思われる。また、暴力の応酬の中で疑心暗鬼にかられた秘密警察やシャッビーハが、確信的な反体制派ではない人々に危害を加えることで、政権に対する消極的支持を政権自ら掘り崩しているということもできる。

そうした政権の失策もあって、反体制諸派は、2012年を通して、その力を拡大させ、シリア北部を中心に支配地域を広げている。ただし、反体制諸派の支配地域は、面的に広がっているわけではなく、点在する形で広がっている。そのため、北部に支配地域を広げているといっても、特定の地域一帯を一元的に支配しているわけではなく、様々な反体制派武装集団の支配地点が、政権の支配地域と入り交じって存在している。また、反体制諸派の支配地域は、農村部や農村地域の中小都市に点在し、アレッポ、ハマー、ヒムスといった、人口の多い中部の大都市を掌握できていない。特に、トルコとの国境地帯からシリア中部の平原に出る交通の要衝を扼すアレッポは、反体制諸派とアサド政権の抗争の主要な舞台となり、街区ごとに反体制諸派の武装集団とアサド政権側の軍部隊が割拠して、激しい市街戦が続いている。反体制諸派とアサド政権の双方が軍事力で相手を圧倒することができず、シリア国内の戦闘は膠着状態に陥っているのである。

こうした事態の原因として、政権側については、先述のとおり、軍人の離反を押さえることができないことがあげられる。反体制側については、内部の不統一が最大の問題になっている。反体制諸派の中には、マルクス主義から「過激な」イスラーム主義に至る様々な主義主張が混在し、地縁や宗派、民族などで結びついた無数の集団が含まれる。「自由シリア軍」と総称される離反軍人部隊も、それぞれの活動地域で別個に戦闘を続けており、単一の司令部の下で完全に統制されているわけではない⁶。さらに、「自由シリア軍」以外にも様々な武装集団が政権軍との戦闘を行っており、それらの武装集団相互の連絡・連携も少ないように見受けられる。

イスタンブルからキリスの国境を通過してアレッポに入ることを予定していた在外シリア人反体制活動家は、自分たちのグループが接触を持っているシリア国内の反体制武装集団と予め連絡を取っており、その武装集団に安全を保証してもらうことになるかと語った。しかし、その武装集団の支配地域を出て、別の反体制武装集団の支配地域に入ってしまうと安全は保証されないという。この話からは、政権との主要な戦場となっているアレッポにおいても、複数の反体制武装集団が各個に活動し、相互の連絡があまり行われていないことがうかがえる。反体制諸派の支配地域が、面的な広がりを持たない背景には、シリア全土の戦闘を指揮・統括できる有効な統一司令部が存在せず、ある武装集団がたまたま確保した地点をつなぐ形で場当たりに支配地域を広げてきたことがあると考えられる。

また、反体制武装集団が、どこから、どのように、戦闘員と資金と武器を得ているのかについても不明な点が多い。「自由シリア軍」は、アサド政権下のシリア軍から離反した軍人によって構成され、したがって、離反する際にシリア軍から持ち出した武器と、アサド政権の軍部隊や基地から奪取した兵器で武装していると言われる。その一方で、トルコ政府の黙認の下でトルコ国境を經由して武器弾薬の補給を受けているとも言われる。今回のトルコ調査で面会したシリア人反体制活動家は、軍事活動には直接関わっていないので詳細はわからないと断った上で、トルコを通した武器の補給があるらしいと語っていた。ただし、トルコ共和国が政府の方針として「自由シリア軍」やシリア国内の反体制武装集団に武器を渡しているわけではない。2013年2月現在、どの国の政府も、シリアの反体制武装集団に対する武器の供与を公式には認めていない。その一方で、レバノン、トルコ、イラクといった周辺諸国から、様々な武器が非公式にシリア国内に流入していることはつとに指摘されてきた。

そうした武器を購入する資金については、在外シリア人の実業家や湾岸諸国の篤志家からの寄付など、やはり、外国政府の公式な資金援助よりも、私的、もしくは、非公式に流入してくる資金に頼る部分が多いようである。イスタンブルで活動してきた反体制活動家

によれば、欧米諸国の政府や団体は、いろいろと資金援助を約束してくれたが、その多くが空手形に終わっているとのことである。また、シリア国内の戦闘において、アサド政権の空軍が大きな脅威となっており、アメリカや EU に対空兵器の供与を求めてきたが実現していないという。アメリカや EU からすれば、シリアの反体制諸派の間に統一的な組織形成と意思統一が見られず、供与した武器や資金を誰が責任を持って管理できるのかわからない以上、公式に大規模な資金や武器の供与はできないということになる。それでもアサド政権との抗争を続けざるを得ないシリア国内の反体制諸派は、非公式で不透明なルートで流れ込んでくる資金や武器への依存を強めることになり、これらのルートに様々な外部勢力がそれぞれの思惑で参入することにより、反体制諸派の意志と組織の統一がますます困難になっている。

反体制諸派の一部は、膠着状況を一気に打開してシリア国内の混乱を収める方策として、NATO の軍事介入を求めている。NATO が反体制側に立って本格的に軍事介入を行えば、アサド政権の軍事力を圧倒することも可能であろうが、アメリカも EU も、シリアへの軍事介入には消極的である。また、ロシアや中国の激しい反発も予想される。シリアの反体制諸派の間でも、NATO の軍事介入、特に地上部隊のシリア国内への展開には強い抵抗感があり、飛行禁止空域やトルコ国境沿いでの安全地帯の設定に限定した軍事介入を望む意見も多かった。

シリアに隣接した NATO 加盟国として軍事介入に深く関与せざるを得ないトルコの専門家⁷は、限定的な軍事介入に対しても否定的な見解を示した。飛行禁止空域を設定するためには、シリア領空内へ地对空ミサイルや戦闘機を侵入させてアサド政権の軍用機を撃墜しなければならないし、国境沿いに安全地帯を設けるためには、地上部隊をシリア領内へある程度展開させなければならない。そうすれば、アサド政権下のシリア軍との本格的な戦闘に発展する危険が高く、そもそもトルコ国内の世論においてシリアへの軍事介入を支持する意見は非常に少数であるという。トルコは、難民の保護とシリア国境の警備強化のために多数の軍部隊と政府職員をシリアとの国境地帯に派遣しており、その経費だけでも相当な財政負担になっている。この上、軍事介入にかかる莫大な戦費を負担することはできないと語った。

一方、反体制活動に関わるシリア人は、外国の軍事介入にどのような意見を持つにせよ、反対制諸派の武装勢力のみでアサド政権の軍事力を打ち負かすことは極めて難しいとの認識で一致していた。その理由として、先述した反対制諸派の間での組織と意志の統一の欠如に加えて、アサド政権側の軍部隊が、装備・兵力・練度においてなお大きな優勢を保っていることをあげた。軍事力による勝利が見通せない以上、犠牲と混乱の拡大を避けるた

めに反対制諸派が取り得る方策は、アサド政権との交渉によって暴力の停止と事態の打開を図るしかない。しかし、イスタンブルで面会した反体制派活動家によれば、シリア国内において激しい暴力の応酬が続き、政権側と反体制側の双方で怨恨が強まっているために、バッシュール大統領との直接交渉を提起することは、反対制諸派の内部、特にシリア国内の諸集団から激しい反発を受けるという。政権側にも同様の問題があり、ダマスカスの政権中枢が反体制諸派との停戦を模索していても、前線の部隊やシャッビーハが戦闘行動を継続してしまう。実際に、これまでに行われた停戦と交渉の試みは、反対制諸派の中から反対の声があがり、反体制側の武装集団も政権側の軍・治安機関・シャッビーハも戦闘を停止しない、もしくは、できないために停戦の成立に結びつくことはなかった。

シリア国内におけるアサド政権と反対制諸派の暴力の応酬は、2012年を通して激化の一途をたどり、どちらかの勝利も、交渉による停戦も見通せないまま、シリア国内に暮らす普通の人々の犠牲を徒に増やしてきた。国内の生産活動や流通は大きく損なわれ、反体制諸派の支配地域では食料や燃料といった基本的な生活物資の欠乏が著しい。武装集団による略奪が横行しているという話も聞こえてくる。平和的抗議を標榜する民衆デモによって独裁的なアサド政権を打倒し、シリアの民主化を達成しようという運動は、アサド政権による激しい弾圧に直面したことで反対制諸派の武装集団とアサド政権の間での「内戦」へと展開し、シリアの国家と国民生活を重大な危機に陥れたのである。こうした状況の悪化に対して国際社会も有効な対応をとれず、筆者が面会した反体制活動家たちは、事態の悪化の主要な要因の一つとして、国際社会の無策を一様にあげていた。

3. 反体制運動の変質

シリア国内の状況が、デモと弾圧の「モグラ叩き」から「内戦」へと展開していく中で、アサド政権に対する反体制運動も変質していった。本節では、反体制運動の変質を、運動に参加する人々の変化を手がかりに見ていくこととする。

2011年3月から9月頃までのデモと弾圧の「モグラ叩き」が続いている状況においては、アサド政権に対する反体制運動は、以下の二つの類型の人々によって主に担われていた。第1の類型は、シリア国内でデモを組織し、デモに参加していた人々である。これらの人々は、既存の政党や政治勢力のメンバーではなく、ダルアーなどにおける治安部隊の暴虐に怒りを覚えた普通の人々であったと見なされている。国内にはっきりとした反体制組織が形成されていなかったとされるこの時期において、誰が、どのようにデモを組織し、どのような人々を動員していったかについては未だに詳らかではない。反体制運動参加者の説明によれば、ダルアーにおける事件の後、チュニジアやエジプトと同様に、インターネット

トや携帯電話を使いこなす若年層を中心にアサド政権の不正と横暴に対する怒りが広まり、各地で民衆デモが発生したという。そうして発生した民衆デモと弾圧の様相が、ネットや国際メディアを通して広く配信されたことで、さらに民衆の怒りとデモが広まり、国際世論においてもアサド政権を非難する声が高まっていったと語った。

このネットやメディアを通じたアサド政権への非難の高まりという側面で大きな役割を果たしたのが、第2の類型に属する人々、すなわち、移民シリア人の子弟である。シリアの人々は、19世紀以来、西ヨーロッパや南北アメリカ、オーストラリアなどを中心に世界中に移住し、実業家として成功したり、高度な専門知識・技術を身につけて医師や学者、技術者として活躍してきた人々も少なくない。移民先で成功したシリア人の子弟は、ホスト社会で豊かな生活と高い教育を享受し、自分たちの出自をそれほど意識せず、シリア国内の状況にも関心を払ってこなかった。そうした移民シリア人の子弟としてロンドンで育ち、2011年1月からロンドンを拠点に反体制運動に参加してきた青年が語るには、2011年1月にチュニジアとエジプトで民衆デモによって独裁政権が打倒されるのを目にして、同様の独裁政権下にあるシリアについても、民主化が実現されるべきだと思うようになったという。彼のような、「アラブの春」を目にして、にわかに「シリア人」として覚醒した移民シリア人の子弟が、国際メディアとヴァーチャル空間における宣伝戦を担い、アサド政権側のプロパガンダを圧倒していくこととなった。

「シリア人」として覚醒した移民シリア人の子弟は、世界中でシリアの民主化を支援する様々なグループを結成し、それらのグループをインターネットで結びつけることで運動を展開してきた。欧米諸国で生まれ育った移民シリア人子弟の反体制活動家たちは、英語やフランス語といった西欧諸語に堪能で、欧米主導の国際メディアやインターネット社会にも慣れ親しんできた。そのため、国際メディアやネット社会にアピールするストーリーを広く発信することに優れた手腕を発揮し、短期間のうちにアサド政権を非難する国際世論を盛り上げることに成功した。

その一方で、移民シリア人の子弟たちは、「アラブの春」が始まるまでシリアにそれほどの関心を払ってこなかったために、シリア国内の実情に対する感覚が弱く、シリア国内に暮らす人々との関係も薄かった。前述の活動家は、2012年1月の時点で、ネットや携帯電話を通してシリア国内でデモを組織している人々と連絡を取ってきたと述べたが、国内の反体制諸集団との連絡調整が円滑に行われていないことを認めていた。その原因の一つとして、国内の反体制派が明確な組織を持たず、「地元調整委員会 (Lajnat al-Tansiq al-Mahalliyah)」などと称する無数の集団が全土に散在しているため、国外から連絡を取る際にどこに連絡すべきかがよくわからないという事情をあげた。しかしそれ以上に、欧米

諸国で自由で豊かな生活を享受してきた移民シリア人の子弟とシリア国内に暮らす人々の断絶が大きく影響したと考えられる。移民シリア人子弟の反体制派活動家の中には、アラビア語を話せず、シリアに行ったことがない者も少なくないという。

シリアの反体制運動は、2011年3月から国外と国内の双方で盛り上がったものの、国外と国内の活動の断絶などのために、早期に達成された国際メディアとヴァーチャル空間における勝利を国内のリアルに及ぼすことができず、一挙にアサド政権を打倒することができなかった。シリア国内のアサド政権と反体制運動の衝突が長期化の様相を見せ始め、「自由シリア軍」などの反体制武装集団が活動を始めた2011年9月頃から反体制運動に本格的に参入してきたのが、1980年代からアサド政権に対する反対運動を続けてきた「筋金入り」の活動家たちである。この人々が、反体制運動参加者の第3の類型を構成する。

アサド政権は、約40年に及ぶ独裁統治を通して、政権に対して反対もしくは批判的な立場をとる人々を弾圧し、弾圧を逃れた人々は、国外に脱出して反体制運動を続けてきた。そうした「筋金入り」の反体制活動家たちは、2011年3月からシリアの国内と国外で進行する新たな反体制運動に当初はあまり関与していなかった。それが、事態の長期化が見通され、反体制運動を取り纏める組織の必要が強く認識されるようになると、シリア国外における反体制派の統一組織の形成に本格的に参入するようになっていった。

前節で紹介したとおり、イスタンブルで面会した反体制派シリア人の中に、1982年のシリア・ムスリム同胞団 (Al-Ikhwān al-Muslimūn fī Sūrīyā) に対する大規模な弾圧に巻き込まれて以来、トルコにおいて反体制運動を続けてきた活動家がいる。この人物は、自分はシリア・ムスリム同胞団の一員ではないと述べたものの、同胞団のイスタンブルにおける幹部の連絡先を知っていたことなどから、同胞団のシンパである可能性は高い。シリア・ムスリム同胞団は、1980年代からアサド政権に対する反体制運動を続けてきた組織であるが、そうした「老舗」の反体制組織は同胞団のみではない。クルド民族主義勢力や世俗的な市民社会の構築を目指すグループ、さらには、アサド政権内部の権力抗争に敗れて反体制を標榜するようになった人々など、2011年以前から活動を続ける反体制組織も様々であり、組織相互の関係も必ずしも良好ではない。

そうした、様々な「筋金入り」の反体制活動家と移民シリア人子弟の活動家たちが合流し、主にシリア国外の反体制運動を統合する組織として、2011年10月にイスタンブルにおいてシリア国民評議会 (Al-Majlis al-Waṭanī al-Sūrī/Syrian National Council: SNC) が発足した。しかし、シリア国民評議会は、内部の意見調整に難航し、シリア国内で活動する「地元調整委員会」や「自由シリア軍」との連携においても十分な成功を収めることができなかった。国内の反体制組織との連携の失敗については、シリア・ムスリム同胞団など、国

外で反体制運動を行ってきた組織は、国内における徹底した弾圧のために国内に影響を及ぼす足がかりを失っていたことと、移民シリア人の子弟たちは、先に指摘したとおり、シリア国内とのつながりが元々薄かったことが原因としてあげられる。国民評議会内部の意見調整の難航の原因としては、多様な主義主張を持つ多数の集団を取り込んでしまったことが指摘される。この点に関して、国民評議会イスタンブル事務所の幹部であった人物は、国民評議会は「脂肪が付きすぎて身動きがとれなくなってしまった」と評した。

以上の諸点を考え合わせると、2011年の間に反体制運動が抱えていた問題は、以下の3点に要約される。第1点は、シリア国内と国外の反体制運動の連携の不備であり、第2点は、国際メディアとヴァーチャル空間での勝利を国内のリアルに及ぼし、アサド政権の暴力装置に対抗する有効な手段を持たなかったことであり、第3点は、国内においても、国外においても、反体制諸派の間で意志と組織の統合が欠如していることである。この三つの問題のうち、第1と第2の問題については、2012年を通してある程度改善されてきた。そこには、国内における暴力の応酬によって反体制運動に参加せざるを得なかった人々の存在が大きく影響している。

前節において、明確な根拠なしに秘密警察に逮捕・投獄され、トルコに脱出して反体制運動に参加していると語った医師に言及した。こうした状況に強制されて反体制的になった人々が、反体制運動参加者の第4の類型をなす。この第4類型に分類される人々は、シリア・ムスリム同胞団などに漠然とした共感を抱いていた可能性はあるものの、第3類型に分類される「筋金入り」の反体制運動家のように、明確な理想や主義主張を持って反体制運動に参加してきたわけではないし、第1類型の人々のように、デモを組織したりデモに参加してきた人々でもない。アサド政権の軍や治安機関やシャッビーハの暴力に直面しなければ、恐らくアサド政権に対する消極的支持者にとどまっていたであろう人々である。前出の医師の述べるところによれば、秘密警察やシャッビーハの暴力によって、家を捨てて反体制派に身を投じざるを得なかった人々が多くいる由で、「自由シリア軍」に参加している下級士官や下士官、一般兵士にも、故郷の地域でのデモ弾圧を命じられて、やむを得ず政権の指揮下から離反した者が多いと言われる。

これらの第4類型に分類される反体制運動参加者は、組織的運動の経験を持つわけではないので、反体制諸派の指導的地位に就くことは少ないと考えられるが、2012年を通して続いた暴力の応酬によって増加し、現在では反体制運動参加者の多数を占めるようになっていると思われる。彼らの中の国外に脱出した人々も、最近までシリア国内の人間関係の中で生活してきた人々であり、やはり前出の医師が語ったように、現在もシリア国内の元同僚や友人・家族と連絡を取り合っているようである。そうした個人的な連絡網を活用す

ることで、シリア国外で活動する反体制諸派は、シリア国内の人々と緊密に連絡を取れるようになり、国内と国外の連携は大幅に改善されているように見受けられる。これとあわせて、「自由シリア軍」などの反体制派武装集団は、状況に強制されて政権の指揮下から離反した多くの軍人を取り込むことで兵力を増強し、未だに面的な広がりを持っていないものの、北部のトルコ国境地帯を中心に支配地点を増やしてきた。これによって、反体制諸派は、シリア国内においてアサド政権の暴力装置に対抗する拠点の構築にある程度成功したと言えるだろう。

その結果、国外における宣伝戦と国内でのデモが平行して展開してきた反体制運動は、シリア国内におけるアサド政権との武装闘争に収束していった。イスタンブルを拠点とする反体制活動家たちも、2012年10月頃からシリア北部の反体制武装集団の支配地点を頻繁に訪れるようになり、住民に対する生活支援や医療援助を中心的な活動にしているという。医師の資格を持つ活動家たちは、アサド政権側の軍部隊との主要な戦場となっているアレッポで野戦病院を運営することで、戦闘に巻き込まれた住民の手当と反体制武装集団の支援を行っていると語った。2012年12月の時点において、トルコとシリア北部の連絡・交通は意外なほどに簡単なようで、それほどの緊張感を示すことなく「明日アレッポに行く」とか「昨日アレッポから帰った」と話しているのを耳にした。また、イスタンブルにおいて、ある活動家に面会の約束を取り付けようとして別の活動家から知らされた携帯電話の番号にかけたところ、国外に転送することを告げるトルコの電話会社による自動アナウンスがトルコと英語で流れた後でその人物につながり、アレッポにいるために面会には応じられないと告げられたこともあった。

反体制運動の焦点がシリア国内に集中していくことにより、世界中に散在して活動を続けてきた移民シリア人子弟の活動家たちも、トルコやエジプトなどの近隣諸国に集まり、さらにシリア国内へと移動しているようである。しかし、もともとシリア国内に縁の薄かった彼らにとって、地元性を強めていく反体制運動の変質についていくのは難しいらしい。先に登場したロンドン育ちで同地を拠点にネットを通して反体制運動を行ってきた活動家は、カイロやイスタンブルで開かれる会合に出席するたびに、「筋金入り」の活動家や第4類型に分類される新来の活動家などが、シリア国内での知己同士で談笑の輪を作っているところに入っていけず、疎外感を感じているともらした。彼に言わせれば、アラブ式の抱擁と長い挨拶を繰り返すのは無駄で、ホテルの部屋に一人こもってネットを通して世界各地の活動家と連絡を取り合っている方がシリアの革命には有益であるということであった。こうした不平からは、国際メディアとヴァーチャル空間における宣伝戦がその役割を終えつつあることがうかがえる。

ネットを通して反体制運動を行ってきた移民シリア人子弟の活動家が存在感を薄れさせているのと同様に、国内における反体制運動の中心がデモから武装闘争へと移行し、武装集団の活動が顕著になるにつれて、国内においてデモを組織し参加してきた人々、すなわち、第1類型に分類される人々の姿も見えにくくなっている。彼らが武装集団に合流していったのか、それとも、反体制運動から脱落していったのかは明らかではないが、デモとその組織者・参加者の姿が見えなくなっていくにつれて、彼らが掲げていた民主化や自由といった理想も背景化していった。反体制武装集団も、国外で活動する反体制活動家も、そうした理想を放棄したわけではない。とはいえ、激しい戦闘が続き、目の前の戦闘にいかにか勝利し、目の前の犠牲者や避難民にいかに対処するかといったことが喫緊の課題になってくれば、高邁な理想を掲げてばかりもいられなくなることは容易に想像できる。

デモとその組織者・参加者が掲げた理想が背景化し、戦闘という現実が前景化していく中で、シリア国内の対立を「自由を求める民衆と独裁政権の対峙」という単純な図式で表象しきることはできなくなっている。反体制諸派と様々な武装集団は、それぞれがアサド政権の打倒や民主化を目標として掲げているものの、その目標に向かって必ずしも一致団結しているわけではない。国内と国外の反体制運動が国内の武装闘争に収斂することで国外と国内の連携の不備という問題は改善されたが、それによって意思と組織の統合の欠如まで解決されたわけではない。反体制運動全体が地元化していくことによって、地縁や血縁、宗派や民族といったシリアの在地社会に見られる複雑な統合と分断の原理が反体制運動にも色濃く反映されるようになり、意志と組織の統合はより困難になっていると言える。

シリア国内でアサド政権との戦闘を継続している武装集団の中には、それぞれの地域や街区を防衛するために地縁によって形成された集団もあれば、クルド人勢力やトゥルクマーン人勢力のように民族主義によって形成された集団もあり、スンナ派やドゥルーズ派、キリスト教諸派のような宗派で結びついた集団もある。そして、単一の統合原理だけでなく、地縁と宗派というような複数の統合原理を組み合わせることで集団が形成される場合も多く、さらに事態を複雑にしている。現在のシリアにおける戦闘は、様々な武装集団がそれぞれの利害と思惑で各自の勢力の維持と拡大を図って行われる側面が強くなっている。アサド政権も、民衆運動を一方向的に弾圧する独裁政権というよりも、そうした武装集団の中で最大の、しかし、もはや圧倒的ではない一勢力となっていると見るべきであろう。

上記のような錯綜した現実に対して、反体制諸派は、組織と意志の統合に苦慮し続けている。反体制諸派をまとめきれないシリア国民評議会に代わって、2012年11月11日にカタルのドーハにおいてシリア革命反体制諸勢力国民連立（Al-I'tilāf li-Quwā al-Thawra wa al-Mu'āraḍa al-Sūrīya/National Coalition for Syrian Revolutionary and Opposition Forces. 以下

「連立」。日本のメディアでは「シリア国民連合」と標記されることが多い)の発足が宣言された。この連立は、国外の反体制活動家を中心とした国民評議会とは異なり、シリア国内の反体制諸派をも取り込み、シリア国民を代表する唯一の組織となることを目指している。カタルやトルコ、サウジ、アメリカ、EUといった反体制運動を支援する諸国は、2012年12月12日にモロッコのマラケシュで開かれた第4回シリア・フレンズ会合の議長総括に、同会合の参加国は「国民連立をシリア人民の正統な代表と認めた (acknowledged the National Coalition as the legitimate representative of the Syrian people)」⁸との文言を盛り込むなど、連立をシリア国民の正統政府として承認する動きを見せ、必要な支援を行うことを表明している。特にカタルは、連立の発足に向けて積極的な支援を行い、発足後も財政面などで連立を支えてきた。一方、アサド政権の側では、ロシア、中国、イランが政権の立場に一定の理解を示し、支持を続けている。関係諸国が反体制側と政権側に分かれてしまったために、反体制諸派とアサド政権の双方に影響力を及ぼせる外部アクターが存在しない状況となり、外部からの仲介による暴力の停止も難しい。むしろ、ロシア・中国・イランと欧米・湾岸諸国の対立がシリア国内に持ち込まれ、それらの諸国がそれぞれの意図にしたがってシリア国内に関与することで、状況をより複雑にしている。

また、連立の下での反体制諸派の意志と組織の統合も順調に進んでいるとは言えない。物資の補給もままならないシリア国内で凄惨な暴力に直面している人々の間には、ドーハの豪華なホテルで会合を開いているような国外の活動家に対する不信感は根強く、国内の反体制諸派の一部は連立に参加することを拒否している⁹。国外の活動家の中にも、連立とそれを支持する諸国、特に湾岸・欧米諸国に対して不信感を持つ者は多い。トルコでの調査で面会した反体制活動家の間には、シリア国民評議会に関わってきた人々が含まれる。彼らの中には、国民評議会が組織と意志の統合に苦闘している最中に、それを見捨てて新たな連立の発足を支持した湾岸・欧米諸国に対して、「はしごを外された」という憤慨がうかがわれた。彼らの言によれば、国民評議会が成果をあげられなかった大きな原因の一つは、湾岸・欧米諸国が約束した援助をほとんど実行しなかったことにあるという。こうした言い分の妥当性はともかく、国民評議会の幹部の多くが連立に合流した一方で、国民評議会が連立に統合されたわけではなく、国民評議会は連立とは別個の組織として現在も活動を続けている。つまり、反体制諸派の統合を目指す上部組織が二つ平行して活動することになり、このことも反体制諸派の組織的統合を阻む障害の一つになっていると考えられる。そして、国民評議会と同様に、連立の中にも様々な不協和音が聞かれ、連立自体の意志統一にも困難を抱えている。連立は、国内と国外双方の反体制諸派の統合を目指していることで、内部の意志統一に国民評議会以上の困難があると予想される。

4. スンナ派イスラームとイスラーム主義の存在感の増大

反体制運動が国外における宣伝戦と国内のデモから国内における武装闘争へと収斂し、地元性を強めつつ様々な要素がますます複雑に絡み合うようになっている反体制諸派の中で、スンナ派イスラームを重視する人々の存在感が増してきている。ただし、これらの人々もやはり一様ではなく、スンナ派イスラームをどのように理解し、それに基づいてどのような活動に重点を置くかによって大きく次の3種類に分類できる。第1は、ウラマー（‘ulamā’、単数形は‘ālim）、すなわち、イスラームの宗教的知識人・指導者たちである。第2は、武装闘争よりもイスラーム的価値に基づいた人道援助や人権活動を重視する「穏健な」イスラーム主義勢力であり、第3は、武装闘争を前面に押し出した「過激な」イスラーム主義勢力である。

これら3種類のスンナ派イスラームを重視する人々のうち、第1の種類に分類されるウラマーは、イスラーム法学や神学に関する専門的な知識を持ち、イスラーム教学の研究・教育に当たるとともに、モスクなどで礼拝の先導や説教を行い、一般のムスリムの宗教的な質問に答えるといった活動を行ってきた人々である。彼らウラマーは、世界各地のムスリム諸社会で宗教知識人・指導者・名望家として多大な影響力を行使してきた¹⁰。それは、シリア在地のスンナ派コミュニティーにおいても同様であったが、今回の反体制諸派とアサド政権の対立の中では、ウラマーは目立った活動をしてこなかった。特に、2011年の間は、アサド政権の打倒を説教などで呼びかけるよりも、政権とデモ参加者の双方に話し合いによる解決を訴えるウラマーが多く、アサド政権の主張する改革を支持してデモ参加者に帰宅を促す者も少なくなかった。ところが、2012年に入ると、国外に脱出して反体制運動に参加するウラマーが増えていった。その背景には、反体制派を積極的に支持しなくとも、政権に対して批判的な発言をするウラマーに対して秘密警察やシャッビーハが暴力をふるうようになったことが指摘される。

ダマスカスの著名なウラマーの一人で、イスタンブルで反体制諸派を支援しているウサーマ師 Al-Shaykh Usāma al-Rifā‘ī¹¹は、出国して反体制運動に参加するようになる経緯を次のように語った。2011年3月から本格的に始まった民衆デモとアサド政権の衝突に際して、自身でデモに参加することはなかったが、デモに参加している弟子たちに平和的に要求を訴えるように指導する一方で、それまでに築いていた政権との関係を利用して、人々の改革要求に応え、暴力的な手段によるデモの弾圧を控えるように政権に助言し続けてきたという。しかし、政権は全く耳を貸さず、デモに対する弾圧を強め、ウサーマ師個人に対しても秘密警察が脅迫を行うようになった。そのため、政権との関係が断絶したことを悟ったウサーマ師は、「ミンバル（minbar 説教段）を降りて革命に参加する」ことを決意

したと述べた。

政権との断絶を決定づけた事件として、ウサーマ師は、2011年8月26日の夜に、秘密警察とシャッビーハの暴行を受けたことをあげた。この夜、ウサーマ師が弟子などとともにダマスカス市内のモスクで集会を開いていたところ、治安部隊と秘密警察がシャッビーハをともなってやって来て直ちに解散するように命令し、それに従ってモスクを出たウサーマ師に秘密警察とシャッビーハが暴行を加え重傷を負わせた。この事件に関して、ウサーマ師が筆者に語ったところによれば、治安部隊の士官は命令に従って帰宅しようとする自分たちの安全を確保しようとしたものの、秘密警察とシャッビーハがその士官の制止を無視して暴行に及んだという¹²。

ウサーマ師は、その後も、ダマスカスに留まって活動を続けたが、自宅を秘密警察に包囲され、自身と家族の生命が脅かされたために、2012年6月に家族とともにトルコに出国した。以来、イスタンブールに居住して、イスタンブール在住の反体制派シリア人を宗教的に指導しながら¹³、シリアの反体制派ウラマーによって結成された「シャーム・ウラマー連合 (Rābiṭat ‘Ulamā al-Shām)」の副代表 (nā’ib al-ra’īs) に就任するなど¹⁴、反体制運動に対する支援活動を続けている。反体制運動に参加した経緯に関するウサーマ師の話は、政権側の暴力によって反体制運動に参加せざるを得なかったという点で前出の医師の話と共通している。このことから、政権の過剰な暴力が、消極的な政権支持者だけでなく、政権と関係を保ってきたウラマーをも反体制側に押しやってきた状況が浮かび上がる。

政権の暴力を前に反体制運動に参加してきたウラマーたちは、シリア国民評議会などの反体制運動諸組織の中で、枢要な位置を占めることは多くない。ウサーマ師も、国民評議会などの組織には直接関わっていないという。前述の「シャーム・ウラマー連合」のように、ウラマーが組織を形成する場合には、ウラマーのみを成員とする小規模な組織を作る傾向が強く、ウラマーが一般ムスリムの運動を指導する組織を形成しようという動きは見られない。ここには、イスラーム教学の専門家集団としてのウラマーの排他的アイデンティティと、宗教諸学は政治的活動から一定の距離を置くべきだというスンナ派イスラームの一思想の影響を見ることができる。

その一方で、スンナ派ムスリムの間でウラマーに対する敬意は強く、イスタンブールで面会した反体制活動家たちもウサーマ師を相当に尊敬していた。シリアの人口の約7割を占めるスンナ派ムスリムの間で、在地社会に根付いてきたウラマーの宗教的権威に対する感受性は強い。スンナ派出身者は反体制諸派の中でも多数派を占め、彼らのウラマーに対する伝統的な敬意を通して、ウラマーが隠然たる影響力を持っていることがうかがえる。もちろん、スンナ派出身者の間でも、確信的な世俗主義者・政教分離主義者は、ウラマー

の影響力を快く思っていないであろう。しかし、確信的な世俗主義者・政教分離主義者の数はそれほど多くはなく、それ以外のスンナ派出身者は、どのような主義主張やシリアの将来に対する展望を持っているにせよ、ウラマーに対する伝統的な敬意は共有している。スンナ派ムスリムが共有するウラマーへの伝統的な敬意と、直接的な政治運動からは一定の距離を置くというウラマーの立ち位置は、様々な主義主張を持つ反体制諸派の意見対立を調整し、意志と組織の統合に向けた流れを作り出す潜在力を持つと期待されている。国外と国内の反体制諸派の統合を目指して発足した連立が、ダマスカスきってのウラマー名家の出身者であるアフマド・ムアーズ・アル＝ハティーブ Aḥmad Mu‘ādh al-Khaṭīb¹⁵を議長に選出したのも、ウラマーの伝統的権威と潜在的調停力を組織と意志の統一に利用しようという意図があつてのことであろう。2011年から2012年の間に、数回の逮捕・投獄を経験して国外に脱出していたハティーブも、ウサーマ師と同様に、政権の暴力に曝されたことで、遅れて反体制運動に参加してきたウラマーの一人である。

こうしたウラマーの権威に敏感に反応するのが、武装闘争よりもイスラーム的価値に基づいた人道援助や人権活動を重視する「穏健な」イスラーム主義を支持する人々、すなわち、スンナ派イスラームを重視する人々の中の2番目の種類の人々である。彼らは、スンナ派イスラームの教義や思想に関する専門的な教育を受けてきたわけではない。都市部の中産階級や農村部の名望家層の出身で、医学や工学、西洋的な法学や経済学といった世俗的な専門教育を受け、医師や技術者、弁護士や実業家として活動してきた人々である。したがって、スンナ派イスラーム教学に関する専門的知見を持つわけではなく、イスラームに直接関係する分野で活動してきたわけでもないが、それぞれの職業的活動や日常生活の中でイスラームの教義を倫理的規範として重視してきた。そうした彼らが、イスラームの教義・思想の専門家であるウラマーを尊敬するのは自然なことである。

ウラマーと「穏健な」イスラーム主義者が、シリアの在地社会に根付いた「地付き」の人々であり、武装闘争よりも人道性や倫理性を重んじるのに対して、主にシリア国外からアサド政権に対する武装闘争に積極的に参入してきたのが、スンナ派イスラームを重視する人々の第3種、すなわち、「過激な」イスラーム主義者たちである。彼らは、2012年10月頃から、アサド政権に対するジハードを掲げる複数の武装集団を形成してシリア国内の戦闘に本格的に参加するようになった。それらの集団の中で最も顕著な活動を行っているのが、「ジハードの戦場におけるシャームのジハード戦士たちによるシャームの民のための救援（ヌスラ）戦線（Jabhat al-Nuṣra li-Ahl al-Shām min Mujāhidī al-Shām fi Sāḥāt al-Jihād）」（以下、ヌスラ戦線）である。このヌスラ戦線の実態は良くわかっていないが、アフガニスタンやイラクにおいて戦闘経験を積んだジハード戦士に指導され、武装ジハードの実行

と殉教を目指す人々を世界中から集めていると言われる。また、アル＝カーイダとのつながりも指摘されている¹⁶。

イスタンブルで面会した「穏健な」イスラーム主義を支持する反体制活動家たちは、ヌスラ戦線などの「過激な」イスラーム主義武装集団に対して微妙な態度を取っていた。それは、ヌスラ戦線などが、戦場においてアサド政権の軍や治安部隊と勇敢に戦っていることを評価しないわけにはいかない一方で、政権関係者・支持者に対する誘拐・拷問・暗殺・自爆攻撃といった文字どおり「過激な」闘争手法に賛同しきれないことによる。また、アサド政権の崩壊後のシリアに、「過激な」イスラーム主義勢力が根付き、厳格なイスラーム国家の樹立や、シリアを拠点に、国民国家体制の解体とカリフ制の再興に向けた闘争を展開するのではないかという懸念もある。この点に関しては、ジハード主義者たちの目的は、統治ではなくジハードの継続と殉教なので、シリアでの戦闘が終われば別の戦場を求めて去っていきだろうという楽観的な予測や、ヌスラ戦線はタクフィール（takfir 不信仰者宣告）を行って自分たちと主張の異なるスンナ派ムスリムを攻撃していないのでアル＝カーイダとは異なるという見解も聞かれた。しかし、彼らが厳格なイスラーム解釈に基づく共同体の形成やカリフ制の再興を志向している蓋然性は高く、アサド政権との戦闘を通して「過激な」イスラーム主義武装集団がシリア国内に地盤を築いていくことは、国民国家としてのシリアの存続と、スンナ派ムスリムではない人々が約3割を占め、複雑な宗派分布を持つシリアの社会の安定にとって重大な脅威となるとの懸念が強い。

「穏健な」イスラーム主義を支持する活動家たちが、「過激な」闘争手法に対する違和感や根源的なイスラーム解釈に対する脅威感を抱きつつ、ヌスラ戦線などを批判しきれないのは、彼らが、まさに頼もしい援軍として、シリア国内の一般的なスンナ派ムスリムから支持を得つつあるからである。ヌスラ戦線をはじめとする「過激な」イスラーム主義武装集団は、シリア人を主体とする集団ではなく、世界中から集まったジハード戦士によって構成されている。また、その数もそれほど多くはない。しかし、世界各地の戦場で豊富な戦闘経験を積み、カタルや湾岸諸国などの裕福な支持者たちから豊富な資金と装備の提供を受けているため、練度と装備で劣る「自由シリア軍」と比べて高い戦闘力を発揮しているという。また、「自由シリア軍」などのシリア地元の武装勢力が基本的に自分たちの生命や財産を守るために戦っているのに対して、ジハード戦士たちは殉教を大きな目的として戦う。そのため、アサド政権の空軍や戦車、重火器に怯むことなく、自爆攻撃も辞さない。そうした果敢な戦いぶりが、アサド政権の暴力に曝されている普通の人々から大きな尊敬と支持を得ることになった。さらに、十分な装備と食糧を持ってシリアにやって来る彼らは、装備や食糧の多くを国内で調達しなければならない地元の武装勢力とは異なり、

シリア国内で略奪を行うことがない。イスタンブールの反体制活動家たちは、この点も、スラ戦線などがシリア国内の人々の好意を勝ち取ることに貢献していると強調した。

アサド政権と反体制運動の衝突が出口の見えない「内戦」状態に陥り、反体制諸派の意志と組織の統一が困難な状況にある中で、スンナ派イスラームを重視する人々の存在感が強まってくるのは、スンナ派イスラームがシリアの多数宗派であることから、ある程度自然なことと言える。中央政権が暴力を独占することで人々の安全を保証するシステムが機能しなくなったときに、人々が自分たちの安全を守るために、地縁や血縁など様々な統合原理に基づいた集団を形成し、集団ごとに武装化していくことは、古今東西を問わず見られる。その際、冠婚葬祭を共有し、地縁や血縁とも密接に結びついた宗派という要素が、強力な統合原理として作用することも当然と言えよう。

「アラブの春」と呼ばれる現象は、チュニジア、エジプト、リビアなど、いずれの国においてもスンナ派イスラームやスンナ派イスラーム主義によって主導された運動ではなかった。参加者の多くがスンナ派ムスリムであり、スンナ派的なスローガンが皆無であった訳ではないが、少なくとも、スンナ派イスラームを大儀に掲げてきたわけではない。しかし、政権と反体制運動の衝突が内戦に陥ったシリアだけでなく、早期に政権を打倒したチュニジアやエジプトにおいても、「穏健な」スンナ派イスラーム主義勢力が選挙を通して政権を掌握するなど、事態の進展の中で、スンナ派イスラームを重視する人々の存在感が強まっていることは共通している。それだけでなく、スンナ派イスラームを重視する人々の中も一様ではなく、「穏健な」イスラーム主義と「過激な」イスラーム主義者の間の軋轢などが見られることも共通している。こうした違いは何に起因するのであろうか。また、「アラブの春」の進展の中で、なぜ、スンナ派イスラーム主義勢力やスンナ派イスラームを重視する人々が力をつけてきたのであろうか。こうした問題を、スンナ派イスラームとスンナ派イスラーム主義の展開を概観することから考察し、シリアの「内戦」と「アラブの春」にスンナ派イスラーム主義という要素がどのような影響を及ぼしていくのかを展望して本稿を終えることとしたい。

5. スンナ派イスラームとスンナ派イスラーム主義¹⁷

前節で、スンナ派イスラームを重視する人々を、ウラマー、「穏健な」イスラーム主義者、「過激な」イスラーム主義者の3種類に分けた。もちろん、これらの分類は、明確な定義に基づくものではなく、それぞれの境界は曖昧である。「穏健な」、「過激な」というように「」をつけてきたのもそのためである。

スラ戦線などの「過激な」イスラーム主義者は、しばしばサラフィー主義者と呼ばれ

る。この「サラフィー」という言葉は、アラビア語で「父祖」を意味するサラフ (salaf) に由来する。ここでいう「父祖」とは、預言者ムハンマド Al-Nabī Abū al-Qāsim Muḥammad b. ‘Abd Allāh (632 年没) に従ってイスラーム共同体の基礎を築いたムスリムの第1世代を指す。彼らは、預言者の「仲間たち (ṣaḥāba 教友)」として、最も正しいイスラームを伝えられた人々であり、預言者の指揮の下に多神教徒に対するジハードを戦いアラビア半島にイスラームの支配を確立した人々であり、預言者の死後は「大征服」を行ってイスラームの支配を急速に拡大した人々である。

ムスリムによる歴史記述の始まりは、サラフたちの時代から約100年が過ぎた8世紀中葉にさかのぼる。この時代の歴史記述を代表する『預言者伝 *al-Sīra al-Nabawīya*』や『征服誌 *al-Futūḥ*』の中では¹⁸、ジハード、すなわち、生命や財産を顧みずに神のために奮闘することの功德と、その結果としての勝利が物語られる。その勝利は、サラフたちの戦術の巧みさなどによるものではなく、神の援助によって授けられたものとして描かれる。全知全能の神の援助があれば、どのような勝利も道理であり、ジハードの遂行によって勝利を得たということは、ジハードを行った者たちの神への帰依 (イスラーム *islām*) が神の満足のいくものであったことを証す。神がその帰依に満足した人に対しては、現世における戦闘で敗れたとしても、神は来世の樂園という勝利を授ける。現世での勝利と来世での勝利のどちらを授けるかは、人知の及ばぬ神の意志である。したがって、神に帰依する者たちは、いかに困難な状況にあらうとも、神の真理を認めない抑圧者に対するジハードを続けなければならない。抑圧者と見なした者たちへの武装闘争を重視する「過激な」イスラーム主義者たちは、こうしたジハード観を、預言者の下で戦い、勝利し、殉教したサラフたちの理想として、それに自分たちの闘争をなぞらえ、時に絶望的と思えるような武装闘争をも正当化してきたのである。

「過激な」イスラーム主義者たちがサラフに求める理想は、ジハードばかりではない。共同体 (*umma* ウンマ) のあり方に関しても、サラフの時代の共同体を理想とする。預言者ムハンマドが、イスラームという宗教を統合原理とする共同体を確立し、神の啓示に基づいた社会秩序を打ち立てたことはよく知られている。ムハンマドは、血縁意識に基づいた部族や言語に基づいた民族といった集団の価値を否定したわけではないが、それらの集団に卓越するものとして宗教共同体を位置づけた。この宗教共同体は、「イスラームのウンマ (*Ummat al-Islām*)」、あるいは、「ムハンマドのウンマ (*Ummat Muḥammad*)」と呼ばれる。また、イスラームは、イスラーム以外の宗教を信じる人々もそれぞれ別個の宗教共同体を形成すると説いてきた。イエスの教えに従うキリスト教徒は「イエスのウンマ (*Umma ‘Īsā*)」を形成し、モーセの教えに従うと見なされてきたユダヤ教徒は「モーセのウンマ

(Umma Mūsā)」を形成するとされてきたのである。そうした様々な宗教共同体の中において、「イスラームのウンマ」が「最良のウンマ (Umma Wasat)」¹⁹であり、そのことは、サラフの時代の「イスラームのウンマ」が異教徒の諸勢力を次々と打ち負かして勝利を重ねたことによって裏付けられる。それらの勝利は、神が、サラフたちの帰依を他の共同体の帰依に勝るものとして最も嘉したことによって授けたものであるからである。

こうした考えに基づけば、ムスリム勢力が欧米のキリスト教徒勢力の前に軍事的・経済的に劣勢に立たされる19世紀以降の現実、ムスリムたちの帰依に神が満足していないことの表れと解釈される。したがって、この現実を打開するためには、ジハードを敢行しつつ、現実の社会を神が満足を示した社会、すなわち、サラフの時代のウンマに近づけていかなければならない。具体的には、神がムハンマドを通して下した啓示を集めた『クルアーン *al-Qur'ān* (コーラン)』に忠実に従った社会を実現し、西欧起源の民族・国民といった概念に基づいた国家を解体して、「イスラームのウンマ」を政治的・軍事的・経済的共同体として再興することを目指すことになる。イスラーム法の徹底した適用やウンマの指導体制としてのカリフ制の再興といった「過激な」イスラーム主義者の主張は、イスラームと現実に関する上述の解釈に基づいているのである。

とはいえ、サラフの時代のウンマを理想とすること自体は、サラフィー主義者と呼ばれる「過激な」イスラーム主義者の独創ではない。先述したとおり、初期のウンマの勝利を神の援助に帰する言説が史料中に見られるようになるのは8世紀中葉からであり、遅くともこの時期には既にサラフの時代のウンマを神に嘉された理想の共同体とみなすことが始まっていた。預言者とサラフたちの勝利をイスラームの他宗教に対する優越性に結びつけることも、同じ時期から確認される。

一方、ウンマの指導理念をめぐるのは、預言者の死の直後から抗争や論争が繰り返された。ムハンマドの死後に残されたムスリムの間で、誰が、どのような資格で、何に則ってウンマを指導していくべきかをめぐって対立が生じたのである。この対立の中で、預言者の従弟にして娘婿のアリー・Abī Tālib (661年没)を通して、その男系の血統によって継承される預言者の血の中に指導権が継承されると主張する人々がいた。こうした主張を継承・精緻化した人々がシーア派を形成していく。しかし、血統主義的な指導理念を支持する人々は少数派に留まり、残りの多数派は、実際に統治能力を持つ実力者が、神と預言者の教えに則り、ムスリムの多数の合意を得て、預言者の代理(カリフ *khalīfa*)としてウンマを統治していくべきだという現実主義的な理念を支持していくことになった²⁰。

しかし、それで指導理念をめぐる論争が終わったわけではなく、今度は、現実に生起する様々な問題に対して、どのように対処を導くことが神と預言者の教えに則ることであり、

カリフなどの統治者の裁量をどこまで認めるかをめぐって多数派内部で論争が起こった。この論争においては、神の啓示と預言者の教えを基に合理的な論証を重ねることで現実の諸問題に対処すべきだという論証主義と、神の啓示を直接援用できない問題については、預言者の言行を伝えるハディース (ḥadīth 伝承) に典拠を持つ預言者のスンナ (sunna 慣行) に従うべきであるという伝承主義が対立した。アッバース朝 (749-1258 年) 第7代カリフのマムーン Abū al-‘Abbās al-Ma’mūn b. Hārūn al-Rashīd (在位 813-833 年) は、合理的論証によってカリフの裁量権を絶対化することを図って論証主義を支持したが、伝承主義者から神と預言者の教えから逸脱した「新奇 (ビドア bid‘a)」であるとして、激しい反発を招くこととなった。

結局、論証主義と伝承主義の論争は、伝承主義が論証主義を取り込むことで決着し、預言者のスンナに基づいた共同体 (ジャマーア jamā‘a) の護持を中心とする「スンナとジャマーアの民 (Ahl al-Sunna wa al-Jamā‘a)」、すなわち、スンナ派の教理が 11 世紀にかけて確立されていった。この過程で、預言者と周囲の教友からなるサラフの世代が、常に参照すべき理想の共同体として権威化された。また、宗教的・思想的な議論は現実の政治から一定の距離を置くようになり、その専門家集団としてウラマー層が形成されていった。多くのウラマーは、実際に統治にあたるムスリムの政治権力者から庇護を受け、『クルアーン』とスンナの解釈や、ハディースの真正性判定の操作などによって政治権力者が現実に必要な施策にイスラーム的な裏付けを与えてきた。彼らが重視したのは現行の秩序の維持であり、スンナとそれを伝えるハディースを、価値的安定の道具として用いてきたのである。もちろん、現状や政治権力者が預言者の慣行から逸脱していると批判し、スンナとハディースを現状批判の根拠として用いたウラマーも知られているが、彼らの主張が政治的に無視できない勢力を形成することは 18 世紀まではあまり見られなかった。

18 世紀までのムスリム国家は、その統治の実態がどうであれ、イスラームに則って統治することを理念に掲げていた。そのため、国家や社会がイスラーム的であるべきことは自明であり、何がイスラーム的かをめぐる議論はあっても、イスラームに則った国家や社会の建設自体を政治的主張として掲げるイスラーム主義が存在する余地は無かったのである。

イスラーム主義という政治思想・運動潮流は、世界各地のムスリムが、19 世紀から 20 世紀前半にかけて西欧列強による植民地支配を受け、20 世紀後半からは植民地分割線を枠組みとした世俗主義的国民国家の国民とされて、イスラームの優越や国家や社会がイスラームに則ってあるべきことを自明とすることができない中で、改めてイスラームに則った国家や社会の建設を主張したことに始まる。イスラーム主義は、サラフの時代のウンマに理想を求める点などでは、スンナ派イスラームの伝統的教理と根本的に異なるものでは

ない。しかし、近代という状況に適合したイスラームのあり方を模索した点や、旧来のイスラーム思想の専門家集団であるウラマーよりも、医師や技師といった新しいエリートに主導される部分が少なくないといった点で優れて近代的な思想・運動である。このイスラーム主義の近代性と現代におけるその変容が強く表れているのが、ムスリムが世俗主義的国民国家の国民となっていることをどのように評価するかという点である。

イスラームに則った社会や国家の運営を主張する以上、イスラーム主義は、本来的には世俗主義的な国民国家体制には否定的である。前近代においても、ムスリム政権の現実の政治とイスラーム宗教思想の間には一定の距離があり、完全な政教一致が見られたわけではない。しかし、政治・統治論はイスラーム思想の重要な一部であり続け、政治と宗教を分離すべきという理念はイスラームには見られない。前近代のムスリム政権は、ムスリムか非ムスリムかによって臣民の義務と権利に差違を設けていたが、ムスリムを民族や言語によって区別することは原則的にはなかった。スンナ派イスラームが理想とするサラフたちも、ほぼ全員が民族的にはアラブであったものの、世界中のムスリムの父祖なのである。したがって、イスラーム主義は、政教分離を唱える世俗主義に反発し、民族の差違を乗り越えた全世界のムスリムの統合を目指す思想・運動として形成された側面が強い。ただし、世俗主義に対しては概ね否定的な立場を取る一方で、民族主義や国民国家に対しては融和的な態度を取ることもまま見られる。

そうしたイスラーム主義の国民国家に対する微妙で複雑な態度の中で、近年、国民国家を否定せず、その枠内でイスラーム的な価値を実現していこうという潮流が強まっている。本稿において「穏健な」イスラーム主義という言葉で指してきたのは、単に武装闘争を重視しない点で「穏健」というだけでなく、現行の国民国家体制の解体を主張しないという点で「穏健」であることも含んでいる。当然、これに対置される「過激な」イスラーム主義という言葉も、運動手法において「過激」であるだけでなく、国民国家という現行の秩序に対して異議申し立てをしている点でラディカルであることも含意している。

6. イスラーム主義と国民国家：国ごとの関係と展開の相違

預言者の慣行の遵守というスンナ派の教理を根源的に解釈すれば、当然、国民国家体制は否定されなければならない。イスラームにおいて、神の啓示は全人類に対する神の導きと理解されるし、それを受けて預言者ムハンマドが築いた「イスラームのウンマ」も部族や民族を超えて全てのムスリムを成員とすると考えられているからである。それに対して、国民国家体制が、様々な問題をはらみつつ、現行の世界秩序の根幹を成していることを認識し、スンナ派が現行の秩序の維持を重視してきたことを考えれば、闇雲に国民国家を否

定することは、維持すべき秩序を破壊するとして忌避されることになる。1970年代から1980年代にかけてイスラーム主義が台頭してきた時期には、国民国家を否定する「過激な」主張が顕著に見られたが、1990年代以降、アル＝カーイダなどの国民国家体制に正面から挑戦する集団の活動が続く一方で、国民国家に融和的な「穏健な」イスラーム主義が支持を拡大している。もちろん、そうした傾向は、世界的に一様であるわけではなく、国ごとに相当に異なっている。国民国家を否定するにせよ、それとの融和を志向するにせよ、現実存在する国家や社会との関係の中で思想や運動が展開するために、国ごとの国民統合の状況や世俗主義的民族主義政権のイスラーム主義に対する施策の違いによって、イスラーム主義の「穏健さ」や「過激さ」が異なってくるのである。

例えば、2002年からトルコの政権与党の地位を確保している公正発展党（Adalet ve Kalkınma Partisi）は、トルコ国民の広範な支持を集め、最も成功した「穏健」イスラーム主義政党と評されている。建国以来、徹底した世俗主義を国是としてきたトルコ共和国において、なぜイスラーム主義政党と言われる公正発展党が政権の座につくことができたのかについては、本格的な分析が待たれるが、公正発展党が世俗主義を批判せず、外部からイスラーム主義政党と見なされているものの、自らそのように称することがない点には注意しなければならない。公正発展党の政策にはイスラーム的な価値や倫理が反映されたものがある一方で、国民国家としてのトルコ共和国に疑義を呈することはなく、イスラームをトルコの国民文化の重要な要素と位置づけている。こうした、国民国家に非常に適合的な「穏健」イスラーム主義の背景には、トルコの国民統合が安定的に確立されていることと、国民のほとんど全てがスンナ派ムスリムであるという宗派状況が指摘されよう。つまり、トルコにおいては、トルコ国民であることとスンナ派ムスリムであることの間ほとんど齟齬がないために²¹、「穏健な」イスラーム主義政党がスムーズに政権を運営していけるとも推察されるのである。

一方、公正発展党と同様に「穏健」イスラーム主義政党と見なされているムスリム同胞団系の自由公正党（Hizb al-Hurrīya wa al-‘Adāla）が2011年の革命後の選挙で第1党となったエジプトは、国民の約9割がスンナ派ムスリムである。国民の圧倒的多数がスンナ派ムスリムである点と、近代国家の成立以来、世俗主義的民族主義を国是としてきた点で、トルコとエジプトは共通している。しかし、エジプトにおいては、トルコほど順調には国民統合が進まず、世俗主義を標榜する政権が、国民の多数派を占めるスンナ派ムスリムの宗教感情に訴えたり、共産主義勢力に対する押さえとするために、イスラーム主義を場当たり的に利用して、イスラーム主義組織の合法化と非合法化を恣意的に繰り返してきた。その結果、ムスリム同胞団は、世俗主義政権に対する直接対決よりも社会福祉分野での活動

に展開して草の根的に支持を広げ、一部のイスラーム主義勢力は、非合法化によって地下に潜り、より「過激な」手段と主張を以て、世俗主義政権とそれを支持する欧米に対する闘争を志向するようになった。世俗主義が徹底されず、世俗主義的民族主義の下での国民統合が比較的弱いエジプトにおいては、それに対抗するイスラーム主義の側でも錯綜した状況を生じ、国民国家エジプトの枠組みを受容する「穏健な」勢力と、国民国家体制の解体やジハードの完遂を主張する「過激な」勢力が混在することになったのである。自由公正党政権も、トルコの公正発展党のように、スンナ派イスラームを重視する多くの国民から安定的な支持を集める状況にはなく、世俗主義勢力からの批判はもとより、「過激な」イスラーム主義勢力からも厳しい批判に曝されている。また、エジプト国民の約1割を占めるコプト教会キリスト教徒からも、警戒感をもって見られている。エジプトのイスラーム主義の複雑さは、約1割という無視できない割合の国民がムスリムでないことにも起因している。

この宗派という要素に関して、シリアはより複雑である。トルコやエジプトと同様に、国民の多数派をスンナ派ムスリムが占めるが、その割合は約7割であり、圧倒的な多数派ではない。残りの約3割の中には、アラウィー派、ドゥルーズ派、シーア派諸派、キリスト教諸派など様々な宗派が含まれている。アサド政権は、それらの宗教的少数派の一つであるアラウィー派出身の軍人であったハーフィズ・アル＝アサドが築いた政権であるため、アラウィー派の政権と見なされることが少なくないが、宗派意識に基づいた政権ではない。バアス党 (Hizb al-Ba'ath) を独裁的与党とするアサド政権は、公式にはアラブ社会主義を掲げる世俗主義的民族主義政権であり、スンナ派をはじめ、各宗派の名望家や宗教指導者の多くも取り込んでいた。とはいえ、権威主義体制の要となる軍と治安機関の幹部を地縁・血縁に基づく個人的信頼関係で任命した結果、政権中枢にアラウィー派が多数を占めていることは事実であり、シリア国内においてもアラウィー派の政権と見なされることが少なくなかった。

アラウィー派は、イスラームに基づいた宗派であることは間違いなく、現在のシリアとイラン、レバノンにおいては、シーア派の一派とされているが、スンナ派ムスリムの間ではイスラームから逸脱した「異端」として嫌悪されることも多い。そのため、アサド政権は、国民の多数派を占めるスンナ派から「異端の政権」として敵視されることを警戒し、スンナ派ムスリムの統制と懐柔を図る一方で、シリア・ムスリム同胞団などの政権を批判するスンナ派イスラーム主義勢力に対しては徹底した弾圧を加えた。スンナ派ムスリムに対する統制・懐柔策としては、スンナ派名望家の伝統的権益の制限と保証や新たな利権の供与、中下層スンナ派国民の生活保護や登用に加えて、スンナ派名望家層と多くの部分で

重なるウラマー層に対する統制・懐柔も重要である。具体的には、モスクの国家管理やイマーム（imām 礼拝先導者）やムフティー（mufti イスラーム法権威者）の国家任命、モスクの建設・改修の支援やイスラーム教学研究・教育機関への支援などがあげられる。

スンナ派名望家とウラマーは、概ね政権の統制・懐柔策に応じて政権に協力するようになっていた。スンナ派ムスリムの間で、シリア・ムスリム同胞団への支持感情は強いように見受けられるが、1982年のハマーでの虐殺とその後の徹底した取り締まりのために、組織としての同胞団はシリア国内からほとんど掃討されていた。アル＝カーイダ系の集団のような、「過激な」イスラーム主義勢力の侵入が、アサド政権によって嚴重に阻まれていたことはもちろんである。したがって、2011年までのシリアにおいては、「過激な」イスラーム主義はほとんど入り込んでおらず、スンナ派ムスリムの間に、シリア・ムスリム同胞団に対する支持感情やアサド政権に対する反感が漠然とした形であったものの、彼らをまとめ得る存在としては、政権に協力的なスンナ派名望家とウラマーしかいないという状況にあったのである。そうした状況は、2011年3月以降、アサド政権と反体制運動の衝突が激化していく中で急激に変化した。政権の暴力によって反体制活動への参加を余儀なくされた一般のスンナ派ムスリムとウラマーが、国外で活動を続けてきた同胞団系の活動家と合流し、反体制諸派の間で「穏健な」イスラーム主義が存在感を強めていくのと平行して、国外から「過激な」イスラーム主義武装集団が参戦している状況については、第4節で分析したとおりである。

シリアの反体制諸派の間で存在感を強めている「穏健な」イスラーム主義に共感する人々は、国民国家シリアの統合を維持したままアサド政権を打倒し、スンナ派イスラームの教理を倫理や社会的公正の基礎に位置づけつつ、少数派の権利に配慮した民主的で多元的な社会の実現を目指すと語っている。アサド政権の統治機構を完全に破壊することは、サッダーム政権崩壊後のイラクと同様の混乱を招くことになり、バッシュャール大統領の退陣と秘密警察やシャッビーハによる人権侵害の断罪は必須となるものの、通常の警察や軍といった治安機構と各省庁の統治機構は温存したまま、政権移行に組み込んでいかなければならないという。こうした穏健な変革の主張は、スンナ派の教理の共同体の秩序の維持を重視する側面と良く合致しているが、スンナ派の教理のもう一方の側面である、サラフの時代への回帰やウンマの再興を強調する「過激な」イスラーム勢力がシリア国内に地盤を確保することを阻止できるかが一つの問題となる。そして、外国の軍事介入が見込めず、反体制諸派の軍事力によってバッシュャール大統領を退陣に追い込む目処が立たない中で、どのようにしてバッシュャール大統領を退陣させるのが、そもそもの難題である。

この点に関して、第1節に登場したアルトゥンウシユク教授は、バッシュャール大統領以

外のアサド政権のしかるべき幹部と交渉し、政権内部から弾圧の象徴であるバッシヤール大統領を退陣させる道筋を付けることが、軍事力によって政権の統治機構を破壊することなく政権移行に入る突破口になるとの認識を示した。連立も、この方策による内戦の終息を模索してはいるようで、ハティーブ議長が2月4日に声明を発表し、交渉による危機の解消のために、副大統領のファールーク・アッ＝シャルア Fārūq al-Shar‘a（在任 2006 年一）と協議する用意があると述べた。しかし、この呼びかけに対する政権側からの明確な反応はなく、反体制諸派の間から様々な反対意見が表明されたことで、交渉の開始に結びつくことはなかった。

国民国家シリアの枠組みを解体せずに「内戦」を政治的に解決し、移行過程に入ることが最善とするならば、スンナ派ウラマーと「穏健な」イスラーム主義勢力を中心に反体制諸派の意志統一を図っていくことは、現実的な選択肢と思われる。ウラマーと「穏健な」イスラーム主義が、シリア国民の多数派を占めるスンナ派ムスリムの素朴な宗教感情に訴え得ることで広範な支持を集める潜在力を持ち、反体制諸派の間で存在感を増していることは確かであるからである。その一方で、ウラマーと「穏健な」イスラーム主義に対する支持は、広範である反面、脆弱である。素朴な宗教感情に訴えることは、確固とした主義主張への確信的な支持に基づかないことの裏返しともなるからである。

シリア・ムスリム同胞団と同様に、権威主義体制から激しい弾圧を受けて国外での活動を中心としてきたチュニジアの「穏健」イスラーム主義政党のナフダ（Harakat al-Nafda 再覚醒運動）は、2011年の革命後に帰国し、選挙を通して政権与党になった。このチュニジアの選挙結果について、民主化運動に参加していた世俗的・左派的なチュニジア人研究者は、ナフダは、各政党の選挙公約などをよく理解できない貧しい人々の宗教感情に訴えたことで勝利を掴んだと評した。この評価は、エジプトの自由公正党の勝利や、シリアの反体制諸派の間での「穏健」イスラーム主義への支持の拡大にもある程度当てはまるものであろう。

7. 「穏健」イスラーム主義と「アラブの春」の将来

「アラブの春」と総称される運動は、いずれも、明確な理念や理想を掲げることなく、独裁政権打倒を旗印に様々な思惑を持つ人々が集まって始まった。そのため、彼らが言うところの独裁政権を打倒した後、あるいは、独裁政権の打倒が見通せなくなる中で、独裁政権打倒に代わる統一的な目標や思想を見い出すことに困難を抱えている。

民族主義や社会主義といった世俗主義的な思想は、打倒を目指してきた権威主義体制が掲げていたものだけに求心力を発揮することは難しい。また、世俗主義的な思想の人々は、

欧米への留学経験を持つインテリや富裕層に多いイメージが強く、一般的な国民や反体制運動の現場からは遠く感じられている。イスタンブルで面会したシリア人反体制活動家たちも、自分たちのようなイスラーム的な活動家は、シリア国内やトルコなどの近隣の中東諸国、すなわち、政権との闘争の現場、もしくは、その近くで活動するが、世俗的な活動家は、パリやロンドン、ワシントンで欧米人を相手にしていると述べて、世俗主義者の「現場感」の薄さを批判した。

イスラームの重視や「穏健な」イスラーム主義への共感は、欧米かぶれの世俗主義者への反感と、他に適当な理念・理想が見い出せないという消極的な理由によって、ムスリムの宗教感情を背景に醸成された脆弱なものなのである。その際、「過激な」イスラーム主義よりも、「穏健な」イスラーム主義が多く支持される理由としては、スンナ派ムスリムの間に根強い現行の秩序を維持しようとする性向をあげることもできるし、より一般的に、国家や社会の根源的な変革を訴える主張は普通の人々の支持を得ることが少ないことをあげることもできる。

漠然として脆弱な「穏健な」イスラーム主義に対する支持は、状況の如何によっては、より「過激な」イスラーム主義への支持や、宗教的少数派に対する反感などに流れる懸念も強い。実際に、エジプトにおいては、経済の不調などを背景として、ヌール党 (Hizb al Nūr) などの「過激な」イスラーム主義勢力の伸張やコプト教会キリスト教徒と摩擦の増大が見られる。チュニジアにおいても、「過激な」イスラーム主義勢力が支持を拡大し、シリアの「内戦」においても、「自由シリア軍」の弱体ぶりや、政権との交渉を模索する連立を弱腰と批判して、ヌスラ戦線などの妥協のない果敢な闘争姿勢への人気が高まっていることが看取される。

また、「穏健な」イスラーム主義とウラマーの関係にも不明な点が多い。イスラーム主義は、その形成過程において、ウラマーに代表される伝統的なイスラームの硬直化と墮落を批判してきた。イスタンブルで面会したウサーマ師は、シリアをイスラーム国家としてイスラーム法を国法の唯一の法源とすることには、非ムスリム国民の権利を制限してしまうことから反対であり、自分が理想とする多元主義的で民主的なシリアにおいては、イスラーム法をアラウィー派の慣習やキリスト教の教会法などと並べて、国法の一つの法源に位置づけなければならないと述べた。その一方で、シリア・ムスリム同胞団の主張は「スンナ派の理想そのものである」として、同胞団に対する全面的な支持を表明した。しかし、ムスリム同胞団は、ムスリム政府の樹立と、イスラーム的な統治制度の確立を目指して出発した組織であり、その思想に従えば、イスラーム法を唯一の法としなければならない²²。上述のウサーマ師の発言が、シリア・ムスリム同胞団が、シリアにおけるイスラーム国家

の樹立という目標を変更したことを踏まえているのか、単にウサーマ師が同胞団の思想に詳しくなかったのか、反体制諸派の統合のために同胞団と自分の思想の違いに目をつぶっているのか、あるいは、異教徒の外国人である筆者に対してはイスラーム国家の樹立という理想を隠していたのか、その真相は不明である。

いずれにしても、「穏健」イスラーム主義やウラマーに対する広範な支持というものが、様々な問題を含んでいることは確かである。とはいえ、シリアにおける暴力の応酬のこれ以上の激化と犠牲者の増加を抑えて「内戦」を政治的に解決するためにも、エジプトやチュニジアにおいて、民主的で安定した政治と社会を築いていくためにも、現時点では、スンナ派イスラームの秩序維持を重視する側面に共感し、「穏健な」イスラーム主義勢力を支持する人々を中心とする以外に選択肢は見つからない。この選択肢が有効に機能するためには、「穏健な」イスラーム主義勢力が、脆弱で漠然としたものでありながら広範な支持をつなぎ止める必要があり、そのためには、多くの人々の利益になる目に見える成果を示す必要がある。トルコの公正発展党への安定的な支持も、同政権の下で達成された社会福祉政策の充実や経済成長に支えられたものである。

しかし、エジプトとチュニジアで政権与党となった「穏健」イスラーム政党と、シリアの反体制諸派の中の「穏健」イスラーム主義勢力は、ここで大きな壁に直面している。エジプトやチュニジアの政権与党は、海外からの観光や投資を呼び戻して経済を再建することができれば、多数の支持を安定的に確保して政治と社会を安定させることができるが、そのためには、まず政権与党が有効な経済政策を実施できるだけの安定的な多数の支持を獲得しなければならない。シリアの反体制諸派においても、「穏健な」イスラーム主義勢力が、シリア国内における停戦を成立させ、流血の停止と国民生活の困窮を改善することができれば、シリア国内の国民の支持を背景に反体制諸派をまとめていくこともできると思われるが、そのためには、反体制諸派の意志を統一して有効な停戦を成立させなければならない。つまり、鶏と卵の状況に陥っており、エジプト、チュニジア、シリア反体制諸派のいずれにおいても、「穏健」イスラーム主義勢力が独力でこの状況を打開することは恐らくできない。したがって、鶏と卵の堂々巡りを打開するためには、外部からの支援が必須と考えられるが、欧米諸国や日本政府の間には、イスラーム主義勢力に対する警戒感も強く、また、それぞれが財政的な問題を抱えていることもあって、十分な支援が行われてはいない。

ウサーマ師やイスタンブルで面会したイスラーム的なシリア人反体制活動家たちが語った理想、すなわち、スンナ派イスラームの秩序の維持と公正さといった倫理を重視する側面に依拠しつつ、非ムスリムの宗教的少数派とも対等な関係を取り結んで、自由で安

定した民主的・多元的なシリアの建設という理想に正面から異議を唱えられる者は少ないであろう。また、民主主義と多元主義に基づいた安定という理想は、エジプトやチュニジアなど、「アラブの春」を経験した全ての国に望まれるものである。「穏健な」イスラーム主義勢力が、このバラ色の未来を実現することが可能なのか、シリアにおいては、民主的で多元的な社会を築くことができるとしても、それまでに後どれくらいの時間を費やし、これまでに6万人以上に及ぶと言われる犠牲者にさらに何名を足さなければならないのか、その見通しは立っていない²³。それでもなお、「アラブの春」のその後の展開の中で、イスラーム主義が人々の間に支持を拡大している現実を見据え、国民国家体制を基礎とする国際秩序を良しとするならば、日本を含めた国際社会は、「穏健な」イスラーム主義がその理想を達成することを期待し、さらに積極的な支援を行っていかねばならないと考えられるのである。

－注－

- 1 青山弘之氏が、『シリア・アラブの春（シリア革命 2011）顛末記』（<<http://www.ac.auone-net.jp/~alsham/>>, 2012年3月12日閲覧）というサイトを立ち上げ、反体制運動を支持する国際メディアの報道と、アサド政権側のメディアの報道の双方を網羅的に日本語で紹介している。このサイトは、今後の日本におけるシリア「内戦」研究の重要な基礎を成すものであり、本稿においても事態の推移に関する基本情報の多くを同サイトに負っている。
- 2 本研究プロジェクトの一環として、2012年12月15日から25日にかけて、トルコ共和国イスタンブール市とアンカラ市に、今井宏平と森山央朗の2名が出張した。この出張においては、トルコの中東専門家や政府関係者からシリア情勢に関する見解やトルコ政府の対応について意見を聴取するとともに、イスタンブールを拠点に活動しているシリアの反体制運動家たちとダマスカス出身のスナ派宗教指導者であるウサーマ・アッ＝リファーイー師 Al-Shaykh Usāma al-Rifā'ī と面談し、シリア情勢と反体制運動の実態に関して聞き取り調査を行った。なお、面談した反体制活動家たちの氏名等については、一部の方々から匿名を希望されたため、個人情報割愛することをご了承いただきたい。
- 3 近年の研究において、イスラーム主義、および、イスラーム主義者を「穏健」と「過激」に分類することが行われているが、何を以て「穏健」と「過激」を分けるのかについては、十分な定義付けが成されていない。そのため、本稿では、いわゆる「穏健」と「過激」といった形で、イスラーム主義にこの二つの形容詞を付す場合には、「」で括弧することとする。この「穏健」イスラーム主義（者）と「過激」イスラーム主義（者）をめぐる問題については、第5節と第6節で詳述する。
- 4 2011年のシリアの状況については、森山央朗「シリアの2011年とアラウィー派とスナ派」『中東政治変動の研究：「アラブの春」の現状と課題』（日本国際問題研究所、2012年）を参照。
- 5 アサド政権の支配構造と同政権に対するシリア国民の消極的支持については、青山弘之、末近浩太『現代シリア・レバノンの政治構造』（岩波書店、2009年）、高岡豊『現代シリアの部族と政治・社会：ユーフラテス河沿岸地域・ジャジーラ地域の部族の政治・社会的役割分析』（三元社、2011年）、青山弘之『混迷するシリア：歴史と政治構造から読み解く』（岩波書店、2012年）などを参照。
- 6 2012年12月に、トルコのハタイ県で、シリア国内で活動する上級士官を中心に、「自由シリア軍」全軍を指揮する統合司令部の設置が宣言されたが、実際に戦闘に従事している各部隊にどの程度の統制力を及ぼしているのかは不透明である。
- 7 中東戦略研究センター（Ortadoğu Stratejik Araştırmalar Merkezi: ORSAM）のセルジャン・ドアン Sercan Doğan 研究員、政治・経済・社会研究基金（Siyaset, Ekonomi ve Toplum Araştırmaları Vakfı: SETA）のウフク・ウルタシュ Ufuk Ulutaş 研究員など。
- 8 “Paragraph 13,” *The Fourth Ministerial Meeting of The Group of Friends of the Syrian People, Marrakech*, 12

- December 2012, Chairman's conclusions, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/syria/friends_kaigo/2012_12/pdfs/2012_12_01.pdf>, accessed on 12 March 2013.
- ⁹ 特に、クルド民族主義勢力の一部は、連立をトルコの傀儡と見なすなどして、反発していると伝えられている。また、クルド民族主義武装勢力と「自由シリア軍」の間での紛争も伝えられている。“Syria’s Kurdish leader rejects new opposition, labels it Turkey proxy,” *Today’s Zaman*, 21 November 2012, <<http://www.todayszaman.com/news-298852-syrias-kurdish-leader-rejects-new-opposition-labels-it-turkey-proxy.html>>, accessed on 12 March 2013.
- ¹⁰ 伝統的なウラマーについては、谷口淳一『聖なる学問、俗なる人生：中世のイスラーム学者』（山川出版社、2011年）、森山央朗「ウラマーの出世と学問：中世イスラーム社会の宗教知識人」『歴史と地理』第644号（『世界史の研究』第227号）（2011年）などを参照。
- ¹¹ ウサーマ師の動向・見解については、フェイスブックである程度追うこともできる。<<https://www.facebook.com/osamahalrefai>>, accessed on 12 March 2013.
- ¹² この事件については、以下のウェブ・サイトでも紹介されており、ウサーマ師本人の話とほぼ一致する。<<http://www.syrrevnews.com/archives/7986>>, accessed on 12 March 2013.
- ¹³ <<http://www.youtube.com/watch?v=FRrtgFYIfKU&feature=youtube>>, accessed on 12 March 2013.
- ¹⁴ <<http://www.aljazeera.net/news/pages/22251a5e-c8ab-47e3-b06c-92a5a34f9156>>, accessed on 12 March 2013.
- ¹⁵ ダマスカス旧市街最大・最古のモスクであるウマイヤ家のモスク（Jāmi‘ Banī Umayya）の説教師（ハティーブ Khaṭīb）を代々務める家系の出身で、技術者として働く傍らで、ウマイヤ家のモスクなどで説教師を務めていた。
- ¹⁶ Noman Benotman and Roisin Blake, “Jabhat al-Nusra, Jabhat al-Nusra li-ahl al-Sham min Mujahedi al-Sham fi Sahat al-Jihad: A Strategic Briefing,” *Quilliam Foundation* <<http://www.quilliamfoundation.org/wp/wp-content/uploads/publications/free/jabhat-al-nusra-a-strategic-briefing.pdf>>, accessed on 12 March 2013.
- ¹⁷ スンナ派イスラーム思想の展開の概略については、飯塚正人『現代イスラーム思想の源流』（山川出版社、2008年）に要領よくまとめられている。
- ¹⁸ イブン・イスハーク Muḥammad Ibn Ishāq（767年没）著、イブン・ヒシャーム Abū Muḥammad ‘Abd al-Malik Ibn Hishām（855年没）編註『預言者ムハンマド伝』全4巻、後藤明、医王秀行、高田康一、高野太輔訳（岩波書店、2010-2012年）、バラズブリー Ahmad b. Yahyā al-Balādhurī（892年頃没『諸国征服誌』、花田宇秋訳、熊谷哲也編集協力（岩波書店、2012年-）『クルアーン *al-Qur’ān*』第2章143節
- ¹⁹ 『クルアーン *al-Qur’ān*』第2章143節
- ²⁰ 預言者の死後、最初のカリフに就任したアブー・バクル Abū Bakr（634年没）は、就任演説の中で「私が、神とその使徒に従ってるかぎり、私に従え。私が神とその使徒に背いたなら、私に従う必要はない」と述べたと伝えられている。8世紀中葉に書かれた現存最古の『預言者ムハンマド伝』の末尾にこの演説で収録されており、神と預言者の指導への追従とムスリムたちの承認によって、統治能力を持つ実力者がウンマを統治すべきだという思想が、8世紀中葉には現れていたことがわかる。イブン・イスハーク『預言者ムハンマド伝』第3巻593頁。
- ²¹ ただし、トルコ国民の約2割は、アレヴィー派（Alevi）派と呼ばれる宗派に属すると言われる。アレヴィー派は、シーア派とスンナ派とを問わずにムスリムの間で一般的なアリー崇敬を強調し、シーア派思想や民間信仰などが混淆した、アナトリアの土着的な宗教共同体に根ざしていると言われる。他方、オスマン朝のイエニチェリ軍団に大きな影響力を持ったスーフィー（イスラーム神秘主義）教団であるベクタシー教団との関連も指摘されているが、起源については不明の部分が多い。アレヴィー派は、周囲のスンナ派ムスリムから、しばしば異端として弾圧されてきた。トルコ共和国においても、公式には存在を認められなかったり、スンナ派との同化政策が採られるなどしてきたとも言われる。したがって、トルコの国民意識と宗教意識については、クルド人と並んで、アレヴィー派の存在が大きな問題として浮かび上がるが、詳細な研究はまだ緒に着いたばかりである。とはいえ、公正発展党の支持者などには、トルコ人としての国民意識とスンナ派ムスリムとしての宗派意識が強く結びついていることがうかがわれ、トルコ人としての国民意識の創出と維持にスンナ派イスラームが大きな役割を果たし、それ故に、アレヴィー派の存在を無視しなければならなかったのではないかと推測される。なお、トルコのアレヴィー派と同様に、「アリー派」に由来する名称を持つシリアのアラウィー（‘Alawī）派は、基本的には、トルコのアレヴィー派とは関係がないとされている。トルコのアレヴィー派に関する研究状況については、若松大樹『アレヴィー関係基本文献目録』（上智大学アジア文化研究所、2010年）を参照。
- ²² ムスリム同胞団の思想については、横田貴之『原理主義の潮流：ムスリム同胞団』（山川出版社、2009年）を参照。
- ²³ 国連難民高等弁務官事務所は、シリア「内戦」で発生した難民が100万人を超えたと2013年3月6

日に発表した。「プレスリリース：シリア危機 100 万人が難民に」
<<http://www.unhcr.or.jp/html/2013/03/pr-130306.html>>, 2013 年 3 月 12 日閲覧。

第3章 湾岸諸国の「アラブの春」：デモの波及、外交そしてビジネスチャンス

辻上 奈美江

はじめに

言論統制などが厳しいアラブ諸国では、これまで抗議行動は個人にとってコスト高と考えられる傾向があった。このため、アラブ諸国では政権交代を迫るほどの抗議行動は起こらないと想定されることが多かった。2004年に権威主義の頑健性について指摘したエヴァ・ベリン[Bellin 2004]は、前例のない規模で階層を超えた抗議行動が起きたことについて途方もない驚きであったと表現している[Bellin 2012]。グレゴリー・ゴースは、「中東研究はなぜアラブの春を予知できなかったのか」と題する論文を『フォーリン・アフェアーズ』に提出して議論を喚起した[Gause 2011a]。だが、エジプトなどでは2000年代から次第に社会運動が発展していたことも指摘されている[Beinin 2011; 横田・ダルウッシュ:2012]。エジプトでは、2003年のアメリカのイラク侵攻への反発から社会運動が始まり、2004年にはムバーラク大統領による政権の私物化への反発が「キファーヤ運動」として現れた。その後、次第に運動の主体は知識人から労働者へとシフトしていった。

「アラブの春」は一部のアラブ諸国の政権を転覆させたが、石油輸出による富の分配によって君主制を維持してきた湾岸諸国は「アラブの春」にどのような影響を受け、またどのように反応したのか。本稿では、はじめに各国における抗議行動について整理し、それらがレント（不労所得）とどの程度関連しているかについて検討する。次に湾岸諸国が域内で果たした役割について国別に整理する。そして、サウディアラビアとカタールはなぜ、アラブの春において域内で積極的な役割を果たしたのかについて、ビジネス展開の可能性およびムスリム同胞団の影響力拡大の可能性などを踏まえながら現段階での暫定的な考察を提示する。

1. 湾岸諸国の「アラブの春」：レントは抗議行動と関係があったか

まず「アラブの春」の湾岸諸国への影響と反応について整理する。

(1) 抗議行動に晒されたオマーン

オマーンは、「アラブの春」の影響で閣僚12名を解雇するなど、政治的に少なくない打撃を受けた。オマーンでは、2011年2月に北東部の産業都市ソハールで約2000人が雇用

創出と政権の腐敗の解消を求めてデモを起こした¹。カブース国王は、閣僚12名を解雇したほか、検察官の独立性の尊重、消費者保護監視機関の設置、公務員の給料引き上げ、失業手当引き上げなどの対策を講じた²。改革が不十分と考えた活動家らは、人権と自由を求めて抗議を始めたところ、2012年6月に14人の活動家が逮捕された。この逮捕によってさらなる抗議行動が起こることになった³。

(2) 窮地に立たされたバハレーン

バハレーンは、湾岸諸国ではもっとも危機的な状況に追いやられた例と言えるだろう。2001年に国民行動憲章が国民投票で98%の賛成を得て立憲君主化したバハレーンでは、上院が設置されるなど、湾岸諸国の中では民主化が進展するかと思われた。だが、上院議員は国王による任命で、人々からの信頼は薄かった。その結果、2002年の選挙ではシーア派野党ウィファークを中心にボイコットが起きた。2006年の選挙もスンニー派に都合が良いようなゲリマンダーが指摘された。2008年および2009年には、政府はアル=ハック党指導者をはじめ、大勢のシーア派活動家を逮捕した。このような情勢下で行われた2010年の選挙は「アラブの春の前哨戦」[Katzman 2012:5]とも指摘される様相を呈した。野党のウィファークは40議席中18議席を獲得した一方で、スンニー派は15議席から5議席へと大きく議席数を下げた。ハマド国王は、任命制の諮問評議会議員40人のうち19人をシーア派議員とするなどの対策を講じたが、アラブの春の波及は防げなかった。

国民行動憲章の国民投票からちょうど10年となる2011年2月14日、大規模な抗議行動が起きた。下院の権限を拡大する憲法の改正、下院でシーア派に過半数を取らせないようなゲリマンダーの解消、さらにはハリーファ首相の退任を求めた者もいた。抗議行動は拡大し、治安部隊はゴム弾や催涙ガスで応酬し、数名のデモ参加者が殺害された。また下院ではシーア派野党ウィファーク議員18人全員が辞任した。

2月22日には、真珠広場での抗議が最大数に達したと想定されており、その数は20万人とも推算されている。ハマド国王は政治犯308人の恩赦を約束し、さらに数日後には首長家の閣僚2名を解任することによって事態を沈静化しようとした。さらにサルマン皇太子が、国民対話会議のための7原則を提示し、公正な選挙区、国民の意思を反映する政治などを提案した。だが、真珠広場に集結したデモ参加者は抗議行動をやめなかった。3月14日、バハレーン政府の要請に応じてサウディアラビアを中心とする湾岸の盾軍が派兵され、3月15日にはバハレーンは3カ月間の非常事態を宣言した。

他方で政府は非常事態宣言の解除を急いだ。非常事態宣言は予定より2週間早い6月1日に終結、6月下旬には湾岸の盾軍も撤退を開始した。7月2日には国民対話会議が開始さ

れた。300人の招待者のうち40～50人がシーア派、このうちウィファーク党員は5人であった。国民対話会議の結果、下院に閣僚の罷免権を与えるなどの提案が提出され、これらを実施するための委員会も設置され、憲法改正作業が進められた。2011年11月26日には、提案の実施について監督するための19人からなる国家委員会を設置した。2012年3月3日には、修正案が下院と諮問評議会からなる国民会議を通過し、国王によって批准された。修正事項には、国王の諮問評議会議員任命に関する権限の制限などが含まれた。ウィファークは修正事項は不十分だとして拒否している。

2012年に入ってもデモの沈静化は困難であった。とりわけ政府は「正常化」の証明として4月にF1グランプリの開催を予定していたことから、3月には大規模なデモが起きた。その後もデモは終息していない。

（3）経済対策と部分的政治宗教改革で対応したサウディアラビア

サウディアラビアは当初はデモの危機に晒されたものの、大規模な経済対策と部分的政治宗教改革によって当面の危機を乗り切った。サウディアラビアで最初にデモが起きたのは2011年1月28日であった。西部の都市ジッダでは、過去数年間にわたって洪水による死傷者が出ていたことから、脆弱なインフラに対する不満があがった。この時、最初に大通りで声を上げたのは女性だったとされている。2月5日になると40人の女性が首都リヤドの内務省前でデモを起こした。9.11テロ後、サウディアラビアではテロ容疑者数千人が拘束された。彼らは裁判も行われずにこら留され続けたが、女性たちは彼らの釈放を要求して声を上げた。さらに隣国バハレーンでのデモが起きると、東部州でシーア派によるデモが頻発するようになった。東部州でのデモは激化し、11月には少なくとも数百人が通りで「サウード家に死を」と叫ぶデモが起きた。

しかし、サウディアラビアにおけるデモは比較的早い時期に平和的なデモへと収斂する。その一因は、政府がデモの波及を敏感に察知し、住宅ローン枠の拡大、奨学金の拡充、最大3カ月間にわたる公務員の給料15%ベースアップ、雇用創出、服役囚の恩赦など、総額370億ドルにのぼる経済対策を2011年2月に発表したからだろう。2011年3月には、2009年には実施しなかった地方選挙を6年ぶりに実施することを宣言し、実際に9月に実施した。

各地で小規模なデモは続いていたが、5月中旬頃からは女性の自動車運転解禁を目指す運動がより注目を浴びるようになった。運動に参加した女性の多くは見逃されたが、数名の女性は拘束され、9月には鞭打ち10回の刑が確定した者もいた。だが、アブドゥッラー国王は、即座に恩赦を出した。というのも、国王演説で、2015年の地方選への女性の立候

補・投票を容認し、2013年から女性の諮問評議会議員を誕生させると宣言したばかりだったからだ。

サウディアラビアは、9.11以降推進してきた宗教界改革についても引き続き継続した。アブドゥッラー国王は2012年1月、前任者を3年という異例の早さで解任し、アブドゥルラティーフ・アール＝シャイフを勸善懲悪委員長に任命した。アール＝シャイフ新委員長は、女性の失業問題への取り組みの一環として女性の勸善懲悪委員会メンバーの雇用、勸善懲悪委員会のボランティア・メンバーの廃止⁴などの新たな取り組みを次々と実行した。他方で、宗教界の最高位であるアール＝シャイフ最高法官には、2011年2月には抗議行動について「イスラームの敵によって企てられた破壊的な行為」との見解を示させる[Gause 2011b]など、宗教界の活用にも余念がなかった。

さらに、サウディアラビア政府は失業対策を一層強化した。労働省は2011年から自国民被雇用者割合に応じて企業を分類し、優良企業には優遇策、自国民の割合が低い企業には罰則を課す制度「ニターカート(niṭāqāt)」を実施している。また2011年12月からは、「ハーフィズ・プログラム」と呼ばれる失業者支援を開始した。対象者は月額2,000リヤルを12カ月間受け取ることができる。さらに人材開発基金と労働省は、リカーアート(Liqā'āt)と呼ばれる企業説明会を、首都リヤドをはじめとする主要都市で次々に実施した。サウディアラビア第二の都市ジッダで開催されたリカーアートには1万人が参加登録したとされる。

サウディアラビア政府は2009年の失業率を9.6%と発表しており、その内訳は男性6.5%、女性22.5%である[SAMA 2011: 229]。しかし、若者の失業はより深刻である。米国中央情報局(CIA)は、サウディアラビアの15-24歳の失業率を男女あわせて28.2%、うち男性失業率が23.6%に対して、女性失業率は45.8%にのぼると推定している⁵。今回のアラブの春では、サウディアラビア政府は迅速な対応によってデモの拡大を防ぐことができた。しかし、失業対策で効果を上げない限り、今後もデモの危機に晒される可能性は残されている。

(4) 引き続き政治が動くクウェート

情勢は変化しているが、それがアラブの春の影響であると即座に判断しがたい例もある。クウェートでは2011年1月、サバーハ首長がクウェート解放20周年と独立50周年を記念して、すべての国民に食料配給券と1000ディナール(1ディナール=約3.55米ドル)を支給すると表明した。しかしこのことがかえって反発を招く引き金になった⁶。クウェート国籍を有しないビドゥーンたちが、国籍を要求してデモを起こしたからである⁷。3月になると若者が首相の退陣を求め⁸、その後も時折デモについて報じられた。

2012年6月には憲法裁判所が同年2月の選挙を無効と判断し、10月には国会を解散し

た。解散は2006年以降5回目であった⁹。10月19日にはサバーハ首長が選挙法に関する首長令を出し、一人4票から1票にするよう命じた。2月の選挙では野党が過半数を取っていたため、国会解散に伴う選挙と、首長令による選挙法の改正により、野党側からは野党の連携を困難にさせることへの懸念が表現されるようになった。ムサッラム・アル＝バラク元首相は、10月15日、首長令の発出の可能性を見越してデモを主導し、一時拘束された¹⁰。さらに首長令が発出されると、イスラミスト、リベラルおよび部族集団などを含む数万人規模のデモが起き、治安部隊は催涙ガスやスタン擲弾で応酬した。

(5) 安定を維持したカタールとアラブ首長国連邦

アラブ首長国連邦では若者を中心に3月25日に抗議デモが企てられたものの、十分なインパクトのあるデモを展開することはできなかった。政府は4月になると5人の活動家を拘束するなど、デモの拡大を未然に防ぐことに躍起になった。カタールにおいては、政府に対する抗議運動は報じられていない。

(6) レントと「アラブの春」

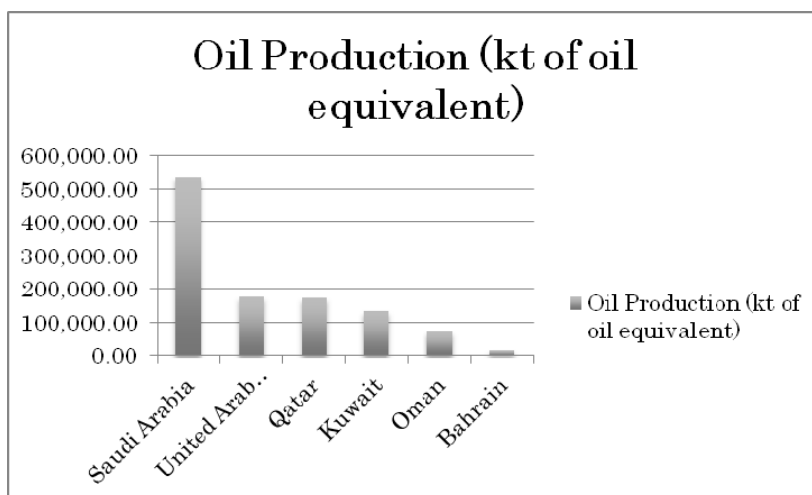
以上のように、湾岸諸国は「アラブの春」の影響を異なるレベルで受けた。バハレーンは湾岸の盾軍の派兵を受け入れる事態に陥ったし、オマーンでは12名もの閣僚を交代させることとなった。サウディアラビアはデモに晒されたが迅速な措置で沈静化を図った。クウェートでは、ビドゥーンらによる国籍要求運動が引き起こされたが、従来から政治的論争が激しく、すべての政治情勢がアラブの春と関連しているかどうかは判断が難しい。しかし、これらの国において特筆すべき変化は、デモが継続的あるいは断続的に起きたことであろう。たとえば、サウディアラビアでは、政府への改革要求は従来、請願書を通じて要望されていた。集会が禁止されてきた同国において、数十人から数百人規模のデモが複数回にわたって実践されたことは、政府への要求手段が確実に変化したことを示している。だが、これらの国で起きたデモは、いずれも体制転換を引き起こすレベルには至らなかった。また、アラブ首長国連邦やカタールのように、ほとんどアラブの影響を受けなかった国もある。これらの差異が生まれた原因はどこにあるのだろうか。

かつて「石油は民主主義を妨げるか」と題する論文の中でレントは民主主義を妨げ、権威主義的体制を維持する効果があると論じたロス[Ross 2001]は、「アラブの春」に際しても産油国は非産油国に比べてより民衆による抗議行動を受けにくかったと指摘している[Ross 2011]。たしかに、産油国のうち「アラブの春」によって体制が転換したのはリビアのみであり、しかもリビアの体制転換は北大西洋条約機構（NATO）の介入という外部要

因が大きく影響したことは否めない。

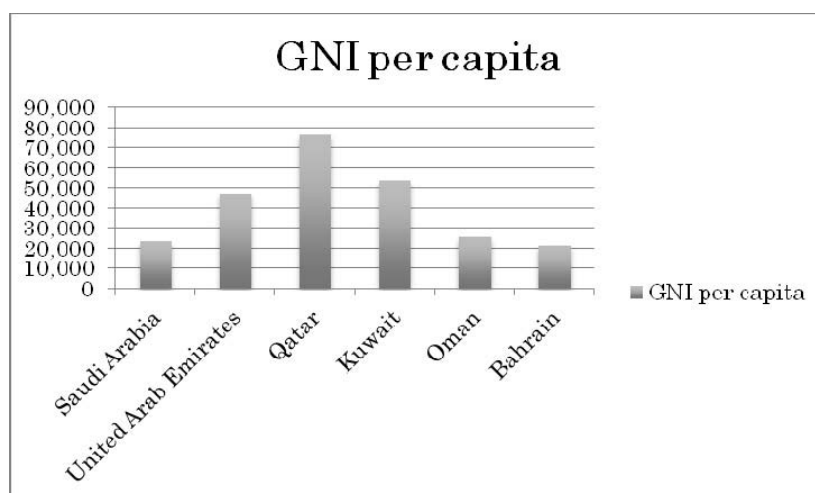
ロスの議論から産油国である湾岸諸国を眺めると、いずれの国家もアラブの春によって体制転換は経験していないことがわかる。冒頭で紹介したゴースは、石油収入の有無に加えて、国家が富を国民に適切に配分できるかどうかを鍵となると論じる。産油国リビアでは政権が破綻した。他方で湾岸諸国は「アラブの春」も逆手に取ってパトロネージの配分に成功した。中東情勢が不安定化し石油価格が上昇したので、湾岸諸国は、公務員の給料引き上げ、消費材への手厚い補助金、そして雇用創出を実現することができたのである。ゴースは、富を適切に配分することこそ政権維持の鍵であると論じる[Gause 2011a]。ゴースが論じるように、体制転換の可能性は、石油生産量と関連しているよりはむしろ一人当たりの国民総所得と関連しているようである。石油生産量がもっとも多いサウディアラビアでは、民衆の抗議行動は一定のレベルにまで盛り上がった。他方で、一人当たりの国民総所得が比較的高いカタル、アラブ首長国連邦、そしてクウェートにおいて、アラブの春の国内への影響が比較的小さかった事実は注目に値する。税による富の再分配が行われないうちこれらの国においては、レントが必ずしも一人当たりの国民総所得として配分されることが保証されているわけではない。とはいえ、カタル人男性の平均的な給料が月額 20,721 カタル・リヤル(1 カタル・リヤル=約 3.63 米ドル)、女性の場合には 15,313 カタル・リヤルである¹¹。湾岸諸国がシステムとして体制転換がより起こり難い君主制国家であることに加えて、経済的豊かさが政権維持と一定程度関連し合っている可能性はあるだろう。

グラフ 1-1



出典：世銀

グラフ 1-2



出典：世銀

2. 対「アラブの春」外交：サウジアラビアとカタルの調停・介入そして「二重基準」

湾岸諸国における「アラブの春」のもう一つの特色は、サウジアラビアとカタルが、「アラブの春」に揺れる国々の調停および介入においてその存在感を見せつけたことであるだろう。サウジアラビアは、チュニジアのベンアリ大統領の亡命を受け入れた。ムバーラク・エジプト大統領が民衆によるデモに晒されていた際には、アブドゥッラー国王がオバマ大統領にムバーラクに面目を失わせないよう警告したと伝えられている¹²。イエメンでサーレハ大統領の退任を求める運動が激化すると、サウジアラビアは湾岸協力機構（GCC）調停案では主導的役割を担ったし、大統領官邸が襲撃されてサーレハが負傷した際にはサウジアラビアが治療のためにサーレハを受け入れた。バハレーンについては、クウェートおよびカタルが当初、調停を試みたのに対して、サウジアラビアの主導で湾岸の盾軍が派遣された。さらにサウジアラビアは、イランの脅威と「アラブの春」に対峙するため GCC の拡大強化も狙ったが、その計画は他の加盟国には必ずしも受け入れられるものではなかった。2011年5月にはサウジアラビアはヨルダン・モロッコの GCC への招聘案を提示するも、加盟国から支持を得ることはできなかった。また2012年5月には湾岸連合(Gulf Union)の設立案を提示するが、支持したのはバハレーンのみであった。

カタルは特にリビアとシリアについて積極的な介入を試みた。リビアについては、カタルはアラブ諸国では初めて飛行禁止空域設定のためリビア上空に戦闘機を配備した。また反体制派がベンガジを拠点として結成した「リビア暫定国民評議会」を承認した。シリアについては、カタルはアラブ連盟による対シリア制裁や監視団派遣を主導してきた。2012年6月には、シリアの停戦実現のため挙国一致の「移行政府」設立を支援するジュネーブ

合意に参加した。9月には、ハマド首長が国連総会においてシリアへの軍事介入の必要性を訴えた。同時に、反体制派への支援も進めており、2012年11月にはドーハでシリア反体制派が集結して、「シリア国民連合」を結成した。

カタールは、2008年「ドーハ合意」でレバノン各派を調停後、諸外国の調停に自信をつけてきた。レバノンのほか、イエメン政府軍とホーシー派、ジブチとエリトリアとの国境問題、スーダン政府とダルフルとの調停を行っている[Kamrava 2011]。

指導者個人に強力な権限が集中する湾岸諸国では、外交もしばしば指導者の個人的腕力で展開される。このため、湾岸諸国がなぜ「アラブの春」において他国の調停あるいは介入を積極的に行ったのかについて解明することは容易ではない。とはいえ、いくつかの仮説を立ててみることはできるだろう。

「アラブの春」における湾岸諸国の役割や反応について分析したシルビア・コロomboは、サウディアラビアとカタールの「アラブの春」における関係を「役割分担」[Colombo 2012a]、あるいは「競争」[Colombo 2012b]と表現した。だが、実際には、これらの二国間の役割分担や競争のみならず、後で詳しく論じるように、調停や介入は両国のそれぞれの利害と関係していたと思われる。ところでコロomboは、両国はいくつかのレベルで二重基準を適用していると指摘している。その第一は、GCC内外での二重基準である。両国は、GCC外では民衆による抗議を支持したのに対して、GCC内では「アラブの春」を危機と見なして行動したとされる。第二に、GCCは共和制よりは君主制を支持した点が指摘された。そして第三にGCCはシリアなどのシーア派を排し、スンニー派政権により好意的な姿勢を貫いたと論じられた[Colombo 2012a]。

実際には、サウディアラビアは「アラブの春」の初期においては、ベンアリ大統領の亡命を受け入れ、ムバーラク大統領の面目に配慮するなど、GCC外の共和国における民衆の抗議行動を必ずしも支持していたわけではなかった。だが「アラブの春」の高揚に伴い、湾岸諸国がある程度「アラブの春」に対する立場を変更した点は否めないだろう。また、テロの脅威がある隣国のイエメン、兼ねてより緊張関係にあったカダフィ政権やアサド政権と、首長家との強い結びつきを有するバハレーンとでは、異なる姿勢で対応した点も、結果的な「二重基準」を引き起こす原因となった。

3. 「アラブの春」後の新政権と湾岸諸国の関係：ムスリム同胞団とビジネス

(1) 湾岸諸国による資金援助

「アラブの春」後の新政権に湾岸諸国がどのような利害を有するのかについて検討することも、湾岸諸国の「アラブの春」への対応の経緯を知るために欠かすことができない。

カタル、サウディアラビア、アラブ首長国連邦、およびクウェートによる、エジプト、リビア、シリア、バハレーン、オマーンそして世銀への支援額は、表3-1に示した通りである。

表3-1：湾岸諸国による支援額

	カタル	サウディアラビア	アラブ首長国連邦	クウェート	GCC
エジプト	ハマド・ムルシー会談後10億ドル支援表明。5億ドル支払い済み ¹³ 。	40億ドル貸付表明 ¹⁴ 。支払いの有無は不明 ¹⁵	30億ドル支援予定。支払い方法は未定 ¹⁶ 。	30億ドル ¹⁷	
リビア	リビア国家移行評議会に100億ドル拠出(2011年12月) ¹⁸		反体制派に13億ドル(2011年6月) ¹⁹	リビア国家移行評議会に1億8100万ドル拠出か。クウェート外相は明言回避(2011年4月) ²⁰	
	シリア国民評議会 in ドーハ(2012年11月)	1億ドル ²¹		100万ドル ²²	
バハレーン					住居とインフラ整備のため10億ドル支援 ²³ 。
オマーン					住居とインフラ整備のため10億ドル支援 ²⁴ 。
世銀		移行期基金として2500万ドル表明 ²⁵			

これらの支援額の中には、すでに資金が拠出されたものもあるが、支援表明のみで実際の支払いが完結していないケースも存在する。またクウェートのリビア国家移行評議会への資金のように、実際に拠出されたかどうか不明の資金も存在するほか、その他の有形無形の支援があり得ることも無視できない。しかし、たとえばカタルによるリビア国家移行評議会への支援のように、突出した支援額が示すプレゼンスも無視することはできない。他方でアラブ首長国連邦が、カタルやサウディアラビアに比べれば控えめな支援にとどめていることも、「アラブの春」後の新政権への湾岸諸国の意欲の差異を知るための一つの基準となるかもしれない。

(2) 「アラブの春」が拓くビジネスチャンス

なぜなら、湾岸諸国の新政権との関わりは、政治的關係に加えて、経済やビジネス上の関係、そして宗教的な関係とも関連し合うと思われるからである。湾岸諸国が「アラブの春」後の新政権下でビジネスチャンスを狙っていることは、「湾岸諸国による北アフリカの再発見」[Colombo 2012b]、あるいは「湾岸諸国による新政権下での新たな機会の模索」[Ghabra 2012]と指摘されている通りである。湾岸諸国による「アラブの春」経験国への投資例として、以下がある。

表 3-2：湾岸諸国によるアラブ諸国への投資

	カタル	サウディアラビア	アラブ首長国連邦
チュニジア		スースに電力プラント建設合意(2012) ²⁶	
エジプト	地中海沿岸観光開発に180億ドル ²⁷		
リビア	カタル・ナショナル銀行(QNB)がリビア商業開発銀行の株式49%取得(2012年4月) ²⁸	サウディ・リビア・ビジネスカウンシル ²⁹	UAE・リビア・ビジネス会議の開催が予定 ³⁰
シリア	カタルのシリア関与は石油・ガス狙いか ³¹		UAE経済大臣がシリアのビジネスの潜在性を指摘 ³²

湾岸諸国は、政権交代以前からエジプトやチュニジアに投資してきた。たとえばサウディアラビアのファウワズ・アル＝フカイル・グループはエジプト最大のショッピングモール「モール・オブ・アラビア」をオープンさせたし、国営カタール・テレコムは、オラスコム・テレコムからオラスコム・テレコム・チュニジアを買収(2010年11月)していた³³。アラブ首長国連邦投資例としては、エジプトのシェイク・ザーイド・シティ(1995年)があるほか、チュニジアではチュニス・スポーツ・シティ(Bukhatir Group, 2008)の建設、ドバイ・ホールディングによるチュニジア・テレコムのポートフォリオがある。かつてチュニジアにとってアラブ首長国連邦は最大の投資元であった。そしてカタール・テレコムは国営、ドバイ・ホールディングが政府系の持ち株会社であることが示すように、これらの国々とのビジネスが湾岸諸国の政府の利害と強く結びついていることも無視できない。表3-2が示すように、「アラブの春」後に向けた湾岸諸国によるビジネス展開の意欲がうかがえる。

(3) 湾岸諸国とムスリム同胞団

「アラブの春」で政変を経験した国では、ムスリム同胞団の勢力伸張が見られる。チュニジア、エジプトでそれぞれ与党となったナフダ党、自由公正党はいずれもムスリム同胞団系政党である。また、リビアでは同胞団系の公正建設党が80議席中17議席を獲得し、第二党となった。シリア反体制派内でのムスリム同胞団の勢力拡大は明らかで、シリア国民評議会の正式発足時(2011年10月)メンバーの約4分の1が同胞団関係者であった[末近2012]。

湾岸諸国が新政権あるいはシリア反体制派との政治的、経済的そしてビジネス上の関係を構築するうえで、ムスリム同胞団の台頭は軽視できない潮流であるが、ムスリム同胞団に対する姿勢は、サウディアラビア、アラブ首長国連邦とカタールとでは大きく異なっている。「サウディアラビアにとってムスリム同胞団はワッハーブ派と置換可能なイデオロギー」[Ragab 2012]であり、いわゆるワッハーブ派のサウディアラビアはムスリム同胞団への猜疑心を高めていることが指摘されている。実際に、すでに論じた通り、サウディアラビアでは9.11後、そしてとりわけ「アラブの春」後に宗教界改革をいっそう促進しており、「ワッハーブ派の近代化」が図られてきた([Al-Atawneh 2010]参照)。しかし同時に、サウディアラビアがムスリム同胞団系政党を支持していないと断言できない要素もある。ムルシーが大統領に就任後に真っ先に外遊したのはサウディアラビアであった。

アラブ首長国連邦では、ドバイのシリア総領事館前でアサド政権打倒を求めて抗議したシリア人ムスリム同胞団の査証を剥奪したことで、ムスリム同胞団との関係悪化が表面化する事件が起きた。この事件に際して、カタールを拠点に活動するユースフ・カラダーウィー

がアラブ首長国連邦政府を非難したところ、ドバイ警察長官がカラダーウィーの逮捕を示唆した。これに対して、エジプトのムスリム同胞団報道官は、アラブ首長国連邦がカラダーウィーを逮捕すれば、何らかの行動に出ると脅迫したのである。この後、GCCは声明を発表し、エジプトのムスリム同胞団報道官を非難した³⁴。

他方で、同胞団に影響力を持つカラダーウィーを擁するカタルは、ムスリム同胞団に対してより寛容な姿勢をとっている。カタルのハマド・ビン・ジャーシム首相は「イスラミスト政権は来るべき潮流」³⁵と述べたほどである。

むすび

本稿では、第一に、湾岸諸国における「アラブの春」の影響とレントの相関関係についての検討を通じて、現状に関しては富の適切な分配を前提とした経済的豊かさと政権維持とは相関関係があることが明らかになった。そして、サウディアラビアとカタルに焦点を当てて、それぞれの国の「アラブの春」外交を概観すると、結果的にいくつかのレベルで二重基準を引き起こしながら、GCC域内の安定、君主制の正統性の確保、そしてスンニー派支持という一定の方向性を有していることが明らかになった。

だが、「アラブの春」後のビジネスチャンスについて検討することで、湾岸諸国はそれぞれより実利的なビジネスチャンスを獲得する意欲を有していることが理解できる。そのような企業の中には、政府系企業も存在する。湾岸諸国は、エジプトやチュニジアにおいてすでにビジネスチャンスを獲得しつつある。また、リビアやシリアについても、政情が安定すれば、湾岸諸国は真っ先にビジネスチャンスをつかみたいとの意欲を読み取ることができる。

新政権で台頭しつつあるムスリム同胞団の拡大については、湾岸諸国の姿勢は国によって差があると考えられる。アラブ首長国連邦はシリア人ムスリム同胞団員がドバイのシリア総領事館前でデモを起こしたことをきっかけに、ムスリム同胞団との亀裂を深めた。他方で、カタルはカラダーウィーを擁しており、ムスリム同胞団の台頭を不可避の潮流として受け入れているようである。ムスリム同胞団の勢力拡大に対する姿勢が明確でないのがサウディアラビアであった。国内ではとりわけ勸善懲悪委員会を中心とする宗教界の改革を行い、ワッハーブ派を穏健なイスラームへと導こうとしている。このような中でムスリム同胞団の国内への流入は望まないはずであると思われるが、ムルシー大統領の訪問を受け入れ、ムスリム同胞団が台頭するエジプトやチュニジアの新政権へのビジネスの意欲を示している。おそらくカタル以外の湾岸諸国は、「アラブの春」後の新政権から宗教的影響が及ぶことを避けつつ、ビジネスを展開していきたいという交錯する思惑を抱いていると

思われる。

本稿では「アラブの春」の湾岸諸国への影響、「アラブの春」への湾岸諸国の調停と介入、そして「アラブの春」後のビジネスチャンスについて検討したが、それぞれは一貫性を有しているというよりは、むしろコロンボが指摘した二重基準に加えて、多くの矛盾し合う点を有しているように見える。だが、湾岸諸国として、「アラブの春」のような民衆の抗議行動が決して起こらないと言い切れる訳ではない。オマーンやバハレーンの経験は、一人当たりの国民総所得が比較的少ないサウディアラビアにとっては、対岸の火事ではない。ましてやサウディアラビアでは国王をはじめとする政権中枢部の王族メンバーが高齢化し、彼らの逝去が相次いでいる。2011年10月にスルタン皇太子兼副首相が逝去し、その後任に任命されたナーイフも2012年6月に逝去した。ナーイフの後任には、長年リヤド州知事を務めたサルマン防衛相が選ばれ、2013年2月には初代国王の息子の中でもっとも若いムクリンが第二副首相に選ばれた。これまで、国王、皇太子、そして第二副首相はすべて初代国王の息子たち（第二世代）から選ばれてきたが、ムクリンが第二副首相に任命されたことで、ムクリンの後には第三世代（初代国王の孫）へとポストが譲られることが示されたと言っても良い。知事や大臣には、徐々に第三世代が任命され始めているが、肥大化・高齢化する王族の中で、誰がムクリンの後に就くかはサウディアラビアの今後の展望を知るうえでも注目される。なぜなら、指導者に権力が集中する君主国において、体制維持と関係関係にある国民の豊かさは、指導者の手腕に委ねられているからである。

参考文献

(英語)

- Al-Atawneh, Muhammad, 2010. *Wahhābī Islam Facing the Challenges of Modernity. : Dār al-Iftā in the Modern Saudi State*. Leiden and Boston: Brill.
- Beinin, Joel. 2012 “A Workers’ Social Movement on the Margins of the Global Neoliberal Order, Egypt 2004-2009”, Beinin and Vairel eds., *Social Movements, Mobilization, and Contestation in the Middle East and North Africa*. Stanford, California: Stanford University Press. pp. 181-201.
- Bellin, Eva. 2012 “Reconsidering the Robustness of Authoritarianism in the Middle East”, *Comparative Politics*, 44(2), January 2012. pp. 127-149.
- Bellin, Eva. 2004 “The Robustness of Authoritarianism in the Middle East: Exceptionalism in Comparative Perspective”, *Comparative Politics*, 36(2), January 2012. pp. 139-157.
- Colombo, Silvia. 2012a “The GCC Countries and the Arab Spring: Between Outreach, Patronage and Repression”, *IAI Working Papers* 1209.
- Colombo, Silvia. 2012b “Foreword”, in *The GCC in the Mediterranean in Light of the Arab Spring*. http://www.iai.it/pdf/mediterraneo/GMF-IAI/Mediterranean-paper_20.pdf
- Gause III, Gregory F. 2011a “Why Middle East Studies Missed the Arab Spring”, *Foreign Affairs*, Jul/Aug 2011, Vol. 90 Issue 4, pp. 81-90.
- ----- 2011b “Saudi Arabia in the New Middle East”, *Council Special Report No. 63*. December 2011, Council on Foreign Relations Center for Preventive Action.

- Ghabra, Shafeeq. 2012 “The Arab Revolution: A Second Independence”, in *The GCC in the Mediterranean in Light of the Arab Spring*. pp. 1-8. http://www.iai.it/pdf/mediterraneo/GMF-IAI/Mediterranean-paper_20.pdf
- Kamrava, Mehran. 2011 “Mediation and Qatari Foreign Policy”, *Middle East Journal*, Vol 65, No. 4, Autumn 2011. pp. 539-556.
- Katzman, Kenneth. 2012 “Bahrain: Reform, Security and the U.S. Policy”, *Congress Research Service*. November 6, 2012. <http://www.fas.org/sgp/crs/mideast/95-1013.pdf>
- Kerr, Simeon and Wigglesworth, Robin. 2011 “Tunisia Left with An Investment Mirage”, *Financial Times*. 2011年2月2日付 <http://www.ft.com/intl/cms/s/0/54115dd6-2ef6-11e0-88ec-00144feabdc0.html#axzz2HS9RZLXM>
- Louer, Laurence. 2011 “Bahrain’s National Dialogue and the Ever-Deepening Sectarian Divide”, *Carnegie Endowment for International Peace*. June 29, 2011. <http://carnegieendowment.org/2011/06/29/bahrain-s-national-dialogue-and-ever-deepening-sectarian-divide/6b7m>
- Menoret, Pascal. 2011 “Leaving Islamic Activism Behind: Ambiguous Disengagement in Saudi Arabia”, in Beinin and Vairel (eds.), *Social Movements, Mobilization, and Contestation in the Middle East and North Africa*. Stanford University Press: Stanford, California. pp. 43-60.
- Ragab, Eman. 2012 A Formative Stage: Relations between GCC and North African Countries after the Arab Spring. in *the Mediterranean in Light of the Arab Spring*. pp. 9-20. http://www.iai.it/pdf/mediterraneo/GMF-IAI/Mediterranean-paper_20.pdf
- Ross, Michael. 2001 “Does Oil Hinder Democracy?”, *World Politics* 53 (April 2001), pp. 325-361.
- ----2011 “Will Oil Drown the Arab Spring?”, *Foreign Affairs*. Sep/Oct 2011. Vol. 90 Issue 5, pp. 2-7.
- Saudi Arabian Monetary Agency. 2011 *Forty Seventh Annual Report*, Research and Statistics Department. http://www.sama.gov.sa/sites/samaen/ReportsStatistics/ReportsStatisticsLib/6500_R_Annual_En_47_2011_10_27.pdf
- Ulrichsen, Kristian Coates, 2011 “Qatar and the Arab Spring”, *Open Democracy*, 12 April 2011. <http://www.opendemocracy.net/kristian-coates-ulrichsen/qatar-and-arab-spring>
- ----2012 “After the Arab Spring: Power Shift in the Middle East?: Baharain’s aborted Revolution”, *LSE Online Research*. May 2012.
- Zdanowski, Jerzy. 2011 “The Saudi Shi’a and Political Reform in Saudi Arabia“, in M. Tétreault et al., *Political Change in the Arab Gulf: Stuck in Transition*. Boulder and London: Lynne Rienner Publishers. pp. 137-165.

(日本語)

- 末近浩太 2012 「シリア反体制派のなかのムスリム同胞団と新世代のイスラーム勢力」『Asahi 中東マガジン』2012年8月20日付
- 高尾賢一郎 2012 「イスラーム社会サウジアラビアの横顔(2)」ーサウジアラビアの宗教政策」宗教情報センター『寄稿コラム』<http://www.circam.jp/columns/detail/id=3192>
- 辻上奈美江 2012a 「サウディアラビアの体制内権力」酒井啓子編『中東政治学』有斐閣, pp. 49-62.
- ----2012b 「運転解禁に向けたサウディアラビア人女性による抗議行動と今後の展望」中東調査会『中東研究』513号(2011年度 Vol. III), pp. 105-11.
- 松尾昌樹 2010 『湾岸産油国——レンティア国家のゆくえ』講談社
- 横田貴之、ダルウィッシュ・ホサム、2012 「エジプト政治の民主化と社会運動」酒井啓子編『中東政治学』有斐閣, pp. 141-154.

—注—

¹ <http://www.aljazeera.com/news/middleeast/2011/02/2011227112850852905.html>

² <http://www.alarabiya.net/articles/2011/03/01/139771.html>

³ <http://uk.reuters.com/article/2011/03/10/uk-oman-protests-idUKTRE7292NI20110310>

⁴ <http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-18735955>

⁴ なお、メンバーは4000人とされる。“Clerics Tries to Rein in Saudi Morality Police”, *The Wall Street Journal*,

- 26 October, 2012. <http://online.wsj.com/article/SB10001424052970203400604578074302419883098.html>
- 5 CIA World Factbook, <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/sa.html>
- 6 <http://www.bloomberg.com/news/2011-01-18/kuwaitis-free-food-grant-to-cost-818-million-kuna-reports.html>
- 7 <http://www.arabtimesonline.com/NewsDetails/tabid/96/smld/414/ArticleID/166583/t/Bedoun-protest-for-citizenship/Default.aspx>
- 8 <http://www.aljazeera.com/news/middleeast/2011/03/20113810848167726.html>
- 9 BBC, 2012年10月7日付 <http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-19861587>
- 10 BBC, 2012年11月1日付 <http://www.bbc.co.uk/news/world-middle-east-20165318>
- 11 <http://www.albawaba.com/education-pushes-qataris-salaries-408747>
- 12 <http://www.foxnews.com/politics/2011/02/09/source-saudis-tell-obama-humiliate-mubarak/>
- 13 *Ibid.*
- 14 “Saudi Arabia Lends Egypt \$4bn”, *Financial Times*, May 22, 2011. <http://www.ft.com/intl/cms/s/0/c3fa0976-8465-11e0-afcb-00144feabdc0.html#axzz2HeSOr3Rz>
- 15 “Egypt Expects: The Promised Financial Aid Is Yet To Appear”, *Albawaba Business*, August 21, 2012. <http://www.albawaba.com/business/egypt-financial-aid-439016>
- 16 *Ibid.*
- 17 “What happened to the money?”, *Al-Ahram Weekly Online*, 26 January- 1 February, 2012. Issue No. 1082. <http://weekly.ahram.org.eg/2012/1082/sc142.htm>
- 18 “Qatari Investments in Libya accounting for around USD 10 billion”, *Zawya*, 4 December, 2011. http://www.zawya.com/story/Qatari_Investments_in_Libya-ZAWYA20111204045505/
- 19 “Donors at Abu Dhabi summit pledge over \$1.3 billion to support Libya's main opposition group”, *Gulfnews*, 9 June, 2011. <http://gulfnews.com/news/gulf/uae/donors-at-abu-dhabi-summit-pledge-over-1-3-billion-for-libya-s-main-opposition-1.819709>
- 20 “Kuwait Is Giving \$181 Million to Fight Muammar Qaddafi, Libyan Rebels Say”, *Bloomberg*, 25 April, 2011, <http://www.bloomberg.com/news/2011-04-24/libya-s-rebels-pledged-181-million-from-kuwait-syria-rounds-up-hundreds.html>
- 21 “Saudi Arabia pledges \$100 million in aid to Syrian people”, *Al-Arabiya*, 12 December, 2012, <http://english.alarabiya.net/articles/2012/12/12/254739.html>
- 22 “Kuwait pledges to donate \$1m to Syrians”, *Gulfnews*, 1 April, 2012. <http://gulfnews.com/news/gulf/kuwait/kuwait-pledges-to-donate-1m-to-syrians-1.1002853>
- 23 <http://www.thenational.ae/news/world/middle-east/gcc-to-set-up-20bn-bailout-fund-for-bahrain-and-oman>
- 24 <http://www.thenational.ae/news/world/middle-east/gcc-to-set-up-20bn-bailout-fund-for-bahrain-and-oman>
- 25 “Saudi Arabia pledges \$25 million to Arab Spring countries” *Al-Arabiya*, 13 October, 2012. <http://english.alarabiya.net/articles/2012/10/13/243506.html>
- 26 http://www.africanmanager.com/site_eng/detail_article.php?art_id=18973
- 27 <http://www.reuters.com/article/2012/09/06/us-egypt-qatar-investment-idUSBRE8850YK20120906>
- 28 “Qatar National Bank buys 49 pct stake in Libyan bank”, *Reuters*, 15 April, 2012. <http://www.reuters.com/article/2012/04/15/ozabs-qnb-libya-idAFJ0E83E01O20120415>
- 29 <http://www.libya-businessnews.com/2012/11/19/saudis-propose-saudi-libyan-business-council/>
- 30 <http://www.libya-businessnews.com/tag/uae/>
- 31 “Qatar – rich and dangerous – eyes Syria”, *The Christian Science Monitor*, 19 September, 2012. <http://www.csmonitor.com/Environment/Energy-Voices/2012/0919/Qatar-rich-and-dangerous-eyes-Syria>
- 32 <http://www.albawaba.com/business/syria-economy-452251>
- 33 <http://www.thenational.ae/business/telecoms/orascom-sells-tunisian-stake-for-1-2-billion>
- 34 “Gulf Cooperation Council Condemns Egypt’s Brotherhood ‘Threats’ against UAE”, *Al-Arabiya*, March 11, 2012. <http://english.alarabiya.net/articles/2012/03/10/199861.html>
- 35 “West ‘Should Not Fear Islamist Movements’”, *Financial Times*, November 30, 2011. <http://www.ft.com/intl/cms/s/0/c2178ab8-1b71-11e1-8b11-00144feabdc0.html#axzz2HeSOr3Rz>

第4章 イエメンとオマーン —「アラブの春」のなかの位置づけ—

松本 弘

1. 問題の所在

本章の担当は、「アラブの春」に関わるイエメンとオマーンの事例である。両国はアラビア半島南部で隣接し、今次「アラブの春」においても大きな政治変化に見舞われた。しかし、本章の目的は両国の比較にあるわけではない。周知のように、両国は隣国といえども共和制と王制、後発開発途上国と産油国といった、対照的な側面を多く持つ互いに異なる国である。その違いを背景に、「アラブの春」のなかでの両国の政治変化もまったく異なる展開や内容となっており、比較の対象として適当な事例とはいえない。

ただし、両国はそれぞれに異なるアラブ諸国と比較を行なうと、両国のみならず「アラブの春」全体を考えるためにも、大変興味深い事例となる。イエメンの場合はチュニジア、エジプト、リビアといった政権交代がなされた共和制諸国、オマーンの場合はオマーン以外の GCC 諸国が、その比較対象にあたる。詳細は後述するが、イエメンでは大統領が辞任したものの、新大統領は前副大統領で、政権与党は野党と挙国一致内閣に参加して存続している。上記3カ国と比べれば、なんとも「中途半端」な展開であり、政権交代といえるかどうかも疑わしい。オマーンの場合はデモなどが3カ月で収束したため、あまり注目されることはなかったが、筆者は諮問評議会に立法権が付与されたことに、大きな政治的意義を感じている。そして、その立法権付与はオマーンのみならず、GCC 諸国の今後の政治変化や民主化を考えるうえで、重要な判断材料となるものである。

このため本章では、以下にイエメンとオマーンの事例を概観し、そののち前者はチュニジア、エジプト、リビアとの比較を、後者は GCC 諸国との比較を通して、両国の政治変化に対する考察を試みるとともに、そこから「アラブの春」全体に関わる問題点を指摘してみたい。

2. イエメン

(1) 政変の経緯と現状

チュニジアのベンアリ大統領亡命から2日後の2011年1月16日、首都のサナア大学で1000人規模の「サーレハ (Ali Abdullah Saleh) 大統領退陣要求集会」が開かれた。イエメン政変の始まりであり、退陣要求はすぐに数万人による大規模な反政府デモに発展した。大学前の交差点を「自由広場」と名付けたデモ隊は、そこを占拠して常駐することとなる。

サーレハは自身や長男（アハマド共和国防衛隊司令官）の次期大統領選挙不出馬を表明したが、デモ隊は即時辞任の要求を続けた。反政府デモ隊とサーレハ支持派のデモ隊との衝突が続くなか、治安部隊は衝突の抑制に努めていたが、3月18日に反政府デモを銃撃して弾圧に転じた。しかし、この弾圧により一部の軍将校（サーレハの異父弟であるアリー・ムフセン・アハマル（Ali Muhsin Ahmar）第一機甲旅団長ら）、与党議員、在外大使らが政権から離反した。弾圧は続行できず、サーレハはサウジアラビアに仲介を要請した。

サウジアラビアは要請をGCC外相会議で協議し、4月21日にGCCはイエメンにサーレハの辞任と訴追免除を骨子とする調停案（後述）を提示した。イエメン政府と野党勢力はこの調停を受け入れたが、反政府デモ隊は訴追免除を不満としてこれを拒否した。サーレハも要請をしておきながら、3回にわたり調停文書への署名を拒否した。5月24日には、治安部隊が部族勢力に攻撃を仕掛け、サナアの官庁街で市街戦となった。一方、南部ではイスラーム過激派の「アラビア半島のアルカーイダ（AQAP）」が、同月27日にズィングバル市（アビヤン州州都）を、6月16日にハウタ市（ラヘジ州州都）を攻撃し、市の中心部を占拠した。これ以降、両市およびその周辺地域はAQAPとイスラーム過激派の「アンサール・シャリーア」の勢力地となる。この間、サナアの大統領府での爆弾テロ（6月3日）によりサーレハが負傷し、治療のためサウジアラビアに出国した（同月5日）。

イエメン国内では野党勢力がアブドッラボ・マンスール・ハーディー（Abdrrabo Mansur Hadi）副大統領に大統領就任を要請したが、ハーディーはこれを拒否。サウジアラビアでも、サウジ政府やサウジアラビアを訪問した米国のジョン・ブレナン・テロ対策担当大統領補佐官が、サーレハにGCC調停案への署名を求めたが、サーレハは応じなかった。大統領不在のなかで、反政府デモ・部族勢力との衝突・AQAPとの戦闘が重なる異常事態は続いた。9月23日にサーレハは帰国したが事態に変化はなく、10月21日にはイエメンに対しGCC調停案に基づく権力移譲、デモ隊弾圧の責任追及などを求める国連安保理決議2014号が採択された。9月30日には、イスラーム過激派の指導者アンワル・アウラーキーが、米無人機の攻撃により殺害されている。

11月23日、サーレハは野党指導者とともに突然サウジアラビアを訪問し、GCC調停文書に署名した。これによりサーレハはハーディー副大統領に大統領の権限を委譲し、形式的には大統領職にとどまりながら、実質的に辞任した。反政府デモ隊がサーレハの訴追を求め、野党勢力を非難するなか、12月7日に野党勢力のムハンマド・サーリム・バーシンドワ（Muhammad Salim Basindwa）を首班とする挙国一致内閣が成立した。閣僚は、与党「国民全体会議（GPC）」と野党勢力が半数ずつを占めた。2012年1月21日、議会はサーレハ訴追免除の法案を可決し、ハーディーを大統領選挙の単独候補に指名した。2月21日

に大統領選挙が実施され、反政府デモ隊の多くも選挙に参加するなか、ハーディーが信任投票で当選した（投票率 54.78%、信任 99.80%）。

2011年11月に署名されたGCCの調停案は、同年4月に提示されたものに修正が加えられ、2つの文書に再編されている。その主な内容は以下のとおりである。

文書1「GCC イニシアチヴ」（サーレハが署名）

- ・GPCと野党勢力が閣僚を半数ずつ占める挙国一致内閣。
- ・大統領およびその親族や側近高官に対する訴追免除。
- ・大統領辞任、副大統領職務代行、大統領選挙、新憲法制定。

文書2「GCC イニシアチヴのための実施メカニズム」（サーレハと野党勢力代表者が署名）

- ・移行期間第一期：署名から90日以内の大統領選挙。議会はハーディー副大統領のみを候補に指名。第二期：大統領選挙から2年以内の新憲法制定、議会選挙、大統領選挙。
- ・合意内容はイエメンの憲法と法規の代替をなし、これに対する異議申し立てはできない。
- ・国軍の統一、軍事衝突の終結。国民対話委員会の設置。

この調停は、「憲法・法規の代替をなし、異議申し立てができない」というきわめて異例の超法規的措置であり、法的根拠や整合性を欠くものであるが、ともかく現在のイエメンは移行期間の第二期にあたる。政府ではハーディーが大統領となったが、サーレハはサナアで現在でも与党GPCの党首を務め、ハーディーはGPCのNo.2である幹事長のままである。しかし、ハーディーは軍からのサーレハの親族や側近の排除を進め、4月7日にはムハンマド空軍司令官（サーレハの異父弟）、ターリク大統領警護隊司令官（サーレハの甥）ら20名を更迭した。8月6日には、サーレハの長男アハマドが司令官を務める共和国防衛隊の一部を新設した大統領防衛隊（大統領警護隊ではなく戦闘部隊）に移管した（このとき、サーレハから離反した上記アリー・ムフセン・アハマル指揮下の第一機甲旅団の一部も大統領防衛隊に移管された）。さらに12月19日には、共和国防衛隊そのものを国防相の指揮下に移してアハマドから切り離し、ヤヒヤー中央治安部隊司令官（サーレハの甥）も更迭した。これらの軍再編の折には、アハマド支持の共和国防衛隊の一部隊員が国防省に押し掛けて警備の兵士と衝突するなどの事件も発生したが、これまで軍からのサーレハ親族の排除は大きな混乱もなく進んでいる。また軍以外でも、サナア大学学長などのサーレハにきわめて近かった政府高官は、辞表を提出させられている。

南部でのAQAPおよびアンサール・シャリーアとの戦闘は、6月に政府軍が上記ズィングバール市とハウタ市を奪還したとの発表があった。しかし、周辺地域は依然としてAQAP

やアンサール・シャリーアの勢力下にあり、数万人の住民がそこから非難して難民化する一方、アンサール・シャリーアは支配地域で食料の配布やインフラ整備を行ない、住民へのサービスに努めていると伝えられる。彼らはサナアやアデンなどの都市部でも、治安機関幹部や国防相を狙った爆弾テロ事件を続けており、5月21日には翌日の南北イエメン統一記念日に行なうパレード演習中の軍部隊に自爆テロを行ない、96人の死者を出している。

政府軍は南部での戦闘を続行中で、米無人機もこれに参加している。The Bureau of Investigative Journalism (<http://www.thebureauinvestigates.com/>) による各種報道の取りまとめによれば、イエメンにおける米無人機の攻撃による死者の累計は374～1112名で、うち民間人は72～178名とされる。この数字は未確認ではあるが、当該地域は部族社会の伝統が根強く、無人機によって部族民が死亡した場合、「血の復讐」と呼ばれる同害報復の対象はイエメン政府に向かう。その結果、地元部族民が過激派に合流する事態も想定され、無人機攻撃は過激派との戦闘に深刻な反動をもたらしている可能性が強い。

移行期間第二期の最大の課題は新憲法を制定し、新憲法下で議会選挙と大統領選挙を実施することであるが、新憲法の草案作成は国民対話委員会の発足をその前提にしている。国民対話委員会は、政府・与野党と反政府デモに参加した各勢力や従前から政府と対立していた南部運動、ホーシー派が参加して、対立の解消と政治改革を進めるための機関とされる。ハーディーは5月6日に「国民対話のための連絡委員会」を設置し、イリヤーニー元首相を委員長に任命して、その準備を開始させた。国民対話委員会の開催は11月に予定されていたが、準備は進まぬまま現在まで開催されていない。参加に難色を示している南部運動に、政府側が委員会の半数を割り当てると提案したとか、ハーディーがサウジアラビアでの開催を提案しているとかの報道もなされているが、詳しい状況は不明となっている。

(2) 「中途半端」の背景—イスラーム主義の展開—

チュニジア、エジプト、リビアの事例と比較したイエメン政変の最大の特徴は、「政権対反政府デモ」という単純な構図にとどまらず、部族勢力やAQAPといったイエメン固有の不安定要因が政変に重なって現出し、その混迷を増幅させたことにある。この特徴が前副大統領の大統領就任や与党の存続といった、政権交代の「中途半端さ」をもたらした理由について、筆者は昨年度の報告書『中東政治変動の研究—「アラブの春」の現状と課題—』の「イエメン政変の展開とその意味」において、以下のように説明した。

「アラブの春」におけるサウジアラビアにとっての「イエメンの脅威」とは、政変や民主化の波及などではなく、政変によって混乱が加速的に進み国家が破綻状態となって、

アラビア半島最大の人口を有するイエメンから多くの経済難民が自国に流入することである。それゆえにイエメンの混乱を収めるため、サウジアラビアは調停を依頼したサーレハの署名拒否という外交上の非礼に目をつぶり、負傷したサーレハを受け入れ、GCC 調停案への署名を説得し続けた。米国もまた、対イエメン外交の最重要課題が AQAP 対策であるため、「アラブの春」において他のアラブ諸国には国務省が対応にあたったのに対し、イエメンへの対応は上記ブレナン大統領補佐官が務めた。イエメンにおける過度の混乱が、AQAP 対策に支障をきたす事態を憂慮していたことは疑いない。この外交課題の重要性は、ブレナンがオバマ政権 2 期目の CIA 長官に就任したことからもうかがえる。

「サウジアラビアの隣国」というイエメンの位置は、政変による政治変化や政治改革を貫徹させず、サウジや米国の意向に沿った「とりあえずの解決」にとどまる状況をもたらすことになる。むしろ、AQAP などの不安定要因を政権への求心力や外国からの援助獲得に利用するイエメンの「悪癖」も、「中途半端」の理由かつ自己責任である。筆者は今もこの仮説を変えてはいないが、ここではその背景として、イエメンにおけるイスラーム主義の展開を見ることとする。そして、そこから捉えられる「アラブの春」全体への問題点の指摘を試みたい。

イエメンにおけるイスラーム主義の最大の特徴は、1990 年の南北イエメン統一（現イエメン共和国の成立）まで、イスラーム主義そのものが存在していなかったことにある。旧北イエメン（イエメン・アラブ共和国）にはイエメン・ムスリム同胞団が存在していたが、これは大政翼賛組織（上記 GPC、統一後は政党）に組み込まれた政府支持勢力の一つで、実質的な活動は無きに等しかった。旧南イエメン（イエメン民主主義人民共和国）では、イギリスからの独立時にマルクス・レーニン主義の民族解放戦線が全権を掌握すると、イスラーム主義の担い手となるべき保守的なウラマーや知識人、部族長などがサウジアラビアに亡命し、国内の基盤が失われた。他のアラブ諸国ではイスラーム主義の運動に関わる長い伝統があるが、イエメンでのそれはわずか 20 年ほどに過ぎない。イエメンのイスラーム主義は、統一後の民主化に伴うイスラーム政党の成立と、統一時の特赦と湾岸戦争に伴うサウジアラビアからのイエメン人帰国に起因するイスラーム過激派の成立の 2 つに大別される。

前者のイスラーム政党は、普通選挙と複数政党制の導入という民主化のなかで設立されたイエメン改革党（略称イスラーハ）である。これは、ムスリム同胞団と部族勢力が GPC から分離してできた政党で、統一後 3 回の総選挙でいずれも第二党となっている（第 1 回総選挙後の 1993～97 年は連立与党、1997 年第 2 回総選挙以降現在まで最大野党）。チュニジア、エジプト、リビアではイスラーム政党は禁止されていたが、イエメンでは認可され、

選挙を通じて通常の政治活動を行なっていた。上記3カ国では「アラブの春」によってイスラーム政党が設立され、総選挙で比較第一党となったが、イエメンのイスラーハは野党勢力の一翼を担うものの、多大な期待は寄せられず、それへの支持は従前と特に変わっていない。イスラーム政党が認可されていたアラブ諸国では、イスラーム政党が総選挙で強いのは認可を受けて参加した1回目か、せいぜい2回目までで、その後は得票率も議席数も下降線をたどる例が多い。

イエメンのイスラーハは、過去3回の総選挙（定数301）で議席を63から46に落としている。ヨルダンのイスラーム行動戦線党（ムスリム同胞団）は、初参加の1993年総選挙で80議席中17議席を得たが、その後議会定数が120議席まで拡大しているにもかかわらず、その後の選挙でこの獲得議席数を上回ったことがない。アルジェリアでは、内戦終結後の1997年総選挙でイスラーム政党（平和のための社会運動）が第二党となり、連立政権に参加した。しかし、その後は議席を減らして連立から外れ、「アラブの春」後の2012年5月の総選挙では、イスラーム政党3党で政党連合（緑のアルジェリア運動）を組んで第三位の結果となった。イラクでは、2005年の第1回総選挙でシーア派政党（統一イラク連合）が第一党となったが、2010年の第2回総選挙では世俗派の政党（イラーキーヤ）が第一党となった。過去3回の総選挙で議席を増やし続けているイスラーム政党は、モロッコの公正発展党のみである。チュニジア、エジプト、リビアのイスラーム政党が、今後の総選挙でどのような結果を見せるのか注目される。

後者の過激派は、旧南北イエメン時代の国外追放者、亡命者などへの統一時の帰国の特赦および湾岸戦争時の出稼ぎイエメン人の追放により、サウジアラビアでオサーマ・ビンラーデンと関係していたイエメン人が帰国したことから生じている。その中心には旧南イエメンから共産主義を嫌ってサウジアラビアに亡命し、オサーマのアフガニスタン義勇兵募集に応じた者たちがいた。彼らは、当初「アデン・アビヤン・イスラーム軍」などを名乗り、米海軍艦艇や仏タンカーなどへの自爆テロを繰り返した。

過激派に関わるイエメンの特徴は、彼らが最初から対米ジハードに特化する「国際派 internationalism」であったことである。エジプトなどでの過激派は、当初は自国でのイスラーム革命やイスラーム国家樹立を目指していた。けれども、その過度な暴力により自国内で孤立してしまい、1990年代後半からアフガニスタンに移って、対米ジハードを唱える「アルカーイダ」に参加する。イエメンの過激派には、このような「国際派」への転向というプロセスがない。彼らは成立時からイエメンという国に関心がなく、その目的はイエメンにおけるオサーマ直伝の対米ジハードのみであった。

その後、イエメン政府が「テロとの戦い」に参加して過激派の掃討を続けると、イエメ

ンの治安機関への報復攻撃が行われるようになり、また過激派の主体も上記「帰国組」から、彼らにリクルートされたイエメン生まれの青年たちである「在地組」に移っていった。そして2009年1月、この「在地組」がサウジアラビアから逃げてきた過激派とともに、AQAP結成を発表した。

ところが、このAQAPから分離したとも、別組織ながら協力関係にあるともいわれるアンサール・シャリーアは、「国際派」ではない。彼らはイエメン史上初めて、イエメンでのイスラーム国家樹立を目指す過激派である。その成立過程や組織の実態は不明のままだが、そこには「アラブの春」を契機として過激派の変質が起きている状況を見てとれる。2011年の政変まで、イエメンのイスラーム過激派は米国その他の外国のプレゼンスをテロの標的とするか、眼前の敵である治安機関への攻撃を行なうだけで、イエメンにおけるイスラーム国家の建設やシャリーアの施行などは唱えたことがなかった。それが南部における武装蜂起によって、いわば彼らの「解放区」を手に入れると、突然イエメンにおける社会や国家の変革を意識し、公言するようになった。

そして、そのような変質はイエメンだけでなく、他のアラブ諸国でも起きている。過激派がアフガニスタンに移って「国際派」となったことにより、アラブ諸国ではテロ事件が激減した。過激派が対米ジハードに特化したことにより、逆に彼らの出身地であるアラブ諸国では治安の安定化が進んだ。しかし、「アラブの春」で政権交代や体制変革を目の当たりにした過激派またはその予備軍的な存在は、一度はあきらめた自国でのイスラーム国家樹立の可能性を再び見出したのではないか。

報道ではチュニジア、エジプト、リビアでも、アンサール・シャリーアと名乗る過激派が各国でのイスラーム国家樹立を目指しているとされる。これらもまた、その詳細が不明のため明確な論評はできないが、アルジェリアで人質事件を起こした「血判大隊」なども同じ背景を持つものといえるかもしれない。過去に「国際派」に転向した過激派あるいは各国で生じつつある新たな過激派が、「アラブの春」によって以前のような自国での革命を目指す過激派に回帰しているとすれば、再びアラブ諸国でのテロ事件が増加することも考えられる（イエメンは回帰ではなく変質）。ただし、「アラブの春」によりイスラーム政党が認可され、またイスラーム政党への批判も公然と叫ばれる状況では、権威主義政権時代に一時期見られた人々の過激派への共感といったものはあり得ない。このため、過激派が政治的な影響力を持つことはないであろうが、小さな存在であり続けるゆえに、過激派がより大きな暴力に走るということも考えられよう。

3. オマーン

(1) デモと政治改革

チュニジアのベンアリ大統領亡命から3日後の2011年1月17日、300人ほどのオマーン人が首都マスカットの官庁街で汚職を非難し、生活の改善などを訴えるデモを行なった。オマーンにおける反政府デモの始まりである。1カ月後の2月18日に、再び300人ほどが同じ場所でデモを行ない、同月25日には南部の都市サララで数百人が、翌26日には北部の都市ソハールで約2000人がデモを行ない、内陸部のイブリ、ダンク、ヤンクルやスールといった町にもデモが広がった。ソハールのデモは暴動に発展し、警官隊との衝突も生じた。マスカット、サララ、ソハールの市街中心部では座り込みが続き、多くの企業、官庁、学校では賃上げや職場環境の改善など、さまざまな要求を掲げたストライキが頻発した。一方、3月1日にはマスカットで国王支持のデモも行われ、各地で反政府デモと国王支持デモが繰り返される展開となった。

これらの抗議活動に対し政府は、2月16日以降断続的に最低賃金の引き上げ、5万人の雇用創出、求職者手当（失業手当）の支給、貧困家庭への社会保障費増額、公務員の給与・年金・退職金増額などを発表した。政府はこれらの対応のため、10億オマーン・リアルを追加予算を組んだが、原油価格の高騰とGCCからの10年間で10億ドルの財政援助決定により、その財政負担は賄われた。しかし、オマーンの事例の特徴は、GCC諸国で以前から繰り返されてきたこのような「ばらまき」による不満解消ではなく、国王側近の大物政治家の退場や立法権付与などの政治改革といった政治変化にある。

反政府デモは当初から政府の汚職を攻撃し、とりわけ汚職に関わっている閣僚の罷免を要求していた。国王は、ソハールで大規模なデモが発生した2月26日に、まず批判の強かった閣僚6名を異動させた。3月5日には宮内相と王宮府長官を更迭し、7日に12名の閣僚を交代させ、13日に王立警察長官を更迭した。その後も内閣改造は続き、結果的に閣僚29名中20名が入れ替わった。以前から汚職で批判され、この時実質的に罷免された国家経済相、商工相と、宮内相、王宮府長官、王立警察長官は1970年のカーブース国王(Sultan Qabus)即位以来、国王の側近であり続けた人物である。ただし、これらの閣僚交代をデモの要求に国王が屈したものと考えるのは早計であろう。確かにデモによる非難や要求がなければ生じていないものだが、むしろこれは国王が抗議活動を一つの機会と捉えて、人事の刷新や世代交代を断行したものと理解すべきである。彼ら旧世代の政治家は国王側近であるがゆえに、近年台頭してきた相対的に若い世代のテクノクラート達にとっては、その活躍を制限または阻害するような存在であり、彼らの退場は世代交代という大きな社会需要に沿ったものであったといえる。3月30日に検察庁は、前閣僚らの汚職容疑での起訴を証拠

不十分で見送った。このことは、国王にとって閣僚罷免の目的が、必ずしも汚職の摘発ではなかったことを意味している。

3月7日の閣僚交代では、初めて諮問評議会（後述）から議員5名が閣僚に任命された。この他にも、国家経済省の廃止と財務省の設置、検察庁の独立、物価を監視する消費者庁の新設、地方議会・国立大学・イスラーム銀行の新設が発表された。なかでも、3月13日にオマーン議会（後述）に立法権と行政監査権を付与する勅令が発せられた。このとき、憲法に相当する国家基本法の改正のための委員会が設けられ、10月19日に勅令により国家基本法が改正された。改正内容は、オマーン議会への法案提出権の付与と議会による正副議長の選出（以前は国王による任命）などであった（法の公布は国王の裁可と勅令によってなされるので、国王への法案提出権が立法権にあたる）。

このような政府の対応により、各地のデモや座り込みの参加者は減少を続けた。3月29日には、ソハールで警察と治安部隊が座り込みを強制撤去し、4月1日にこれに抗議するデモ隊と警察・治安部隊が衝突した。しかし、この衝突後にソハールでのデモや座り込みは見られなくなった。5月12日夜、警察と治安部隊はマスカット、サララ、スールで座り込みを続けていた者たちを一斉に逮捕した。サララでは翌13日から14日にかけて、逮捕に抗議する者たちと軍部隊が衝突したが、ソハールと同様に衝突後はデモなどが生じなくなった。この一斉逮捕により、オマーンの抗議行動は収束した。各地の逮捕者は計数百人とされたが、その大半はすぐに国王の特赦により釈放された。

2011年10月15日、任期満了に伴う第7期諮問評議会選挙（任期4年、定数84）が実施された。同年前半の抗議行動の影響から従前よりも活発な選挙となり、立候補者は前回の632名から1133名に増加し、投票率も前回の62.7%から76.6%に上昇した（登録選挙人の中の投票率。有権者人口では推定で前回の19.9%から44.0%に上昇）。当選者の顔ぶれに大きな変化はなかったが、上記反政府デモの活動家3名（ターリブ・マアリー、サーリム・アウフィー、サーリム・ムハンマド・マアシャーニー）が初当選を果たした。

（2）オマーンとGCC 諸国

オマーン議会とは、下院に相当するといわれる諮問評議会と上院に相当するといわれる国家評議会の両院を指す。諮問評議会は1991年に設置されたもので、当初その議員は国王の任命であったが、1997年の第3期から州知事により選出された選挙人が議員を選ぶ制限選挙が導入され、2003年の第5期からは21歳以上のすべての国民（軍・治安関係者を除く）による普通選挙（総選挙）が導入された。国家評議会は1997年の上記制限選挙導入を契機に、国王任命制の諮問評議会として新たに設けられたものである（現在は任期4年、

定数 83)。諮問評議会は政府作成の法案（国防・治安・外交に関わるものを除く）を審議し、国王や政府に提言を行なう機関であり、同時に閣僚から担当省庁の職務などの報告を受け、その内容を審議して、これについても国王または政府に提言を行なう。国家評議会には各省庁からの報告などはなく、法案の審議のみとなっている。

今回、このオマーン議会に立法権が付与されたことにより、両院による法案の作成や修正が可能になったことになる。しかしながら、法案に関わる審議と提言は従前から行われており、立法権の付与といっても、その作業自体に大きな変化があるとは思えない。閣僚の交代と同様に反政府デモを契機として、現状に即した公式な権限を与えるという改革を現実主義的な判断で行なったものといえる。ただし、GCC 諸国という範囲でこの立法権付与を見た場合、それはやはり大きな意味を持つ画期的、歴史的な政治変化であるといわざるをえない。

周知のように、立法権を有する議会を持つ GCC 諸国として、オマーンはクウェート、バハレーンに次ぐ 3 番目の国となった。つまり、サウジアラビア、カタル、アラブ首長国連邦（UAE）には、立法権を有する議会は存在しない。これまでのオマーンと同じく、立法権のない諮問評議会が設置されているのみである。紙数の制約から詳細は割愛するが、6 カ国それぞれの政治制度および政治状況を見てみると、諸要素が互いに錯綜した状況であることがわかる。

すべての国で行政権は国王のみに属しているが、立法権はクウェート、バハレーン、オマーンで国王と議会、サウジアラビア、カタル、UAE では国王のみに属している。それゆえ、議会と普通選挙（総選挙）をともに有しているのはクウェート、バハレーン、オマーンの 3 カ国となる。政党はすべての国で禁止されているが、クウェートとバハレーンでは政治団体の活動が認められ、それらは実質的に政党の役割を果たしている。しかし、両国と並んで議会を有することとなったオマーンでは、サウジアラビア、カタル、UAE と同様に政治団体の結成・活動は認められていない。UAE の連邦諮問評議会では議員 40 名の半数が、各首長が選出した選挙人によって選挙される制限選挙によって選ばれ、選挙も首長国ごとに行われる。

サウジアラビア、カタルの国レベルの諮問評議会は議員全員が国王の任命だが、両国ともに各行政区ごとに設置された地方諮問評議会の選挙が行われている。サウジアラビアでは、178 の行政区にある地方諮問評議会の議員の半数が男性のみの普通選挙で選ばれる（残り半数は都市村落大臣による任命。この他に 13 の州諮問評議会があり、議員全員が首相によって任命される）。カタルでは、州レベルの地方諮問評議会の議員全員を普通選挙で選ぶ。カタルは 2003 年に発布された新憲法で、国レベルの諮問評議会に立法権を付与し、

議員を30名から45名に増加させて、うち30名を普通選挙で選び、残り15名を首長による任命とすると規定した。しかし、その後10年を経た現在まで、立法権の付与も選挙も実施されていない。カタルの国レベルの諮問評議会議員は依然として首長の任命であり、選挙が行われているのは地方諮問評議会のみである。「アラブの春」で派手なパフォーマンス外交を展開したカタルだが、自国の民主化は手つかずのままとなっている。

議会、選挙、疑似政党政治といった観点からは、クウェートとバハレーンがGCCをリードしており、それにオマーンが続くといった展開に見えるが、実情はそれほど単純ではない。クウェートとバハレーンでは、議会と国王・政府の対立が恒常化しており、これが深刻な政治的混乱を長期にわたり生じさせている。一方、サウジアラビアの諮問評議会では、オマーンに劣らぬほど法案に関わる審議や提言が活発に行われている。それは実質的な立法作業と呼んで差し支えない状況であり、この点だけを見ればサウジアラビアの諮問評議会への立法権付与は、オマーンと同様に現実的な選択肢であるといえる。総選挙の経験はないが、地方レベルでの普通選挙は実施しており、国レベルの諮問評議会に選挙を導入することにも、さしたる技術的障害はない。普通選挙が実施されていないのはUAEのみであり、UAEには近い将来の変化は期待できない。

ここで注目すべきは、やはりオマーンとサウジアラビアの諮問評議会における法案への積極的な関与である。オマーン、サウジアラビアほどではないが、カタル、UAEの諮問評議会でも法案審議などが進んでいる。この変化は、社会からの立法権や民主化の要求に基づくものではなく、実は各国における立法の需要増大を背景としている。もともと諮問評議会は、1991～92年湾岸危機・戦争時などにおけるGCC諸国の非民主的状況に対する批判という、「外圧」を契機として設立された例が多い。そのため、当初はいわば「お飾り」の組織であり、その任命議員は「名誉職」的なものに過ぎなかった。そのような時期まで、実際の立法は行政府が法曹法によって行なってきた。しかし、経済発展や社会変容が進むなか、次第に立法の需要が行政府の立法能力を凌駕していき、特に近年はグローバル化や環境問題などから、新たな立法の必要性が切迫している。すでに行政府による立法では立ち行かない状況に陥っており、その代替のために諮問評議会での立法作業が期待され、実現しているのである。

いわば、諮問評議会への立法権付与は、国王からの権力移譲ないし分散というより、正常な国家運営に必要な職掌分担という側面の方が強くなっている。それゆえ、「アラブの春」を契機としたオマーンにおける諮問評議会への立法権付与は、現実主義的な判断を優先した「英断」であり、今後のサウジアラビア、カタル、UAEにおいて同様な政治判断を促す先駆けであるとも評価できる。ただし、そのオマーンでも団体の結社・活動や思想・報道

の自由などは著しく制限されており、将来への課題は大きい。

民主化は、決して民主化そのものを目的として生じるとは限らない。民主主義は、目的であると同時に問題解決のための手段でもある。諮問評議会への立法権付与が、問題解決のための民主化に相当するといった状況が現れれば、GCC 諸国における民主化に向けた政治変化が、一気に加速される可能性も想定できよう。

主な参考文献

(日本語)

- 大川真由子 「オマーンの民主化の展開—諮問評議会・イバード派・部族—」、日本国際問題研究所編『湾岸アラブと民主主義—イラク戦争後の眺望—』(日本評論社、2005年)。「オマーン・スルターン国」、松本弘編『中東・イスラーム諸国 民主化ハンドブック』(明石書店、2011)。「オマーン」、『民主化データベース』(イスラーム地域研究東京大学拠点、「中東・イスラーム諸国の民主化」研究班ホームページ、2012年2月5日閲覧)、<http://www.l.u-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/index.html>。
- 川嶋淳司 「南部住民の不満と反政府運動」『季刊アラブ』第132号(2010年)。「『南部運動』にみるイエメン統一20年目の課題」『中東研究』第509号(2010年)。「イエメン—革命国家の新しい時代と民衆—」、水谷周編『アラブ民衆革命を考える』(国書刊行会、2011年)。
- 松本弘 「イエメン—政変とイスラーム主義—」、『中東研究』第512号(2011年)。「イエメンの混迷—その背景と特質—」、『国際問題』第605号(2011年)。「イエメン政変の展開とその意味」、日本国際問題研究所 2011年度研究報告書『中東政治変動の研究—「アラブの春」の現状と課題—』(日本国際問題研究所、2012年)。「イエメンの民主化と部族社会—変化の中の伝統—」、酒井啓子編『中東政治学』(有斐閣、2012年)。
- 村上拓哉 「2011年オマーンにおける抗議活動の展開と収束—紛争の非エスカレーションの事例として—」『中東研究』No.513(2012年)。

(英語)

- Blumi, Isa, *Chaos in Yemen: Societal collapse and the new authoritarianism* (London: Routledge, 2010).
- Bonnefoy, Laurent, *Salafism in Yemen: Transnationalism and Religious Identity* (London: Hurst & Company, 2011).
- Boucek, Christopher and Marina Ottaway eds., *Yemen on the Brink* (Washington D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2010).
- Brehony, Noel, *Yemen Divided: The Story of a Failed State in South Arabia* (London: I.B. Tauris, 2011).
- Burnett, Betty, *The Attack on the USS Cole in Yemen on October 12, 2000* (New York: The Rosen Publishing Group, 2003).
- Clark, Victoria, *Yemen: Dancing on the Heads of Snakes* (New Haven: Yale University Press, 2010).
- Day, Stephen W., *Regionalism and Rebellion in Yemen: A Troubled national Union* (Cambridge: Cambridge University Press, 2012).
- Deen, Robert P. and Allison D. Burken eds., *Fragile Mideast Countries: Afghanistan and Yemen* (New York: Nova Science Publisher, 2011).
- Hull, Edmund, *High-Value Target: Countering al Qaeda in Yemen* (Washington DC: Potomac Books, 2011).
- Johnsen, Gregory D., *The Last Refuge: Yemen, Al-Qaeda, and America's War in Arabia* (New York: W.W. Norton and Company).
- Mardini, Ramzy ed., *The Battle for Yemen: Al-Qaeda and the Struggle for Stability* (Washington DC: The Jamestown Foundation, 2010).

- Owen, Roger, *The Rise and Fall of Arab Presidents for Life* (Cambridge: Harvard University Press, 2012).
- Pecastaing, Camille, *Jihad in the Arabian Sea* (Stanford: Hoover Institution Press, 2011).
- Phillips, Sarah, *Yemen's Democracy Experiment in Regional Perspective: Patronage and Pluralized Authoritarianism* (New York: Palgrave Macmillan, 2008).
- *Yemen and the Politics of Permanent Crisis* (London: The International Institute for Strategic Studies, 2011).
- Salmoni, Barak A., Bryce Loidolt and Madeleine Wells, *Regime and Periphery in Northern Yemen: The Huthi Phenomenon* (Santa Monica: Rand Corporation, 2010).
- Shay, Shaul (trans. by Rachel Liberman), *The Red Sea Terror Triangle: Sudan, Somalia, Yemen, and Islamic Terror* (New Brunswick and London: Transaction Publishers, 2005).
- Wedeen, Lisa, *Peripheral Visions: Publics, Power, and Performance in Yemen* (Chicago: The University of Chicago Press, 2008).

第5章 アラブ諸国の政治変動に対するトルコの影響

今井 宏平

はじめに

2010年末から現在に至る「アラブの春」による一連の混乱と改革は、良くも悪くも中東におけるトルコの存在感を際立たせた。2011年において、トルコは「アラブの春」が起こったチュニジアやエジプトの改革のモデルとみなされ、レジェップ・タイイップ・エルドアン（Recep Tayyip Erdoğan）首相やアフメット・ダーヴトオール（Ahmet Davutoğlu）外相の演説に多くの政府関係者、民衆が耳を傾けた。しかし、2012年になるとトルコは改革のモデルではなく、「アラブの春」に端を発したシリアにおける混乱の最前線に位置する国家として認知されるようになった。

本稿は、トルコのチュニジア、エジプト、リビア、シリアに対する対応を概観したうえで、トルコを改革のモデルとする「トルコ・モデル」と、ダーヴトオール外相が主導する公正発展党（Adalet ve Kalkınma partisi: 通称 AK parti）の外交政策、いわゆる「ダーヴトオール・ドクトリン」の変容について検証する。「ダーヴトオール・ドクトリン」は、地域秩序と国際秩序の安定化に貢献することをその目的とし、手段としてソフトパワーに基づく威信政策と、援助政策や貿易の拡大といった非安全保障分野における実利的な政策を用いてきた。2011年前半に多くの報告書や新聞で使用された公正発展党の「トルコ・モデル」は、まさにソフトパワーに基づく威信政策であり、「ダーヴトオール・ドクトリン」の路線に沿ったものであった。ただし、「トルコ・モデル」のチュニジアやエジプトへの適用もイスラームのあり方をめぐって解釈の違いがあり、必ずしも成功しているとはいえない。また、リビアとシリアに対するトルコの対応は、「ダーヴトオール・ドクトリン」の路線に必ずしも沿うものではなかった。以下では、これらの要因を明らかにしていきたい。

1. トルコの「アラブの春」への対応

まず、この節においては「アラブの春」に端を発する権威主義体制の崩壊、または内戦の激化に際して、トルコがどのような対応をとったかを概観する。

（1）チュニジアとエジプトに対するトルコの対応

チュニジアでのベン・アリー政権崩壊に際して、公正発展党が事前に講じた策はほとんどなかった。しかし、ベン・アリー政権崩壊後はいち早く民衆支持を打ち出し、トルコが

チュニジアの民主化の1つのモデルと成り得ることを示唆した。これに対し、イスラーム政党であるナフダ党の党首でベン・アリーの前大統領に代わり暫定大統領を務めたラシード・ガンヌーシーが「トルコの保守民主主義の経験は、チュニジアにとって1つのモデルとなる」と発言したことで「トルコ・モデル」の議論が活発になった¹⁾。

一方、エジプトでの民衆蜂起に際して、エルドアン首相はアメリカのオバマ大統領と2011年1月30日に電話会談を行い、ムバーラク大統領に退陣を要求することを確認した。そして、2月1日にエルドアン首相はムバーラク大統領と電話会談し、直接退陣するよう促した²⁾。ムバーラク政権崩壊後、ムスリム同胞団の政党として自由公正党が設立され、エジプトにおいても「トルコ・モデル」の議論が起こった。

＜表1：トルコとエジプト、チュニジアの政府高官の訪問＞

2011年1月30日	エルドアン首相とオバマ大統領がエジプトについて電話会談
2月1日	エルドアン首相がムバーラク大統領に退陣するよう促す
2月22日	ダーヴトオール外相がチュニジアを訪問、ガンヌーシーと会談
3月3日	ギェル大統領がエジプトを訪問、ムスリム同胞団の指導者層と会談
4月10日	ダーヴトオール外相がエジプトを訪問
8月11日	エジプトのアムル外相がトルコを訪問し、エルドアン首相、ギェル大統領と会談
9月12～15日	エルドアン首相がリビア、エジプト、チュニジアを訪問
2012年1月10～11日	チュニジアのアブドゥスセラム外相がトルコを訪問
10月1日	ムルシー大統領が公正発展党の総会に出席
11月17～18日	エルドアン首相と5人の閣僚がエジプトを訪問

(トルコ主要紙を参考に筆者作成)

(2) リビアに対するトルコの対応

公正発展党のリビアに対する対応は、チュニジアとエジプトの事例に比べてより直接的であった。その理由は、2011年3月24日に北大西洋条約機構(NATO)が安保理決議1973を受けてリビアに介入することを決定したためであった。エルドアン首相は3月1日にカッザーフィー(カダフィ)に電話で退陣を迫ったが、カッザーフィーと反政府勢力の間の抗争が激化したため、トルコはNATOの1国として軍事作戦に参加することになった。しかし、同胞のムスリムに対する攻撃によって国内世論、中東地域における影響力低下を懸念した公正発展党政権は、空爆には関与せず、(i) 人道的援助を供給するためのベンガジ空港の取り締まり、(ii) 飛行禁止区域の取り締まり、(iii) トルコ海軍(4隻の軍艦・1隻の

潜水艦・1隻の援助艦)による地中海のベンガジとクレタ間の海路警備、を実施すると発表した。4月5日にNATOのアナス・フォー・ラスムセン事務総長がトルコを訪問し、エルドアン首相などと会談した際、トルコ政府はリビア攻撃に関して、(i)リビアの領土保全、(ii)リビア市民の安全の確保、(iii)市民虐殺の停止、(iv)最終的にリビアの正常化、という4点を強調した。6月29日にトルコ政府は飛行禁止区域の取り締まりにも参加しないことを発表し、人道援助と海路警備の活動にだけ参加することとなった。

(3) シリアに対するトルコの対応

シリアにおいて2011年3月15日に初めての反政府デモが起こったが、シリアと極めて友好的な関係にあったこと、当時はリビアに対する対応を迫られていたことからトルコのシリアに対する対応は鈍かった。3月末にようやくエルドアン首相がバシヤール・アサド大統領に国民の要求を聞き入れるよう電話で説得したこと、ハカン・フィダン(Hakan Fidan)国家情報局長とアサド大統領が会談することを発表した³。当初は両国の友好関係を理由に、シリアの混乱解決に自信をみせていたトルコだったが、(i)アサド政権が約束しながらも一向に改革に着手しなかったこと、(ii)2011年4月末から難民がトルコ国境に押し寄せ始めたこと、を受け次第にシリアに対する信頼感が損なわれていった。トルコ政府はこの状況を打開すべく、同年8月9日にダーヴトオール外相をシリアに派遣した。ダーヴトオール外相はアサド大統領と6時間半にわたって会談し、「貴方は安全が保障されてから改革を実行すると述べているが、そんな日はやってこない。改革は1カ月後や1週間後ではなく、今日中に始めなければならない」と説得し、まずはシリア国民に対する武力弾圧をやめるよう強く迫った⁴。アサド政権は、ダーヴトオール外相の訪問直後にハマー県から軍隊を撤退させ、改革案も提示したが、すぐに反体制派への軍事行動が再開された。このため、8月後半から、エルドアン首相、アブドゥッラー・ギュル(Abdullah Gül)大統領、ダーヴトオール外相が揃ってシリアへの激しい批判を展開するようになった⁵。そして、2011年9月22日に武器輸出禁止措置、11月30日に9項目の経済制裁を実施することを発表した。ダーヴトオール外相は、「2011年1月からトルコは何度もシリアに改革を行うように働きかけてきたが、状況は改善せず、アサド政権はもはやシリア国内で正当性を失った」と批判した。また、同年10月18日にトルコは反アサド政権の立場をとるシリア国民評議会を正式に承認し、12月14日にシリア国民評議会の事務所をイスタンブルに開設することを決定した。

2. 「トルコ・モデル」の類型

「アラブの春」において、イラン、サウジアラビア、トルコをモデルとするモデル論がある種の流行となった⁶。ここでのモデルは「デモンストレーション効果」に相当するものである。デモンストレーション効果とは、もともと「購買意欲や購買活動が他者からの影響を受けること」という経済学の概念であったが、サミュエル・ハンチントンが（民主化の）『第三の波』の中でそれを援用し、ある成功例が（i）類似の問題を抱える国家の先例となる、（ii）ある成功例が問題を解決する処方箋となりうることを示唆する、（iii）ある成功例が強固で魅力的な政治文化のモデルとみなされる、と政治学的に定義し直した概念である⁷。「トルコ・モデル」の議論は、「アラブの春」において突然生じたものではなく、「アラブの春」のケースを含めてこれまで歴史的に4回トルコや他国の政策決定者たちによって議論されてきた（表2参照）。

＜表2：4つの「トルコ・モデル」の比較＞

類型／項目	対象地域	成功例	スタンスと主な活動	支持者
ケマル主導モデル	イラン、パキスタンを含む中東	西洋化、世俗主義、 上からの民主主義	積極的でない 首脳会談 成功例を提示	軍部、世俗主義者 (特にエリート)
オザル主導モデル	中央アジア・南コーカサス・バルカン半島	市場経済、世俗主義、 西洋との良好な関係、 民主主義	積極的 テュルク系諸国会議 中央アジア援助機関 TİKAによる援助	一部のジャーナリスト アメリカのシンクタンク
アメリカ主導モデル	中東	民主主義と（穏健派） イスラームの両立	積極的（アメリカ） 中東の民主化支援	アメリカ政府高官 一部のエルドアン側の側近
公正発展党主導モデル *特にその正当性 調達過程に注目	中東	市場経済、民主主義と イスラームの両立、 政軍関係の逆転	積極的ではない 首脳会談 成功例を提示	(これまで周辺に位置 づけられてきた)一般市民、 経済界

(筆者作成)

第1のモデルはトルコ独立の父であり、初代大統領のムスタファ・ケマル(Mustafa Kemal)主導のモデルで、ケマルの西洋化、近代化政策、特に1931年5月の共和人民党大会で採択された共和主義、国民主義(国民国家化)、人民主義(諸団体の連帯と協調によって階級意識を乗り越える)、世俗主義、国家資本主義、革命主義(改革の実行)という「6本の矢」

を他国が参考にすることを意味した。端的に言うと、ケマルのモデルは権威主義国家における「上からの民主化」⁸と世俗主義の徹底の成功例であった。

第2のモデルは1983年から89年まで首相、89年から93年まで大統領を務めたトゥルグット・オザル（Turgut Özal）が主導したもので、彼が進めていた新自由主義経済をソ連崩壊後に建国された新興諸国に採用するよう、また「テュルク」という民族性とイスラームという共通の宗教を拠り所とするトルコを国際社会における「先輩」として見習うよう促すものであった。トルコはトルコ国際協力機構（TIKA）を通じた援助、フェットウフラー・ギュレン（Fethullah Gülen）教団など草の根運動と連帯してトルコ語学校の設立を実施した。しかし、中央アジアに十分な財政支援を行えるだけの経済力がトルコになかったこと、中央アジア諸国が長い間ロシアの影響力を受けてきたために「テュルク」という民族性が希薄だったこと、中央アジアの指導者たちのギュレン運動への警戒感などからこの試みは失敗に終わった⁹。

第3のモデルは、2003年のイラク戦争後にアメリカをはじめとした西洋諸国が推奨したものであった。西洋諸国はイデオロギー的にオサーマ・ビン・ラーデンなど急進的なイスラーム主義者たちに対抗するため、トルコを「イスラームと民主主義両立のモデル」と見なし、中東民主化計画の重要なパートナーとした¹⁰。しかし、アメリカ主導の中東民主化計画はアンチ・アメリカニズムの高まりによって挫折し、同時にトルコをモデルとする案もその正当性を失った。

「アラブの春」に際して起こった「トルコ・モデル」は第4のモデルに当たる。このモデルの中核となっているのが、公正発展党の正当性調達過程（いくつかの点はそれ以前の親イスラーム政党から実施されていた）である。オリヴィエ・ロワは、公正発展党が他のイスラーム政党のモデルとなる理由を、(i) 近代的な政党化、(ii) 1部の敬虔なムスリム以外の人々も支持層に取り込む、(iii) 宗教的規範を保守的な価値観に置き換える、(iv) 新自由主義への対応、(v) 憲法、議会、選挙を通じた国民の承認獲得、に求めている¹¹。ロワの指摘に加えて、公正発展党が(vi) 外圧または民主化によって軍部の抑制に成功している点、(vii) 弱者救済を積極的に行っている点もモデルとみなされる要素である。上述した3つのモデルが主として国政を運営する政策決定者のみをその対象としていたのに対し、第4のモデルは軍部をはじめとする世俗的な権威主義者、ムスリム同胞団などのイスラーム主義者、一般大衆をその対象とする。世俗的な権威主義者にとっては、「上からの民主化」とイスラーム主義者の政治システムへの取り込みを検討するうえで示唆を与える。イスラーム主義者にとっては公正発展党の手続き的民主主義(選挙)による正当性調達と、イスラームと民主主義の両立、経済発展が政権を獲得し、国家を運営するうえで貴重な教

訓となる。一般大衆は公正発展党の正当性調達過程よりも、経済発展による恩恵、民主化の拡大といった改革による結果により魅力を感じている。

3. 公正発展党の正当性調達過程

この節では、公正発展党の正当性調達過程についてももう少し詳しく見ていきたい。

(1) 近代的な政党化

トルコにおけるイスラーム政党の起源は 1970 年のネジメッティン・エルバカン (Necmettin Erbakan) による国民秩序党の設立に遡る¹²。エルバカンが率いた政党は、国民秩序党 (70 年設立、71 年解党)、国民救済党 (72 年設立、81 年解党)、福祉党 (83 年設立、98 年解党)、美德党 (97 年設立、2001 年解党) というように解党と新たな党の設立を繰り返してきた。現在は、2001 年に美德党が解党する際に古参幹部が中心となりエルバカンの路線を踏襲した至福党と、若手議員が中心となりエルバカンの路線を放棄した公正発展党に分裂している。公正発展党は自分たちのことをイスラーム政党とはみなしておらず、イスラームにシンパシーを感じる親イスラーム政党と位置づけている。

(2) 一部の敬虔なムスリム以外の支持層の拡大

一部の敬虔なムスリム以外の人々を支持層に取り込むことも、90 年代の福祉党の時代に政策に盛り込まれた。福祉党の政策の軸はそれまでのイスラーム政党と同様に、エルバカンが提唱した「国民の視座 (Milli Görüş)」であった。しかし、福祉党の指導層は「国民の視座」だけでは多くの大衆票を集めることができないと考え、新たに「公平な秩序 (Adil Düzen)」をスローガンとして使用し始めた。「公平な秩序」は、社会的連帯、浪費の抑制、税制の公平性、国家財政の公平な分配、利子の廃止など経済配分の公平性を目指すもので、新自由主義によって社会格差が広がったことを背景に、広範な支持を得ることに成功し、福祉党躍進の一要因となった¹³。

(3) 宗教的規範から保守的な価値観へ

トルコにおいて、宗教的規範を保守的な価値観に置き換えた事例は、公正発展党が打ち出した「保守民主主義」の概念に見ることができる。公正発展党の指導層が公正発展党をイスラーム政党と定義されるのを否定していることは上述したが、公正発展党の指導層は公正発展党をエルバカンのイスラーム政党よりも、50 年代にアドナン・メンデレス (Adnan Menderes) が率いた民主党とオザルが率いた祖国党に近い中道右派の保守政党であると位

置づけている。その中核にある考えが、エルドアン（Erdogan）の側近の一人であるヤルツン・アクドアン（Yalçın Akdoğan）によって定義された「保守民主主義」である。「保守民主主義」の特徴は、和解（過去と現在、伝統と近代、宗教と国家、社会と国家、イスラームと民主主義、秩序と自由、道徳性と合理性、外交と内政といった二項対立の両立）、権威主義と全体主義の否定、人民主権、法の原理とされる¹⁴。アクドアンは保守主義に関して、「保守主義という言葉は、段階的变化と、道徳や家族の価値といった恒久的なものに対する政治的な態度を意味する。公正発展党は革命のようなドラスティックな変化ではなく、そうした段階的变化と価値観を重視する」と説明している¹⁵。トルコにおける保守主義で重視されるのがイスラームとオスマン帝国の歴史である。トルコの一部のエリート層は完全に世俗化しており、イスラームの信仰は形式的なものになっているが、トルコにおいても地方はもちろんのこと、都市部でもイスラームを熱心に信仰する人々が多数存在している。こうした圧倒的多数の庶民にとって、公正発展党が提唱する保守民主主義は魅力的であった。また、オスマン帝国の歴史に関しては負の遺産とする見方がエリートの中では強かったが、その豊かな歴史は多くの市民に影響を及ぼし続けた。

（4）新自由主義経済への対応

トルコは1980年1月から新自由主義を経済政策として採用してきた。フアット・ケイマンとズィヤ・オニシュは、これまでのトルコの新自由主義政策を3つに時期区分している¹⁶。第1期は1980年から89年7月までの、IMF、世界銀行、他のOECD諸国がトルコの経済構造の変容を促した「規制撤廃」の時期である。その中心となったのがオザルと、「アナトリアの虎（Anadolu Kaplanları）」と呼ばれるアナトリア地方のイスラームの教えに敬虔で若い世代の中小企業であった。オザルは新自由主義を進めたが、80年代から90年代にかけては経済的弱者にセーフティーネットが張られておらず、新自由主義経済は貧富の差を拡大させる結果となった。

第2期は1989年8月から2001年2月までの「偽りの変容と制度的危機」の時代である。IMFは1994年の金融危機後に時折トルコ経済に介入したが、EUは1999年にトルコが正式な加盟交渉候補国となるまでトルコとの関係は限定されていた。この時期トルコは、内政は連立政権で不安定であり、経済は短期資金が流入し、負債が増加した。そしてこの経済状態の悪化が、2000年11月と2001年2月の「双子の危機」をもたらすことになる。当時は民主左派党を中心とした連立政権であったが、ビュレント・エジェビト（Bülent Ecevit）首相は世界銀行で働いていたケマル・デルヴィシュ（Kemal Derviş）を国家経済大臣に指名し、経済の立て直しを図った。

第3期はデルヴィシユが打ち出した、IMFと世界銀行と密接な協力を行うことを前提とした「強い経済に向けたプログラム」に沿った再規制の時期である¹⁷。デルヴィシユは2002年11月の選挙で連立政権が崩壊したためにその職を退任したが、この「強い経済に向けたプログラム」は公正発展党に引き継がれた。「強い経済に向けたプログラム」で特に重要なのは、2001年に中央銀行が法的に独立したことであった。これにより中央銀行は政府からある程度独立して経済政策を立案することが可能となった。また、トルコは2004年に正式にEU加盟交渉国となり、EUの政策がトルコ経済に影響を及ぼすようになった。「強い経済に向けたプログラム」の成功により、トルコのGDPと一人当たりのGDPは表3のように、リーマンショックの影響を受けるまで確実に増加し、2011年から再び増加に転じている。また、トルコへの海外直接投資の流入は2008年まで非常に活発であり、トルコの海外直接投資も2008年まで順調に増加していた。

＜表3：トルコのGDP、一人当たりのGDP、トルコへの海外直接投資の流入、トルコの海外直接投資（単位は10億ドル（一人当たりのGDPのみ単位はドル））＞

項目／年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
GDP	304	393	483	530	647	730	614	735	773
一人当たりのGDP	8861	10237	11464	12961	13946	15057	14452	15616	16885
直接投資の流入	2.785	10.031	20.185	22.047	19.504	8.411	9.084	-----	-----
トルコの直接投資	0.78	1.064	0.924	2.106	2.549	1.553	1.464	-----	-----

(Trading Economics; UNCTADの投資国プロフィール：トルコを参照し、筆者作成)

しかし、公正発展党が経済において正当性を調達したのは単にGDP、一人当たりのGDP、投資が伸びたためではない。オニシユが指摘しているように、公正発展党が新自由主義に適応しながらも国家規制を行い、表4のように教育費や保険費といった中間層や貧困層に対する公共サービスの支出を増やしたことが公正発展党の広範な支持につながっている¹⁸。

＜表4：GDPにおける軍事費・教育費・保険費の割合＞

項目／年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
軍事費	3.89	3.39	2.78	2.5	2.18	2.04	2.04	2.3	2.08	2.10
教育費	3.18	3.18	3.3	3.2	3.1	3.2	3.4	4.9	3.7	4.0
保険費	3.72	3.8	3.93	3.9	3.87	4.05	4.33	5.02	4.43	4.28

(Kamu Harcamalarını İzleme Platformuを参照し、筆者作成)

(5) 憲法、議会、選挙における国民の承認獲得

公正発展党はこれまで3回の総選挙(2002年、2007年、2011年)と2回の地方選挙(2004年、2009年)でいずれも勝利し、10年以上単独与党の座にある(表5参照)。

＜表5：2002年～2011年における総選挙・地方選挙における得票率＞

政党	2002年総選挙	2004年地方選挙	2007年総選挙	2009年地方選挙	2011年総選挙
公正発展党	34.28% (367)	41.7% (58)	46.6% (341)	40.11% (45)	49.92% (326)
共和人民党	19.4% (178)	18.3% (9)	20.9% (112)	28.18% (13)	25.96% (135)
民族主義行動党	8.34%	10.1% (4)	14.29% (71)	14.66% (10)	13.00% (53)
クルド系政党	6.23%	5.1% (5)	5.2% (26)	5.04% (8)	6.63% (36)
至福党	2.48%	3.9%	2.3%	4.76%	1.24%
民主左派党	1.22%	2.1% (3)	(共和人民党と連立)	2.44 (2)	0.25%
民主党(正道党)	9.55%	9.95%	5.4%	2.23% (1)	0.65%

(筆者作成。括弧は総選挙が獲得議席数、地方選挙が勝利した県の数である)

公正発展党は、世俗主義の徹底と西洋化を目指す一部の国家エリート(中心)による圧倒的多数の敬虔なムスリム、農民、アナトリア地域の実業家など(周辺)に対する支配の構造を、EU加盟交渉による外圧、周辺層の浮動票獲得による選挙での大勝、経済の立て直し、社会福祉、市民社会運動との連帯によって、これまでの周辺が中心となる構造に転換させることに成功した¹⁹。

(6) 外圧または民主化による軍部の抑制

外圧または民主化による軍部の抑制とは、トルコの文脈ではEU加盟交渉によって軍部の権限が縮小したことを指す。軍部はEU加盟交渉が実施される以前の「上からの民主化」においては民主化のために主導的な役割を果たしたが、EU加盟交渉による外圧的な民主化においては、以下のように自身が改革の対象の一つとなった。

＜表6：EU加盟交渉のための国内改革による軍部の権限縮小＞

EU法への調和／改正点	改正の内容
加盟のためのパートナーシップ (2001年3月)	「国家安全保障会議の憲法上の役割を、EU加盟国での運用に従い、諮問議会として再編する」ことを明記
憲法改正(2001年10月)	(a) 憲法118条の規定で、これまで国家安全保障会議において文民と武官が同数だった構成が、文民多数に変更、(b) 移行条項15条でこれまで司法対象の例外とされてきた軍事政権期の立法を司法対象とする
第7次「EU調和法」パッケージ (2003年7月)	(a) 国家安全保障会議の権限を縮小し、開催期間をこれまでの毎月1回から2カ月に1回とする、(b) 国家安全保障大綱は国家安全保障会議の参謀総長に加え、大統領・首相・首相補佐・外務大臣・内務大臣・国防大臣・法務大臣に陸軍・海軍・空軍・国内治安維持軍の各司令官が参加して作成される、(c) 国家安全保障会議の事務局の決定事項を追跡できる、また、事務局長が武官でなくてはならないという規定を廃止する、(d) 会計監査院が軍事支出を非公開で検査することが可能となる
憲法改正(2004年5月)	(a) 憲法131条の、統合参謀本部の高等教育委員会の委員候補擁立権限を廃止する、(b) 国軍の予算を会計監査の対象とする
第8次「EU調和法」パッケージ (2004年7月)	(a) 高等教育委員会への統合参謀総長による1名の指名枠を廃止する、(b) ラジオ・テレビ高等委員会への国家安全保障会議事務局による候補提示権廃止、(c) 通信高等委員会委員から国家安全保障会議事務局を除外する、(d) 有害出版物規制委員会への国家安全保障会議による1名の指名枠廃止
第9次「EU調和法」パッケージ (2006年4月)	移行条項の軍事裁判所設立と司法手続きに関して、平時において軍事裁判所の権限を廃止し、文民裁判所に委ねる。ただし、集団的な軍事事件が発生した場合を除く
憲法改正案 (2010年9月)	(a) 第125条(高等軍事評議会の決定を控訴することができる)、(b) 第145条(民間法廷は軍人を裁くことができる、一方で軍事裁判所は戦争期間以外、市民を裁くことはできない)、(c) 第148条(市民は個人的に憲法裁判所や最高裁判所に申請する権利を持つ。また、権力を乱用した場合は統合参謀総長、司令官、国会議長も裁判の対象となる)、(d) 第156条(軍事最高控訴裁判所の組織と機能を再編)、(e) 第157条(軍事最高行政裁判所の機能を法廷の自由に基づいたものにする)、(f) 移行条項第15条(1980年クーデターの実行者たちの控訴を禁止する規則の撤廃)

(間寧「加盟交渉過程のトルコ政治への影響」八谷まち子編『EU拡大のフロンティア：トルコとの対話』信山社、2007年、145-172頁；http://www.abgs.gov.tr/files/BasinMusavirlik/haberler/constituional_amendments.pdf (2012年8月15日閲覧)を参照し、筆者作成)

表6のように、国家安全保障会議の権限縮小、これまで軍部が主導していた安全保障大綱の作成に文民も参加する、高等軍事評議会の決定を控訴することができる、民間法廷でも軍人を裁くことができる、などの改革は軍部の本質的な影響力を削ぐものであった。

(7) 弱者救済

弱者救済の姿勢はエルバカンのイスラーム政党でもしばしばみられたが、エルドアン首相は1994年から97年までイスタンブール市長として市政を担った経験があり、より市民の要求を受け入れる素養があったといわれている。弱者救済の例としてしばしば指摘されるのが、総合住宅管理庁(TOKİ)による一連の住居改革である。トルコにはゲジェコンドゥと呼ばれる掘っ立て小屋に貧しい市民が暮らしていたが、公正発展党はこうした掘っ立て小屋を撤去して新しいマンションを建設し、貧しい市民に安価な値段で提供した。

こうした一連の正当性調達過程により、公正発展党は国内で高い支持率を得るとともに、中東諸国の政治指導者からモデルとみなされるようになった。

4. 「トルコ・モデル」の限界

公正発展党の正当性調達過程に注目し、これを適用しようとしたのがチュニジアのナフダ党、エジプトのムスリム同胞団系の自由公正党、ワサト党といったイスラーム主義政党であった。しかし、公正発展党とこれらのイスラーム政党は根本的にイスラームの捉え方が異なる。なぜなら、トルコは世俗主義が大原則であり、公正発展党もあくまで世俗主義の枠内で正当性を確立している。一方で、ナフダ党、自由公正党、ワサト党は「イスラーム法の諸原則に依拠しつつ全国民の市民権を保障する国家」を目指している²⁰。このイスラームの捉え方をめぐる差異が顕在化したのが、2011年9月12日から15日にかけてのエルドアン首相のリビア、チュニジア、エジプト訪問であった。エルドアン首相はカイロで講演を行った際に世俗主義に言及し、「世俗主義を反イスラームとする考え方は間違っている。私は、世俗主義を政教分離（聖職者が管理していた国家の管理・運営権を非聖職者が管理すること）というよりも、国家が国民の信教の自由を尊重し、それによって差別を行わないこと、と理解している。我々は世俗主義を前提とした体制の中で自由と民主主義を享受してきた」と主張した²¹。この演説を受け、エジプトのイスラーム主義者は公正発展党に失望したといわれている。エルドアン首相は同様の発言をチュニジアでも行った。

また、内政を考慮し、親イスラーム政党という曖昧な立場をとっていることも公正発展党がモデルとして疑問視される部分である。小杉泰はイスラーム政党の条件の一つに「明確な世俗主義への対抗関係」²²をあげているが、上述したように公正発展党は世俗主義を

認めており、この条件は当てはまらない。

そもそも、トルコとエジプト、チュニジアでは民主化の状況が異なる。エジプトとチュニジアが民主化の「移行期」にあるのに対し、トルコは民主化の「定着期」にある。トルコの民主化の「移行期」は、ムスタファ・ケマルやイスマット・イノニユ (İsmat İnönü) といった軍人あがりの指導者に率いられた、共和人民党による「上からの民主化」の時代であった。このように、結局のところ公正発展党の正当性調達過程が他国の民主化の「移行期」にどれだけ参考になるかは疑問である。さらに、トルコは民主主義といえるのか、という根本的な問題がある。フリーダム・ハウスの指標において、トルコは依然として「部分的な自由」に留まっており、ポリシー・フォーにおいても民主主義 (6~9) における指標で7にすぎない²³。EU進捗状況レポートでも毎年、ジャーナリストに対する報道の自由が制限されていることが問題視されている。

5. 「ダーヴトオール・ドクトリン」の特徴

公正発展党の外交政策の基軸である「ダーヴトオール・ドクトリン」の全体像は別稿に譲り、ここでは「アラブの春」以後の行動指針について概観する²⁴。まず、2012年に、ダーヴトオール外相は4つの外交方針を提示した²⁵。それらは、(i) 価値を基盤とした外交、(ii) 賢い国家の実現、(iii) 他国から自立した外交、(iv) 危機管理と見通し管理のバランス、であった。(i)の価値を基盤とした外交は、トルコは国益を追求するだけでなく、グローバルアクターの責任として、国際社会の普遍的な価値のために予防外交、仲介、紛争解決、開発援助といった機能を果たすべきであり、地域において自由と民主主義を追求する、というものであった。(ii)の賢い国家は、「世界におけるグローバルな問題に耳を傾け、前もって準備し対策を立て、代替案を提示することができる国家、世界の周辺地域においてより多くの危機が起こる前にその危機を察知することができ、仲介外交によってその問題の解決をもたらすことができる国家」と定義された²⁶。(iii)の他国から自立した外交とは、トルコの社会とエリートの間蔓延している劣等感を取り払い、自分たちの国益を優先した外交を展開することであった。(iv)の危機管理と見通しの管理のバランスとは、地域の危機管理政策で積極的な役割を果たし、長期的には民主主義と経済的相互依存をもたらし、グローバルなレベルで秩序に貢献することを目指すものであった。

また、ダーヴトオール外相は、外相に就任した2009年から年末、または年始に「大使会合」を開催しており、そこでトルコ外交における重要な概念を提示してきた²⁷。2013年1月2日から7日にかけて開かれた第5回大使会合でダーヴトオール外相が提示したのが「人道外交 (İnsani Diplomasi)」であった。「人道外交」とは「現実主義と理想主義、ハー

ドパワーとソフトパワーの両方を調和し、人間に焦点を当てて行う外交、良心とパワーの両方が必要な外交」と定義される。ダーヴトオール外相によると、「人道外交」には3つの側面がある²⁸。第1の側面は、自国民の悩みを解消し、生活を容易にすることであり、外交の側面ではヴィザ・フリー政策を進展させることがあげられる²⁹。第2の側面は、危機に直面している地域に住む人々への援助であり、例としてトルコのソマリア、シリア、アフガニスタンの人々に対する諸政策があげられる。第3の側面は、国連システムにおける人道支援であり、そこにおけるトルコの貢献があげられる。ダーヴトオール外相は、「人道外交」の重要なアクターとして、TİKA、トルコ赤新月社、トルコ災害・緊急時対応庁(AFAD)、TOKİ、トルコ航空をあげた。

「ダーヴトオール・ドクトリン」の目的は秩序の安定化である。2004年から2010年までは特に地域における秩序の安定化に焦点を当ててきたが、2010年以降は上述した4つの行動指針からもわかるように、次第に地域秩序よりも国際秩序における貢献を重視する傾向にある。また、「人道外交」に見られるように、各国の民衆の民意を尊重し、人間の安全保障に貢献しようとする姿勢も見られる。トルコが秩序を安定させるために取っている手段がソフトパワーを重視した威信政策である。威信政策とは、モーゲンソーが定義したように「ある国家が現実にもっている力を、またもっていると信じている力、ないしはもっていると他国に信じさせたい力を、他国に印象づける」政策である³⁰。モーゲンソーは威信政策の手段として外交儀礼と軍事力の誇示を挙げているが、その後、ソフトパワーも重要な手段となった³¹。トルコは近隣諸国とのゼロプロブレム外交、価値外交、仲介、紛争予防を提唱、実行することで中東、中央アジア、コーカサス、バルカン半島において影響力を高めた。また、公正発展党はより実利的な援助政策と貿易の拡大にも積極的であった。例えば、2009年において、TİKAはパレスチナ、レバノン、イラクを中心に中東・アフリカ地域に対して援助額全体の24.68%を支出している³²。援助政策の内訳は社会インフラとサービス業に78.41%、製造業に19.27%となっている。イラクとパレスチナの活動内容を見ると、イラクに対しては戦争で被害を受けた人々への衣料品、非常食、テントの支給が主な活動であり、パレスチナでは、警察に対する訓練と灌漑事業に力が入れている。貿易の拡大に関しては、トルコ企業家実業家連盟(TUSKON)、トルコ商工会議所連合(TOBB)、対外経済関係理事会(DEİK)といった経済団体が活発に政府と連帯しながら中東地域に積極的に進出した。また、トルコは2010年12月3日にトルコ、シリア、レバノン、ヨルダンの4カ国によって経済強化と文化の統合を目指す「レバント・カルテット(Levant Quartet)」の設立に主導的な役割を果たした³³。

6. 「ダーヴトオール・ドクトリン」の行き詰まり

「アラブの春」は、「ダーヴトオール・ドクトリン」を行き詰まらせた。その要因として、第1に、「アラブの春」以前、公正発展党は基本的に権威主義体制の指導者たちを支持し、友好関係を築いていた点である。トルコは「アラブの春」が起きて以降、民衆支持を強く打ち出しているが、日和見主義的な対応との批判を免れえない。リビアへの対応において、トルコは西洋諸国とアラブ諸国における市民の間に立たされ、消極的な武力行使への参加という道を選んだ。

第2に、シリアへの対応でアサド政権との関係を断絶し、反体制派を支持したトルコだが、反体制派も国際的な正当性という点では疑問が残る。特に問題なのは、自由シリア軍とアル・カーイダ系テロリストとの関係である。2012年7月19日にはニューヨークタイムズ紙で「先週、自由シリア軍の手に落ちたイドリブ県のバーク・アル＝ハワはすぐにジハーディストたちの集合場所となった」と報道され、一週間後の7月26日にはロシアのセルゲイ・ラヴロフ外相もトルコとシリアの国境がアル・カーイダのテロリストの支配下にあると言及した³⁴。同年8月23日にトルコとアメリカの代表団がシリア問題に関して協議を行った際にも、アル・カーイダのテロリストに対する対策が議題の1つとなった³⁵。

第3に、トルコがシリア問題で武力行使を行う可能性があるという点である³⁶。「ダーヴトオール・ドクトリン」は「ゼロプロブレム外交」に代表されるように、周辺諸国とは平和善隣外交を展開するよう心掛けてきた。公正発展党政権下のトルコは、周辺諸国との関係を良好にするよう努める国家というイメージを内外に示してきた。しかし、シリア問題はトルコの威信政策とイメージを大きく揺るがすことになった。2012年6月22日に起きたシリア軍によるトルコ軍のF4戦闘機撃墜事件と、同年10月3日に起きたシャンルウルファ県アクチャカレ (Akçakale) でシリア軍の砲撃によりトルコ人5名が死亡した事件は、トルコとシリアの武力衝突の可能性を著しく高めた。両事件に際して、トルコは「NATO憲章」第4条に基づき NATO 緊急理事会の開催を要請した³⁷。また、アクチャカレへの砲撃を受け、トルコ大国民議会においてシリアへのトルコ軍派兵を許可する案が賛成320名、反対120名で承認された。ただし、NATO 緊急理事会はシリアに警告を発するに留まり、大国民議会での決定も、エルドアン首相が「この決定は即時の軍事行動を意味するものではない」ことを繰り返し強調した。また、2012年9月にトルコのメトロポール社が行った世論調査では、トルコのシリアに対する攻撃に関しては国民の76%が反対（賛成は17%）、NATOの1国として攻撃に参加することにも58%が反対（賛成は31%）という結果が出ており、トルコ国民はシリアとの武力衝突に否定的な態度を示している³⁸。

その一方で2012年11月20日にトルコは正式に NATO に対してパトリオット・ミサイ

ルの要請を行い、12月4日にNATOはトルコへのパトリオット・ミサイル配備を発表した³⁹。パトリオット・ミサイルはNATO加盟国の中でもアメリカ、オランダ、ドイツの3カ国が所有しており、アメリカ軍のミサイルはガジアンテプ県、オランダ軍のミサイルはアダナ県、ドイツ軍のミサイルはカフラマンマラシュ県に設置されることが決定した⁴⁰。パトリオット・ミサイルはあくまで防衛のための施設であり、ラスムセン NATO 事務総長もパトリオット・ミサイルの設置の目的はあくまで防衛であり、「飛行禁止区域」の設置またはその他の攻撃作戦には関与しないことに言及している⁴¹。しかし、トルコへのパトリオット・ミサイル配備はトルコとシリア、さらにイランを含めた中東の北層地域の緊張感を高めている。現在、ダーヴトオール外相の外交政策は「ゼロ・ゼロプロブレム外交」と揶揄されるように、ソフトパワーに基づく威信政策は機能不全に陥っている。また、シリアとの関係悪化により、「レバント・カルテット」の構想も頓挫している。

7. トルコが描くシリア危機の今後のシナリオ

今後のシリア危機のシナリオは (i) アサド政権の権力維持、(ii) アサド政権の崩壊、(iii) 内戦が長期化し、膠着状態に陥る、のどれかであろう。ただし、アサド政権が権力を維持する場合、(i-1) アサド政権が武力で反体制派を駆逐する、(ii-2) アサド大統領が権力をファールク・シャラ副大統領に移譲する、ことが考えられる。アサド政権が崩壊した場合、(ii-1) ムスリム同胞団などシリア人の反体制派が権力を掌握、(ii-2) ヌスラ戦線など、アル・カーイダ系のテロリストが権力を掌握、(ii-3) 国際社会が介入し、シリア反体制派を支援する形で権力を掌握、することが考えられる。(iii) の内戦の膠着状態にしても、(iii-1) 現在のようにアサド政権が権力を維持したまま、内戦が長期化する、(iii-2) アサド政権の権力掌握範囲が縮小して地域軍閥化し、反体制派、クルド人など、各地にいくつかの地域政府が乱立する、ことが想定される。

トルコ政府がシリア危機の終結において目指しているのは、(a) シリアがトルコの安全保障の脅威とならないこと、(b) 現在 15 万人に達している難民の早期帰還、(c) 内戦が早期に終わり、これ以上シリア国民の血が流されないこと（特にトルコが内戦の終結に何らかの役割を果たし、中東地域の民衆にトルコが地域秩序の安定化に貢献していることをアピールする）、(d) アサド政権が退陣または崩壊した際に、新しいシリア政府に一定の影響力を行使できるようにすること、(e) シリア国家が現在の領土を維持されること、クルド人地域政府の設立を防ぐこと、が考えられる。よって、トルコ政府が最も望む結末は (i-2) のシャラ大統領への権力移譲だろう。また、(ii-1) のシリア人の反体制派による権力掌握もトルコにとっては歓迎すべき結末である。ただし、反体制派の権力掌握は内戦が

終結するまでにより多くの血が流される可能性が高い。逆に、トルコが最も望まない結末は、(i-1)のアサド政権が武力によって権力を維持する、(ii-2)テロリストによる権力掌握、(iii-2)いくつかの地域政府が乱立する場合である。特にトルコは現在のシリア国家の領土が維持されない場合、またはPYDを中心としたクルド人地域政府が設立した場合にはシリアへの介入も辞さないとしている⁴²。トルコは北イラク地域政府を支持しているが、シリアにおいてもクルド地域政府が誕生し、トルコのPKKを刺激したり、トルコのクルド人に独立の機運が高まったりすることは望んでいない。また、トルコは隣国に急進的なイスラーム国家が樹立されることももちろん望んでいないだろう。

シリア危機を終結させるために、トルコが交渉すべき国家がアサド政権と交渉チャンネルを持つイランとロシアである。特にイランとトルコが最近、シリア危機の解決に向けて協議を重ねている。トルコとイランは近年、安全保障においては2011年9月にトルコのマラトゥア県キュレジックに設置されたNATOの早期警報システム、さらにパトリオット・ミサイルの配備をめぐる対立しているが、一方でトルコのイランに対する天然ガスの依存度は非常に高い⁴³。トルコ政府はイランと交渉を行うことのできる数少ない国家であることを自認しており、シリア危機の解決に関してもイランを取り込む形での解決を目指している。トルコとイランは2012年8月のイスラーム諸国会議(OIC)の緊急サミットにおいて提唱された「シリア・コンタクト・グループ」にエジプトとサウジアラビア(その後脱退)と共に参加している。2012年10月に行われた第12回経済協力機構(ECO)首脳会議においてもエルドアン首相とマフムート・アフマディネジャド大統領が会談し、そこでエルドアン首相は、サウジアラビアを再度シリア危機解決の席に着かせることを試み、「トルコ、イラン、エジプトによるグループ(コンタクト・グループ)もしくはトルコ、イラン、ロシアというグループと、トルコ、サウジアラビア、エジプトというグループという別々のグループに分かれてそれぞれ問題解決のための案を提示する。その後、それらの案が実現可能かを検討する。現在、シリア問題に影響を与えることのできる国家はここにあげた諸国家である」という提案を行った⁴⁴。その後、アフマディネジャド大統領が12月中旬にトルコを訪問する予定をパトリオット・ミサイルの配備に抗議するかたちでキャンセルし、シリア危機解決に向けた交渉に水を差すのではないかと危惧されたが、2013年2月6日の第12回OICサミットにおいてギュル大統領、ムルシー大統領、アフマディネジャド大統領がシリア問題について協議し、可能な限り早期に内戦を終わらせるために3カ国の外相が解決のための枠組みを共同で作成することを決定した⁴⁵。

トルコはロシアとも協議を重ねており、2012年12月3日にはプーチン大統領がトルコを訪問し、エルドアンと会談し、両国がシリアの内戦を終わらせるという共通の目標があ

ることを確認した。トルコは西洋諸国、サウジアラビアやカタールなど反体制派を支援する国々、そしてアサド政権と交渉が可能なイランとロシアという、異なった勢力と協議し、トルコが望む形でのシリア危機の終結を模索している。

おわりに

本稿は、トルコのチュニジア、エジプト、リビア、シリアに対する対応を概観したうえで、トルコを改革のモデルとする「トルコ・モデル」と、ダーヴトオール外相が主導する公正発展党の外交政策、いわゆる「ダーヴトオール・ドクトリン」の変容について検証してきた。しかし、本稿で検証したように、公正発展党モデルは、世俗主義を前提としている点、親イスラーム政党という曖昧性、エジプトとチュニジアが民主化の「移行期」にあるのに対し、トルコは民主化の「定着期」にある点、トルコは民主主義国と定義できるかという点、などから当初期待したよりも「アラブの春」が波及した国々に浸透しなかった。さらに2012年11月にカイロ大学での講演を行ったエルドアン首相は、「エジプトは優れた文明の持ち主で、トルコはエジプトのモデルとなる必要はない」と述べ、トルコが「アラブの春」においてモデルになるという言説を自ら否定した⁴⁶。とはいえ、「トルコ・モデル」は大衆政党化、宗教的な規範を保守的な価値観に置き換える、ある程度为国家規制を伴う新自由主義経済への対応、旧体制で周辺に追いやられていた周辺層の取り込み、外圧を利用した軍部の押さえ込み、弱者救済といった点では各国に示唆を与えることができるだろう。

「トルコ・モデル」とともに、その有効性が低下しつつあるのが「ダーヴトオール・ドクトリン」である。特に国益を重視し、ハードパワーの使用も視野に入れたシリアに対する対応は、それまでのソフトパワーに基づく威信政策とは異なるアプローチである。「人道外交」を掲げ、国際秩序の安定化に貢献しようとする一方で、地域秩序の安定化に関しては具体的な政策が展開できない状況となっている。「ゼロ・ゼロプロブレム」と言われる状況を打破するためには、国際秩序に配慮しつつ、説得や仲介、経済援助などを駆使して関係がこじれている中東地域のアクター、具体的にはイスラエル、イラク中央政府、イランと粘り強く交渉していくことが重要である。シリア問題に関しては、アサド政権との交渉はもはや不可能なので、トルコはアサド政権と交渉チャンネルを持つイランやロシアと協議を重ね、アサド政権を支援している国々と反体制派を支援している国々の橋渡しを模索すべきではないだろうか。それにより、トルコは地域秩序に貢献する国家というイメージを再び各国に印象づけることになり、それが地域において影響力を行使する源泉となりえる。「ダーヴトオール・ドクトリン」の秩序安定化を模索する政策が今後どのように展開さ

れていくか、そしてその政策が中東地域にどのようなインパクトを与えるかを注意深く考察していく必要があるだろう。

一注一

- 1 “Tunuslu lider Gannuşi Zaman'a konuştu”, *Zaman* 23 Şubat, 2011 <http://www.zaman.com.tr/newsDetail_getNewsById.action?haberno=1097480&title=biz-de-muhafaz%C3%A2kar-demokratiz-modelimiz-turkiyenin-demokrasisi>, accessed on October 12, 2012.
- 2 “Obama Erdoğan'ı aradı”, *Hürriyet* 30 Ocak, 2011 <<http://hursiv.hurriyet.com.tr/goster/haber.aspx?id=16891245&tarih=2011-01-30>>, accessed on October 12, 2012; “Başbakan'dan Mübarek'e ilk resmi mesaj”, *Hürriyet*, 1 Şubat, 2011 <<http://www.hurriyet.com.tr/gundem/16905749.asp?gid=373>>, accessed on October 12, 2012.
- 3 “PM Erdoğan says Turkey cannot be indifferent to events in Syria”, *Today's Zaman*, 29 March, 2011 <http://www.todayzaman.com/newsDetail_getNewsById.action?jsessionid=B00D022AE5DEA40D607F6E5C1603FC67?load=detay&newsId=239470>, accessed on August 12, 2012. それから1週間後の4月6日には、ダウフトオール外相がダマスカスを訪れ、アサド大統領とワーリド・ムアリム外相、シリアに亡命していたハマース幹部のハリッド・メシャルと会談した。
- 4 “6.5 Saatlik Görüşmede Bol Sitem”, *Radikal*, 10 Ağustos, 2011 <<http://www.radikal.com.tr/Radikal.aspx?aType=RadikalDetayV3&ArticleID=1059464&CategoryID=81>>, accessed on August 12, 2012.
- 5 “Erdoğan Esad'a Sert Mesaj”, *Radikal*, 24 Ağustos, 2011 <<http://www.radikal.com.tr/Radikal.aspx?aType=RadikalDetayV3&ArticleID=1061100&CategoryID=77>>, accessed on August 12, 2012; “Esad Reformlarda Yavaş, Operasyonlarda hızlı davrandı”, *Radikal*, 26 Ağustos, 2011 <<http://www.radikal.com.tr/Radikal.aspx?aType=RadikalDetayV3&CategoryID=81&ArticleID=1061509>>, accessed on August 12, 2012; “Suriye'ye Güvenimiz Kayboldu”, *Radikal*, 28 Ağustos, 2011 <<http://www.radikal.com.tr/Radikal.aspx?aType=RadikalDetayV3&CategoryID=78&ArticleID=1061622>>, accessed on August 12, 2012.
- 6 イラン、サウジアラビア、トルコのモデルを比較したものとして、Burhanettin Duran and Nuh Yılmaz, “Ortadoğu'da Modellerin Rekabeti: Arap Baharı'ndan Sonra Yeni Güç Dengeleri”, in Burhanettin Duran, Kemal İnat, and Ali Resul Usul eds., *Türk Dış Politikası Yılığ* (Ankara: SETA Yayınları, 2012) を参照されたい。
- 7 サミュエル・ハンチントン『第三の波：20世紀後半の民主化』坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳(三嶺書房、1995年)、98頁。
- 8 トルコの「上からの民主化」に関しては、間寧「トルコ：『上からの民主化』の特徴」岸川毅・岩崎正洋編『アクセス地域研究Ⅰ：民主化の多様な姿』(日本経済評論社、2004年)、117-131頁を参照されたい。
- 9 ポスト冷戦期におけるトルコの中央アジア外交に関しては、今井宏平「ポスト冷戦期におけるトルコのユーラシア外交—安全保障共同体モデルを枠組みとして—」『中央大学政策文化総合研究所年報』第15号(2012年7月)、55-80頁を参照されたい。
- 10 トルコはイタリア、イエメンと共に2004年の12月にラバトで開催された拡大中東・北アフリカ・イニシアティブの第1回会議で設立された民主主義支援対話における主導国となり、女性の地位向上、政党と選挙プロセスの強化に努めた。民主主義支援対話の目的は、(i) 中東地域において、各国の状況などを考慮したうえで、民主主義を確立するための情報を調整、共有し、民主的プログラムを通じて教訓を得る、(ii) 既存の民主的プログラムの強化と新たなプログラムの立ち上げ、(iii) 中東諸国の共同活動を発展させるために機会を提供、(iv) 民主的制度、民主的過程、能力構築の促進と強化、(v) 中東地域の民主化に関して、市民社会などの民間組織との連帯、という5点であった。“Broader Middle East and North Africa Initiative: Democracy Assistance Dialogue” <http://www.g8.utoronto.ca/evaluations/2004seaisland_interim/02_2004_seaisland_interim.pdf>, accessed on July 23, 2012.
- 11 Olivier Roy, “The Transformation of the Arab World”, *Journal of Democracy*, Vol.23, No.3 (July 2012), p.13.
- 12 エルバカンの諸政党に関しては、例えば澤江史子『現代トルコの民主政治とイスラーム』(ナカニシヤ出版、2005年)を参照されたい。
- 13 福祉党は1994年の3月に行われた地方選挙で19.7%の得票率、さらに95年の総選挙では21.4%の得票率を獲得した。一方で、この福祉党の大衆迎合化は、イスラームによる統治を目指していたナクシュベンディー教団やヌルジュといった、伝統的なエルバカンの支持者であった新スーフィー主義者たちの福祉党離れをもたらした。
- 14 Metin Heper, “A Democratic-Conservative Government by Pious People: The Justice and Development Party in Turkey” in Ibrahim M. Abu-Rabi ed., *The Blackwell Companion to Contemporary Islamic Thought* (Oxford: Blackwell Publishing, 2006), p.351.
- 15 Yalçın Akdoğan, “The Meaning of Conservative Democratic Political Identity” in Hakan Yavuz ed., *The*

- Emergence of A New Turkey: Democracy and the AK Parti* (Salt Lake City: University of Utah Press, 2006), pp.53-55.
- 16 Fuat Keyman and Ziya Öniş, *Turkish Politics in a Changing World-Global Dynamics and Domestic Transformations* (İstanbul: İstanbul Bilgi University Press, 2007), p.140.
- 17 Ibid, pp.143-144.
- 18 Ziya Öniş, “The Triumph of Conservative Globalism: The Political Economy of the AKP Era”, *Turkish Studies*, Vol.13, No.2 (June 2012), p.141.
- 19 内藤正典「中東政治変動とトルコ」『海外事情』第60巻9号(2012年9月)、2-15頁; 間寧「トルコ: 『周辺』の多元化と政党制への反映」間寧編『西・中央アジアにおける亀裂構造と政治体制』(アジア経済研究所、2006年)、35-94頁。市民社会運動との連帯に関しては、特に現在トルコで大きな影響力を有するギュレン教団と公正発展党との良好な関係はしばしば指摘されることである。ギュレン教団と公正発展党の関係に関しては、例えば新井政美編著『イスラムと近代化—共和国トルコの苦闘—』講談社選書メチエ(講談社、2013年)、214-236頁を参照されたい。
- 20 ナフダ党に関しては Torelli Stefano Maria, “The AKP Model and Tunisia’s al-Nahda: from Convergence to Competition”, BRISMES Annual Conference, 26-28 March 2012 <<http://brismes2012.files.wordpress.com/2012/02/stefano-torelli-the-akp-model-and-tunisia-al-nahda-from-convergence-to-competition.pdf>>, accessed on October 5, 2012; ワサト党に関しては横田貴之『現代エジプトにおけるイスラームと大衆運動』(ナカニシヤ出版、2006年)、自由公正党については横田貴之「イスラーム主義運動は何を目指しているのか—エジプト・ムスリム同胞団を中心に—」『海外事情』第60巻3号(2012年3月)、31-44頁を参照されたい。
- 21 Murat Yetkin, “Neo-laicism by Erdoğan”, *Hürriyet Daily News*, 16 September, 2011 <<http://www.hurriyetdailynews.com/default.aspx?pageid=438&n=neo-laicism-by-erdogan-2011-09-16>>, accessed on February 5, 2013.
- 22 小杉泰「イスラーム政党をめぐる研究視座と方法論的課題—比較政治学と地域研究の交差する地点で—」『アジア・アフリカ地域研究』第1号(2001年3月)、242頁。
- 23 “Turkey” <<http://www.freedomhouse.org/country/turkey>>, accessed on October 23, 2012; “Authority Trends 1946-2010: Turkey” <<http://www.systemicpeace.org/polity/tur2.htm>>, accessed on October 23, 2012.
- 24 「ダーヴトオール・ドクトリン」の全体像に関しては、今井宏平「『ダーヴトオール・ドクトリン』の理論と実践—シリアとの関係を事例として—」『海外事情』第60巻9号(2012年9月)、16-31頁を参照されたい。
- 25 Ahmet Davutoğlu, “Principles of Turkish Foreign Policy and Regional Political Structuring”, Center for Strategic Research, *SAM Vision Papers* No.3(April 2012), pp.5-8.
- 26 “Üçüncü Büyükelçiler Konferansı Sonuç Bildirisi” <<http://www.mfa.gov.tr/ucuncu-buyukelciler-konferansi-sonuc-bildirisi.tr.mfa>>, accessed on July 25, 2012.
- 27 これまで、上記した「賢い国家」、「ヴィジョンに基づく外交」、「民主主義の価値観と国益の調和」という概念を提示してきた。
- 28 “Dışişleri Bakanı Sayın Ahmet Davutoğlu'nun V. Büyükelçiler Konferansında Yaptığı Konuşma, 2 Ocak 2013, Ankara”, <http://www.mfa.gov.tr/disisleri-bakani-sayin-ahmet-davutoglu_nun-v_-buyukelciler-konferansinda-yaptigi-konusma_-2-ocak-2013_-ankara.tr.mfa>, accessed on February 7, 2013.
- 29 トルコのヴィザ・フリー政策の現状に関しては、<<http://www.mfa.gov.tr/turk-vatandaslarinin-tabi-oldugu-vize-uygulamalari.tr.mfa>> を参照されたい。
- 30 H・J・モーゲンソー『国際政治』現代平和研究会訳(福村出版、1986年)、80頁。
- 31 K・J・ホルステイ『国際政治の理論』宮里政玄訳(勁草書房、1972年)、179頁。
- 32 TİKAは1992年1月に設立された援助機関で、設立当初は新たに独立した中央アジアや南コーカサスへの援助が主であった。設立当初は外務省の管轄下であったが、1999年5月から首相府の管轄下となり、公正発展党政権下で中央アジアや南コーカサスの国々だけではなく、中東、アフリカ、バルカン半島など多様な地域に援助を行うようになった。2009年度におけるTİKAの公式の開発援助は7億700万ドルであり、援助対象国の上位10カ国はアフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、パレスチナ、レバノン、グルジア、コソボ、ウクライナ、アゼルバイジャン、マケドニア、エチオピアとなっている。TİKA *Annual Report 2009* (Ankara: TİKA, 2010), p.15.
- 33 「レバント・カルテット」は14の分野(ロジスティック、企業活動、財政サービス、地域への投資、食品の安全保障、エネルギー安全保障、人的・物的なサービスの循環、観光、建設工事のための資金提供、水平的関係の活性化、制度の設立と発展、教育と研究発展、文化的変容と第三世界に対する協力)で75のプロジェクトを実施することが計画された。“Doğu Akdeniz Dörtlüsü Levant Projesi”, <http://www.deik.org.tr/423/DOĞU_AKDENİZ_DÖRTLÜSÜ_LEVANT_PROJESİ.html>, accessed on February 5.
- 34 “Al Qaeda Taking Deadly New Role in Syria’s Conflict”, *The New York Times*, 24 July, 2012 <<http://www.nytimes.com/2012/07/25/world/middleeast/al-qaeda-insinuating-its-way-into-syria-conflict.html?pagewanted=all&r=0>>, accessed on December 13, 2012; “Türkiye sınırı El Kaide'nin kontrolünde”, *ntvmsnbc*, 26 Temmuz <<http://www.ntvmsnbc.com/id/25369291/>>, accessed on December 13, 2012.
- 35 トルコ側の代表は外務副大臣で元駐シリア大使のハリト・チェヴィク、アメリカ側はエリザベス・

- ジョーンズ国務次官補であり、外交官、防衛と諜報機関の関係者が出席した。具体的には、緩衝地域の設置、人道支援、PKK とアル・カーイダへの対策、シリアの化学兵器、アサド退陣後のシリアの統治体制について話し合われた。協議の公式の文書は出されず、アメリカのヴィクトリア・ヌーランド国務省スポークスマンがコメントを発表するに留まった。“El Kaide ve PKK'ye karşı sınır planı”, *CNN Türk*, 23 Ağustos, 2012 <<http://www.cnnturk.com/2012/turkiye/08/23/el.kaide.ve.pkkye.karsi.sinir.plani/> 67390 4.0/index.html>, accessed on December 13, 2012; “US, Turkey in talks to shape post-Assad era”, *Hürriyet Daily News*, 24 August, 2012 <<http://admin.hurriyetdailynews.com/us-turkey-in-talks-to-shape-post-assad-era.aspx?pageID=238&nID=28484&NewsCatID=338>>, December 13, 2012.
- ³⁶ 最近のトルコとシリアの関係悪化に関しては、今井宏平「混迷するトルコの対シリア外交」『中東研究』第516号（2013年2月）、69-82頁を参照されたい。
- ³⁷ 「NATO憲章」第4条は「締約国は、いずれかの締約国の領土保全、政治的独立、または安全が脅かされるといづれかの締約国が認めたときはいつでも協議する」となっている。奥脇直也編『2009年版国際条約集』（有斐閣、2009年）、654頁。
- ³⁸ “Türkiye Siyasal Durum Araştırması - Eylül 2012” <<http://www.metropoll.com.tr/report/turkiye-siyasal-durum-arastirmasi-eylul-2012>>, accessed on December 10, 2012.
- ³⁹ “NATO agrees to augment Turkey’s air-defense capability” 4 December 2012 <http://www.nato.int/cps/en/nato/live/news_92861.htm>, accessed on December 10, 2012.
- ⁴⁰ “No: 2, 7 Ocak 2013, Ulusal Hava Savunmamızın Takviyesi Amacıyla Gönderilecek Patriot Bataryalarına İlişkin Teknik Hazırlıklar Hk.” <http://www.mfa.gov.tr/no_-2_-7-ocak-2013_-ulusal-hava-savunmamizin-takviyesi-amaciyla-gonderilecek-patriot-bataryalarina-iliskin-teknik-hazirliklar-hk.tr.mfa>, accessed on January 9, 2013.
- ⁴¹ “NATO agrees to augment Turkey’s air-defense capability”.
- ⁴² “Davutoğlu'ndan Suriye'ye müdahale için üç şart...”, *Dünya Bülteni*, 31 Temmuz, 2012 (<http://www.dunyabulteni.net/?aType=haber&ArticleID=220949>, 2012年12月11日閲覧)。
- ⁴³ そのため、トルコはイスラエルの対イラン攻撃に関して、断固として反対の立場を示している。
- ⁴⁴ “Erdoğan, Ahmadinejad seek to bridge widening gap over Syria”, *Today's Zaman*, (<http://www.todayszaman.com/news-295463-turkish-pm-irans-ahmadinejad-hold-surprise-syria-talks-in-baku.html>, 2013年2月9日閲覧)。
- ⁴⁵ “Turkey, Iran, Egypt working together on framework for Syria: Turkish President Gül”, *Hürriyet Daily News*, (<http://www.hurriyetdailynews.com/turkish-president-gul-urges-assad-to-go-as-rebels-warm-on-talks.aspx?pageID=238&nid=40708>, 2013年2月9日閲覧)。
- ⁴⁶ “Erdoğan: İsrail'den hesabı sorulacak”, *Hürriyet*, 18 Kasım, 2012 <<http://www.hurriyet.com.tr/planet/21951746.asp>>, accessed on February 7, 2013.

第6章 インドネシアにおける民主化の経験とイスラームと政治の現在

見市 建

はじめに

チュニジアとエジプトに始まったアラブにおける一連の政変は 1998 年のインドネシアにおける政変とその後の議会制民主主義の定着を再び思い起こさせることになった。自らも幼少期にインドネシアで過ごしたアメリカのオバマ大統領は、2011 年 2 月 11 日、エジプトのムバラク大統領辞任に際して「われわれは歴史のこだまを聴かずにはいられない。ドイツ人が（ベルリンの）壁を壊し、インドネシア人学生が街頭に出て、ガンジーが人々を正義への道へと導いたそのこだまを」と画期的な出来事であることを強調して褒め称えた¹。インドネシアはムスリムが多数派を占める国であり、98 年の政変以降、三度の総選挙を経て比較的安定した政治体制を維持していることから、その後も「最大のムスリム民主主義国インドネシア」がモデルとして提起されたり、エジプトとの比較などの是非が議論されることになった。

ではなぜインドネシアの政治は安定しており、とりわけそれはイスラームとの関係からどのように捉えることができるのだろうか。本章は、第一にインドネシアの 98 年政変と民主主義移行プロセス、議会制民主主義体制定着について既存研究の議論を踏まえながら概観する。チュニジアやエジプトの政変のプロセスと構造と比較し、またとりわけイスラーム系政党の変遷をトルコと比較しながら、中東における今後の移行モデルの一つとして比較参照しうる形で提示する。第二に「イスラームらしさ」が争点として浮上した 2012 年のジャカルタ州知事選を手がかりに、現代インドネシアにおけるイスラームと政治の関係性の捉え方を示したい。

1. 1998 年政変、民主主義体制への移行と定着

(1) 政変のプロセス

インドネシアの 1998 年政変は前年 7 月以降のアジア経済危機を背景とする。通貨ルピアの交換レートが暴落し、インフレが起こって国民の不満が高まる中、1998 年 3 月にスハルト大統領が再選され、実の娘を入閣させるなど露骨な情実人事を行ったことで、学生らによる反政府デモが拡大した。スハルトがおりしもエジプトに外遊し不在のタイミングで、5 月 12 日にジャカルタで国軍がデモ学生に発砲、13～15 日にジャカルタなどで暴動がおき、放火などによって約 1200 人の犠牲者が出て、華人には組織的暴行が加えられた。この結果、

支配エリートも大統領を見限り、18日に国会の大統領辞任勧告、20日に閣僚が総辞任した。スハルト大統領は1998年5月21日に辞任、ハビビ副大統領が大統領に昇格した。この結果、政治的な自由が大幅に拡大し、1999年6月には48政党が参加して総選挙が行われた。

増原綾子はこのプロセスを詳細に検討し、比較可能な理解枠組みを提供している²。すなわちスハルト体制は例えばチュニジアのブルギバ政権と似た大統領による翼賛型個人支配であり、慰撫的な分配政策により「穏健な反政府勢力」と「体制内ハト派」「体制内タカ派」が存在した。比較的短期に実現した1998年政変は「協定型の移行」であり、以前から内部亀裂をかかえていた与党ゴルカルのうち、1980年代末以降にその台頭が明確になった学生活動家・イスラーム団体出身者からなるグループが改革勢力との間で対話と交渉が可能だった。国軍にもまた対話・交渉が可能な勢力があり、反政府デモが頻発する中で、改革を求める勢力とのさまざまな集会が行われていた。このため政変は「敗者なき権力の移行」であった。ゴルカルは与党の座から転落したものの存続し（1999年選挙に際してゴルカル党に名称変更）、後述のように国軍も権益を維持することができた。

以上のようなインドネシアの経験をチュニジアおよびエジプトにおける政変と比較すると、その構造の相違がより明確になる。増原は以下の4つの共通点を指摘している³。第一に大統領とその親族に権力と富が集中し、軍と与党がパートナーであったこと。第二に国民を慰撫するポピュリスティックな経済政策から新自由主義的な経済政策に転換することで経済の歪みや不公正が助長されたこと。第三にとりわけエジプトでは長期政権となった大統領が子息に「世襲」させる動きを見せたことである。第四に国民の不満を代弁できる有効な反対勢力の不在であり、これが国民の直接行動を生み、大統領退陣に焦点を合わせた統一的な運動を展開することができた。他方で政府と反体制勢力、大統領と与党、国軍との関係の違いが収束局面の差異を生んだ。与党に反政府勢力との対話があり大統領に辞任を迫って政変後も与党（ゴルカル）が残ったインドネシアに対して、エジプトでは与党も解体された。エジプトでは調停者としての軍の役割が大きく、政変後の制度改変においても新政権と対峙する政治的アクターとなっている点で大きな違いがあるといえよう。

（2）民主主義体制への移行と定着

もちろん自由な選挙が行われ、多様なアクターが政治や経済に進出したことは決定的に重要である。1999年、2004年、2009年の三度の総選挙が行われ、2004年には大統領が、2005年には地方首長が直接選挙で選ばれることになった。スハルト大統領の家族および密接な関係を持っていた経済的アクターは排除され、政府内の権力構造も多様化した⁴。地方分権も大幅に拡大し、地方自治体の分割・新設が多数行われた。こうした権力の移行や制

度的改編は必ずしも平坦な道を進んだわけではない。少数与党と連立内閣が常態化し、ハビビ大統領は1年あまりで辞任、国会の多数派工作に成功して大統領の座についたアブドゥルラフマン・ワヒド大統領もその国会や国軍と対立して2001年7月に「罷免」された。ワヒド支持者が大衆動員を行ってスラバヤでは暴動が起き、ジャカルタでも一時緊張が高まった。地方分権に関連した問題としては、東チモールやアチェなど従来からの分離独立運動に加えて、マルク諸島や中カリマンタン、中スラウェシなど一部地域では深刻な宗教・エスニックグループ間の紛争が発生してそれぞれ数千人の死者が出た。民主化による政治的、経済的権力構造の変化が紛争の一因であり、マルク諸島では国軍から分離された警察が地元のキリスト教勢力と結びついて国軍と対立する場面もあった。国際的なイスラーム主義武装闘争派も台頭し、2002年10月のバリ島における大規模な爆弾事件をはじめ、欧米権益や観光客を狙った事件が発生した。イスラーム主義武装闘争派はマルク諸島や中スラウェシの地域紛争にも介入した。

もともと、ワヒド大統領の罷免以降は大統領の法的地位が再強化されるなど、政権は安定化に向かった。地域紛争は中央政治を揺るがすほどの影響は与えず、分離独立の動きがあった東チモールやアチェにおいては、前者はその要求が認められ、後者は2004年のスマトラ沖地震による大規模な津波災害によって紛争終結をみた。なお、パプアにおいては、地名の変更や州の分割が行われたが、その分離独立運動に対する密かな弾圧が継続している。イスラーム主義武装闘争派は警察の取締りや無差別テロに対する国民一般の反発を受けて、主流派は武装闘争を控えるようになった。

ではフォーマルな政治においては何が起こったのだろうか。インドネシアはかつて諸政党に国軍を加えたイデオロギー的対立と社会的亀裂が、最終的に1965年の共産党員の大規模な粛正という悲劇的な結末をもたらした。共産党は物理的に消滅し、他方のイスラーム政治勢力は介入と懐柔の対象となってきた。スハルト体制期を通して、イスラーム化が進展する一方で国民国家体制は定着した。スハルト体制においてしばしば野党的なスタンスを取り、98年政変にも貢献した二大イスラーム団体ナフダトゥル・ウラマーとムハマディヤは、それぞれ「民族」「国民」を冠した民族覚醒党と国民信託党を設立した。イスラーム系政党はスハルト体制以前に唯一比較的自由に行われた1955年選挙では45パーセント程度の得票を期待されたが、1999年、2004年は約38パーセント、2009年選挙では28パーセント台まで落ち込んだ。この減少の直接的なかつ最大の理由は民族覚醒党の内部対立であり、選挙資格を認められなかったアブドゥルラフマン・ワヒド元大統領の一派が選挙をボイコットしたためであった。民族覚醒党の占める得票率は10年で半分以下になってしまった(表1)。

(表1) 国会に議席を持つ政党と各総選挙における得票率

政党名 (*はイスラーム系)	得票率 (%)		
	1999年	2004年	2009年
民主主義者党 (PD)	—	7.5	20.9
ゴルカル党	22.4	21.6	14.5
闘争民主党 (PDI-P)	33.7	18.5	14.0
福祉正義党 (PKS) *	1.4	7.3	7.9
国民信託党 (PAN) *	7.1	6.4	6.0
開発統一党 (PPP) *	10.7	8.2	5.3
民族覚醒党 (PKB) *	12.6	10.6	4.9
グリンドラ党 (大インドネシア運動党)	—	—	4.5
ハヌラ党 (民族の真心党)	—	—	3.8
その他諸政党	12.1	19.9	18.3
合計	100.0	100.0	100.0

インドネシア選挙委員会 (KPU) などから著者作成

より長期的なイスラーム系政党の衰退の理由は以下の二点を指摘することができる⁵。第一にイスラーム化の定着によって、いわゆるナショナリスト政党もイスラーム的キャンペーンを行うことが一般化し、イスラーム系政党による差異化が困難になったことである。第二にウラマーなど伝統的な宗教指導者の政治的影響力が低下していることである。都市化や高等教育の進展によって、ウラマーの地位が相対的に低下していることに加え、民主化後の政治への関与が支持者の失望を生んでいる。民族覚醒党と同様にナフダトゥル・ウラマーのメンバーが多数属している開発統一党もまた得票を半減させている。他方、スハルト体制期にムスリム同胞団系の大学キャンパスにおける宣教運動から勢力を拡大してきた福祉正義党も頭打ちの状況である。

サイデルはエジプトにおける移行プロセスとの比較から、インドネシアにおいては世俗政党であるゴルカルと民主党（現在の闘争民主党）が政変において役割を果たしたこと、イスラーム団体の国家からの自律性の二点によって、移行後の政党構成を説明している。すなわち、インドネシアにおいては移行プロセスに役割を果たした世俗政党が民主化後の国会で多数派を占めている。他方でエジプトでは世俗政党であった与党・国民民主党が解

体され国家から自律的であったムスリム同胞団が設立した自由公正党が与党になった⁶。サイデルは世俗政党とイスラーム系政党、イスラーム団体も近代主義と伝統主義というイデオロギーで区分をしているが、この分析ではむしろ現実を見えにくくする。前述のとおりインドネシアにおいて世俗とイスラーム系政党の差異は小さくなっている。ゴルカルはスハルト体制下において地方のイスラーム団体を取り込んできた。2004年総選挙においてユドヨノ大統領の擁立のために設立された民主主義者党はいわゆる世俗ナショナリスト政党に区分できようが、選挙運動において「宗教的ナショナリスト」というモットーを掲げてゴルカル党より宗教色を強調した。サイデルが国家からの自律性があるとみなしたナフダトゥル・ウラマーはムスリム同胞団と比較するにはあまりにも組織的凝集性が低く、ほぼすべての政党に分散している。権威主義からの移行や政権の強靱性は比較政治のアプローチがある程度有効であろうが、個別の政党や組織を見ていくと、前提条件における大きな差異が明らかになるばかりである⁷。

1998年政変以降、新たな政治勢力として登場し注目を集めたムスリム同胞団系の福祉正義党の成功とその限界に対象を限定すると、エジプトとトルコとの比較が各国の特徴を掴みやすくする。福祉正義党およびその前身の正義党は1980年代に活発になったムスリム同胞団系の大学キャンパスにおける宣教運動タルビヤを基盤とする。1998年政変直前の3月に全国的な学生組織が公式に結成され、1999年総選挙に参加した。1999年選挙では得票率は1.4パーセントに留まり、法定最低得票率を満たさなかったため2004年選挙では福祉正義党として出直した。宗教的で清廉潔白、活発な社会活動を行うイメージが定着したこの選挙で7.2パーセントと躍進、ジャカルタでは23パーセントを獲得して第一党に躍り出た。2009年選挙で三大政党入りを目指したが7.9パーセントと伸び悩んだ。2004年以降福祉正義党はユドヨノ連立内閣に参加し、地方自治体の首長選挙などでも他党と連立を組んだ。同党は地方レベルの組織の拡大を続けてムハマディヤなど既存のイスラーム団体の地方支部としばしばトラブルを起こしたが、より支持者を拡大するため、2010年7月には「開かれた政党」を宣言した。1999年選挙時の「宣教（ダアワ）政党」との自称を想起すると10年あまりの間に大きな転換を遂げたことが分かる。2009年選挙のテレビコマーシャルではベールを着用していない女性も登場し、パプアではキリスト教徒を候補者に立てた。しかし結果として、福祉正義党は他の政党と明確な差別化ができなくなり、他方で本来のイデオロギー的立場から逸脱したとの党内からの不満を抱えるジレンマに直面した。2013年1月には党首が汚職容疑で逮捕され、より深刻な危機に立たされている。

さて、以上のイスラーム系政党の動向をエジプトやトルコと比較するといかなる特徴を見出すことができるのだろうか。エジプトにおいては、ムスリム同胞団が非合法化されな

がらも広範な組織的活動とりわけ社会活動で支持基盤を築いていた。汚職や経済的格差などの社会問題が認識されながらも、政府与党にその解決が期待されておらず、国民民主党の支持構造は腐食していた⁸。インドネシアにおいても、そうした社会問題の解決に期待して福祉正義党の支持がある程度拡大したが、エジプトのムスリム同胞団に比較すると社会基盤がはるかに脆弱であった。インドネシアにおいてそうした社会基盤を持つのはナフダトゥル・ウラマーであったが、組織的な凝集性に欠け、またムスリム同胞団のような代替的なイデオロギーを提供することはなかった。トルコにおいては、公正発展党（AKP）が既存のギュレン運動などと近づきつつ、新興ブルジョアジーを取り込んで支持基盤を強化してきた。福祉正義党もイスラーム経済運動などと共通の出自を持ち、また徐々に党員や議員のウイングを広げてきたが、現在まで党の指導者は説教師やメッカ巡礼ビジネスなどの背景を持つものが多く、その社会基盤および支持層の広がりには大きな壁がある。現代インドネシアにおいては、トルコやエジプトのように世俗とイスラーム系政党に大きなイデオロギーや社会階層間の亀裂が生まれず⁹、イスラーム勢力も実に多様でその政治的な受け皿たる政党も複数に分裂している。著者が行った世論調査に基づく支持者の社会的背景の分析によれば、福祉正義党とムハマディヤ系の国民信託党、それにユドヨノ大統領の民主主義者党の支持者は、都市の高学歴でマジェリス・タアリムと呼ばれる非常に多様な草の根の宗教活動への参加と相関関係があり、ナフダトゥル・ウラマー系の民族覚醒党と世俗ナショナリスト政党である闘争民主党の支持者には学歴と負の相関関係を見出すことができる¹⁰。

（3）「犯罪的民主主義」による安定？

インドネシアの政治的安定の理由としては、表向きの民主化に対して、スハルト体制期からの政治的、経済的支配エリートがインフォーマルに権益を維持しているとの見方も有力である。ロビソンとハディズ、ウインターズによれば、植民地期からインドネシアはオリガーキー（寡頭制）でありスハルトがこれを進化させた。しかし1990年代にスハルトが自らの子供たちを過剰に重用することで、分配のルールが狂い、政権への不満はオリガーキー内部から起こるようになった。1998年の政変によってスハルトとその子供たちがこの構造から取り除かれたあとも、オリガーキーは依然として強力であり、法律と執行機関を凌駕する力を持っている。権威主義体制から民主主義体制に移行したことで、現在ではオリガーキーの「数は増え多様になった」がそれは「犯罪的民主主義」であり、オリガーキーは地方まで浸透し、植民地期から脆弱な法的インフラはオリガーキーを従わせる力も独立性もないどころか、法執行機関はオリガーキーの分け前を得ようと墮落しているという¹¹。

国会の議席を失い、警察が分離された国軍においても、彼らにとって重要な政策には介入し、またインフォーマルな権益の維持がなされている。結果として震災による状況変化でアチェの分離独立問題はなくなったが、国軍は独立を許した東チモールの「失敗」を踏まえて、アチェでは戒厳令状態を継続させることでイニシアティブを握って独立派の掃討作戦を行っていた。インドネシアの国軍はまたスハルト体制期から公式な予算では足りない資金の調達を、軍営の企業などによって各軍管区がそれぞれ独自に行ってきた。1998年以降もその構造は変わらず、国軍は地方で形成されたオリガーキーの一部を担い、森林の違法伐採などのビジネスにも手を染めてきた。また地域紛争や「テロとの戦い」を利用して国軍の担当する治安領域を維持ないし再拡大に努めてきた¹²。

フォーマルな政治の中でも、スハルト時代に元国軍司令部政治社会担当参謀であったスシロ・バンバン・ユドヨノ現大統領はもちろんのこと、ウィラント元国軍司令官はハヌラ党党首、スハルトの娘婿でもあったプラボウォ・スビアント陸軍戦略予備軍司令官はグリンドラ党党首になっている。ハヌラ党およびグリンドラ党は両党首が設立し、ウィラントは2004年大統領選挙の、プラボウォは2014年に予定されている次期大統領選挙の有力候補となっている。彼らは知名度を利用して公選されているが、その他の政党や社会組織でも治安当局の有力者を招き入れている。福祉正義党は2004年総選挙で元国家情報局のスリプトを国会議員選挙で立て当選、ナフダトゥル・ウラマーは元国家情報局（BIN）副長官のアサド・サイド・アリを2010年に副議長の一人に選出している。

オリガーキー論によるインドネシアの政治経済体制の分析は、1998年の「敗者なき権力の移行」と平行に比較的安定しているインドネシアの構造をおおむね説明しているように思われる。ただし、これまで見てきたように、民主的な競争が行われていることは事実であり、国軍の政治的な役割も限定的である。経済体制においてもある程度の再編は行われており、スハルト周辺の企業を始めとした退出者とそれに代わる新規参入者が見られる¹³。

2. 現代インドネシアにおける政治とイスラーム—ジャカルタ州知事選の分析から

(1) 背景

2012年7月11日に第1回、9月20日に決選投票が行われたジャカルタ州知事選は2012年最大の政治的イベントであった。有力候補が揃ってメディアの注目を浴びたうえに、宗教が選挙戦の一つの焦点となった。2014年の総選挙を占ううえでも重要な選挙となった。本章ではこれまで既存研究を中心に、中東における政変と対比しながら、インドネシアの政治構造の分析を行ってきた。以下、ジャカルタ州知事選を事例に、現代インドネシアに

における政治の捉え方をとりわけイスラームとの関係から提示したい。

2012年のジャカルタ州知事選は事実上現職のファウジ・ボウォ（通称フォケ）とジョコ・ウィドド（通称ジョコウィ）の間で争われた。フォケは地元ブタウィ人の元官僚で、副知事候補に民主主義者党のジャカルタ支部長を迎えた。民主主義者党以外に国民信託党もフォケ組を支持した。ジョコウィは闘争民主党的支持を受け、元ビジネスマンで中ジャワ州の地方都市ソロ市長、副知事候補はグリンドラ党に支持を受けた華人キリスト教徒のバスキ・チャハヤ・プルナマ（通称アホック）で、同じく地方自治体の首長（バンカブリトゥン州東ブリトゥン県知事）であった。両者の経歴は対照的で、とりわけ官僚／ビジネスマン、ブタウィ人ムスリム／ジャワ人ムスリム＋華人キリスト教徒という背景が重要であった。

ジョコウィは有能なソロ市長として知られていたが、ジャカルタの有権者には浸透していなかった。立候補前にソロから十数時間かけて高校生が組み立てた「国産」自動車に乗ってジャカルタ入りしてマスコミの注目を集めると、その後も市場や集落をまわり庶民的なイメージをアピール、発言にもユーモアがあり、これが官僚的なフォケとは対照的に扱われた。他方で行政の効率化などビジネスマンのセンスを活かしたソロ市長としての実績をプレゼンしたビデオを配布し、またインターネット上の動画配信サイト・ユーチューブに配信、数十万回のアクセスを記録した。他方のフォケは州知事としての実績に加えて、地元のブタウィ人であることを強調した。ブタウィ人の文化的アイデンティティとイスラームは表裏一体である。ブタウィ人らしさを強調することは、あまり「イスラーム的」に見えないジャワ人のジョコウィときわめて異例な華人キリスト教徒の出自を攻撃することにつながった。フォケ陣営はブタウィ人ウラマーの写真を背後に「賢い人間は明確なものを選ぶ！」というメッセージを掲げた。これはジョコウィの宗教的背景が明確でないことを暗示しており、実際ジョコウィの母親はキリスト教徒であるといった噂が流された。フォケ側について国民的歌手であるロマ・イラマが「ムスリムは同じ信仰を持つものを選ばなくてはならない」とモスクで説教した映像がユーチューブに流れて報道が過熱、この問題は大きな話題となった。ジョコウィも宗教的キャンペーンをしなかったわけではなく、他の候補と同様に、ナフダトゥル・ウラマーや影響力のある宗教指導者を訪問した。何より、第一回投票の直後に母親を連れてメッカ巡礼に赴いて、ネガティブキャンペーンの払拭を狙った。

他方で政党組織による選挙運動は目立たなかった。第一回投票でジョコウィが上回ったものの、当選に必要な過半数に満たなかったために、他候補を支持していた諸政党の動向が焦点となったことを除いてはもっぱら候補者個人の動向に注目が集まった。

(2) 選挙結果と社会的背景

以上のような宗教およびエスニシティを強調した選挙キャンペーンには効果があったのだろうか。第一回投票はジョコウィ組 42.6 パーセント、フォケ組 34.1 パーセント、二組の決選投票となった第二回投票はジョコウィ組 53.8 パーセント、フォケ組 46.2 パーセントで新州知事が誕生した。

フォケ陣営はユドヨノ政権の連立を形成する各政党の支持を取り付けたが、メディア戦略に勝利したジョコウィとの差を詰めることはできなかった。川村晃一による以下の2004年の大統領選挙の分析のメガワティをフォケ、ユドヨノをジョコウィに替えれば、そのまま2012年のジャカルタ州知事選の分析に使える—「選挙制度の特徴と有権者の投票行動の変化を最も的確に理解していたのがユドヨノであった。ともに決選投票に進んだメガワティが大政党の連合による組織票の動員によって勝利を目指そうとしたのに対して、ユドヨノは、立候補表明直後からメディアを使ったイメージアップ戦略を積極的に展開した」¹⁴。ユドヨノに支持されたフォケが、メガワティに支持されたジョコウィに敗れたのは皮肉である。2004年との最大の違いはソーシャル・ネットワークという新しいメディア戦略においてもジョコウィが大きく上回ったことである。選挙期間中のツイッターにおけるジョコウィに関する「つぶやき」は約34万回でフォケについての1.4倍に達したという¹⁵。

就任後もジョコウィと副知事のアホックはメディアの注目を浴び続け、現時点までその「ハネムーン」は続いている。宗教についてのネガティブキャンペーンはすでに忘れられているかのようである。しかし、実際にはエスニシティによる亀裂投票が見られた。投票前のテンボ誌がインドネシア調査機関と行った調査によれば、ジョコウィ組の支持者の42パーセントがジャワ人、ブタウィ人は18パーセントであった。フォケ組は支持者の28パーセントがジャワ人、ブタウィ人が42パーセントであった。フォケを選んだ理由として最も多いのが同じ宗教(21.7パーセント)で、他方で同じエスニックグループと答えたのは5.8パーセントに留まった。ジョコウィ支持はその人柄に集中しており、大衆を思いやる人である(28.8パーセント)、正直な人である(18.4パーセント)、選挙公約を守る(17.0パーセント)と続く。教育レベルと収入が高くなるほどジョコウィ支持が高まるという結果が出ている。支持政党の候補であることを理由に挙げたのはそれぞれ0.6パーセントに留まった¹⁶。

実際の選挙結果を検討しても、フォケが勝利した地区はブタウィ人集住地区と多くが重なる。もっとも明確な結果が出たのが中央ジャカルタ市メンテン区の結果である(表2)。すなわちメンテン5地区のうち、ブタウィが例外的に少ないゴンダンディア地区ではジョコウィが圧勝、ブタウィ人口が約4割以上を占める他の地区ではフォケが勝利している。

他の地区を検討しても、宗教キャンペーンの効果は明白である。ただし、宗教キャンペーンが効いていたのはブタウィ人に対してだけであり、ジャワ人はもちろんスンダ人ムスリムにもフォケへの支持は浸透しなかった。ブタウィ人はジャカルタにおいて全体の3割程度しかおらず、政党の連合による組織票の動員も及ばなかった。

なお、著者が使用したエスニックグループの分布は2000年国勢調査の結果であり、最新のデータ、教育と収入等其他の変数の利用、さらなる地区別の検討が必要である。

(表2)

中央ジャカルタ市メンテン区におけるエスニックグループの分布(2000年)と第二回投票結果
(ジャワとブタウィの括弧内は地区人口に占める両エスニックグループの割合)

地区名	人口	ジャワ	ブタウィ	スンダ	華人	フォケ	ジョコウイ
メンテン	25080	5821 (23.2)	9746 (38.9)	5085	498	55.0	45.0
プガンサン	23148	4752 (20.5)	10083 (43.6)	4115	78	57.2	42.8
チキニ	7198	1575 (21.9)	3219 (44.7)	960	99	56.3	43.7
ゴندانディア	5236	2460 (47.0)	467 (8.9)	759	336	28.8	70.2
ケボン・シリ	13135	2415 (18.4)	6332 (48.2)	2069	364	58.1	41.9

おわりに

インドネシアにおける政治的安定の理由は「敗者なき権力の移行」と一種のオリガーキーの継続、イデオロギー的な中道化を挙げることができる。移行における大統領、国軍、与党、それに在野ないし野党的なイスラーム勢力との関係はそれぞれ重要で、比較研究は有用である。イスラーム系政党への支持は低下しているが、エスニシティや宗教的差異に基づく亀裂投票は依然としてある。ジャカルタ州知事選は地元ブタウィ人のエスニックアイデンティティとイスラームが結びついて争点として浮上した典型的な事例であった。メディアにおけるイメージ形成は極めて重要であり、とりわけ都市部においてはインターネット上の動画サイトやソーシャル・ネットワークの重要性も高まっているといえよう。

—注—

¹ Shapiro, Ari, "Indonesia and Obama's Personal Path to Democracy," *NPR*, 20 February 2011.
² 増原綾子 『スハルト体制のインドネシア 個人支配の変容と1998年政変』(東京大学出版会、2010年)。
³ 増原綾子 「政変を比較する—インドネシアの1998年政変とチュニジア・エジプトの政変」『地域研究』

- 12-1、2012年、125-134頁。
- ⁴ 佐藤百合「経済システムの変貌—権限集中から分散へ、保護からリスク分担へ」『アジア研ワールド・トレンド』No.154、2008年7月、28-30頁。
- ⁵ 見市建「イスラーム化の進行とイスラーム系政党弱体化の矛盾」本名純・川村晃一編『2009年インドネシアの選挙—ユドヨノ再選の背景と第2期政権の展望』（アジア経済研究所、2010年）。
- ⁶ John T. Sidel, “Separated at birth,” *Foreign Policy*, 15 February 2012.
- ⁷ Dan Murphy, “Indonesia and Egypt separated at birth? No, just completed separate,” *The Christian Science Monitor*, 17 February 2012. 見市建「インドネシアにおけるイスラーム主義急進派の位置づけ」『海外事情』60-4、2012年、61-73頁。
- ⁸ 浜中新吾「ハイブリッド型権威主義体制の与党支持構造—エジプト・シリアの比較分析—」『アジア経済』2011年12月、2-29頁。
- ⁹ ただしイスラーム系政党か否かの区別は依然として認識されており、有権者はこれを投票の基準にしている。川村晃一、東方孝之「インドネシア：再生した亀裂投票と不明瞭な業績投票」間寧編『アジア開発途上諸国の投票行動—亀裂と経済—』研究叢書 No.577、アジア経済研究所、2009年。無論、トルコの場合も間寧による以下の研究が示唆するようにその投票行動の変化に注目すべきであろう。Yasushi Hazama, “Social Cleavages and Electoral Support in Turkey: Toward Convergence?” *The Developing Economics*, XLI-3, September 2003, pp.362-87.
- ¹⁰ 見市建「変わるインドネシアのイスラーム地図」『地域研究』12-1、2012年、159-173頁。
- ¹¹ Robison, R. and V.R. Hadiz, *Reorganising Power in Indonesia: The Politics of Oligarchy in an Age of Markets*, (London: RoutledgeCurzon, 2004). Winters, J.A., *Oligarchy*, (Cambridge and New York: Cambridge University Press, 2011). Winters, J.A., “Oligarchs and oligarchy in Southeast Asia,” in Richard Robison (ed.), *Routledge Handbook of Southeast Asian Politics*, (Abingdon and New York: Routledge, 2012).
- ¹² Jun Honna, “Security Challenges and Military Reform in Post-Authoritarian Indonesia: The Impact of Separatism, Terrorism, and Communal Violence,” Ruland, Manea and Born(eds.), *The Politics of Military Reform: Experiences from Indonesia and Nigeria*, Springer, ch.9, forthcoming.
- ¹³ 銀行と不動産業界を題材にスハルト体制後の経済体制の再編を実証的に示したものとして以下を参照。新井健一郎『首都をつくる ジャカルタ創造の50年』東海大学出版会、2012年。佐藤百合「インドネシアの企業セクター再編」『アジア研究』第54巻2号、2008年4月、48-70頁。ミツナーはウィンターズの理論的貢献は認めつつ、その実証性に疑問を呈している。Marcus Mietzner, “Review: Power politics,” *Inside Indonesia*, Oct-Dec 2012.
- ¹⁴ 川村晃一「選挙政治の展開と有権者の投票行動がもたらす政治の変化」（特集：インドネシア民主化10年—その成果と課題）『アジア研ワールド・トレンド』No.154、2008年7月、10-12頁。
- ¹⁵ “Data & Fakta Calon Gubernur DKI Jakarta Periode 2012-2017,” *Beritasatu.com*, 2012年10月5日閲覧。なお選挙資金においては、フォケはジョコウィの3.9倍を投入したという。
- ¹⁶ *Tempo*, 17-23 September, 2012.

第7章 「アラブの春」と中東国際関係 —原理的問いと現実的展望—

池田 明史

はじめに

2010年末以降の「アラブの春」と総称される中東の動乱は、数十年に一度、場合によって一世紀に一度あるかないかの大変動と位置づけられている。1950年代から60年代にかけてのアラブ民族主義昂揚期、各地で反帝国主義を掲げた革命やクーデターが繰り広げられた時代以来の構造的な変革だとする見方のほか、むしろ20世紀初頭から戦間期にかけての中東諸国体制の創出に匹敵するとする立場、あるいはさらに遡って欧州列強の膨張圧力に抗して出来た「アラブの覚醒」の再来ではないかと考える文明論的な見解など、この現象の歴史的解釈をめぐる議論は百出の状況にあり、一定の共通理解に達するにはなお暫くの時間を要するであろう¹。

しかしながら、中東全域を巻き込んだとの印象とは裏腹に、2013年初頭現在でこの動乱が直接体制転覆に結果したのはチュニジアとリビアとの2カ国にとどまる。アラブ最大の国家エジプトでのムバラク退陣とその後のムスリム同胞団による奪権の経緯は大きな衝撃ではあったが、しかしこの政変を事実上規制し、政権交代に道筋をつけたのは旧来最大の実力集団であった国軍にほかならない。移行期に全権を掌握した国軍最高評議会（SCAF）は新たに選出されたモルシ大統領に権限を移譲して後景に退いた格好となったが、いわば「将校の共和国」としての「国体」それ自体は依然として健在である。これを体制打倒と呼ぶかどうか、必ずしも疑問なしとしない²。イエメンでも同然で、退陣したサーレハ前大統領は刑事訴追を免責された上、相変わらず与党指導者として隠然たる勢力を保っている。内戦でもはや政府としての正当性を失い、交戦団体と化したシリアのアサド政権は、それでも軍事的には圧倒的に優勢で、ここでも体制打倒が実現したとは言い難い。バハレーンでは、騒乱が繰り返されるものの、結果的には常に体制側に抑え込まれて変革にはつながっていない。他の諸国では若干の混乱が見られたものの、体制自体はそれぞれ安定を回復している。動乱から2年余を経て、アラブ連盟加盟国22カ国中、単なる政権交代を含めても体制の転覆や大きな動揺を経験したのはつまるどころ5カ国に過ぎない。

1.1 動乱のドミノ現象とその遮断

それでもなお、「アラブの春」がそれまで盤石と考えられていた各国の権威主義的支配

の体制を根底から揺るがす契機を胚胎していた事実は見逃せない。アラビア語という同一言語に乗って、チュニジアに発した独裁拒否と自由化希求のメッセージは、燎原の火の如くアラブ世界を席卷した。そうした横断的なベクトルが6カ国まではドミノ現象を起こしたが、それを越えて波及しなかったのは、それぞれの国家の民族的宗派的構成や歴史的経験の相違、あるいはふんだんな石油資源に支えられた財政的余裕の有無といった個別的なベクトルの存在によるものである。フェイスブックやツイッターといった新たな社会的ネットワーク（SNS）が民族・部族・宗派という地縁血縁に支えられた伝統的なネットワークとどのような関係を切り結ぶかは、国情により異なる。また、ヨルダンやモロッコなど、相対的に王室の支配の正統性が浸透しつつ、それなりに体制の「風通し」がよいと感じられていた国々では不満の噴出の態様や圧力が抑えられたのも事実であろう。サウジアラビアをはじめとする湾岸産油諸国では、支配の正統性は豊富な石油収入によるバラマキ政策によって補完され、結果的に「金で解決」する手法が奏功したとも言える。イラクやアルジェリア、あるいはレバノンなど、直近の過去に激しい内戦を経験した記憶がなお新しい国々では、そのような混乱の再来を忌避する社会共通の意識が作動したという側面もあろう。それら諸国においては、民主化の騒乱は経験済みということでもある。イスラエルの占領支配下にあるパレスチナでは、パレスチナ解放機構（PLO）主流派ファタハやイスラーム原理主義政党ハマスといった直接の統治権力に対する異議申し立てよりも、とにかく占領状態から脱することのほうが優先順位は遥かに高いといった事情により、反独裁・自由化希求の運動も精彩を欠くものとなった。

1.2 横断的ベクトルと垂直的ベクトル

このように、アラブ世界を横断的に結ぶ権威主義体制への異議申し立ての動きは、それぞれの国情に由来する個別のベクトルによって遮断され、ドミノ効果は限定的なものにとどまっている。加えて、従来の革命運動が社会主義や民族主義、あるいはイスラーム主義といった、それなりに明確なイデオロギーの下に、ナセルやホメイニなど求心力の強い指導者に牽引されて波及していった経緯とは裏腹に、指導理念や象徴的指導者を欠いた形で展開してきているところに、この現象の政治的波及の限界を見ることも可能であろう。フェイスブック革命と形容されることもある「アラブの春」は、その匿名性や没価値性がいわばアクセルとブレーキとの両面の機能を作動させているように見える³。

このことが、チュニジアやエジプトにおいて、革命後の移行期の中からイスラーム主義政権が登場してきた理由を説明する。両国において革命を起動させ、独裁者を放逐した主体、少なくともその中核部分は SNS を手にした未組織の世俗的若年層であった。彼らの街

頭行動に触発された格好で、大衆蜂起の状況が生まれ、旧体制が打倒されたのである。しかしながら、新たな秩序を構築する局面になれば、組織化された政治基盤を持ち、具体的な政策プログラムを提示できる既存の政治勢力が俄然優位に立つことになる。そうした政治勢力の中で、旧体制下において弾圧・疎外され、旧体制に組み込まれていなかったという不在証明を掲げることのできたイスラーム政党のアンナハダ（チュニジア）やムスリム同胞団（エジプト）が、いわば革命の果実をハイジャックしたという結果になったのである⁴。

そうだとすれば、無血革命を達成したこれら両国であれ、流血の内戦を惹き起したリビアやシリアであれ、あるいはイエメンその他未だ混乱から脱していない諸国であっても、さらにはこれまでそれぞれの事情で大きな混乱を免れている諸国においてさえ、そこに通奏低音のように内在している問題は共通しているように思われる。すなわちそれは、独裁支配に異議を申し立てて自由・人権・民主主義の実現を要求した未組織の世俗的若年層に対して、旧体制打倒後の実権を掌握した旧来の政治勢力や、あるいは転覆を免れている旧来の体制それ自体が、どのように応答するのかという問いにほかならない。新たに台頭して政権を打倒しあるいは動揺させた彼ら若年層は、これまでのように一方的に権力による統制の対象となることを潔しとせず、逆に権力に対する監視を強めるであろう。未組織であるために権力に自ら参加する手段や方途を欠いているにせよ、権力を破壊することについて彼らは一定の自信をつけている。未組織であるだけに、そうした彼らを捕捉し無力化することは著しく困難である。

2.1 中東国際関係への含意

前節で指摘した各国内政上ないし国内社会的な攪乱要因は、中東地域に固有のアイデンティティ政治の状況によってさらに拡幅され、域内の国際関係に波及する。汎アラブ意識や汎イスラーム意識といった^{スプレッド}超ナショナルな次元のアイデンティティ、シーア派・スンニ派、あるいはクルド、アルメニア、パレスチナなどの準ナショナルないしサブナショナルかつボーダーレス的な規定の対象となる宗派・民族的アイデンティティ、さらに最終的には部族・出自地域にまで還元されうる血縁地縁的な帰属意識など、中東においては各レベルのアイデンティティが複雑に錯綜している。その時々との与件や情勢によって、そのように重層化しているアイデンティティの中から前景化する表層が目まぐるしく変遷してきたのが中東の現代史にほかならない⁵。その意味では、一般的な国際関係の理論モデルを留保なしに中東に適用するには慎重を期す必要があるだろう。例えば、中東の国際政治を分析する上で比較的頻繁に用いられるリアリズム論⁶の理念型では、国家の対外政策の究極目標は

自己保存、すなわち独立と安全保障との保全にあり、当該国家はこれを域内外の国際システムにおける勢力均衡をはかることによって達成しようとする規定される。その際、個々の政策は、当該国家の物理的な国力の現実（規模・人口・地勢地誌・資源・兵力量 etc.）によって半ば自動的に規定される国益の損得計算に基づいて決定されるというように、意思決定主体としての国家をある種ブラックボックスとして措定する。このような枠組みでは、当該国家の為政者自身や彼に対して直接間接に圧力を行使しえる国民大衆の心情的傾斜や先験的選好といった要素を分析の射程に取り込めなくなるため、既述したように濃厚なアイデンティティ政治の性格を帯びる中東の国際関係の把握に齟齬が生じる可能性を排除できない。

言うまでもなく、エジプトやモロッコといった伝統的にそれなりのまとまりと帰属感を備えてきた事例はむしろ例外的で、大多数のアラブ諸国は欧州列強の帝国主義的分割の結果出現した人工構築物である。それぞれに異なる領域内部の社会的亀裂を架橋し、多岐にわたる部族や宗派、エスニック集団を権力的、強制的に同質化するプロセスが、これら諸国の国民統合と国家建設の内実であった。対内的には権威主義的な強権支配体制が、対外的には反帝国主義・反シオニズムの統合シンボルが、いわば相互補完的にそうした目的を達成するための必要欠くべからざる装置として作動してきたのである。そのような観点から「アラブの春」を位置付ければ、この変動が強烈に指向した脱強権支配、自由化、民主化のベクトルが、従来の対外的な反欧米・反イスラエルの契機にどのように波及するかはさしあたり今後の注目点となる。あるいはさらに進んで、少なくともいったんは統合されたかに見えるそれぞれの国民国家的な枠組みは所与として前提にされるのか、それともそうした枠組みそれ自体が問い直されることになるのかという問題も、長期的には残される。すでに2003年に欧米有志連合によって「外から」サダム・フセインの強権支配が打倒されたイラクでは、アラブ vs.クルド、スンニ派 vs.シーア派というアイデンティティ政治上の対立抗争が常態化し⁷、今回の「アラブの春」によって「内から」アサド父子の世襲権力政権の打倒が目指されているシリアでも、内戦は次第に宗派間抗争の様相を強めつつある⁸。同じく「アラブの春」で「内と外から」すなわち内戦とこれに対するNATO主体の介入によってカダフィ体制が解体されたリビアでは、トリポニタリア、キレナイカ、フェザーンの伝統的な地域的・部族的対抗関係が復活したかに見える⁹。打倒の対象となったこれら三国の独裁体制はそれぞれ英・仏・伊の植民地主義的領域支配をそのまま受け継いでいた事実、および本質的には同様の事態を抱えていると考えられるヨルダン（ベドウィン vs. パレスチナ人）、イエメン（南北部族対立）、バハレーン（シーア派 vs. スンニ派）などの状況を踏まえると、現在進行中のアラブ世界の政治変動を歴史的な脱植民地化闘争の新たな

局面と捉えようとする見方にも、それなりの根拠が認められるのである。つまるところ「アラブの春」の中東国際関係における含意は、原理的には既存の国民国家的統合のベクトルと、これを攪乱する^{トランスナショナル}越境的なベクトルとのせめぎあいの帰趨をどう見るかというところに帰着するように思える。

2.2 イスラエルの視点

ところで、こうした変動が中東の地域的なパワーバランスにどのように影響するかは、短期的にも中長期的にも大きな検討課題であろう。その際、分析に際しては「誰から見た」バランスかという点が問題とされねばならない。当然ながら、パワーバランスという以上、その力学関係の支点が明示される必要があるからである。本章では、アラブ世界と一方で対抗し、他方で癒着するといった発展関係を切り結ぶ非アラブ国家イスラエルの視点からこの課題への接近を試みる。

イスラエルから見た場合、「アラブの春」出来以前の中東におけるパワーバランスは、イランの核武装問題とパレスチナ和平プロセスという二つの大きな安全保障上の課題を抱えながら、それでも相対的な安定を示していた。その理由は、基本的には現状改変を望まない諸国が大勢を占めており、積極的に現状打破を目指す主要勢力は国家としてはイランを数えるのみであったからである。そのイランの傀儡と位置付けられていたレバノンのヒズボラやパレスチナのハマスといった、イスラエルを敵視する武装闘争組織があり、それぞれ2006年の第二次レバノン戦争や2008年末/09年初のガザ戦争（「鋳鉛」作戦）といった形で折に触れて軍事衝突を惹起していたが、しかしシリアのアサド政権にせよ、エジプトのムバラク体制にせよ、それら武闘組織に影響力を持つアラブ諸国はそうした衝突を地域の構造的な転換につなげようとする動機に乏しく、むしろその自国内への飛び火を警戒して封じ込めようとする姿勢に終始していた。大局的に見ればアラブ主要諸国のこのような守勢戦略は、第三次（1967年）・第四次（1973年）の二つの中東戦争の結果、パレスチナ問題の軍事的解決、すなわち武力によるイスラエルの解体・排除というオプションが完全に現実性を失い、各自が国家的統合を保ちつつ安全保障と経済成長とを全うしようとするれば、紛争を少なくとも凍結し、ユダヤ人国家イスラエルとの間に公式もしくは非公式の「冷たい平和」を維持することが不可欠となった事実を意味していた。1991年の湾岸戦争や2003年のイラク戦争によってエジプト脱落后アラブ最強と看做されたイラクの軍事モデルが崩壊した後は、このような状況に拍車がかかったのである¹⁰。

かくして、「アラブの春」が勃発する直前の2010年末の時点において、自国を取り巻く国際関係は、イスラエルにとって「居心地の良い」戦略環境を作り出していた。エジプト

との和平はどこまでも冷たい平和でしかなかったが、ガザに拠るハマースとエジプト国内のムスリム同胞団との連携を警戒するムバラク政権は、「敵の敵」であるイスラエルとの暗黙の協働関係を強化しつつあった。ヨルダンとの関係は1994年の和平条約締結以前から「暖かい敵対」とも呼べるほど密なものがあったし、条約締結後の両国関係もエジプトと比べれば余程安定していた。シリアとはゴラン高原の返還問題を巡って厳しい対立が続き、トルコや米国を仲介とした和平工作も蹉跌を重ねていたが、しかしシリアのアサド政権は親子二代にわたって1974年のゴラン兵力引き離し協定をほぼ完全に遵守し、1982年・2006年の二度にわたるレバノン戦争においてもイスラエルと直接軍事的に渡り合うことはなかった。パレスチナでの騒乱状況（インティファダ）やいわゆる「対テロ戦争」の展開など、緊張が日常的に昂進し、折に触れて発火することはあっても、イスラエルは隣接する諸国と国家主権の発動たる戦争を経験することなく30年以上を経ることができた。近隣諸国からの通常戦力による奇襲を主たる脅威として安全保障体制を構築してきたイスラエルにとって、そのような脅威は完全に過去のものとなったと思われた。これに代わって、遠隔地イランからの非通常兵器による攻撃の可能性が、そのイランが支援し使喚する（と認識されている）ヒズボラやハマースなどの非国家主体によるテロ攻撃と並んで新たな脅威となっていたが、少なくともそれらの脅威は予見可能であり、予防先制的な軍事的対処も可能であると考えられていた。換言すれば、中東の国民国家的枠組みが安定している限り、すなわちそのような枠組みの現状を維持しようとする国家が大多数を占めている限り、イスラエルにとっての戦略環境は良好であり続けると認識されていたのである。

2.3 戦略環境の変遷

2010年末以降の「アラブの春」は、このような戦略環境を根底から突き崩した。エジプトのムバラク政権の崩壊と、結果としてのムスリム同胞団の奪権とは、イスラエルの地域戦略の基軸である対エジプト和平条約の先行きを不透明なものとし、シリアの内戦はエジプト同様のイスラーム勢力による奪権かあるいはシリア国家それ自体の解体かという二者択一の展望を示しつつある。ヨルダンのハーシム王家の安定もまた自明ではなくなり、シリアの内戦の波及その他のきっかけ次第で大きな混乱も出来しかねない情勢となった。しかも、そうした各地の政治変動は、少なくとも当初はイスラエルにとって従前から変わらぬ脅威であるイランに有利に作用すると考えられた。隣接諸国の情勢流動化は、現状打破を志向する勢力の望むところであり、しかも各地におけるイスラーム勢力の台頭は、イスラーム革命体制を標榜するイランに格好のレバレッジを提供することになるからである¹¹。

また各国で進行する政治変動が、最終的に「自由化」や「民主化」の実現につながる可

能性があるにせよ、その道程は長く複雑なプロセスであることが予測される。移行期にはしばしば予測できない混乱が惹起され、そうした混乱を乗り越えるために暫定的にもせよ為政者は「外に」敵を設定して国内社会の統合を図ろうとする。かつての反帝国主義・反シオニズムという手垢にまみれた結集シンボルが再び引き出されてくる可能性は無視できない。さらに、内戦に陥ったシリアなどでは、中央政府の機能不全によって武器・兵站その他の物資が野放図に流出し、各種の武闘勢力の跳梁に結果する蓋然性も高い。リビア内戦の混乱が、2013年初頭のアルジェリア天然ガスパラント襲撃事件につながった経緯はその典型といえる¹²。イスラエルにとっては、混乱するリビア、シリアからそれぞれガザのハマス、レバノンのヒズボラへの軍事物資の流入が深刻に危惧されているのである。

こうした状況は同時に、直接的にいわゆる「^{ジハード}聖戦主義」によるテロの脅威を増大させる。中央権力の統制劣化がアルカイダ等のテロ・ネットワークの拡幅に如何に貢献したかを示す事例は、アフガニスタンやイラク、リビア、シリア、イエメン、スーダン、ソマリア等、枚挙に遑がない。2012年8月にはそうしたテロの事案がシナイ半島で生起し、エジプトの警備部隊が襲撃されて多数の犠牲を出すに至ったが、ここではイスラエルは、国家的脅威と越境的脅威の狭間でディレンマに陥ることになる。増大したテロの越境的脅威に対抗するためにはエジプトのシナイ展開兵力の増強を認めざるを得ず、そうならばイスラーム勢力が奪権した新生エジプトの潜在的な国家的脅威を南方国境に抱え込むという構造になるからである。

3.1 パワーバランスの変化：米国の退潮

いずれにせよ、イスラエルを取り巻く戦略環境は転変した。それはそのまま域内国際関係のパワーバランスの変動をもたらしつつある。大きな変化の第一は、米国の姿勢転換である。親米であれ反米であれ、それなりに安定した独裁政権との半ば恒久的な関係を基軸として自らの中東戦略を組み立ててきた米国は、「アラブの春」の結果としてエジプトやチュニジアといった友邦を失い、シリアやリビアなど「計算できる敵」を失い、またヨルダンやイエメンなど信頼してきた体制の不安定化を傍観せざるを得ないという立場に立たされている。2012年9月のベンガジにおける在リビア米大使殺害事件に象徴されるように、各地の混乱はともすれば反米の契機を前景化させやすく、イスラーム勢力の奪権や台頭という現象と相俟って中東における米国のプレゼンスの相対化ないし退潮を印象付けている。

他方で、シェールオイル・シェールガスといった新規化石燃料の自国商業生産が軌道に乗りつつあることでエネルギーの中東依存からの脱却の展望が開けてきたという事情もあり、米国の中東への関心は確実に低下している。現実に、「アジアへのシフト」を口実にア

フガニスタンやイラクなどこれまで積極的に介入してきた領域からの撤退を急ぐオバマ米政権は、中東への新たな介入を忌避する方向にある¹³。そのことは、2011年のNATOのリビア介入や2013年のフランスのマリ介入に際して、軍事介入の必要を認めた場合でも米国自身は情報通信機能や輸送・兵站補給機能を提供するなど自らの役割を努めて後方支援にとどめようとした事実からも読み取れる。

このような米国の姿勢変化は、米軍主導によるイランの核武装阻止のための軍事作戦に期待していたイスラエルの思惑に逆行する。同様に、2012年11月に勃発したイスラエルによるガザ大規模空爆に対しても、オバマ政権は従来のように「イスラエルの自衛権」を尊重して空爆そのものは認めたが、しかし地上軍の投入には難色を示し、これを一因としてイスラエルは地上戦に突入せずにエジプトと米国との仲介によるハマスの停戦を受け入れた。この経緯には、前回2008年末の「鑄鉛作戦」のようなガザでの地上戦が再び大量のパレスチナ人犠牲者を生めば、もはや米国はイスラエルを自動的に支持して「アラブの春」に沸くアラブ街頭大衆の敵意にその身を晒すつもりはないとのオバマ政権の暗黙の意思が表明されているように見える。それは、単にオバマ米政権とイスラエルのネタニヤフ政権との間の「^{ケミストリー}相性の悪さ」に還元されるべきものではなく、米国の構造的な国益変遷の結果と看做されてしかるべきであろう。米国のこうした「^{イブン・ハンデッド}公平性」への傾きは、同じ2012年11月の国連総会におけるパレスチナ「オブザーバー国家」昇格問題への投票結果¹⁴で浮き彫りにされたイスラエルの国際的孤立の深化とともに、今後のイスラエルの対外戦略の策定に影を落とすのは必至と考えられる。

3.2 パワーバランスの変化：シーア派枢軸 vs. スンニ派連合？

米国の姿勢変化に加えて、「アラブの春」は当初、イランの影響力の拡大による域内戦略バランスの変動をもたらすものと懸念され、イスラエルの焦燥に拍車をかけた。ゼロサム・ゲーム的に見れば、現状維持に戦略的利得を見出していたエジプト、チュニジア、ヨルダンなどの「穏健」アラブ諸国の体制転換や政権不安定化は、既述のように現状打破・改変を希求するイランや、その傀儡と看做されていた敵性非国家主体（ハマス、ヒズボラ）の優位に帰結すると思われたからである。事実、ムバラク政権崩壊後にエジプトはイラン海軍の艦艇にスエズ運河通航を認め¹⁵、また2012年8月のモルシ・エジプト新大統領のイラン訪問¹⁶と2013年2月のアフマデネジャド・イラン大統領のエジプト訪問¹⁷といった動きは、両国が1979年のイラン革命以降冷え切っていた相互関係の正常化を模索しつつあることを物語る。

しかし他方で、イラン海軍艦艇のスエズ通航は常態化しておらず、またモルシ大統領の

テヘラン訪問はサウジアラビア訪問の後で、しかも非同盟諸国会議への参加を主目的としており、イラン最高指導者ハメネイ師との会見も避けられるなど、エジプトの新体制はイランとの必要以上の接近には慎重を期している。湾岸アラブ諸国のシーア派人口に対するイランの政治的使喚や煽動を警戒したサウジアラビアその他の現状維持陣営は、第一に動乱が自国内に波及することを抑止し、第二には現状打破勢力の伸長を牽制防止するという目的のもとに、動揺するアラブ諸国の内政に直接間接の関与を強めることになった。バハレーンやヨルダンでは体制権力の保全に向けて、リビアやシリアでは反体制勢力の奪権支援に向けて、有形無形の工作が展開されたのである。そもそも現状維持と現状打破という二つの陣営間の競合とは全く関係のないところで生じた「アラブの春」は、ここにこれら両陣営間の対抗関係と結びつくことになる。さらにそれは、地域のアイデンティティ政治と重なって、イラン=イラク=シリア=ヒズボラというシーア派枢軸に対抗するサウジアラビアなど湾岸諸国（GCC）=ヨルダン=エジプトその他のマグリブ諸国のスンニ派連合という色彩を帯びることになった。その典型的な「草刈り場」と化したのがシリア内戦にほかならない。

4.1 中東国際政局の主戦場：シリア内戦

シリア内戦は、もともとは世俗主義的統合原理に立つバアス党支配下での既得権益に関わる受益層と疎外層との対立が、次第にアイデンティティ政治的な対抗図式の中に囲い込まれ、権力中枢に蟠踞するアラウィ派および他の宗教宗派的少数派との連合と、多数派を占めるスンニ派との間の闘争という色彩を強めてきている¹⁸。そしてそのようなシリア内部の体制支持派と体制打倒勢力との対抗関係が、既述のような域内国際関係における現状維持陣営と現状打破陣営とのせめぎあいと接合され、同時に「アラブの春」で刺激された地域的なアイデンティティ政治の外皮を纏うことになった。そこでは、アラブの一国であるシリアの統制を巡って、イランとトルコという非アラブの両国が、また「アラブの春」を生き抜いてきたサウジアラビアと、「アラブの春」で政権が交代したエジプトというアラブ世界の両雄とが、直接間接に錯綜した関係を切り結んでいる¹⁹。そしてそこには、各主要アクターが自身の国民国家的な^{ナショナル}権益の維持拡張を、アラブや非アラブ、あるいはスンニ派やシーア派といった、すぐれて越境^{トランスナショナル}的な回路を操作することによって達成しようとする逆説が存在する。その意味では、内戦の波及を抑止するための介入や関与が、むしろ波及の促進要因を創出する惧れもなしとしない。

そもそもアサド体制下のシリアは、1980年代を通じて繰り広げられたイラン・イラク戦争に際して、非アラブでかつイスラーム革命体制を掲げるイランと連携し、同じアラブで

しかもイデオロギー的に同根のバース党支配下にあったイラクを牽制する路線を採っていた。この路線は戦後も一貫し、レバノンのヒズボラに対するイランの有形無形の支援はシリアの積極的関与なくしては成立しなかった。世俗主義のシリアと宗教指導体制下のイランとのこのような蜜月関係は、時として「^{アンホーリーアライアンス}神聖ならざる同盟」と揶揄されてきたように、それぞれの国益計算に基づく^{リアルポリティーク}現実主義政治の所産と考えられていた。しかしながら、「アラブの春」が進展するに伴って、むしろアサド政権の基盤であるアラウィ派とイランのシーア派とのアイデンティティ政治上の紐帯という側面が浮き彫りにされるに至り、サウジアラビアやトルコ、あるいはエジプト、カタールなどスンニ派諸国がアサド政権打倒を目指す各種の反乱勢力に肩入れする展開となつて、ここにシリア内戦は中東におけるシーア派枢軸とスンニ派連合との間の軋轢の主戦場となつたのである。そのことは、かつてのイラン=シリア=ヒズボラ=ハマスという連携関係から、スンニ派のムスリム同胞団出自のハマスが距離を置き始め、新生エジプトとの関係修復に動く²⁰一方で、シーア派主導の色彩を強めるイラクがイランおよびシリアとの接触を密にしつつある状況によつても傍証されよう。

4.2 シリア内戦の帰趨と「介入」の是非

リビアやイエメン、あるいはバハレーンなど、同じく「アラブの春」に揺れる他の内戦・争乱事例と、シリアのそれとは国際関係への含意という点で明確に区別されねばならない。シリア内戦の帰趨は、社会的亀裂を幾重にも含み込んでいる隣接諸地域に混乱が波及しかねず、また中東地域におけるパワーセンターそれぞれの影響力の消長に直結すると認識されているからである。ヒズボラのシリア内戦関与はそのままレバノンにおける宗派間の緊張関係の昂進に跳ね返りかねないし、トルコやイラクはシリア北部のクルド人勢力の動向が自国内のクルド人組織の活動活発化につながることを警戒せざるを得ない。加えて、イラクはシリアでアサド政権が打倒されればそれが自国内で巻き返しをはかるスンニ派を勢いづかせると考えていよう。逆に、アラビア半島におけるシーア派の反乱を懸念するサウジアラビアなど湾岸諸国は、アサド政権の没落がその封じ込めを容易にし、シーア派の背後にあってスンニ派王政・首長制の打倒を使喚していると看做すイランの意図を挫くことができる²¹と信じている。ムスリム同胞団が奪権したエジプトは、シーア派イランのイスラーム革命体制と一括されることを嫌い、サウジアラビアをはじめとするアラブ同盟諸国との連携を重視して、シリア内戦においては反アサドの旗色を鮮明にしつつある。ヨルダン²²は、内戦の自国への波及が伝統的なベドウィン系とパレスチナ系の対立を顕在化させかねないことを危惧し、表向きは不関与の姿勢を貫いているが、アサド政権に一片の同情も寄せて

いないことは明らかである。かといって、アサド後のシリアがエジプトと同様にイスラム同胞団などイスラーム勢力に奪権される展開もまた恐怖の対象となる。シリア内戦はまた、同国のパレスチナ難民を再難民化させ、彼らの問題を通じてイスラエル占領支配下とパレスチナ自治政府、およびハマスの実効統治下にあるヨルダン川西岸やガザにおけるパレスチナ人の憤懣を噴出させる契機にもなり得る。かくして今後のシリア内戦については、各国の国益とアイデンティティ政治とが錯綜し、それぞれに厳しくせめぎあう展開が予想される。そうだとすれば、リビアの事例、あるいはバハレーンの事例のような外部勢力の直接的介入は事態をいっそう紛糾させるだけに終わる蓋然性が高い。「保護する責任」を掲げてリビアに介入した国際社会が、より深刻な人権被害の下にあるシリアへの介入を忌避するのは二重基準にほかならないとする批判の一方で、介入それ自体が事態の収拾につながらず、むしろ周辺に混乱を振り撒く危険性すらあることを勘案すれば、介入慎重論にも一定の論拠があるといえよう²¹。

おわりに

「アラブの春」は各国に、如何にして統治機構の維持や再建をはかるかという治安上の問題を突き付け、また体制が転覆された国々に対しては新たな統治の正統性の創出という喫緊の課題を迫った。それらの短期的な要請に加え、混乱や内戦で弱体化し、場合によっては崩壊した各国の経済基盤の立て直しも急務であろう。しかしながら、そうしたさまざまな課題すべてにわたって、イスラーム的価値観を含む既存の政治的な指導理念が、新たな形で権力に透明性を求める新世代の大衆運動に如何に向き合っていくかが問われることになっている。それは、冷戦末期からポスト冷戦初期（1980年代～90年代）において世界各地で経済的開放・成長や技術突破・進展に支えられた民主化要求運動の高まりのなかで、権威主義支配が次々に崩壊していった時代から遅れること四半世紀を経て、中東もまた漸くそうしたグローバルな流れに追いつきつつあることを意味している。

もとより、このような流れは未だ緒に就いたばかりであって、体制転換があったところでも自由化や民主化が定着に向かうかどうかは予断を許さない。今後の展開は、内政的には軍やイスラーム勢力の動向によって左右されよう。しかし同時に、各国における一連の政治変動は、それぞれの社会でのアイデンティティ政治上の主要契機を前景化させ、それが個々の社会に内在する亀裂や軋轢を噴出させるにとどまらず、国家社会の領域を超えて諸国家相互の越境的な混乱を創出しつつある事実にも注目しておく必要がある。そのような混乱は、徐々に中東の域内国家および非国家主体間の連携・対立関係の組み替えを導出しつつあり、これに伴って地域のパワーバランスの変化を惹き起こす可能性を帯びている。

基底部分に中東域内の国民国家的統合に対するアイデンティティ政治からの越境的アンチテーゼという原理的契機を孕んでいるだけに、その趨勢が帰するところには深甚な変動も予期しなければならないであろう。シリア内戦とその波及とを注視せねばならない所以である。

—注—

- 1 この現象に対する幾つかのアプローチについては、拙稿『アラブの春』への分析視角～考察・含意・課題～ 日本国際問題研究所「中東政治変動の研究—『アラブの春』の現状と課題」（平成24年3月）所収（第9章 pp129-140）で若干の整理を試みた。
- 2 例えば、Sayigh, Yezid ‘Above the State: The Officers’ Republic in Egypt’, Carnegie Endowment, August 2012を見よ。
- 3 アラブ諸国における横断・垂直両ベクトルを基軸とした政治変動分析およびその比較については、酒井啓子編「中東政治学」有斐閣 2012年を見よ。
- 4 Alhomayed, Tariq ‘Egypt: The Brotherhood’s militia’, Asharq Alawsat, Dec. 8 2012; Fair, Elizabeth ‘The Election of Ennahda and the Future of Tunisian Democracy’ Stanford Journal of International Relations No.40 Fall 2011
- 5 Hinnebusch, Raymond A. ‘The International Politics of the Middle East’ Manchester University Press, 2003; Hatina, Meir ‘Identity politics in the Middle East: liberal thought and Islamic challenge in Egypt’ Tauris Academic Studies, 2007; Telhami, Shibley & Barnett, Michael (ed.) ‘Identity and Foreign Policy in the Middle East’ Cornell University Press 2002; Lee, Robert Deemer ‘Religion and politics in the Middle East: identity, ideology, institutions, and attitudes’ Westview Press, 2010
- 6 最近の代表例として、Ross, Dennis & Makovsky, David ‘Myths, Illusions, and Peace: Finding a New Direction for America in the Middle East’, Viking, 2009; Milton-Edwards, Beverly ‘Contemporary Politics in the Middle East’, John Wiley & Sons, 2006などが挙げられる。
- 7 山尾大「外部介入によるイラクの民主化」、酒井編前掲書 pp95-108
- 8 Sayigh, Yezid ‘Can the National Coalition Lead Syria?’ Carnegie Endowment, Dec.24 2012
- 9 Wehrey, Frederic ‘Libya’s Revolution at Two Years: Perils and Achievements’ Carnegie Endowment, Feb. 11 2013
- 10 Inbar, E. ‘Israel’s Strategic Environment in the 1990s, Journal of Strategic Studies Vol. 25 Issue 1, 2002
- 11 The Institute for National Security Studies ‘Strategic Survey for Israel 2011’, Tel Aviv INSS 2012
- 12 イナメナス事件の含意については、拙論『仏軍のマリ介入阻止』は口実…」、エコノミスト誌 2013年2月12日号を見よ。
- 13 Sayigh, Y ‘INSIGHT: US Middle East Policy – Caution and Partial Retreat?’ Middle East Voices, Nov. 15 2012
- 14 総会での投票では、賛成138、反対9、棄権41となり、イスラエルと米国の他に反対票を投じたのはカナダ、チェコ、パナマ、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、パラオの諸国で、伝統的にイスラエルの意向に沿ってきた欧州諸国や日本などの「友好国」が挙ってパレスチナ支持ないし棄権に回った事実は、イスラエルに大きな衝撃を与えた。
- 15 2011年2月22日、イラン海軍フリゲート艦および支援艦の2隻がスエズ運河に入り、シリア方面に回航した。イラン革命後最初の事案であり、イスラエルはこれを挑発行為として非難した。
- 16 モルシ大統領は2012年8月30日に非同盟諸国首脳会議出席のためテヘランを訪問。1979年の国交断絶以来初の訪問となった。
- 17 アフマデネジャド大統領は2013年2月5日、イスラーム協力機構首脳会議出席のためカイロを訪問。しかし両国間の公式の首脳会談は行われなかった。
- 18 Moghul, Haroon INTERVIEW ‘Which Islamists? Religion and the Syrian Civil War’ Religion Dispatches, Politics Dec.19, 2012
- 19 小副川琢「シリア内戦とその地域的影響」、海外事情 2012年12月号 pp64-78
- 20 ハマスはダマスカスに在外指導部を置いていたが、シリア内戦に際しては当初旗色を鮮明にせず、やがてなし崩し的に反体制勢力への傾斜を強めた。その結果、2012年11月にはアサド政権がハマスを関連施設の強制撤去に踏み切り、事実上の指導部機能はカイロに移った。
- 21 シリア内戦への介入問題についての管見は、拙稿「中東における『介入』の位相」、酒井編前掲書 pp215-228を参照されたい。

第8章 体制移行期における内戦と「保護する責任」：リビアとシリアの比較

立山 良司

はじめに

アラブ諸国で起きた一連の政治変動、いわゆる「アラブの春」の高まりの中で、リビアでは2011年、42年続いたムアンマル・カダフィ政権が崩壊した。この過程で、国際連合安全保障理事会は初めて「保護する責任」(Responsibility to Protect、以下、基本的にR2Pと略述する)に具体的に言及した決議を成立させ、北大西洋条約機構(NATO)加盟国を中心とする連合軍がリビアに軍事介入した。他方、国連人権高等弁務官の発表によれば、シリアでは2013年初頭現在、6万人以上の死者が出ている。しかし、国連安保理を含む国際社会はシリアにおける殺戮を停止させる有効な手段をとれないまま、ほとんど傍観の状態を続けている。

リビア、シリア両国とも同じような経路をたどり、R2P論に基づく対応の必要性が議論されている。にもかかわらず何故、国際社会の対応はこれほど違っているのだろうか。最大の要因は、リビアとそれに続くコートジボワールにおいて、R2P論に基づく軍事介入が体制転換を引き起こしたことにある。このことに対するロシアや中国などいわゆるBRICS5カ国やその他の国は、「文民保護の名を借りた内政干渉である」と激しく反発している。

確かにR2P論はその展開されてきた経緯から見て、体制転換を含む内政干渉を排除することを重要課題に掲げてきた。しかし他方でリビア、コートジボワール、さらにシリアのケースは、外部アクターがある国において「文民保護」を実現しようとした場合、最終的には体制転換を図るしかないという状況もあり得ることを示している。体制の側が生き残りを唯一の目的として弾圧を続けている場合、国際社会の説得や非軍事的手段によって、民間人を含む反体制派に対する殺戮を停止するとは容易に考えられないからである。そこにはオーストラリアのR2P研究者アレックス・ベラミーがいう、R2Pと体制転換との間の「根本的なジレンマ」¹が存在している。

本章ではR2P論に基づき国際社会がいかに対応したかをリビアとシリアの事例で比較する。その上で、R2Pと体制転換問題を検討し、さらに国際社会が軍事介入をする場合の軍事力の問題、アラブ・イスラーム世界における米国などに対する不信感について言及する。

1. リビア問題と R2P 論

(1) 事態の急速な展開と軍事攻撃容認安保理決議の成立

リビアでは2011年2月15日以降、東部の都市ベンガジを中心に反体制デモが拡大した。これに対しカッターフィ政権が激しい武力弾圧を加えたため、国際社会では当初から R2P 論に立脚した「文民保護」のための措置を求める声が相次いだ。例えばインターナショナル・クライシス・グループ (ICG) は2月22日に早くも国際社会に対し、国連憲章第7章に基づく飛行禁止空域設定計画の立案などを求める声明を発表した²。また同日、アラブ連盟はリビアの加盟資格を停止し、イスラーム諸国会議機構 (OIC) ³もカッターフィ体制による暴力の停止を求める声明を出した。

こうした動きを背景に国連安保理は2月26日、暴力の即時停止、国際刑事裁判所への捜査付託、武器禁輸、カッターフィやその家族、側近の渡航禁止及び資産凍結などを盛り込んだ決議 1970 号を採択した。同決議は前文で、リビア政府が文民を保護する責任を有していることを明記しており、R2P を発動した初の国連安保理決議といわれている⁴。同決議は全会一致で採択されており、この時点で安保理はリビア問題に関し歩調をそろえていた。安保理が歩調をそろえていた背景には、アラブ連盟など地域機構の強い非難に加え、カッターフィ自身が力で反体制運動を抑え込むことを公然と続行したこと、さらにカッターフィ体制そのものが長年、国際的に孤立していたなど特殊な事情が作用していた。

カッターフィ体制は安保理決議 1970 号採択後も反体制運動に対する弾圧を続け、国際社会では飛行禁止空域を設定するなど武力介入の必要性に関する議論が拡大した。特にアラブ連盟が3月12日に飛行禁止空域設定を国連安保理に求めた決議を採択したことは、武力介入に向けた大きな推進力となった。ただ、シリアとアルジェリアは飛行禁止空域設定を求める決議に反対しており、アラブ連盟加盟国も一枚岩ではなかった。一方、アフリカ連合 (AU) は3月10日の平和・安全保障理事会で「いかなる形であれ、国外からの軍事介入には反対する」として、アラブ連盟とは対照的な対応をしている⁵。

こうした動きを背景に国連安保理は3月17日、文民保護および飛行禁止空域を樹立するために「すべての必要な措置をとる」ことを加盟国に授権する決議 1973 号を採択した。同決議は同じアラブの国であるレバノン、および英国とフランスが共同提案した。採決ではロシア、中国、インド、ブラジル、ドイツの5カ国が棄権したが、反対はなかった。同決議に基づき米国、英国、フランスなど NATO 加盟 14 カ国とヨルダン、カタール、アラブ首長国連邦 (UAE) のアラブ 3 カ国、さらにスウェーデンの計 18 カ国が参加した対リビア軍事作戦が3月19日から開始され、空爆と海上での武器輸送阻止を主体とする軍事作戦が実施された⁶。当初は米国が指揮を執ったが、3月末から指揮権は NATO に移った。

その後もカッターフィ体制派と反体制派の戦闘は一進一退を続けたが、空爆の影響で反体制派が次第に攻勢を強め8月下旬には首都トリポリを制圧した。反体制派が組織した暫定国民評議会（TNC）も、日本を含む多数の国から承認された。この結果、カッターフィ体制は8月末には崩壊し、10月20日にはカッターフィ本人の死亡が確認され、10月31日に軍事作戦は終了した。

（2）対リビア軍事作戦の評価

（a）肯定的評価

作戦に参加した国の関係者は当然ながら、対リビア軍事作戦を高く評価している。例えば米国の駐 NATO 大使 I. H. ダールダーと欧州連合軍総司令官兼在欧米軍司令官ジェームズ・スタヴリディスは連名の寄稿で、「(作戦は) 文民を保護しカッターフィを打倒するために、各地の軍事勢力に必要な時間と空間を提供することに成功した」と自賛している⁷。また国際関係論の論点から J. ウェスターンらは、国際社会は 1990 年代のソマリア、ルワンダ、ボスニアの経験を経て、必要であれば力の行使を伴う R2P の概念を発展させた結果、リビアでの成功に至ったと評価している⁸。

国際法学者の J. D. メイヤーは 2001 年に出された「干渉と国家主権に関する国際委員会 (ICISS)」の報告書が打ち出した軍事干渉を行うための 6 つの基準を、リビアのケースはすべてを満たしていると論じている⁹。すなわちメイヤーは①正当な権限：安保理決議に基づく、②正当な理由：大規模な人命の損失が予想された、③正当な意図：領土的意図に基づくものでも、1 カ国の不正な意図に基づくものでもない、④最終手段：外交的、非軍事的努力は尽くされた、⑤比例的な手段：空爆の規模、期間ともにリビアの軍事力に比べ不釣り合いだったとの証拠はない、⑥合理的な期待：軍事介入が成功する見込みがあった、と論じている。

また ICISS の共同議長を務めた G・エヴァンスは、①甚大な危害の恐れ、②正当な意図、③他に手段がない、④比例的な手段、⑤妥当な結果への期待、という軍事介入を行うための 5 つの基準をあげ、2011 年 3 月に安保理がベンガジにおける虐殺を防止するために行動した際、これらの基準はすべて適用されていたと評価している。ただ、「軍事介入が続行されるにつれて、一部の基準、特に比例に関する基準の適用は不明瞭になった」と一部留保の姿勢を示している¹⁰。R2P の提唱者であるエヴァンスが比例の問題を指摘しているのは、後に述べるように、対リビア攻撃が安保理の授權の範囲を逸脱していたとの批判が絶えないからであろう。

(b) 批判的評価：民間人の犠牲者

他方、当然ながらリビアへの軍事介入に関してはきわめて厳しい批判がある。主に①過剰な武力の行使によって民間人に犠牲者が出た、および②軍事介入は結局、体制転換のためだった、という2点についてだ。このうち体制転換をめぐる議論については後述する。

民間人に犠牲者が出ているとしてきわめて早い段階で批判の声を上げたのは、当時のアラブ連盟事務局長のアムル・ムーサだった。ムーサは軍事作戦開始翌日の3月20日に、軍事作戦は飛行禁止空域設定という目的から逸脱し、民間人を爆撃していると批判した¹¹。対リビア空爆が本格化するにつれて、武力行使に対する批判は拡大した。特にブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカのいわゆる BRICS 5 カ国の批判は強かった。もともと南アフリカを除く BRICS 各国は安保理決議 1973 号採択の際、軍事力行使のエスカレートへの懸念を理由に棄権していた。例えばロシアの国連代表は棄権理由を、①飛行禁止空域設定に係る問題（禁止空域樹立の方法、交戦規定、武力行使の制限）が明確ではない、②アラブ連盟が求める飛行禁止空域設定という目標以上に、大規模な軍事介入に発展する危険がある、などと説明していた¹²。空爆開始から約3週間後の4月14日に中国の三亚で開催された BRICS5 カ国首脳会議では、決議に賛成した南アフリカも加わって、政治解決と軍事力行使の中止を呼びかける声明を発表している¹³。

ただ、NATO 加盟国などの空爆によって民間人にどの程度の犠牲者が出たかははっきりしない。『ニューヨーク・タイムズ』紙は独自の調査に基づいて、少なくとも40人、おそらく70人以上が NATO の空爆で死亡したと報じている¹⁴。またヒューマン・ライツ・ウォッチが2012年5月に出した報告書によれば、少なくとも72人が死亡した¹⁵。

2. シリア危機の拡大と R2P

(1) アラブ連盟の働き掛けと挫折

シリアでは2011年3月中旬、南部の都市で政府を批判するデモが起き、4月初めには全国に拡大した。バシヤール・アサド政権は同年夏ごろまで、政治犯の釈放、非常事態法の廃止、新政党法の導入など政治改革の姿勢を少しは示したが、基本的には反体制運動を「テロリスト」として徹底的に弾圧し続けた。そのため事態は悪化の一途をたどった。

犠牲者が増大するにつれて、国連人権機関の動きが活発化し、4月29日には国連人権理事会がシリア当局による暴力の行使を非難する決議を採択した¹⁶。これ以降、国連人権理事会と国連人権高等弁務官は繰り返しシリア政府による人権侵害を非難し、安保理にシリア政府関係者を国際刑事裁判所に付託するよう求める決議や報告書を出している。また、R2P 担当国連事務総長特別顧問のエドワード・ラックとジェノサイド防止担当特別顧問の

フランシス・デンは6月2日に連名で、シリアが国民を保護する責任を有していることを再確認し、シリア軍などによる「意図的な攻撃を強く憂慮する」との声明を出した¹⁷。両者はその後も繰り返し連名で声明を出している。国連総会も数回にわたりシリアを非難する決議を採択している。

また2011年4月以降、米国やEU、日本などが制裁や経済協力の見直しなどの措置をとっている。このように国際社会全体からみるとより多くの国が、シリア政府による反体制運動への暴力的な弾圧を厳しく非難し、バッシュール・アサド政権は統治の正統性を失ったとの立場をとるようになった。

一方、リビア問題への迅速かつ比較的統一的な対応に比べ、アラブ連盟のシリアへの対応は不統一で行動に時間がかかった。例えば2011年4月末に国連安保理でシリア政府を非難する議長声明を出すことが議論されたが、ロシア、中国、インドとともにレバノンも反対し、議長声明発出は見送られた。レバノンはリビアへの軍事力行使を認めた決議1973号の提案国であり、同国のシリア問題への対応はきわめて対照的だった。レバノン国連代表は反対理由について、レバノンはシリアと「特別な関係」を持っており、シリア政府の改革への努力を評価すると述べている¹⁸。

しかし2011年8月6日に湾岸協力会議（GCC）が、翌7日にはアラブ連盟が、それぞれシリア政府を非難する声明を出し、アラブ世界での潮流の変化が明確になった。アラブ連盟は10月30日、暴力の停止、囚人の釈放、反体制派との対話などを呼びかける和平案を提示し¹⁹、シリア政府もこれを受け入れた。だが、シリア政府が弾圧をやめなかったため、アラブ連盟は11月12日にシリアの加盟資格を停止し、同月27日にはシリアが同連盟の和平案実施状況を検証する停戦監視団を受け入れないことを理由に経済制裁を科すことを決定した。こうした圧力を受けシリアは監視団の受け入れを表明し、同月下旬から監視団がシリアに入った。しかし実際の状況に変化はなく、アラブ連盟は2012年1月28日、監視団撤退を決定した。このようにアラブ連盟は一時的にシリア問題への積極的な対応を試みたが、結局、問題解決の糸口を見いだすことは出来なかった。

（2）国連安保理の機能不全

他方、国連安保理はシリア問題では当初からほとんど機能不全状態を続けている。すでに述べたように2011年4月下旬には安保理で、シリアを非難する議長声明発出が検討されたが、ロシアなどの反対で議長声明は出されなかった。事態がさらに悪化した8月3日には、何とか議長声明発出に漕ぎつけ、安保理として初めてシリア政府による人権侵害と市民に対する力の行使を非難した。しかし一方で「全当事者」に自制を求めるなど、妥協の

産物であることがわかる²⁰。なお、レバノンはこの声明を出す際の協議を欠席している。

これ以降も安保理内の対立は解消されなかった。10月4日には英仏などが共同提案した決議案が採決に付されたが、ロシアと中国の拒否権行使によって成立しなかった。決議案はすべての当事者による暴力行為の即時停止、シリア政府による人権侵害の停止と基本的自由の回復、包括的政治プロセスの開始などを呼びかけていたが、R2Pには言及していない。決議案に反対した理由についてロシアの国連代表は、シリアの国家主権と領土の一体性の尊重、中立的な仲介などが必要であるにもかかわらず、決議案はシリア政府に対し「対立的」かつ「一方的」と述べ、中国代表は内政不干涉原則の重要性を強調している²¹。なおブラジル、インド、南アフリカ、及びレバノンは棄権した。

安保理では2012年2月に再び決議案が審議された。この決議案は欧米諸国のほかアラブの11カ国も共同提案国となっており²²、暴力の即時停止、軍の都市部からの撤退などからなる2011年11月2日のアラブ連盟の行動計画を直ちに実行するよう求める内容だった。しかし、再びロシアと中国の反対で決議案は成立しなかった。ロシア代表は安保理メンバーの一部が危機の当初から体制転換を画策していると非難し、中国代表は解決策の押し付けは問題をさらに複雑にすると反対の理由を説明した²³。なおこの時の採決では2011年10月の採決の際に棄権したインドと南アフリカも賛成し、13カ国が支持した²⁴。

こうした安保理の機能不全状態を打破するために2012年2月23日、国連前事務総長コフィ・アナンが国連とアラブ連盟のシリア問題担当共同特使となり、停戦実現のための工作を始めた。同特使は3月、①戦闘停止と国連監視メカニズムの確立、②人道的支援物資の供与、③拘束者の釈放、④集会の自由や平和的デモの権利尊重、などを骨子とした6項目和平案を提示し²⁵、シリアも同案に前向きな姿勢を示した。これを受け安保理は3月21日、6項目和平案を支持する旨の議長声明を出した。安保理はさらに4月14日に決議2042号を、同21日に決議2043号を採択し、両決議に基づき最大300名からなる非武装の国連シリア監視団（United Nations Supervision Mission in Syria: UNSMIS）がシリアに展開した。

しかし武力衝突はいっこうに収まらず、7月19日には住宅地からシリア政府軍が撤退しなければ経済制裁もあり得るとの決議案が上程されたが、再びロシアと中国の拒否権で否決された²⁶。安保理は唯一7月20日、90日間とされていたUNSMISの活動期間を30日間延長する決議2059号を成立させた。だがUNSMISの現地での活動はきわめて限られており、シリア政府軍による妨害行為にもたびたび遭遇した。結局、安保理は活動期間を再延長せず、UNSMISは8月19日、活動を終了した。

このように安保理はシリア問題に関してはまったく機能しておらず、8月末にアナンは共同特使を辞任し、後任にはラフダル・ブラヒミが就任した。ブラヒミは「シリアのため

の行動グループ」が2012年6月末に出した最終コミュニケ²⁷をベースに、シリアのアサド体制および反体制双方と協議するとともに、米国とロシアの立場の相違を埋めることでシリアの内戦を終結させ、体制移行を何とか実現しようと努力している。しかし、2013年1月にジュネーブで行われた米ロ政府高官とブラヒミとの3回目の3者協議においても、仲介は成功しなかった。また同じ1月、国際司法裁判所への付託を求める書簡が57カ国の共同署名で提出されたが、ロシア、中国は姿勢を変えていない。

安保理、さらに共同代表であるアナン、その後任のブラヒミがシリア問題に関し突破口を見いだせず、国連が機能不全状態を続けている背景には、いくつかの理由がある。第1にリビアへの軍事介入が「文民保護」を掲げながらも体制転換に結びついたことに対するロシアや中国の不信感がある。この点は後述する。

第2は第1の要因と密接に関係しているが、軍事介入以前の問題として、内戦終結のためバッシュール・アサドの退陣を求めるか否かで、国際社会に越えがたい亀裂が生じていることだ。米国やEU諸国、アラブ諸国などはすでにバッシュール・アサドに統治の正統性はないとして退陣を求めている。他方、ロシアはシリアの将来はシリア人自身によって決定されるべきであり、外部の介入による解決策の押し付けには断固反対するとの姿勢を貫いている²⁸。

第3はICGが2012年8月に出した報告書で「シリアは外部からの干渉の場になっている」と指摘しているように²⁹、さまざまな勢力がすでにシリア問題に介入していることだ。ロシア、イランは体制側に資金や武器を供与しているといわれ、逆にサウジアラビアやカタール、トルコは反体制勢力に協力しているといわれる。また、米国も中央情報局（CIA）が反体制勢力に対し密かに武器を供与していると報じられている³⁰。アナンが共同特使辞任の意向を発表した直後の寄稿で、政治的な問題解決のためには国際社会のコンセンサスが必要であるにもかかわらず、全当事者は軍事的な手段で自分たちの利益を追求していると強く批判したように³¹、介入による自国の利益確保を優先し国連の場での合意形成がながしろにされているという現実がある。

第4にシリアの反体制勢力が統一されておらず、外部との関係についての立場も一様ではないことが指摘できる（第2章参照）。

3. R2Pによる軍事介入のジレンマ

(1) R2Pと体制転換をめぐる議論

安保理がシリアへの対応で機能不全状態に陥っている最大の原因は、リビアに対する軍事介入の結果、R2Pと体制転換の関係をめぐり国際社会内で深刻な対立が生じていること

である。リビアに対する NATO などによる攻撃の拡大・長期化と、コートジボワールにおける国連コートジボワール活動 (UNOCI) による武力行使³²に疑義が呈される中、安保理は 2011 年 5 月 10 日、「武力紛争における文民保護」をテーマとする討議を行った³³。

討議では、欧米各国代表はリビアやコートジボワールでの事例を積極的に評価している。他方、中国代表が文民保護を装って体制転換を試みることに強い懸念を表明したほか、ブラジルと南アフリカ代表も文民保護が体制転換や干渉の名目になっているという懸念を表明した。また、ロシア代表は「文民保護という崇高な目標は、他の無関係な問題を解決するための試みに従わされるべきではない」と軍事作戦を批判した。

このようにリビアとコートジボワールのケースは、文民保護のための武力行使と体制転換との関係について、BRICS 諸国を中心に強い懸念を引き起こした。軍事的に優位にある NATO などが文民保護を理由に軍事力を恣意的に行使して内政干渉やさらに体制転換を試みる恐れがあると考えているからであろう。特にロシアと中国の不信感は強く、前節で述べたように安保理ですでに 3 回、拒否権を行使した。

研究者からも R2P と体制転換の問題についての指摘は多い。例えばベラミーはコートジボワールとリビアの 2 つの事例について「安保理そのものは体制転換を授權していないにもかかわらず、決議実行者は (体制転換という) 結果を意図していた」と批判している³⁴。その意味では R. コリンズがいうように、リビアへの武力行使を認めた安保理決議 1973 号そのものが曖昧だったといえるだろう。コリンズは、「すべての必要な措置」の意味は不明瞭で幅広い解釈が可能であり、「決議 1973 号によって体制転換は特定されても、除外されてもいなかった」としている³⁵。

しかし現実の状況を見る限り、R2P と体制転換との関係は必ずしも簡単ではない。R2P 担当の国連事務総長特別顧問 E. ラックはインタビューで、R2P の目的は民衆を保護することだと強調する一方で、場合によって民衆を守る唯一の方法は体制転換かもしれないと認めている³⁶。ベラミーもまたこのラックの発言を引用し、国家が虐殺や戦争犯罪、民族浄化などを行っている状況において、国際社会が体制転換を押し付けることなく民間人を保護するという責任を現実果たすことができるのだろうかという「根本的なジレンマ」を指摘している³⁷。ICISS 報告も「体制を転覆させること自体は正当な目的ではないが、民衆を傷つける体制の能力を無力化することは、保護するというマンデートを果たすために必須かもしれず、無力化達成に必要なものは、ケースによって異なるだろう」と体制転換の可能性を一義的に排除できないジレンマを認めている³⁸。

こうしたジレンマは政策決定者の間にもある。米大統領オバマはリビアへの軍事介入が開始されてから約 10 日後の 2011 年 3 月 28 日の演説で、「我々の軍事的な使命に体制転換

を含めることは誤りである」と述べている³⁹。アフガニスタン、イラクへの軍事介入が泥沼状態に陥ったことへのアンチテーゼであろう。しかし、4月14日になるとオバマは英首相キャメロン、仏大統領サルコジと連名で、「リビアの平和への道」と題する文を『ニューヨーク・タイムズ』紙などに寄せた。その中で3人は、安保理決議1973号の目的は文民保護であり、力によってカダフィを退陣させることではないとしつつも、「自らの国民を虐殺しようとしている人物が将来の政府で一定の役割を果たすということは考えられない」として、カダフィが権力に留まっている限り NATO は軍事作戦を続行しなければならないと記し、体制転換の必要性を示唆している⁴⁰。3人の連名の文が掲載された4月14日は、先に述べたように BRICS 首脳会議が NATO などによるリビア攻撃を批判する三亜宣言を出した日である。

シリアの場合も、同様なことがいえるだろう。反体制側の多くはバシール・アサド体制がすでに統治の正統性を失っているとしており、体制側が呼びかけた政治対話も拒否している。一方、バシール・アサドも権力を手放す考えをいっさい示していない。このように体制側と反体制側の武力対立が続き、問題解決への糸口が見いだせない場合、ICISS 報告がいう「民衆を傷つける体制の能力を無力化する」ためには結局、体制転換しかないという議論も一定の説得力を持っている。ただシリア問題に関しきわめて重大な問題は、たとえ「無力化する」ために力行使したとしても、一定の成果が期待できないという合理的な判断ができないことである。このことは次に述べるように、介入する側の軍事能力と表裏一体の問題でもある。

(2) 軍事介入する側の軍事能力

リビアに対する NATO の軍事作戦が終了した直後の2011年10月31日、リビアの首都トリポリを訪問したアナス・フォー・ラスムセン NATO 事務総長は、リビア国民を保護するという安保理決議履行にあたり「我々は効果的で、柔軟で、かつ的確であった」と自画自賛した⁴¹。また、米国の NATO 大使ダールダーと欧州連合軍総司令官兼在欧米軍司令官スタヴリディスも、複数国が連合軍として協力し介入をする場合、NATO だけが複雑な作戦計画を立案・実行できる共通の指揮構造と能力を持っていると指摘している⁴²。

しかしダールダーらはその一方で、作戦に参加した NATO 加盟国が十分な軍事能力を保有していなかった故に、米国は指揮権を NATO に移譲した後も、情報や偵察のデータ、空中給油機、さらに人的な貢献をし続けなければならなかったと述べ、他の NATO 加盟国の軍事力の不十分さを強く批判している⁴³。ヨーロッパ加盟国の軍事能力の低さに対する批判はほかにも多く、「こうした限定的な飛行作戦においても、ヨーロッパ加盟諸国の軍事能

力は必要とされるレベルにほど遠かった」とまで酷評されている⁴⁴。さらに NATO 加盟国のうち対リビア軍事作戦に参加したのは半数の 14 カ国だけだったことから、NATO 加盟国は自国の責任をより選択的なアプローチで果たそうとしているとの指摘もある⁴⁵。

NATO 内における米国とその他の加盟国との間の軍事能力の格差は 1990 年代のボスニア・ヘルツェゴビナやコソボでの軍事作戦の際に指摘され、米国抜きに軍事作戦は遂行できないのではないかとの指摘は以前からあった。その意味で R2P に基づく最後の手段としてたとえ軍事作戦が安保理決議で容認されたとしても、それが自動的に効果的な軍事作戦遂行を保証することにならないことは留意する必要がある。

(3) アラブ諸国の「支持」

リビアに関する安保理決議 1970 号と 1973 号が成立し、NATO などが即座に軍事介入に踏み切った大きな要因の一つとして、アラブ世界の支持が高かったことがよく指摘されている。ベラミーらは飛行禁止空域設定を求めるアラブ連盟決議がなければ、安保理決議 1973 号は採決にかけられなかっただろうとすら述べている⁴⁶。

しかし他方ですでにみたように、NATO などによる軍事作戦開始の翌日には、アラブ連盟のムーサ事務局長が民間人を爆撃していると強く批判する発言をしている。ギャッラブが 2012 年 2 月から 4 月にかけてアラブ諸国で行った調査によれば、リビアへの軍事介入への支持はモロッコ 12%、エジプト 13%、アルジェリア 14%、チュニジア 22% と非常に低い⁴⁷。その意味では、シリアへの軍事介入が実際に議論の俎上にのぼったとしても、アラブ諸国の世論がそれを支持しない可能性は高い。

結び

潘基文国連事務総長が 2009 年 1 月に国連総会に提出した文書『保護する責任の実施』⁴⁸においても、軍事力の行使が検討されている。しかし、その多くは被介入国政府の治安維持機能強化のための援助や、平和維持のため被介入国の同意を得た上での軍の展開の問題が検討されているにすぎない。パラグラフ 56 で唯一、強制力をそれほど伴わない文民保護のための国際社会の対応が奏功せず、ある国家が国民に対する暴力行為を継続した場合、国際社会は集団的な対応を検討する必要があると述べるにとどまっている⁴⁹。なお、このパラグラフは 2005 年の R2P に関する国連総会決議 A/60/1 のパラグラフ 139 に言及しているが、同総会決議もまた平和的対応が不十分な場合、ケース・バイ・ケースで第 7 章を含む国連憲章に基づく国連としての対応を検討する必要があると述べているにすぎず、具体性はない⁵⁰。

すでに述べたように 2001 年の ICISS 報告は、体制転覆を R2P の正当な目的ではないとしながらも、ある体制が国民の保護を果たさないどころか、国民を殺戮する側に回った時、その体制の殺戮能力をどのようにして無力化するかという問題を提起している。まさにベラミーがいう R2P と体制転換との間の「根本的なジレンマ」の問題である。しかし、2005 年の国連総会決議も 2009 年の国連総長報告もこの根本的な問題を十分に検討せず、その後も等閑視されてきた⁵¹。そうした状況の中で国際社会はリビアとコートジボアールにおける体制転換の事例に直面し、結果として国際社会内の亀裂が鮮明になり、シリア危機に対し有効な措置をとれないでいる。

なお、軍事力行使に伴うジレンマは、必ずしも無力化や体制転換問題に限定されない。シリアに関しては、人道物資搬入や避難民保護のために安全回廊や安全地帯の設置案も提唱されている。しかしロシアのラブロフ外相が、一部諸国が反体制側を支援している中で、人道目的のために安全回廊を設けることに何の意味があるのかと反論しているように⁵²、安全回廊設置案についても国際社会にはコンセンサスが成立していない。加えてシリアの情勢を考えると、もし安全回廊や安全地帯を樹立するとなれば、相当規模の兵力と兵站による介入が必要であることは想像に難くない。その結果、たとえ安全回廊設置の方向に国際社会が動き出したとしても、どの国ないし国家連合が十分な軍事力を提供する能力と意思を持っているのかという新たな問題が生起することになり、R2P 論のジレンマは続くことになる。

—注—

- ¹ Alex J. Bellamy, “The Responsibility to Protect and the Problem of Regime Change,” *e-International Relations* (September 27, 2011). <<http://www.e-ir.info/2011/09/27/the-responsibility-to-protect-and-the-problem-of-regime-change/>>, accessed on August 18, 2012.
- ² International Crisis Group, *Immediate International Steps Needed to Stop Atrocities in Libya* (February 22, 2011). <<http://www.crisisgroup.org/en/publication-type/media-releases/2011/immediate-international-steps-needed-to-stop-atrocities-in-libya.aspx>>, accessed on August 15, 2012.
- ³ OIC は 2011 年 6 月、名称をイスラーム諸国会議機構 (Organization of the Islamic Conference) からイスラーム協力機構 (Organization of the Islamic Cooperation) に変更したが、OIC という略称は変わっていない。
- ⁴ Ved P. Nanda, “From Paralysis in Rwanda to Bold Moves in Libya: Emergence of the ‘Responsibility to Protect’ Norm under International Law – Is the International Community Ready for It?” *Huston Journal of International Law*, Vol. 34, Issue 1 (Fall 2011), p.39.
- ⁵ “Libya: AU’s Opposition to Military Intervention in Libya Ignored by UNSC, Obama,” *allAfrica* (March 18, 2011). <<http://allafrica.com/stories/201103190043.html>>, accessed on August 12, 2012.
- ⁶ 作戦に参加した他の NATO 加盟国はアルバニア、ベルギー、カナダ、デンマーク、ギリシャ、イタリア、オランダ、ノルウェー、ルーマニア、スペイン、トルコ。
- ⁷ Ivo H. Daalder and James G. Stavridis, “NATO’s Victory in Libya: The Right Way to Run an Intervention,” *Foreign Affairs*, Vol.91, No.2 (March/April 2012), p.2.

- ⁸ Jon Western and Joshua S. Goldstein, “Humanitarian Intervention Comes of Age: Lessons from Somalia to Libya,” *Foreign Affairs*, Vol.90, No.6 (November/December 2011), pp.48-59.
- ⁹ Jason Dominguez Meyer, “From Paralysis in Rwanda to Boldness in Libya: Has the International Community Taken ‘Responsibility to Protect’ from Abstract Principle to Concrete Norm under International Law?” *Houston Journal of International Law*, Vol.34, Issue1 (Fall 2011), pp.101-103.
- ¹⁰ Gareth Evans, “The Lesson of Libya,” *The New York Times*, November 15, 2011.なおエヴァンスがここで使っている軍事介入を行うための5つの基準は、彼自身がICISSの基準により幅広い正当性を持たせるためとして2004年に提唱したものである。Gareth Evans, “When is it Right to Fight?” *Survival*, Vol.46, No.3 (Autumn 2004), pp.75-78.
- ¹¹ “Arab League, African Union criticize Western strikes on Libya,” *Daily News*, 21 March 2011.
- ¹² UNSC 6498th Meeting, S/PV.6498, 17 March 2011, p.8.
- ¹³ “Big five emerging powers urge end to Libya fighting,” *Reuters*, April 14, 2011.
- ¹⁴ C. J. Chivers and Eric Schmitt, “In Strikes on Libya by NATO, an Unspoken Civilian Toll,” *The New York Times*, 17 December 2011.
- ¹⁵ Human Rights Watch, *Unacknowledged Deaths: Civilian Casualties in NATO’s Air Campaign in Libya* (2012), pp.4-15.
- ¹⁶ A/HRC/RES/S-16/1. 決議は賛成29、反対9（ロシア、中国など）、棄権7（アラブ諸国ではサウジアラビアとジブチ）で採択された。
- ¹⁷ United Nations, *Press Release: Special Advisers of the United Nations Secretary-General on the Prevention of Genocide, Francis Deng, and on the Responsibility to Protect, Edward Luck, on the situation in Syria*, 2 June 2011.
- ¹⁸ UNSC 6524th Meeting, S/PV.6524, 27 April 2011.
- ¹⁹ アラブ連盟によるシリアへの正式提案は2011年11月2日で、同提案はその後「行動計画(Action Plan)」と呼ばれている。
- ²⁰ S/PRST/2011/16, 3 August 2011.
- ²¹ UNSC 6627th Meeting, S/PV.6627, 4 October 2011, pp.3-5.
- ²² 共同提案国となったアラブ諸国はバハレーン、エジプト、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、サウジアラビア、チュニジア、アラブ首長国連邦(UAE)。
- ²³ UNSC 6711th Meeting, S/PV.6711, 4 February 2012, pp.9-10.
- ²⁴ レバノンとブラジルの非常任理事国任期は2011年末で終了した。
- ²⁵ アナンの6項目と平和提案については2012年3月21日に出された安保理議長声明に再掲されている。S/PRST/2012/6.
- ²⁶ インドを含む11カ国が賛成、南アメリカとパキスタンは棄権。反対はロシアと中国のみ。
- ²⁷ 「シリアのための行動グループ」は国連、アラブ連盟、5安保理常任理事国、トルコ、イラク（アラブ・サミット議長国）、クウェート（アラブ外相会議議長国）、カタール（アラブ連盟シリア・フォローアップ委員会議長国）、EU外務安全保障担当上級代表からなっている。2012年6月30日のコミュニケは、アナン6項目提案の完全履行に加え、「シリア国民の正当な期待に応える政治的移行期のためのガイドラインと原則」の必要性などを呼びかけている。*Action Group for Syria Final Communiqué 30.06.2012* <http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/66/PV.124>, accessed on January 10, 2013.
- ²⁸ 例えば2013年1月のジュネーブ協議後のロシア外務省声明。“Russia rejects Assad exit as precondition for Syria deal,” *Reuters*, 2013.1.12. なお、ロシアがアサド体制を支持している背景についてロシアの研究者プホフは、シリアへの武器輸出やタルトゥス港の重要性が問題なのではなく、ロシア人の多くが欧米諸国の一方的な介入主義に怒りを覚えているからで、プーチン大統領もこうしたロシア国民の感情を自己の支持基盤強化に活用していると分析している。Ruslan Pukhov, “Why Russia supports Syria,” *International Herald Tribune*, 7 July 2012. 同様の指摘は以下でもなされている。Camillar Committeri, “When Domestic Factors Prevail Upon Foreign Ambitions: Russia’s Strategic Game in Syria,” *LAI Working Papers 12*, 26 October 2012.
- ²⁹ International Crisis Group, *Middle East Report No. 128: Syria’s Mutating Conflict*, 1 August 2012, p.i.
- ³⁰ “C.I.A. agents reported helping arm Syria rebels,” *International Herald Tribune*, 22 June 2012.
- ³¹ Kofi Annan, “My departing advice on how to save Syria,” *Financial Times*, August 2, 2012. <<http://www.ft.com/intl/cms/s/2/b00b6ed4-dbc9-11e1-8d78-00144feab49a.html#axzz25Mhm2aCo>>, accessed on August 3, 2012.
- ³² 安保理決議1975号（2011年3月30日成立）は文民の保護のためUNOCIに対し「授權範囲内で必要なすべての措置」をとることを認め、同決議に基づいてUNOCIは武力を行使した。
- ³³ UNSC 6531th Meeting, S/PV6531, 10 May 2011.
- ³⁴ Bellamy, *op.cit.*
- ³⁵ Robin Collins, *Thinking About Libya, the Responsibility to Protect and Regime Change: A “Lessons Learned” Discussion Paper*, World Federalist Movement-Canada (October 2011). <http://worldfederalistscanada.org/wfmcDraftLibyaRC5_oct19%204.pdf>, accessed on August 15, 2012.
- ³⁶ “Will Syria Follow Libya?” *Council on Foreign Relations*, 1 September 2011

- <<http://www.cfr.org/syria-follow-libya/p25745>>, accessed on August 18, 2012.
- ³⁷ Bellamy, *op.cit.*
- ³⁸ ICISS, *The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty* (December 2001), para.4.33.
- ³⁹ *Remarks by the President in Address to the Nation on Libya*, The White House, 28 March 2011.
<<http://www.whitehouse.gov/photos-and-video/video/2011/03/28/president-obama-s-speech-libya#transcript>>, accessed on March 29, 2011.
- ⁴⁰ Barack Obama, David Cameron, and Nicolas Sarkozy, “Libya’s Pathway to Peace,” *The New York Times*, 14 April 2011.
- ⁴¹ “*We answered the call*” – *the end of Operation Unified Protector*, NATO, 31 October 2011.
<http://www.nato.int/cps/en/natolive/news_80435.htm?selectedLocale=en>, accessed on September 8, 2012.
- ⁴² Daalder and Stavridis, *op.cit.*, p.4.
- ⁴³ *ibid.*, pp.6-7.
- ⁴⁴ “NATO’s Teachable Moment,” *The New York Times*, 29 August 2011.
- ⁴⁵ Ellen Hallams and Benjamin Schreer, “Towards a ‘post-American’ alliance? NATO burden-sharing after Libya,” *International Affairs*, Vol.88, No. 2 (March 2012), p.322.
- ⁴⁶ Alex. J Bellamy and Paul D. Williams, “The new politics of protection? Côte d’Ivoire, Libya and the responsibility to protect,” *International Affairs*, Vol. 87, No. 4 (July 2011), p.846.
- ⁴⁷ “Snapshot: NATO Intervention in Libya Unpopular in Arab World,” *Gallup World*, 31 May 2012.
- ⁴⁸ *Report of the Secretary General: Implementing the responsibility to protect*, A/63/677, 12 January 2009.
- ⁴⁹ *Ibid.*, para56.
- ⁵⁰ UN General Assembly, *60/1. 2005 World Summit Outcome*, A/RES/60/1, 24 October 2005, para.139.
- ⁵¹ この点についての指摘は以下を参照されたい。Monica Serrano, “The Responsibility to Protect: Libya and Côte D’Ivoire,” *Amsterdam Law Forum*, Vol.3, No.3 (2011), pp.92-101/ Jennifer Welsh, “Implementing the ‘Responsibility to Protect’,” *Policy Brief*, No.1, Oxford Institute for Ethics, Law and Armed Conflict (2009).
- ⁵² “Russia questions humanitarian corridors in Syria, hopes for U.N. mission extension,” *Xinhua*, 26 July 2012.

